第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業の特性を踏まえ、計画段階配慮事項を検討するに当たり、必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

事業実施想定区域は東松浦半島と壱岐島の間、壱岐水道に位置する。

事業実施想定区域及びその周囲における地域気象観測所として、唐津地域気象観測所及び石田地域気象観測所（壱岐航空気象観測所）があり、概要及び観測種目は表 3.1-1、観測所の位置は図 3.1-1 のとおりである。

唐津地域気象観測所における平年値及び令和 2 年の気象概況は表 3.1-2 のとおりである。令和 2 年の年平均気温は 17.0℃、年降水量は 2,440.5㎜、年平均風速は 2.3m/s、年間日照時間は 1,943.4 時間である。

また、令和 2 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-2 のとおりである。令和 2 年の風向出現頻度は、春季及び夏季は南、秋季は北、冬季は西北西がそれぞれ高い。年間の風向出現頻度は南が最も高く 14.5%である。

石田地域気象観測所における平年値及び令和 2 年の気象概況は表 3.1-4 のとおりである。令和 2 年の年平均気温は 16.8℃、年降水量は 2,064.5㎜、年平均風速は 4.2m/s である。

また、令和 2 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-5、風配図は図 3.1-3 のとおりである。令和 2 年の風向出現頻度は、春季及び秋季は北東、夏季は南西、冬季は北西がそれぞれ高い。年間の風向出現頻度は北西が最も高く 12.9%である。

表 3.1-1　事業実施想定区域の周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の高さ	風速計の高さ	観測種目				
					気温	風	降水量	日照	積雪
唐津	唐津市二タ子	緯度 北緯 33° 27.5′ 経度 東経 129° 57.3′	23m	10m	○	○	○	○	－
石田	壱岐市石田町筒城東触 壱岐航空気象観測所	緯度 北緯 33° 44.9′ 経度 東経 129° 47.1′	12m	10m	○	○	○	－	－

注：観測種目の「○」は観測が行われていること、「－」は行われていないことを示す。

〔「地域気象観測所一覧」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

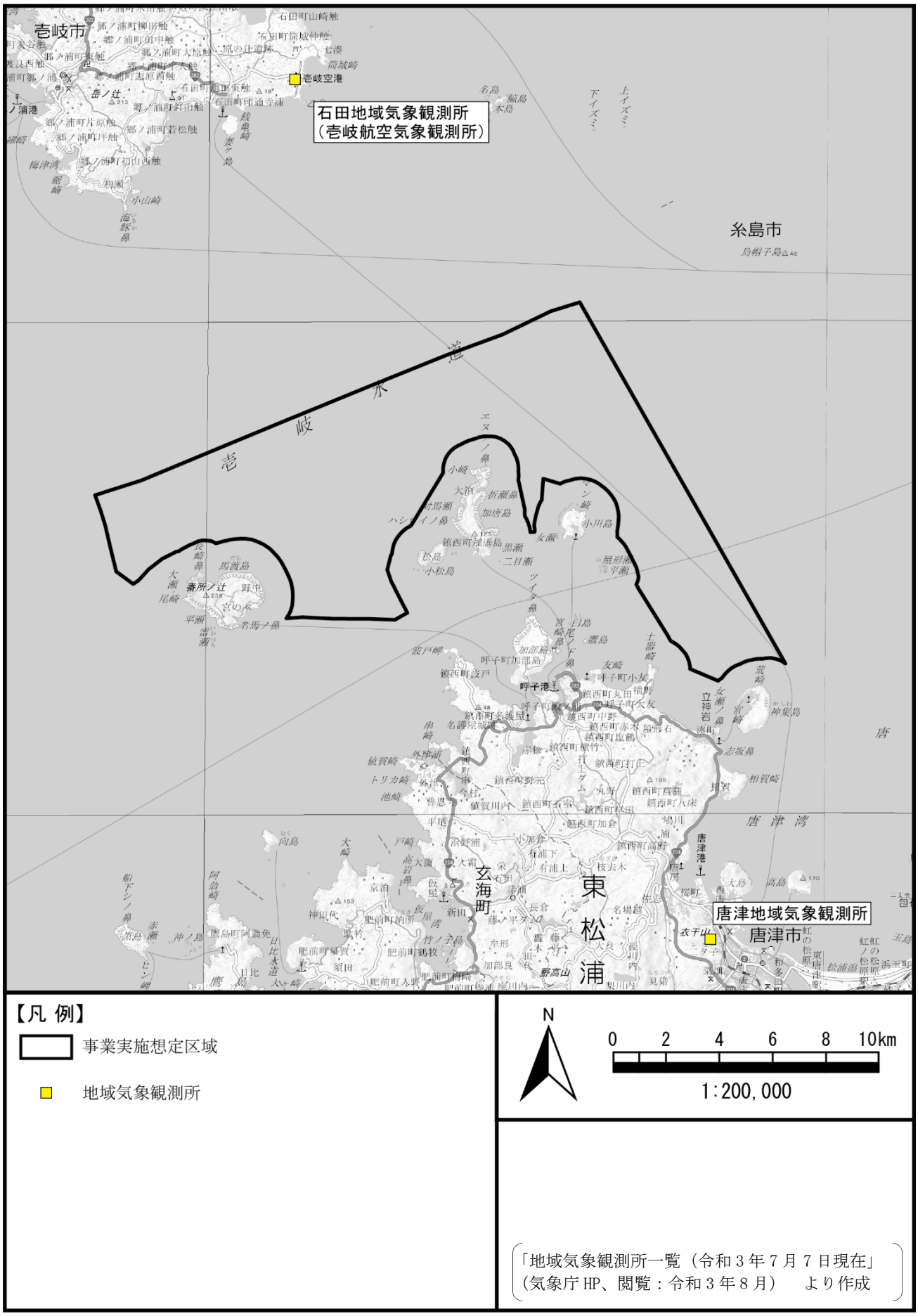

図 3.1-1　地域気象観測所の位置

表 3.1-2(1)　唐津地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温（℃）	16.5	6.3	7.2	10.4	14.5	19.1	22.2	26.4	27.6	23.7	19.0	13.6	8.1
日最高の平均気温（℃）	20.6	10.0	11.2	14.8	19.1	24.0	26.0	30.2	31.7	27.4	22.8	17.8	12.0
日最低の平均気温（℃）	12.9	2.7	3.3	6.3	10.2	14.7	19.3	23.6	24.4	20.7	15.5	9.5	4.5
平均風速（m/s）	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.1	2.0	2.2	2.1	2.3	2.4	1.9	2.2
最多風向	南	西北西	西北西	南	南	南	北	南	南	北北東	北北東	西北西	北西
日照時間（時間）	1,890.3	111.2	118.0	172.0	186.8	213.4	124.2	175.2	219.7	151.4	166.7	141.3	101.5
降水量（mm）	1,979.3	75.4	85.4	117.0	146.3	125.5	280.0	349.0	314.1	191.3	126.7	85.7	94.6

注：平年値は 2010～2020 年の 11 年間の観測値の平均をもとに算出した。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-2(2)　唐津地域気象観測所の気象概況（令和 2 年）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照時間（時間）
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1	170.5	43.5	19.5	13.0	9.0	12.5	5.9	19.0	-0.8	2.2	10.0	南	21.0	北	79.6
2	103.5	34.5	14.5	5.0	9.0	13.4	4.8	21.2	-0.2	2.3	10.8	北西	20.1	西北西	127.0
3	166.0	56.5	23.5	6.5	11.6	16.0	7.2	22.3	-0.9	2.7	9.6	南	17.3	北西	177.0
4	93.0	32.5	12.0	3.5	13.2	17.8	8.6	25.4	3.5	2.7	12.6	北	24.8	北	231.3
5	154.5	83.5	20.5	5.5	19.3	24.0	15.3	28.3	10.6	2.0	8.7	南	16.4	南	204.7
6	384.5	111.0	24.0	9.0	23.7	28.1	20.3	32.9	16.0	2.1	7.7	南	17.4	北	168.5
7	815.5	232.0	44.5	19.0	24.8	28.1	22.5	33.1	17.9	2.1	8.0	南	15.7	南	92.6
8	119.0	78.0	39.5	15.5	28.8	33.3	25.4	36.7	22.8	2.2	8.5	南	17.5	南	255.9
9	325.0	56.5	23.5	12.0	23.5	27.0	20.5	34.0	14.4	2.8	14.4	南東	29.9	南東	144.8
10	45.5	39.0	7.5	1.5	18.8	22.9	15.3	28.1	8.4	2.6	8.5	北	21.5	東北東	197.8
11	28.0	16.5	6.0	4.0	14.5	18.9	9.9	26.5	5.7	1.8	8.8	南	17.1	南	147.3
12	35.5)	11.0)	4.5)	1.5)	7.7)	12.2)	3.5)	16.4)	-0.7)	2.0)	10.0)	北西	18.0)	北北西	116.9)
年	2,440.5	232.0	44.5	19.0	17.0	21.2	13.3	36.7	-0.9	2.3	14.4	南東	29.9	南東	1,943.4

注：「 ）」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-3　唐津地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 2 年）

季節／風向	春季（3～5 月）		夏季（6～8 月）		秋季（9～11 月）		冬季（1,2,12 月）		年間	
	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)
北北東	8.6	3.0	4.9	2.3	13.7	3.5	4.5	2.6	7.9	3.0
北東	6.1	2.6	3.3	1.7	10.6	2.8	4.7	2.8	6.2	2.6
東北東	5.4	2.4	3.9	1.7	7.5	2.8	4.3	2.6	5.3	2.5
東	0.7	0.8	1.0	0.7	0.6	1.3	0.8	1.1	0.8	1.0
東南東	0.8	0.8	1.0	0.7	0.9	1.5	0.9	0.7	0.9	0.9
南東	2.3	1.2	2.7	1.5	2.6	1.8	2.5	1.1	2.5	1.4
南南東	6.5	2.0	13.9	2.3	4.9	1.8	5.7	1.7	7.8	2.1
南	13.2	3.0	27.1	3.1	7.5	2.9	10.1	2.4	14.5	2.9
南南西	5.0	1.4	5.0	1.5	2.9	1.2	4.6	1.3	4.4	1.4
南西	1.9	1.0	2.4	1.1	1.3	0.8	2.8	1.0	2.1	1.0
西南西	2.4	1.4	2.7	1.3	1.4	1.2	2.8	1.0	2.3	1.2
西	5.0	1.9	3.8	1.4	3.6	1.3	4.7	1.6	4.3	1.6
西北西	12.4	3.1	6.3	1.8	6.9	1.8	16.2	2.8	10.4	2.6
北西	6.7	2.9	3.8	1.7	5.9	2.2	12.4	2.9	7.2	2.6
北北西	3.4	2.9	3.6	2.2	4.2	2.6	6.5	3.2	4.4	2.8
北	11.5	4.1	8.0	3.2	13.8	4.1	7.0	3.5	10.1	3.8
静穏	8.1	0.1	6.7	0.1	11.8	0.1	9.4	0.1	9.0	0.1
合計･平均	100	2.5	100	2.2	100	2.4	100	2.2	100	2.3
欠測	0		0		0.0		0.2		0.1	

注：1. 静穏は 0.2m/s 以下である。
2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。
3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったこと、「0.0」は小数点以下第 2 位を四捨五入して 0.1 に満たなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

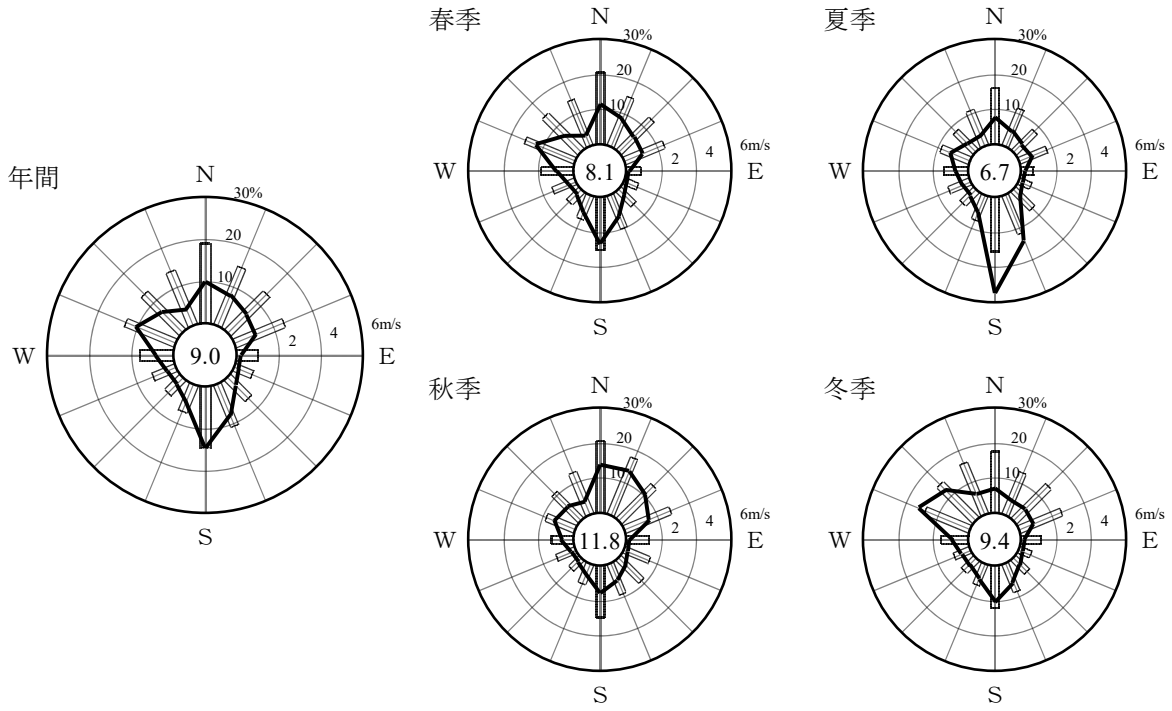

注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。
2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

図 3.1-2　唐津地域気象観測所の風配図（令和 2 年）

表 3.1-4(1)　石田地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温（℃）	16.5	6.4	7.7	10.4	14.3	18.4	21.5	25.5	27.1	24.1	19.5	14.3	8.6
日最高の平均気温（℃）	19.6	9.6	10.9	13.6	17.7	21.8	24.3	28.3	30.1	26.7	22.5	17.6	12.0
日最低の平均気温（℃）	13.3	2.6	3.9	6.6	10.8	15.2	19.3	23.5	24.7	21.8	16.4	10.3	4.5
平均風速（m/s）	4.0	3.9	4.2	4.4	4.2	3.7	3.6	3.7	3.7	4.6	4.7	3.8	3.8
最多風向	北東	西北西	西北西	西北西	北東	西南西	北東	南西	北東	北東	北東	西北西	西北西
降水量（mm）	1,797.8	65.7	75.4	116.5	137.9	141.2	257.3	327.3	249.0	150.2	106.5	90.9	80.0

注：平年値は2003～2020年の18年間の観測値の平均をもとに算出した。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年8月）より作成〕

表 3.1-4(2)　石田地域気象観測所の気象概況（令和2年）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速	
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向
1	231.5	89.5	14.5	10.5	9.0	12.0	5.7	19.0	-2.3	4.1	16.4	南南西	23.1	南
2	58.5	14.0	6.5	3.0	9.1	12.8	4.9	18.5	-1.2	3.8	13.3	南	20.6	西北西
3	201.5	112.5	43.0	12.0	11.8	14.8	8.5	19.5	0.1	4.7	13.4	南	18.5	西北西
4	99.0	25.5	8.5	3.0	13.3	16.8	9.1	22.2	3.4	4.3	16.2	北北東	24.2	北
5	128.5	46.5	17.0	6.0	18.5	21.9	15.8	27.8	12.0	3.6	13.4	北東	17.0	北北東
6	227.5	65.0	21.5	7.0	22.6	25.7	20.3	29.5	17.0	3.7	11.8	南南西	17.5	南西
7	822.5	177.0	55.0	16.5	24.0	26.5	22.1	32.5	17.6	3.8	12.3	南南西	22.6	南南西
8	43.5	20.5	10.5	8.0	28.3	31.5	25.8	33.8	23.7	4.0	15.2	南南西	20.6	南南西
9	125.5	25.0	8.5	6.0	23.8	26.4	21.4	31.8	16.5	6.1	29.5	南	40.6	南南西
10	41.0	37.0	4.5	1.0	18.9	21.9	15.8	26.3	7.8	5.2	18.3	北東	23.7	北東
11	40.0)	23.0)	14.5)	8.0)	14.7)	18.1)	10.3)	24.6)	4.6)	3.2)	14.7)	南	19.0)	南
12	45.5	21.5	5.0	1.5	7.7	11.6	3.0	16.8	-1.4	3.3	11.9	北西	21.1	西北西
年	2,064.5	177.0	55.0	16.5	16.8	20.0	13.6	33.8	-2.3	4.2	29.5	南	40.6	南南西

注：「 ）」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和3年8月）より作成〕

表 3.1-5　石田地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 2 年）

季節 / 風向	春季（3～5 月）		夏季（6～8 月）		秋季（9～11 月）		冬季（1,2,12 月）		年間	
	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)	風向出現頻度(%)	平均風速(m/s)
北北東	10.0	6.4	10.6	5.0	18.3	6.7	7.2	5.6	11.5	6.1
北東	13.0	5.5	9.3	4.1	19.4	7.3	6.6	6.0	12.1	6.0
東北東	6.6	3.6	2.9	2.3	7.1	3.8	4.3	4.4	5.2	3.6
東	2.9	3.6	2.5	2.7	4.3	4.4	3.9	4.3	3.4	3.9
東南東	2.2	2.4	2.1	2.8	1.2	3.3	1.6	3.0	1.8	2.8
南東	0.6	2.2	1.5	2.1	0.9	5.2	0.9	2.5	1.0	2.9
南南東	1.4	3.2	3.7	4.0	1.0	3.6	1.2	3.2	1.8	3.6
南	2.6	5.2	5.4	5.0	2.6	6.3	2.3	6.4	3.2	5.5
南南西	5.9	4.7	17.6	5.1	2.3	5.8	3.1	5.5	7.3	5.2
南西	12.4	4.1	21.7	3.9	3.4	5.6	1.2	3.9	9.7	4.1
西南西	10.2	3.0	7.8	2.7	1.9	2.0	1.4	3.0	5.4	2.8
西	10.1	3.3	3.9	2.4	4.1	2.3	10.1	3.4	7.1	3.0
西北西	9.3	3.6	2.1	1.7	5.6	2.3	18.0	3.2	8.8	3.1
北西	6.4	2.4	4.0	1.4	15.6	2.2	25.9	2.5	12.9	2.3
北北西	1.7	3.9	1.4	1.5	5.3	2.9	7.2	3.3	3.9	3.1
北	4.6	5.5	3.3	2.7	6.8	5.4	4.9	5.1	4.9	4.9
静穏	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0	－	0.1	0.2
合計･平均	100	4.2	100	3.8	100	4.8	100	3.7	100	4.1
欠測	0		0		0.4		0		0.1	

注：1. 静穏は 0.2m/s 以下である。
　　2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。
　　3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

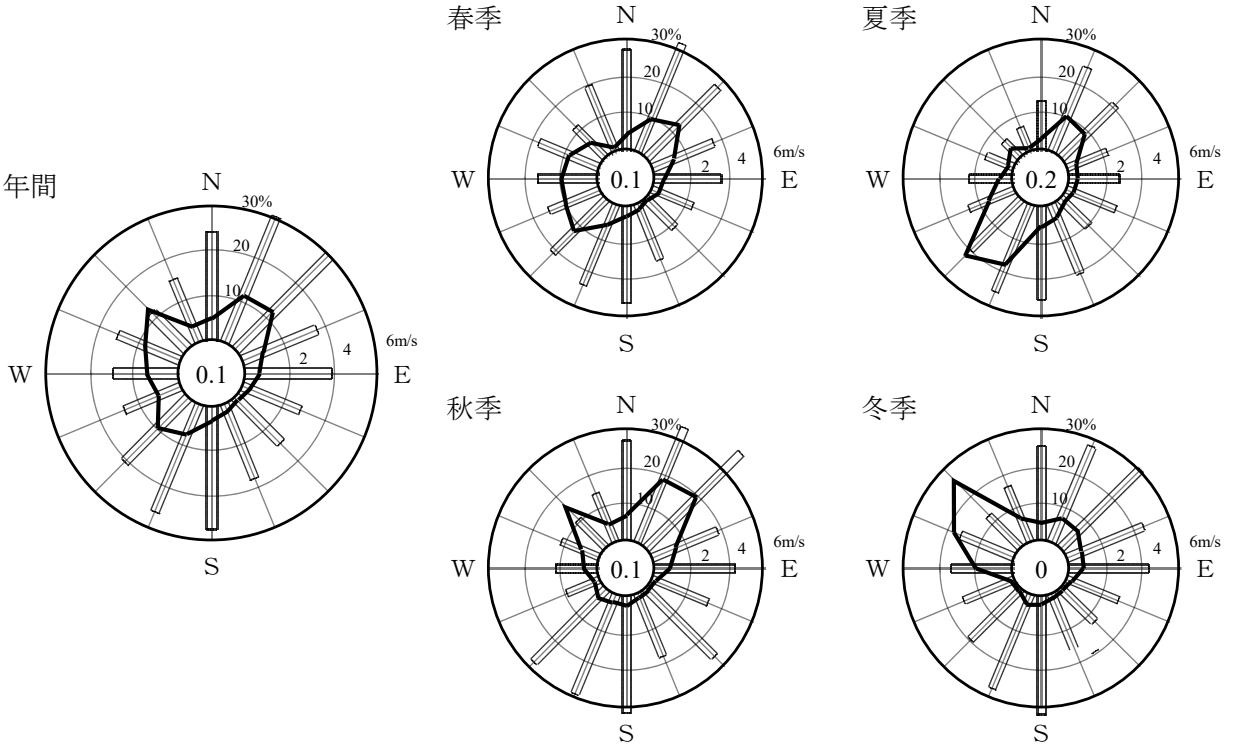

注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。
　　2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

図 3.1-3　石田地域気象観測所の風配図（令和 2 年）

2. 大気質の状況

事業実施想定区域の周囲における大気測定局として、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）は佐賀県唐津市に唐津局、長崎県壱岐市に壱岐局がある。大気測定局の概要及び測定項目は表 3.1-6、位置は図 3.1-4 のとおりである。

表 3.1-6　大気測定局の測定状況

区分	県	所在地	測定局名	二酸化硫黄（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	一酸化炭素（CO）	光化学オキシダント（Ox）	浮遊粒子状物質（SPM）	炭化水素（HC）	微小粒子状物質（PM2.5）
一般局	佐賀県	唐津市	唐津	○	○	－	○	○	－	○
	長崎県	壱岐市	壱岐	○	○	－	○	○	－	○

注：「○」は測定が行われていること、「－」は行われていないことを示す。

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

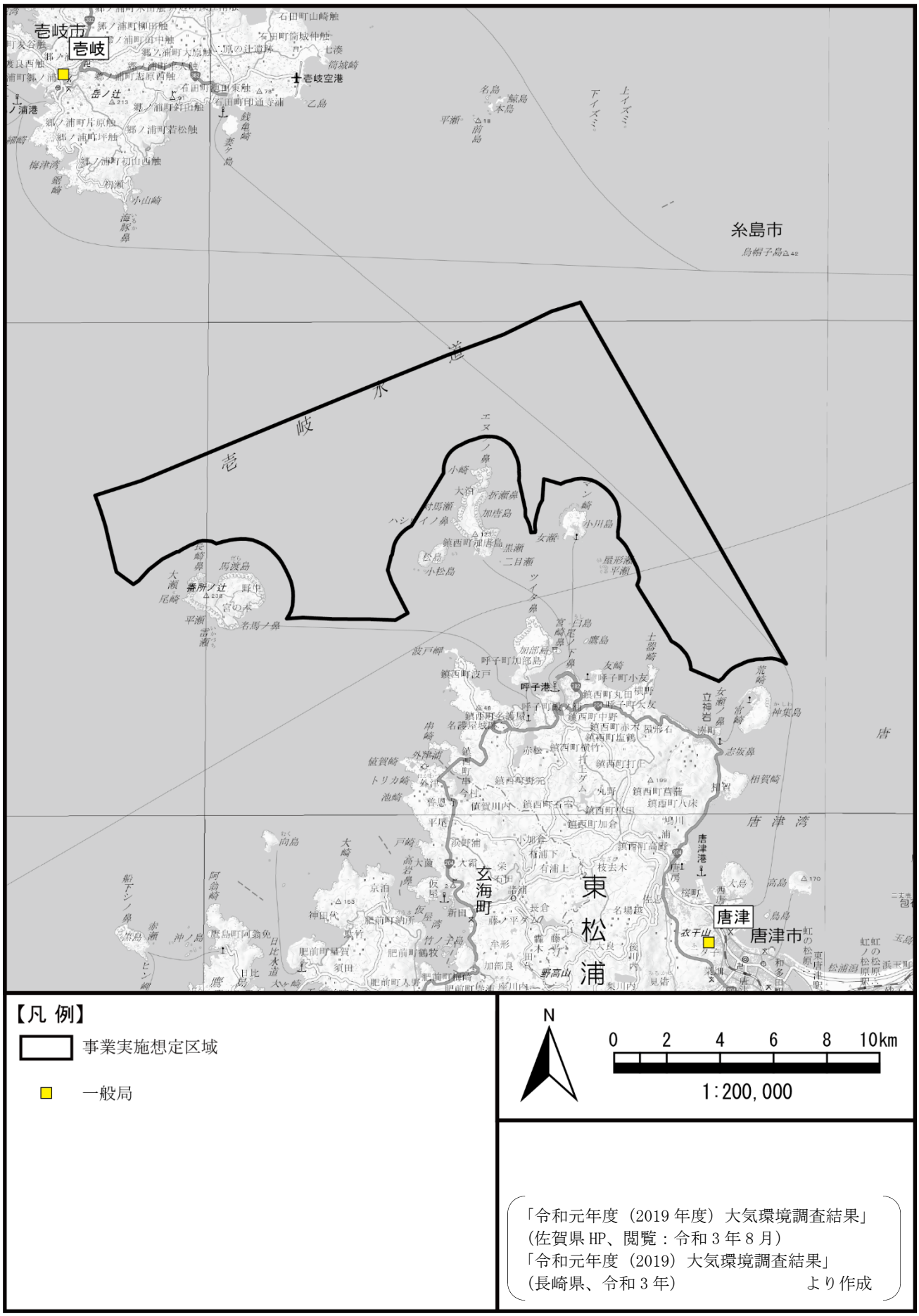

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」
（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」
（長崎県、令和 3 年）　より作成

図 3.1-4　大気測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

令和元年度における二酸化硫黄の測定結果は表 3.1-7 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-8 及び図 3.1-5 のとおりである。

【環境基準とその評価】
環境基準　：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準に適合しないとする。

表 3.1-7　二酸化硫黄の年間測定結果（令和元年度）

局区分	市	測定局名	有効測定日数	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数と割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数と割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
			日	ppm	ppm	時間	%	日	%	ppm	有×　無○	日
一般局	唐津市	唐津	353	0.001	0.029	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
	壱岐市	壱岐	364	0.001	0.016	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

表 3.1-8　二酸化硫黄の年平均値の経年変化

局区分	市	測定局名	年平均値（ppm）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	唐津市	唐津	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001
	壱岐市	壱岐	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

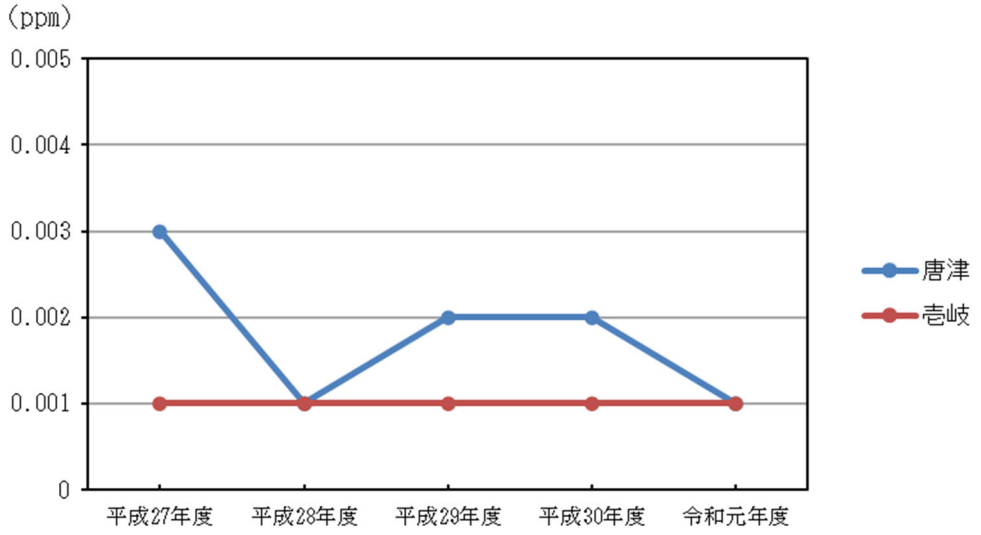

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

図 3.1-5　二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素

令和元年度における二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-9 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-10 及び図 3.1-6 のとおりである。

【環境基準とその評価】
環境基準　：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
長期的評価：1 日平均値の 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までの範囲内であるか、またはそれ以下であること。

表 3.1-9　二酸化窒素の年間測定結果（令和元年度）

局区分	市	測定局名	有効測定日数	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数と割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数と割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数と割合		日平均値の 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
			日	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
一般局	唐津市	唐津	337	0.005	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
	壱岐市	壱岐	364	0.006	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

表 3.1-10　二酸化窒素の年平均値の経年変化

局区分	市	測定局名	年平均値（ppm）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	唐津市	唐津	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	壱岐市	壱岐	0.004	0.004	0.007	0.004	0.006

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

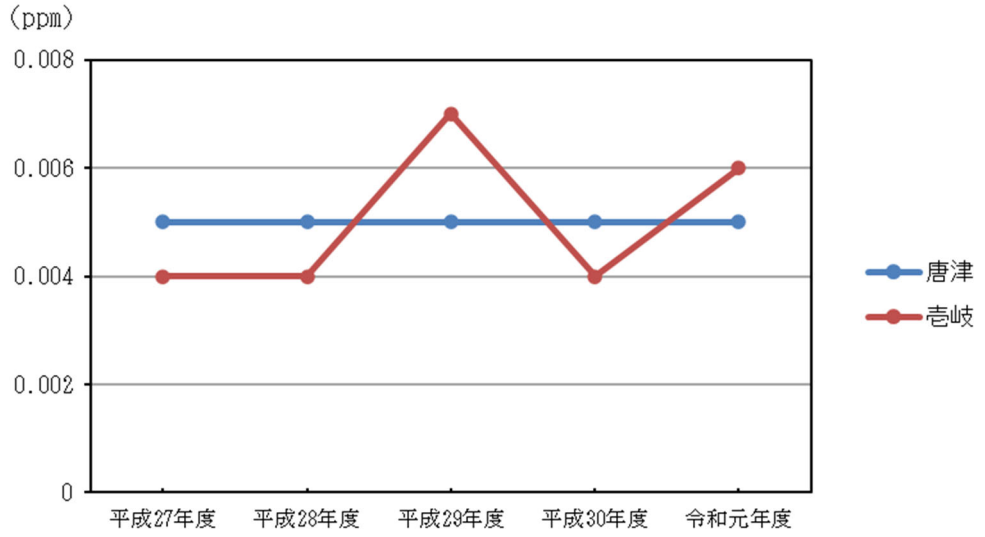

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

図 3.1-6　二酸化窒素の年平均値の経年変化

(3) 光化学オキシダント

令和元年度における光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1-11 のとおりであり、環境基準を達成していない。

また、過去 5 年間における昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、表 3.1-12 及び図 3.1-7 のとおりである。

【環境基準とその評価】
環境基準　：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
短期的評価：昼間（5 時～20 時まで）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

表 3.1-11　光化学オキシダントの年間測定結果（令和元年度）

局区分	市	測定局名	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値の最高値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数と日数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の時間数と日数		昼間の日最高 1 時間値の年平均値
			日	時間	ppm	ppm	時間	日	時間	日	ppm
一般局	唐津市	唐津	361	5,368	0.038	0.113	445	68	0	0	0.048
一般局	壱岐市	壱岐	363	5,397	0.042	0.102	654	96	0	0	0.052

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

表 3.1-12　光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化

局区分	市	測定局名	昼間の 1 時間値の年平均値（ppm）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	唐津市	唐津	0.041	0.040	0.041	0.039	0.038
	壱岐市	壱岐	0.044	0.042	0.042	0.041	0.042

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

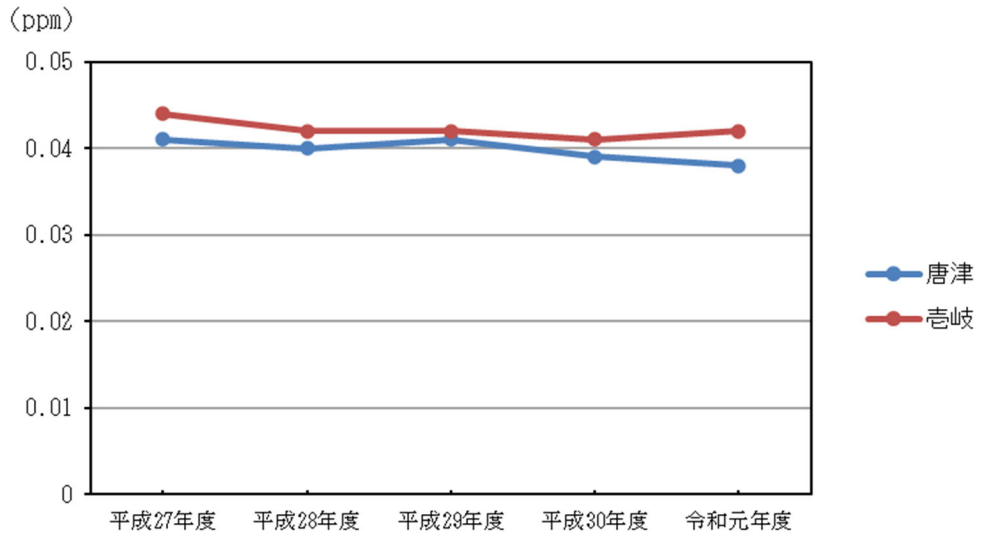

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

図 3.1-7　光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化

(4) 浮遊粒子状物質

令和元年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1-13 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-14 及び図 3.1-8 のとおりである。

【環境基準とその評価】
環境基準　：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準に適合しないとする。

表 3.1-13　浮遊粒子状物質の年間測定結果（令和元年度）

局区分	市	測定局名	有効測定日数	平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数と割合		日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数と割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続してことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数
			日	mg/m³	mg/m³	時間	%	時間	%	mg/m³	有×　無○	日
一般局	唐津市	唐津	201	0.015	0.077	0	0.0	0	0.0	0.037	○	0
	壱岐市	壱岐	366	0.020	0.101	0	0.0	0	0.0	0.044	○	0

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

表 3.1-14　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

局区分	市	測定局名	年平均値（mg/m³）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	唐津市	唐津	0.016	0.019	0.021	0.020	0.015
	壱岐市	壱岐	0.024	0.023	0.023	0.024	0.020

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

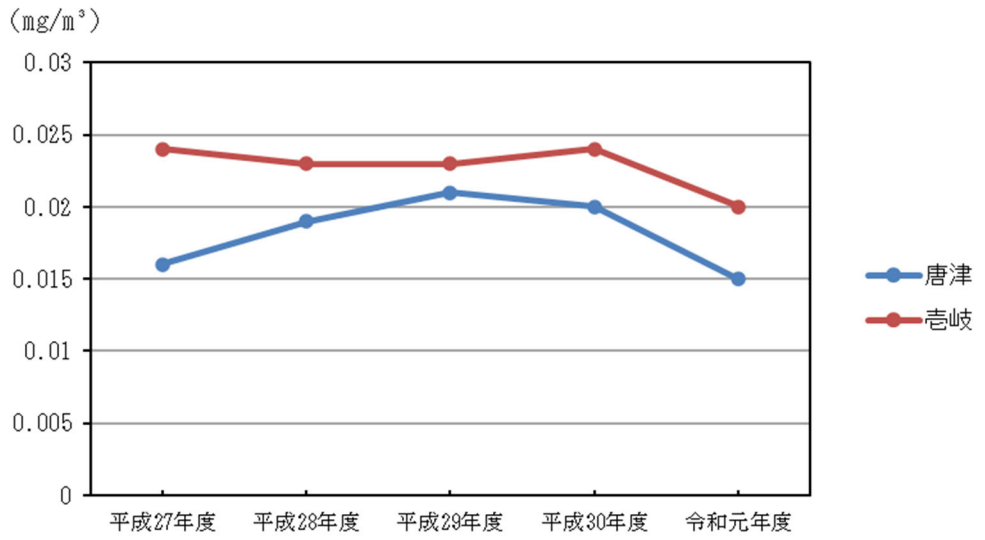

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

図 3.1-8　浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の経年変化

(5) 微小粒子状物質

令和元年度における微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1-15 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-16 及び図 3.1-9 のとおりである。

【環境基準とその評価】
環境基準　：1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。
長期的評価：1 年平均値が 15μg/m³以下であること。
短期的評価：1 日平均値の 98%値が、35μg/m³以下であること。

表 3.1-15　微小粒子状物質の年間測定結果（令和元年度）

局区分	市	測定局名	有効測定日数	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 35μg/m³超えた日数と割合		日平均値の 98%値	98%値評価による日平均値が 35μg/m³を超えた日数
			日	μg/m³	μg/m³	日	%	μg/m³	日
一般局	唐津市	唐津	352	12.5	72	5	1.4	30.8	0
	壱岐市	壱岐	364	11.8	－	1	0.3	30.2	－

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

「令和元年度（2019 年度）大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

表 3.1-16　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

局区分	市	測定局名	年平均値（μg/m³）				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般局	唐津市	唐津	15.5	14.0	13.0	12.7	12.5
	壱岐市	壱岐	16.3	14.9	14.3	14.6	11.8

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

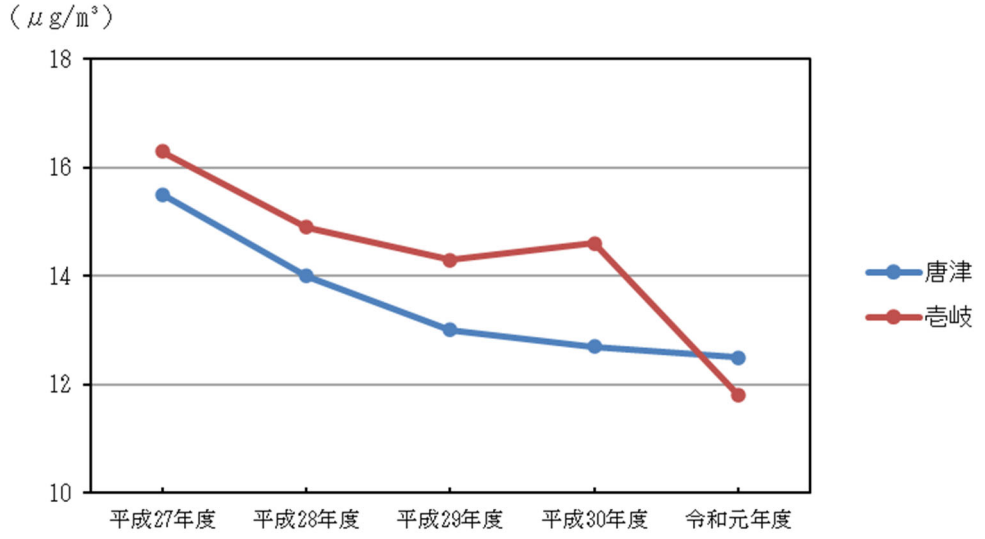

「平成 27～令和元年度大気環境調査結果」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和元年度（2019）大気環境調査結果」（長崎県、令和 3 年）　より作成

図 3.1-9　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(6) 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）によると、令和元年度は唐津市で 7 件、玄海町で 0 件、「第 67 版（令和 2 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、平成 30 年度は松浦市、壱岐市ともに 0 件、糸島市へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）によると、令和元年度は糸島市で 26 件となっている。

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

事業実施想定区域の周囲において、環境騒音に係る調査は実施されていない。

(2) 道路交通騒音の状況

事業実施想定区域の周囲における道路交通騒音の状況として、佐賀県唐津市及び長崎県壱岐市で自動車騒音常時監視が実施されている。面的評価による自動車騒音調査結果は表 3.1-17、評価区間は図 3.1-10 のとおりである。

また、佐賀県唐津市において道路交通騒音の測定が実施されており、測定結果は表 3.1-18、測定地点は図 3.1-10 のとおりである。

表 3.1-17　自動車騒音調査結果（面的評価）

路線名	番号	評価区間		評価区間延長	評価対象住居等	昼間・夜間とも基準値以下		昼のみ		夜のみ		昼間・夜間とも基準値超過	
		始点の住所	終点の住所					基準値以下		基準値以下			
				km	戸数	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
虹の松原線	①	唐津市東町	唐津市鏡	3.4	30	26	86.7	0	0.0	4	13.3	0	0.0
	②	唐津市坊主町	唐津市刀町	0.3	97	97	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	③	唐津市刀町	唐津市東町	1.6	234	234	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	④	唐津市鏡	唐津市浜玉町浜崎	2.5	192	138	71.9	0	0.0	19	9.9	35	18.2
一般国道382号	⑤	壱岐市郷ノ浦町永田触	壱岐市郷ノ浦町志原西触	0.9	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	⑥	壱岐市郷ノ浦町本村触	壱岐市郷ノ浦町永田触	0.3	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	⑦	壱岐市郷ノ浦町東触	壱岐市郷ノ浦町本村触	0.5	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	⑧	壱岐市郷ノ浦町田中触	壱岐市郷ノ浦町東触	0.4	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

「令和 2 年版　佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）
「環境展望台」（国立環境研究所 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

表 3.1-18　道路交通騒音測定結果（令和元年度）

地域の類型	測定地点	昼間（dB）(6:00～22:00)		夜間（dB）(22:00～6:00)	
		測定値	環境基準	測定値	環境基準
C	唐津市役所本庁前（幹線道路）	64	70	57	65

〔「唐津市の環境　令和元年度版」（唐津市、令和 2 年）より作成〕

(3)騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）によると、令和元年度は唐津市で 1 件、玄海町で 0 件、「第 67 版（令和 2 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、平成 30 年度は松浦市、壱岐市ともに 0 件、糸島市へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）によると、令和元年度は糸島市で 14 件となっている。

4. 振動の状況

(1)環境振動の状況

事業実施想定区域の周囲において、環境振動に係る調査は実施されていない。

(2)道路交通振動の状況

事業実施想定区域の周囲における道路交通振動の状況として、佐賀県唐津市で測定が実施されている。令和元年度の道路交通振動の測定結果は表 3.1-19、測定地点は図 3.1-10 のとおりである。

表 3.1-19　道路交通振動測定結果（令和元年度）

種別	測定地点	昼間（dB）(8:00～19:00)		夜間（dB）(19:00～8:00)	
		測定値	環境基準	測定値	環境基準
第 2 種	唐津市役所本庁前	35	70	<30	65

注：「<」は下限値未満であることを示す。

〔「唐津市の環境　令和元年度版」（唐津市、令和 2 年）より作成〕

(3)振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）によると、令和元年度は唐津市、玄海町ともに 0 件、「第 67 版（令和 2 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、平成 30 年度は松浦市、壱岐市ともに 0 件、糸島市へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）によると、令和元年度は糸島市で 1 件となっている。

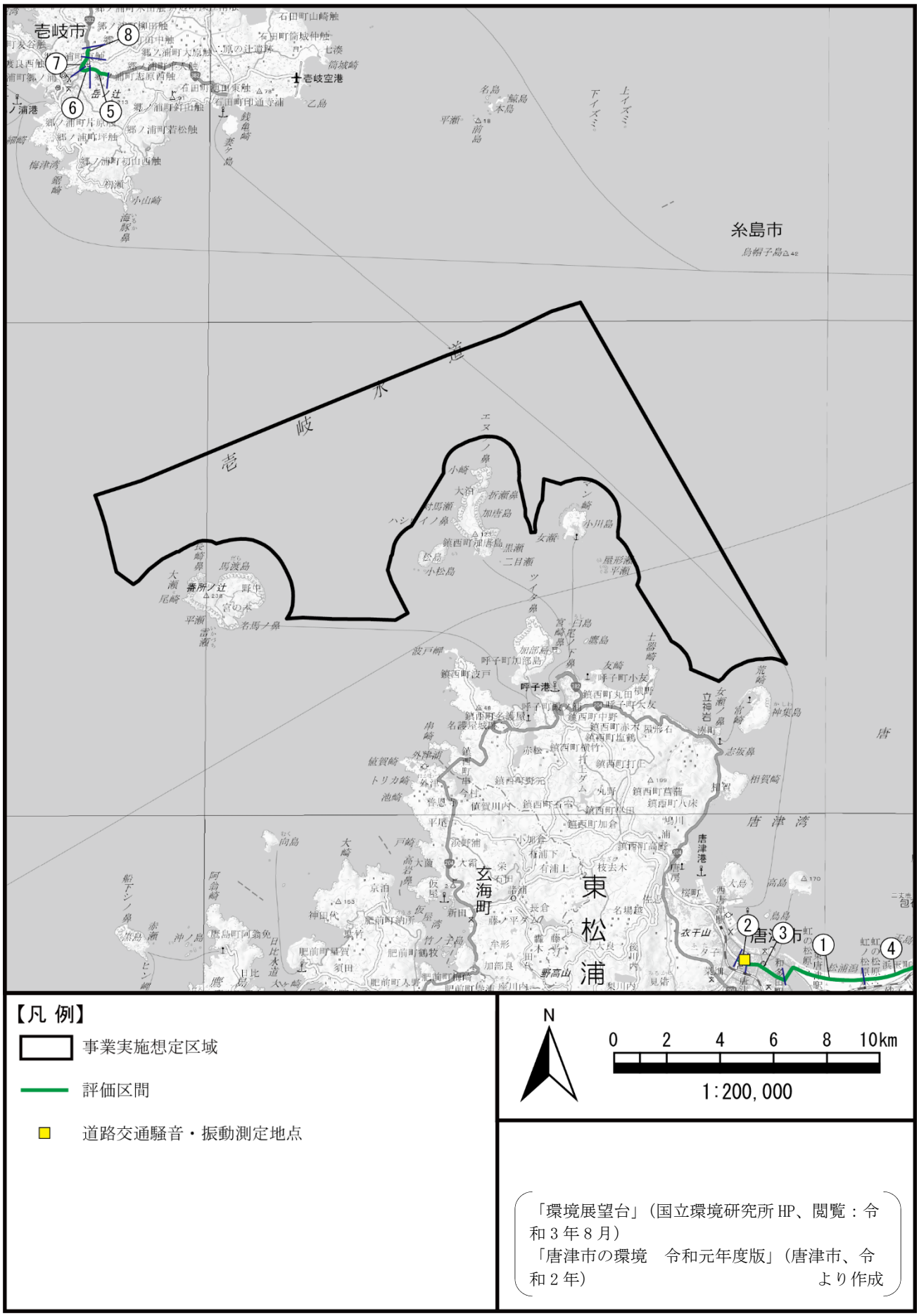

図 3.1-10　道路交通騒音の評価区間

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1)海域の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域の状況は、図 3.1-11 のとおりであり、事業実施想定区域は壱岐水道に位置する。

(2)潮位

事業実施想定区域及びその周囲における潮位観測地点として、唐津、仮屋及び郷ノ浦が設置されており、概要は表 3.1-20、位置は図 3.1-12 のとおりである。各潮位観測地点の主要 4 分潮は表 3.1-21、仮屋における月平均潮位は表 3.1-22 のとおりである。

表 3.1-20　事業実施想定区域の周辺海域における潮位観測地点の概要

観測地点名	所在地	緯度経度	観測の方式	観測基準面の標高（cm）	所管機関名
唐津	佐賀県唐津市 二タ子	緯度　33° 28′ 経度 129° 58′	フロート式	-211.0	港湾局
仮屋	佐賀県東松浦郡 玄海町仮屋	緯度　33° 28′ 経度 129° 51′	フロート式	-247.8	国土地理院
郷ノ浦	長崎県壱岐市 郷ノ浦町	緯度　33° 45′ 経度 129° 41′	フロート式	-175.0	港湾局

〔「潮位観測情報：掲載地点一覧表」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-21　主要 4 分潮

地点名	MLS-潮位表基準面	主要 4 分潮							
		M_2（主太陰半日周潮）		S_2（主太陽半日周潮）		K_1（日月合成日周潮）		O_1（主太陰日周潮）	
		振幅	遅角	振幅	遅角	振幅	遅角	振幅	遅角
	(cm)	(cm)	(°)	(cm)	(°)	(cm)	(°)	(cm)	(°)
唐津	118	55.85	272.39	26.54	296.43	15.97	255.18	14.5	237.49
仮屋	127	63.86	268.46	30.04	292.86	18.15	244.17	15.77	226.28
郷ノ浦	127	61.15	264.16	28.89	288.99	15.46	239.31	13.4	223.27

〔「潮位観測情報：掲載地点一覧表」（気象庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-22　仮屋における月平均潮位（令和 2 年）

月	平均潮位	欠測日数
	(mm)	(日)
1	2,633	－
2	2,573	－
3	2,577	－
4	2,596	－
5	2,700	－
6	2,850	－
7	2,852	－
8	2,892	－
9	2,886	－
10	2,873	－
11	2,693	－
12	2,624	1
年	2,729	－

注：「－」は該当がないことを示す。

〔「潮位年報」（海岸昇降検知センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

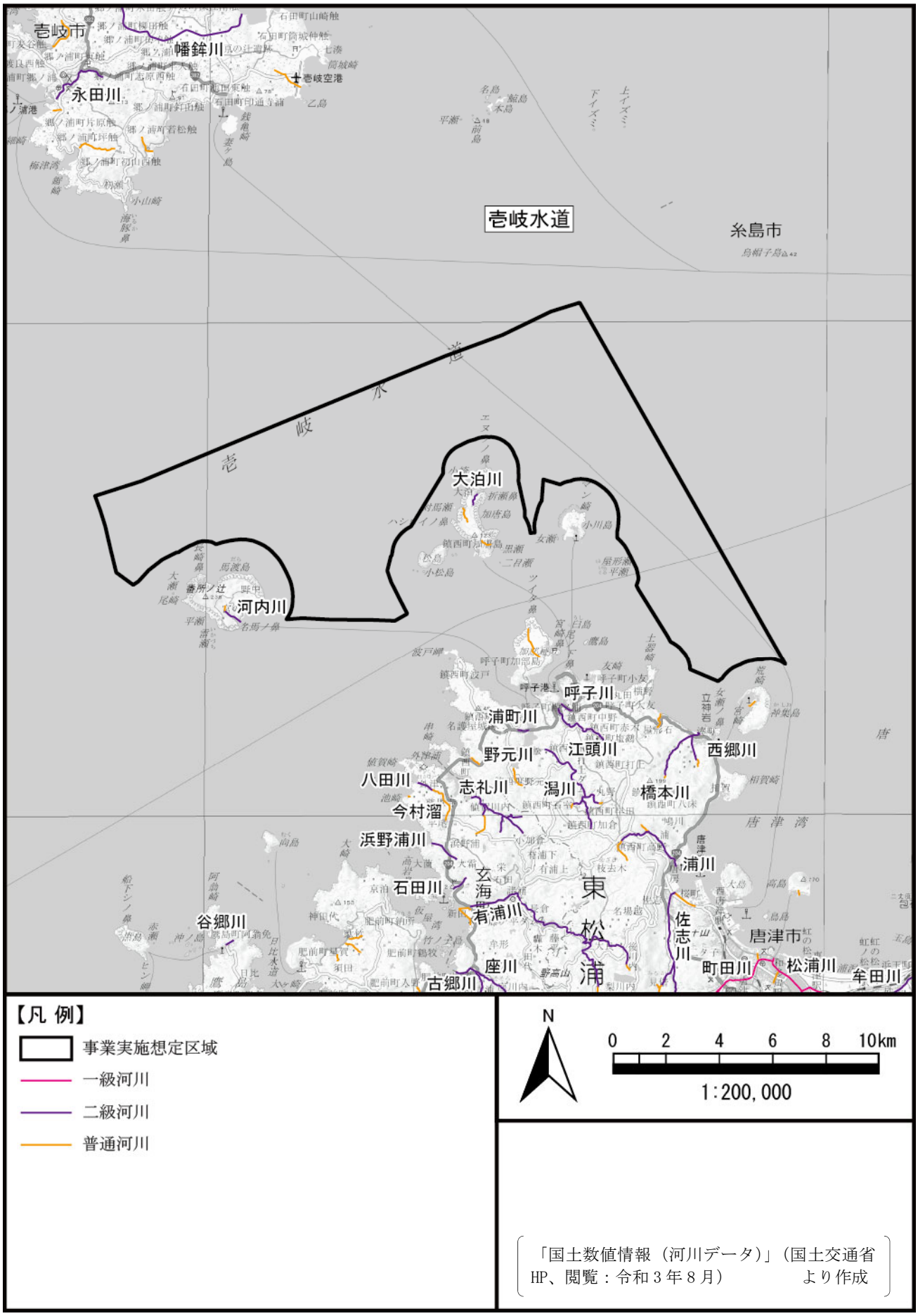

図 3.1-11　海域及び河川の状況

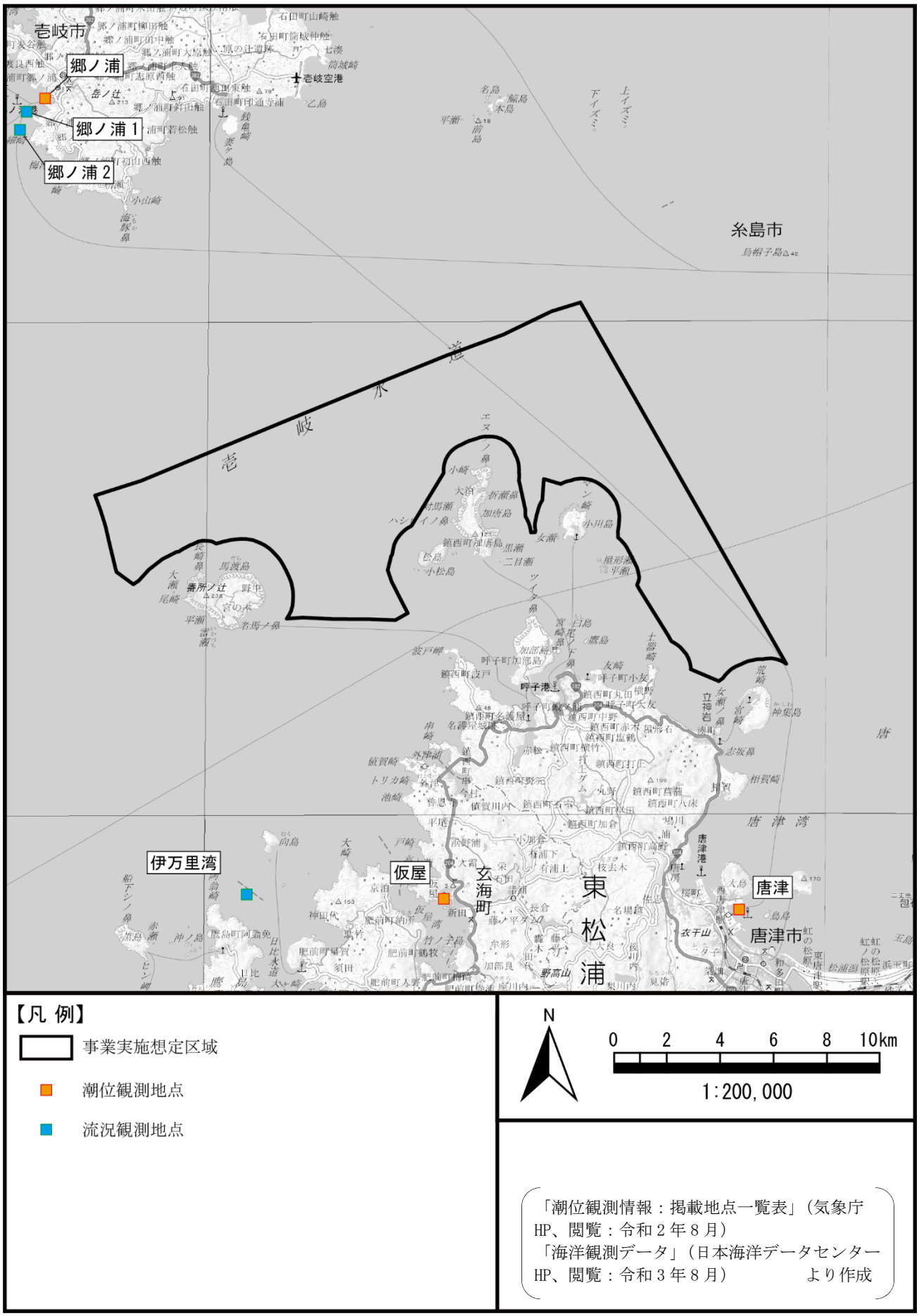

図 3.1-12　潮位及び流況観測地点

(3) 流況

事業実施想定区域の周辺海域における流況の状況について、流況観測地点の状況は表 3.1-23、観測地点の位置は図 3.1-12、観測結果は図 3.1-13 のとおりである。

表 3.1-23　流況観測地点の状況

観測地点	緯度経度	計測水深	計測期間
伊万里湾	緯度　33° 28.24′ 経度 129° 46.00′	10m	2003/10/14 08:00 - 2003/10/29 23:00
郷ノ浦 1	緯度　33° 44.17′ 経度 129° 40.33′	10m	1980/09/27 08:30 - 1980/10/12 08:20
郷ノ浦 2	緯度　33° 43.55′ 経度 129° 40.24′	10m	1980/09/24 05:00 - 1980/10/09 06:00

〔「海洋観測データ」（日本海洋データセンターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

流向出現頻度（%）

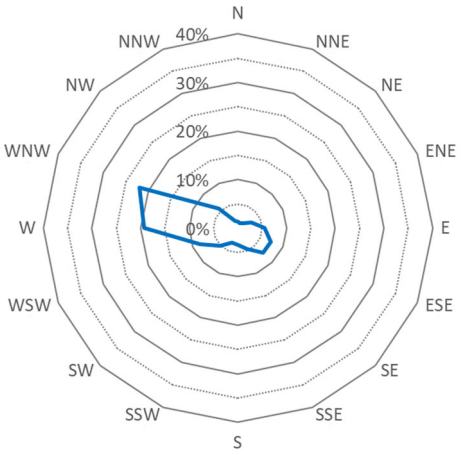

流速出現頻度（%）

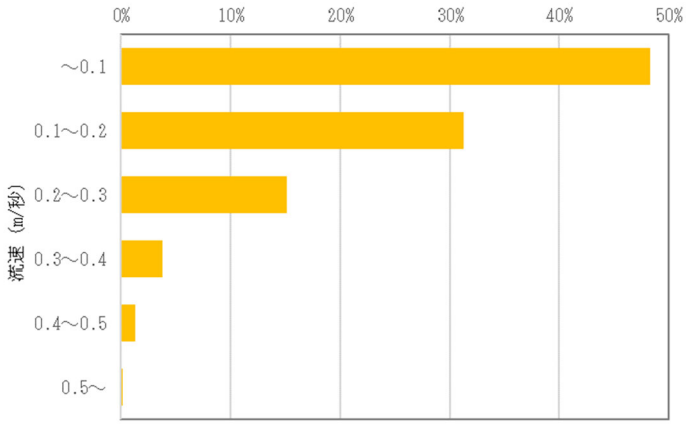

〔「海洋観測データ」（日本海洋データセンターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

図 3.1-13(1)　流況の観測結果（伊万里湾）

流向出現頻度（%）

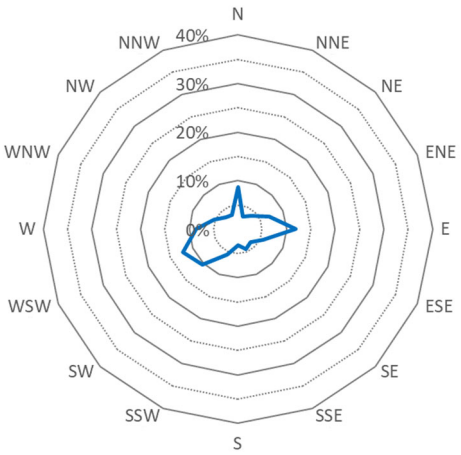

流速出現頻度（%）

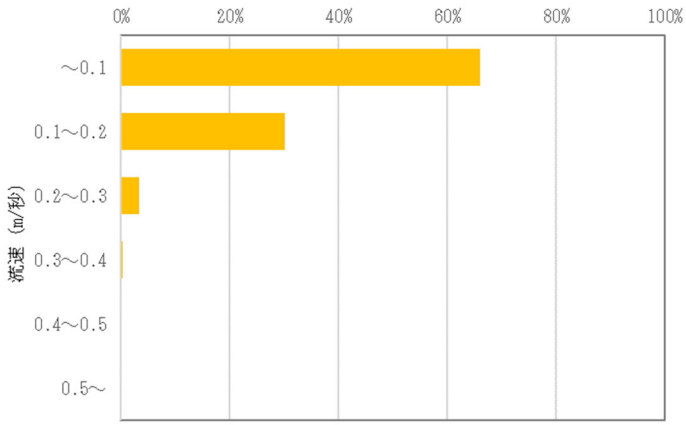

〔「海洋観測データ」（日本海洋データセンターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

図 3.1-13(2)　流況の観測結果（郷ノ浦 1）

流向出現頻度（%）

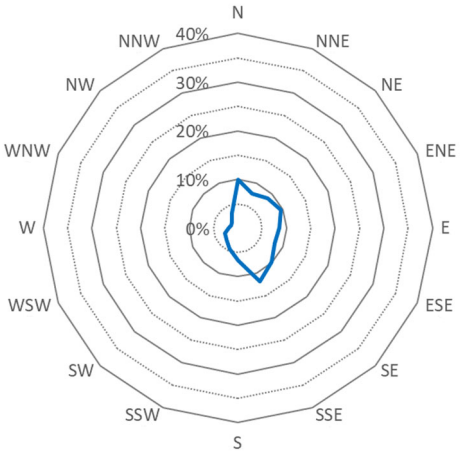

流速出現頻度（%）

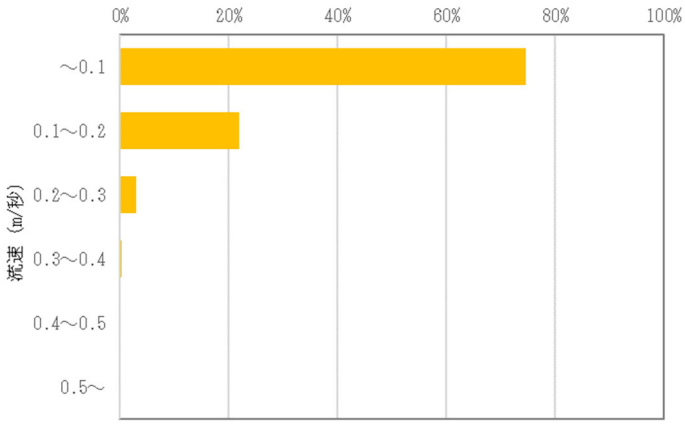

〔「海洋観測データ」（日本海洋データセンターHP、閲覧：令和３年８月）より作成〕

図 3.1-13(3)　流況の観測結果（郷ノ浦 2）

また、事業実施想定区域及びその周囲の海域における表面海流は図 3.1-14 のとおりであり、事業実施想定区域が位置する海域の平均流速は春季（5 月）が 0.10 ノット、夏季（8 月）、秋季（11 月）及び冬季（2 月）が 0.00 ノットとなっている。

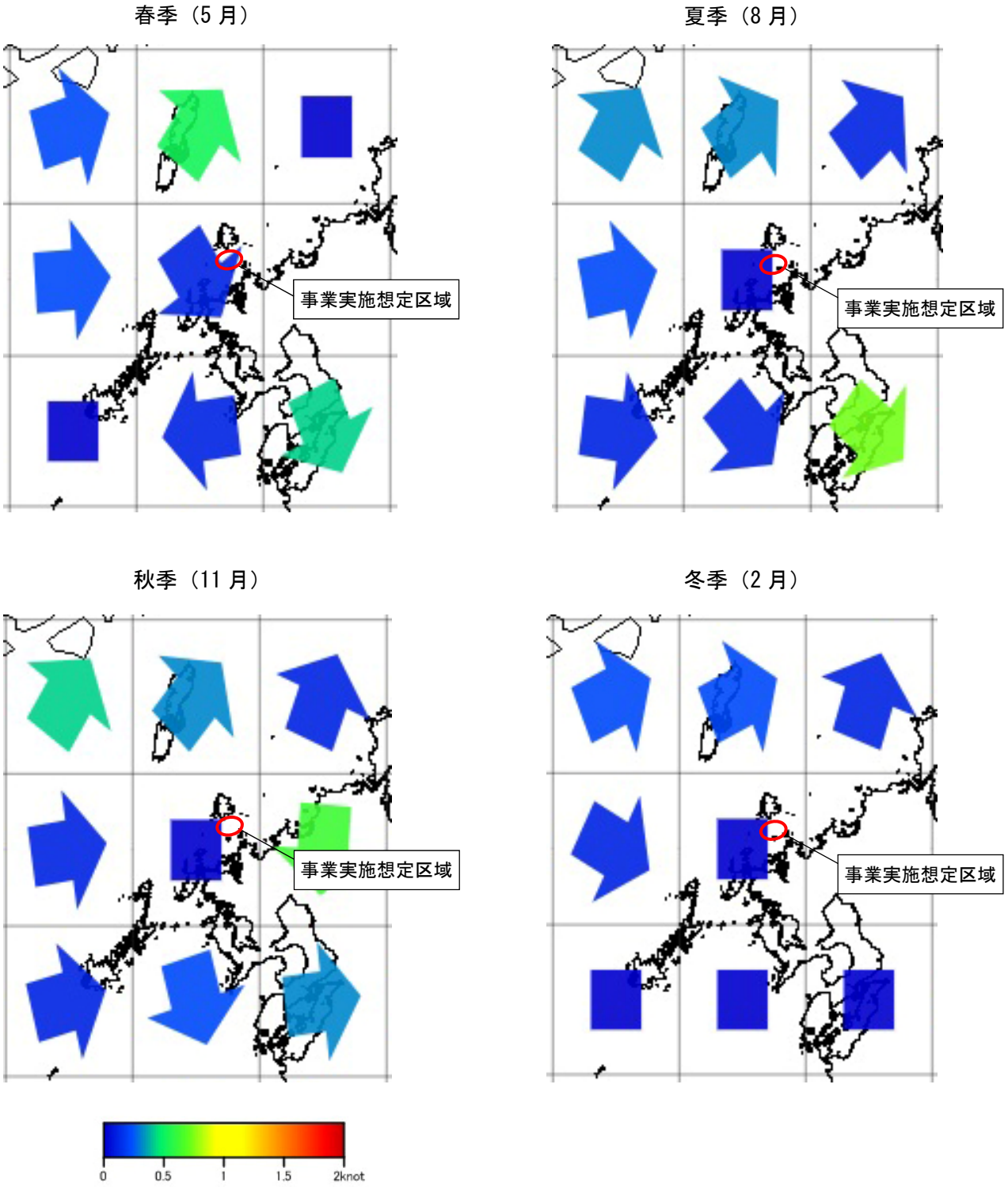

注：日本近海の GEK、ADCP 観測データから抽出した表面海流データの統計値(1 か月毎、経緯度 1 度単位)。統計処理には 1953 年から 1994 年の間のデータを使用している。

〔「海流統計」（日本海洋データセンターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

図 3.1-14　事業実施想定区域及びその周囲の海域における表面海流

(4) 波浪

事業実施想定区域最寄りの海域の波浪の状況として、図 3.1-16 のとおり玄界灘で波高・波向が観測されている。令和元年の最大有義波及び対応最高波は表 3.1-24、平成 29 年の月別平均及び最大有義波は表 3.1-25、平成 29 年の波高・波向別出現頻度は図 3.1-15 のとおりである。

表 3.1-24　最大有義波及び対応最高波（令和元年）

地点名	北　緯	東　経	水　深 (m)	最大有義波		対応最高波		起時	発生要因
				波高 H1/3(m)	周期 T1/3(s)	波高 Hmax(m)	周期 Tmax(s)		
玄界灘	33 度 56 分 02 秒	130 度 28 分 05 秒	-39.5	3.83	8.2	6.36	8.5	2019 年 1 月 26 日 13 時 20 分	冬型気圧配置

注：水深は水表面から海底までの距離の平均値より主要 4 分潮の半振幅の和（いわゆる Z_0）を減じた値。

〔「港湾空港技術研究所資料 No.1381」（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和 3 年）より作成〕

表 3.1-25　月別平均及び最大有義波（平成 29 年）

項目		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
最大有義波	有義波	H1/3 (m)	3.59	3.30	2.96	2.65	1.99	1.98	1.98	1.83	3.16	6.25	3.78	2.38	6.25
		T1/3 (s)	9.2	7.8	7.1	6.8	7.0	10.9	5.7	5.7	7.8	10.6	8.9	6.9	10.6
	起時（日-時）		21-2	10-8	2-8	11-16	26-10	4-2	26-14	31-20	18-2	22-18	4-16	5-6	10-22-8
対応最高波	最高波	HMAX (m)	5.18	5.58	4.46	4.09	3.50	2.67	3.47	2.87	5.15	8.75	6.11	—	8.75
		TMAX (s)	10.5	7.6	6.6	6.0	6.5	11.3	5.3	5.9	9.0	8.7	8.5	—	8.7
平均有義波	H1/3 (m)	平均値	1.45	1.41	1.00	0.77	0.61	0.67	0.48	0.86	0.85	1.30	1.19	1.76	0.96
		標準偏差	0.73	0.64	0.68	0.47	0.38	0.39	0.23	0.35	0.60	0.92	0.79	0.37	0.68
標準偏差	T1/3 (s)	平均値	6.7	6.5	5.7	5.1	4.9	5.3	4.5	5.3	5.3	6.1	6.6	7.5	5.6
		標準偏差	1.43	1.22	1.21	1.45	1.37	1.60	0.62	1.32	1.19	1.68	1.98	0.75	1.55
測得率 (%)			99.46	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	52.96	99.44	100.0	43.89	7.53	83.45

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「港湾空港技術研究所資料 No.1357」（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和元年）より作成〕

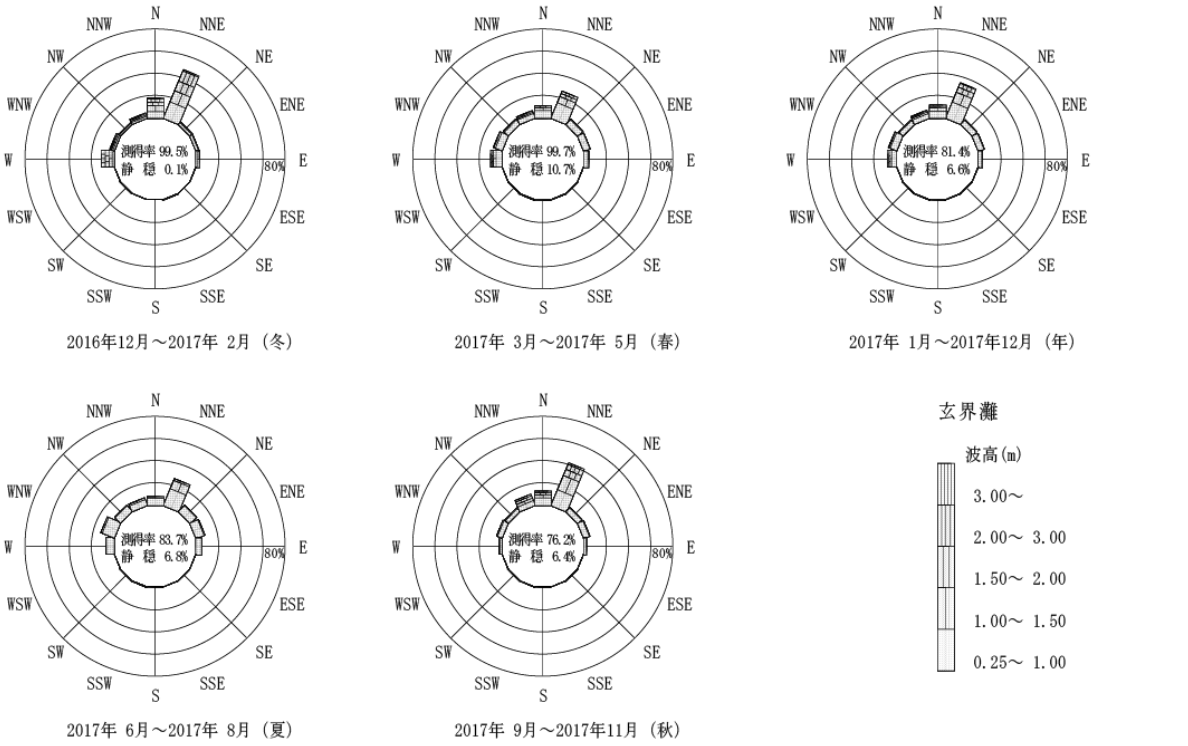

〔「港湾空港技術研究所資料 No.1357」（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和元年）より作成〕

図 3.1-15　波高・波向別出現頻度（平成 29 年）

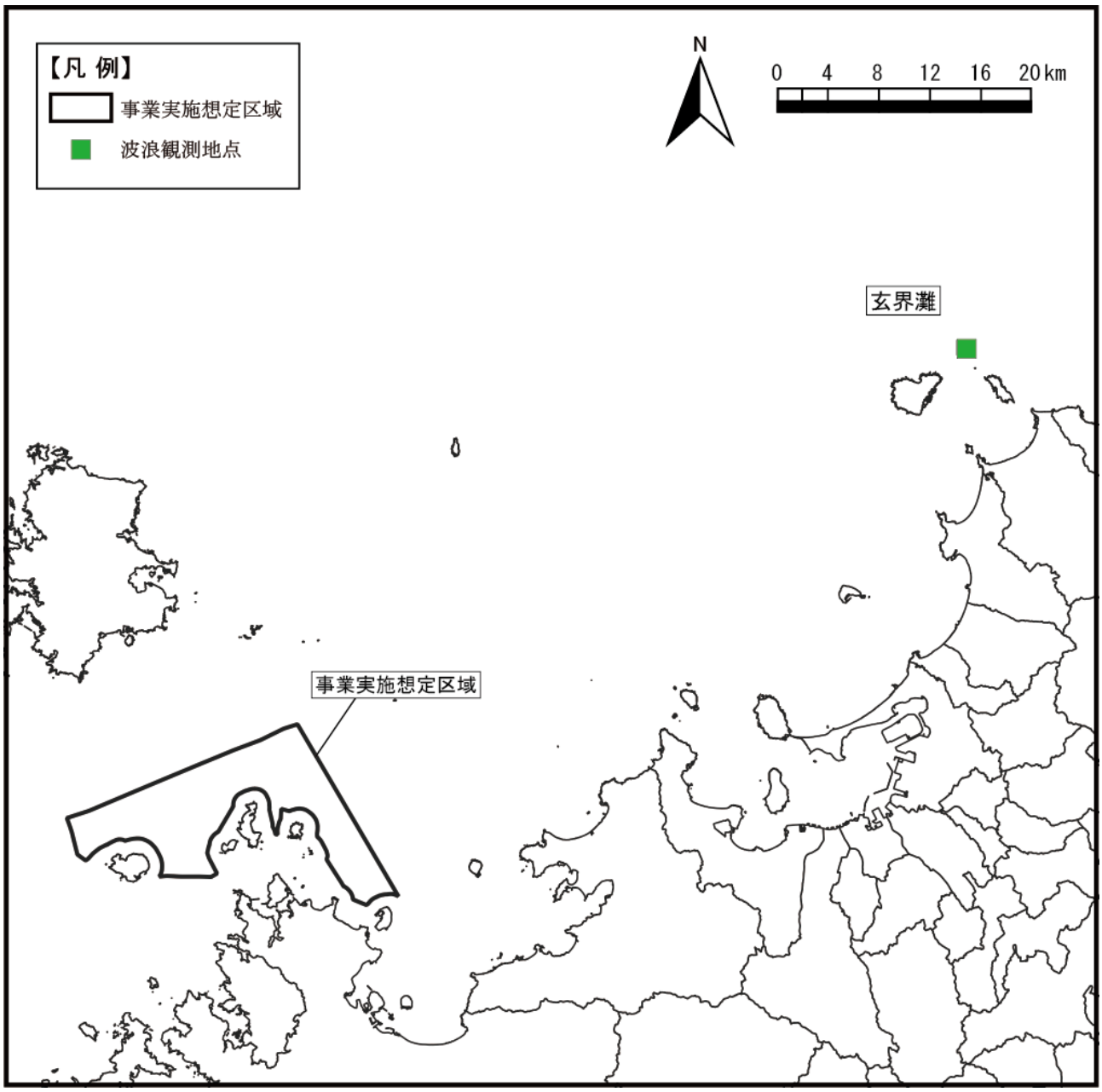

〔「港湾空港技術研究所資料 No.1381」（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、令和 3 年）より作成〕

図 3.1-16　波浪観測地点

(5) 流入河川

事業実施想定区域の周辺海域には、図 3.1-11 のとおり、松浦川水系の一級河川である町田川、松浦川、橋本川水系の二級河川である橋本川、江頭川水系の二級河川である江頭川、大泊川水系の二級河川である大泊川、河内川水系の二級河川である河内川等の河川が流入している。

2. 水質の状況

(1)海域の水質

事業実施想定区域及びその周囲の海域において、唐津湾、玄海海域及び壱岐海域で公共用水域の水質測定が実施されている。測定地点は図 3.1-17、測定結果は表 3.1-26 のとおりである。

表 3.1-26(1)　海域の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		唐津湾（2）								玄海海域							
測定地点名		①水産加工センター左岸 200m				②水産加工センター右岸 200m				③唐津湾東				④唐津湾西			
類型区分		B・Ⅲ				B・Ⅲ				A・Ⅱ				A・Ⅱ			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度(pH)	－	8.1	8.3	0	24	8.1	8.3	0	24	8.0	8.3	0	24	8.1	8.3	0	24
溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.4	0	24	7.0	9.4	0	24	7.4	9.7	1	24	5.7	9.5	7	36
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.2	3.4	1	24	1.3	2.9	0	24	1.2	4.0	14	24	1.2	3.0	8	24
浮遊物質量（SS）	mg/L	<1	2	－	24	<1	3	－	24	<1	7	－	24	<1	4	－	24
大腸菌群数	MPN/100mL	－	－	－	－	－	－	－	－	<2	22	0	6	<2	7	0	6
n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6
全窒素	mg/L	0.16	0.48	0	12	0.14	0.37	0	12	0.16	0.53	5	12	0.13	0.43	1	12
全燐	mg/L	0.016	0.088	1	12	0.008	0.028	0	12	0.005	0.032	2	12	0.010	0.023	0	12

水域名		玄海海域															
測定地点名		⑤呼子港				⑥波戸岬				⑦高島・相賀中間点				⑧高島・浜崎中間点			
類型区分		A				A				A・Ⅱ				A・Ⅱ			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度(pH)	－	8.1	8.2	0	12	8.1	8.3	0	12	8.1	8.3	0	12	8.1	8.5	1	12
溶存酸素量(DO)	mg/L	6.6	9.0	2	12	7.5	9.4	0	12	7.4	9.2	1	12	7.5	10	0	12
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.2	2.4	4	12	1.1	2.6	2	12	1.2	2.8	5	12	1.0	3.5	6	12
浮遊物質量（SS）	mg/L	<1	4	－	12	<1	1	－	12	<1	6	－	12	<1	4	－	12
大腸菌群数	MPN/100mL	2	330	0	6	<2	240	0	6	<2	4	0	6	<2	6	0	6
n-ヘキサン抽出物質（油分等）	mg/L	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6
全窒素	mg/L	0.14	0.27	－	6	0.10	0.26	－	6	0.11	0.29	0	12	0.13	0.40	1	12
全燐	mg/L	0.013	0.025	－	6	0.008	0.023	－	6	0.008	0.021	0	12	0.006	0.031	2	12

注：1.「－」は測定を行っていないまたは該当がないことを示す。
2.「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。
3.「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「令和元年度（2019 年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和 3 年）より作成〕

表 3.1-26(2)　海域の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		玄海海域				壱岐海域								環境基準 A 類型 Ⅱ類型 (海域)	環境基準 B 類型 Ⅲ類型 (海域)
測定地点名		⑨仮屋湾中央				⑩郷ノ浦港				⑪印通寺港					
類型区分		A・Ⅱ				A				A					
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n		
水素イオン濃度 (pH)	－	8.1	8.4	1	12	8.1	8.3	0	12	8.1	8.3	0	12	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.4	9.6	1	12	6.6	8.3	1	6	6.7	8.5	1	6	7.5 以上	5 以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.1	2.7	5	12	0.6	2.0	0	12	0.9	2.0	0	12	2 以下	3 以上
浮遊物質量 (SS)	mg/L	<1	2	－	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大腸菌群数	MPN/ 100mL	<2	17	0	6	<1.8	230	0	6	<1.8	11	0	6	1,000 以下	－
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6	<0.5	<0.5	0	6	検出されないこと	検出されないこと
全窒素	mg/L	0.15	0.37	1	12	－	－	－	－	－	－	－	－	0.3 以上	0.6 以上
全燐	mg/L	0.005	0.020	0	12	－	－	－	－	－	－	－	－	0.03 以上	0.05 以上

注：1.「－」は測定を行っていないまたは該当がないことを示す。
2.「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。
3.「<」は定量下限値未満であることを示す。

（「令和元年度（2019 年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和 3 年）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（長崎県、令和 2 年）　より作成）

表 3.1-26(3)　海域の水質測定結果（健康項目）

水域名	地点名	測定項目	環境基準
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	
唐津湾（2）	①水産加工センター左岸 200m	0.04	10 以下
	②水産加工センター右岸 200m	0.05	
玄海海域	③唐津湾東	0.06	
	④唐津湾西	0.04	
	⑤呼子港	0.07	
	⑥波戸岬	0.03	
	⑦高島・相賀中間点	0.03	
	⑧高島・浜崎中間点	0.03	
	⑨仮屋湾中央	0.05	

〔「令和元年度（2019 年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和 3 年）より作成〕

表 3.1-26(4)　海域の水質測定結果（健康項目）

水域名		壱岐海域								環境基準
測定地点名		⑩郷ノ浦港				⑪印通寺港				
測定項目	単位	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0	1	<0.0003	<0.0003	0	1	0.003 以下
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0	1	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	0	1	<0.005	<0.005	0	1	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	0	1	0.001	0.001	0	1	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0	1	<0.0005	<0.0005	0	1	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.002 以下
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.006 以下
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	10 以下
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	－	0.05 以下

注：1.「－」は測定を行っていないまたは該当がないことを示す。
　　2.「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。
　　3.「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（長崎県、令和２年）より作成〕

(2)河川の水質

事業実施想定区域周囲の海域に流入する河川について、公共用水域の環境基準点における水質測定結果は表 3.1-27、測定地点は図 3.1-17 のとおりである。

表 3.1-27(1)　河川の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		町田川上流				町田川下流				佐志川上流				佐志川下流			
測定地点名		A.長松橋				B.町田橋				C.汐入橋上井堰				D.佐志・八幡橋中間点			
類型区分		A				C				A				C			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度(pH)	－	7.3	8.0	0	12	7.3	8.5	0	12	7.2	9.1	1	12	7.5	8.5	0	12
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.9	12	0	12	7.9	15	0	12	6.1	14	2	12	8.2	17	0	12
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.6	0	12	<0.5	0.8	0	12	<0.5	2.3	2	12	<0.5	0.6	0	12
浮遊物質量(SS)	mg/L	<1	5	0	12	1	7	0	12	1	12	0	12	4	15	0	12
大腸菌群数	MPN/100mL	700	49,000	11	12	－	－	－	－	330	79,000	7	12	－	－	－	－
全窒素	mg/L	0.97	1.6	－	2	0.77	1.6	－	2	0.88	1.5	－	2	0.39	1.4	－	2
全燐	mg/L	0.075	0.11	－	2	0.098	0.11	－	2	0.036	0.076	－	2	0.045	0.052	－	2

表 3.1-27(2)　河川の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		江頭川				有浦川				幡鉾川			
測定地点名		E.横竹橋				F.有浦橋				G.津合橋			
類型区分		A				A				B			
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n
水素イオン濃度（pH）	－	7.9	8.4	0	12	7.7	8.5	0	12	7.8	9.6	7	12
溶存酸素量（DO）	mg/L	8.7	12	0	12	8.2	12	0	12	9.5	17	0	12
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	<0.5	1.5	0	12	<0.5	1.5	0	12	1.0	4.5	3	12
浮遊物質量（SS）	mg/L	2	24	0	12	2	23	0	12	2	28	1	12
大腸菌群数	MPN/100mL	330	79,000	10	12	230	79,000	9	12	9.3	1,700	0	3
全窒素	mg/L	1.1	2.9	－	2	1.8	2.3	－	2	0.40	2.1	－	12
全燐	mg/L	0.064	0.066	－	2	0.052	0.095	－	2	0.029	0.093	－	12

水域名		環境基準A類型（河川）	環境基準B類型（河川）	環境基準C類型（河川）
測定地点名				
類型区分				
測定項目	単位			
水素イオン濃度（pH）	－	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
溶存酸素量（DO）	mg/L	7.5以下	5以下	5以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	2以下	3以下	5以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	25以下	25以下	50以下
大腸菌群数	MPN/100mL	1,000以下	5,000以下	－
全窒素	mg/L	－	－	－
全燐	mg/L	－	－	－

注：1.「－」は測定を行っていないまたは該当がないことを示す。
　　2.「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。
　　3.「<」は定量下限値未満であることを示す。

（「令和元年度（2019年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和3年）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（長崎県、令和2年）　より作成）

表 3.1-27(3)　河川の水質測定結果（健康項目）

水域名		佐志川上流			幡鉾川				環境基準
測定地点名		C.汐入橋上井堰			G.津合橋				
測定項目	単位	測定値	m	n	最大値	平均値	m	n	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0	1	<0.0003	<0.0003	0	1	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	0	1	<0.1	<0.1	0	1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	0	1	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	0	1	<0.005	<0.005	0	1	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	0	1	0.001	0.001	0	1	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0	1	<0.0005	<0.0005	0	1	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0	1	<0.0002	<0.0002	0	1	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0	1	<0.0004	<0.0004	0	1	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0	1	<0.01	<0.01	0	1	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0	1	<0.004	<0.004	0	1	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	0	1	<0.1	<0.1	0	1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0	1	<0.0006	<0.0006	0	1	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0	1	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0	1	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0	1	<0.0002	<0.0002	0	1	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0	1	<0.0006	<0.0006	0	1	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0	1	<0.0003	<0.0003	0	1	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0	1	<0.002	<0.002	0	1	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0	1	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.001	0	1	<0.001	<0.001	0	1	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.50	0	1	0.82	0.82	0	1	10 以下
ふっ素	mg/L	－	－	－	0.12	0.12	0	1	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	－	<0.1	<0.1	0	1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0	1	<0.005	<0.005	0	1	0.05 以下

注：1.「－」は測定を行っていないまたは該当がないことを示す。
2.「m」は環境基準に適合しない検体数、「n」は総検体数を示す。
3.「<」は定量下限値未満であることを示す。

（「令和元年度（2019 年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和 3 年）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（長崎県、令和 2 年）　より作成）

(3)水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）によると、令和元年度は唐津市で 10 件、玄海町で 0 件、「第 67 版（令和 2 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、平成 30 年度は松浦市、壱岐市ともに 0 件、糸島市へのヒアリング（実施：令和 3 年 8 月）によると、令和元年度は糸島市で 2 件となっている。

3. 水底の底質の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、公共用水域の水底の底質の測定は実施されていない。

図 3.1-17　水質測定地点

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

事業実施想定区域の周囲における土壌の状況について、文献その他資料は確認されなかった。

2. 地盤の状況

事業実施想定区域の周囲における地盤の状況について、文献その他資料は確認されなかった。

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

(1)海底の地形

事業実施想定区域及びその周囲における海底地形は図 3.1-18 のとおりであり、事業実施想定区域の水深は約 30～60m となっている。

2. 地質の状況

(1)海底の地質

事業実施想定区域及びその周囲の海域における海底地質は図 3.1-19 のとおりであり、事業実施想定区域の一部に火山岩類及び中新世堆積層が分布している。

また、事業実施想定区域及びその周囲の海域における表層底質図は図 3.1-20 のとおりであり、事業実施想定区域は主に礫または岩石、粗粒砂及び中粒砂が分布している。

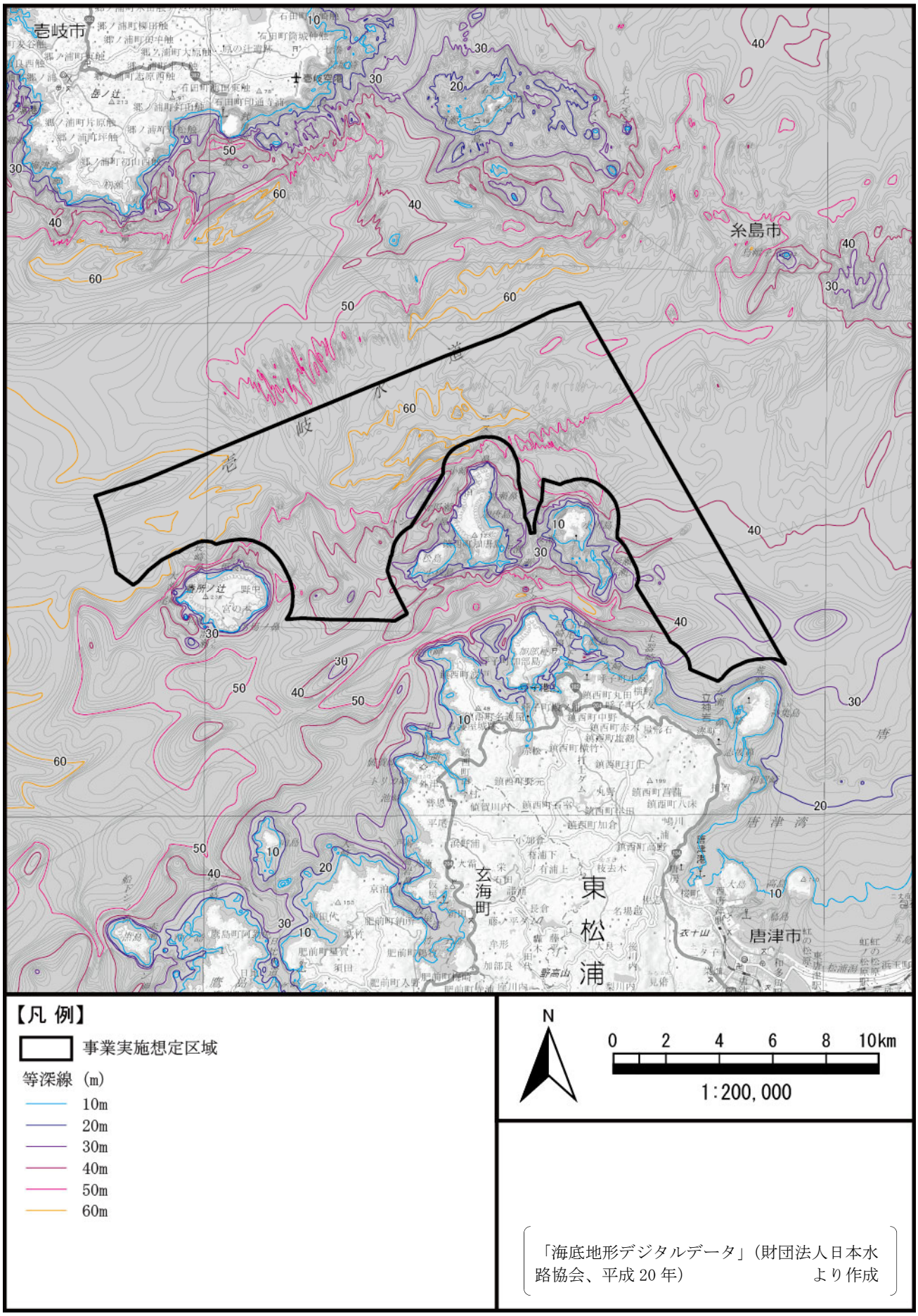
壱岐市
糸島市
唐津市
玄海町
東松浦
壱岐水道
唐津湾
【凡 例】
事業実施想定区域
等深線 (m)
10m
20m
30m
40m
50m
60m
N
0 2 4 6 8 10km
1:200,000
「海底地形デジタルデータ」(財団法人日本水路協会、平成 20 年) より作成

図 3.1-18　海底地形図

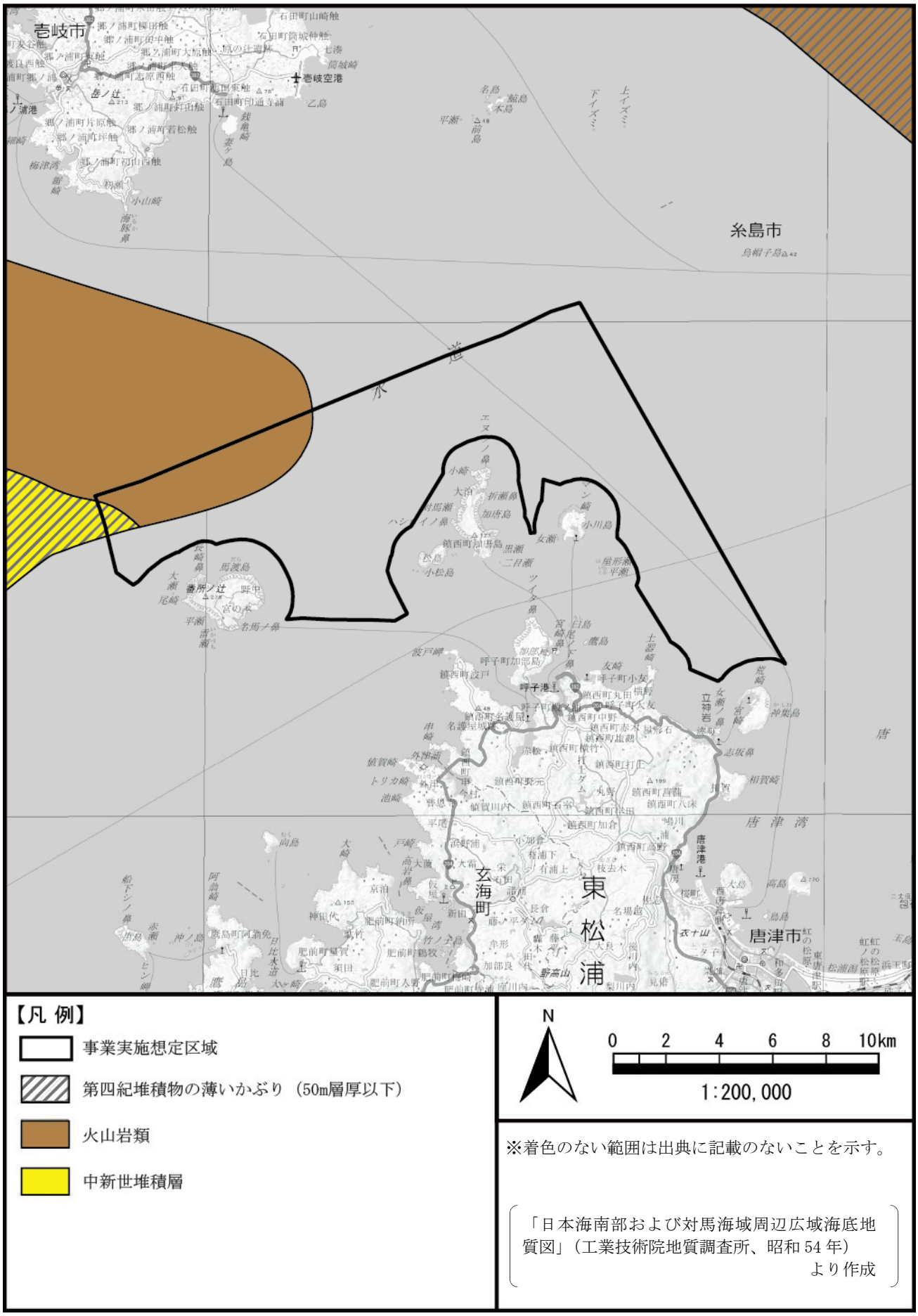
壱岐市
糸島市
唐津市
玄海町
東松浦
唐津湾
対馬海峡
【凡 例】
事業実施想定区域
第四紀堆積物の薄いかぶり（50m層厚以下）
火山岩類
中新世堆積層
N
0 2 4 6 8 10km
1:200,000
※着色のない範囲は出典に記載のないことを示す。
「日本海南部および対馬海域周辺広域海底地質図」（工業技術院地質調査所、昭和54年）より作成

図 3.1-19　海底地質図

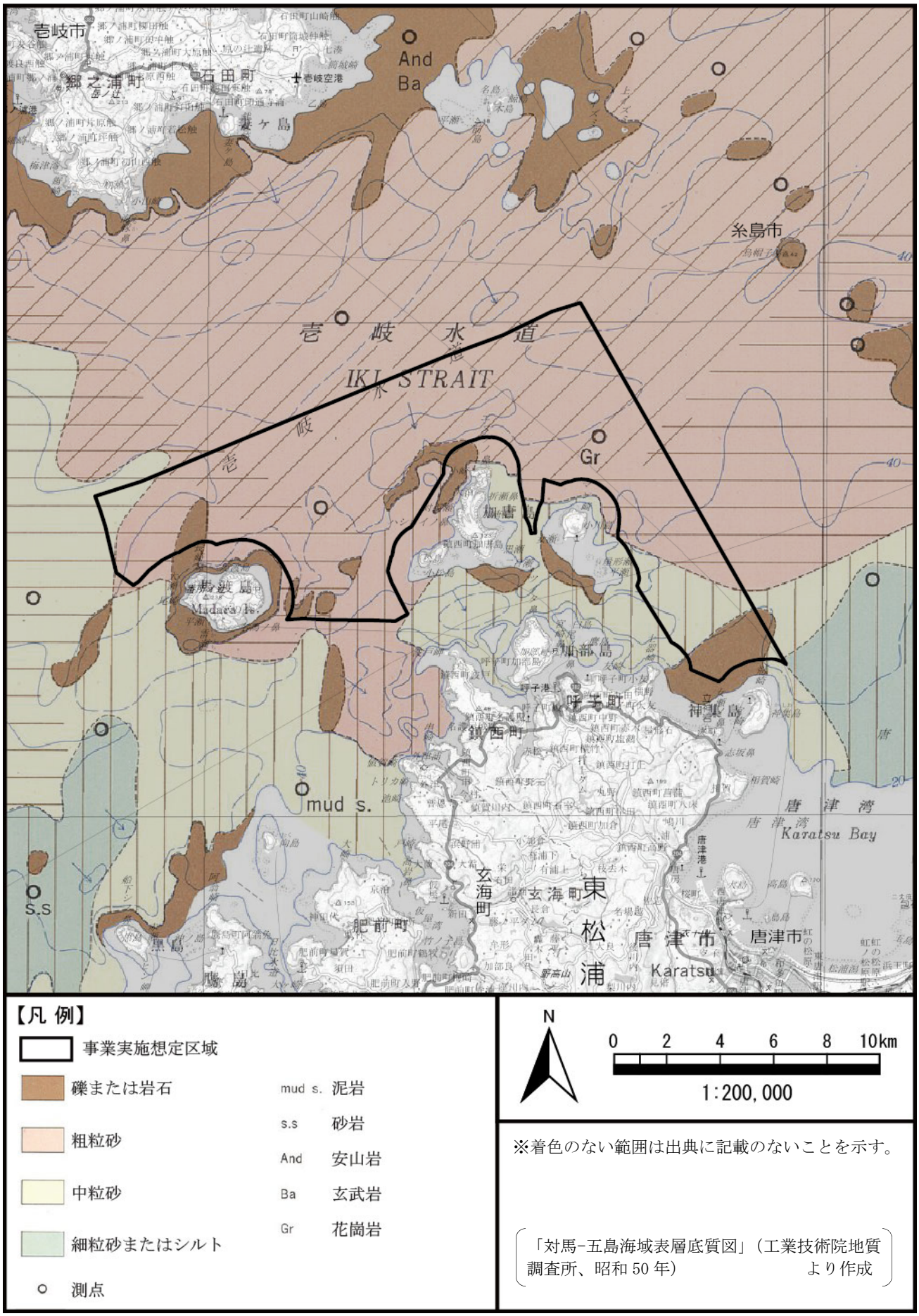
壱岐市
郷之浦町
石田町
And
Ba
壱岐空港
糸島市
壱岐水道
IKI STRAIT
Gr
加唐
Madara Is.
加部島
呼子町
神集島
鎮西町
mud s.
唐津湾
Karatsu Bay
玄海町
東松浦
唐津市
Karatsu
肥前町
s.s
【凡 例】
事業実施想定区域
礫または岩石
粗粒砂
中粒砂
細粒砂またはシルト
測点
mud s. 泥岩
s.s 砂岩
And 安山岩
Ba 玄武岩
Gr 花崗岩
N
0 2 4 6 8 10km
1:200,000
※着色のない範囲は出典に記載のないことを示す。
「対馬-五島海域表層底質図」（工業技術院地質調査所、昭和 50 年）より作成

図 3.1-20　表層底質図

3. 重要な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- 「日本の地形レッドデータブック第1、2集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12、14年）に掲載されている地形。
- 「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成11年）に掲載されている地形。
- 「第3回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：令和3年4月23日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

事業実施想定区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第1、2集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12、14年）において選定された地形は存在しない。

事業実施想定区域及びその周囲における、「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成11年）による典型地形は、表3.1-28及び図3.1-21のとおりであり、事業実施想定区域内には溶岩台地、波食棚、海食台の「東松浦半島」、多島海の「加唐島付近」がある。

事業実施想定区域及びその周囲における、「第3回自然環境保全基礎調査：自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表3.1-29及び図3.1-22のとおりであり、海食崖の「加唐島海岸」、波食台の「小川島海岸」等がある。

事業実施想定区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号、最終改正：令和3年4月23日）により指定された重要な地形及び地質は、表3.1-30及び図3.1-23のとおりであり、事業実施想定区域の周囲には国指定の天然記念物「屋形石の七ツ釜」等がある。

表 3.1-28　重要な地形・地質の状況（典型地形）

地形項目（成因別）	地形項目	名称	備考
火山の活動による地形	成層火山	岳ノ辻	70 万～80 万年前に活動。壱岐対馬国定公園
	溶岩台地	壱岐島	玄武岩。1000～70 万年前。
	火山性高原	壱岐島	－
	溶岩台地	東松浦半島	玄海国定公園
地質を反映した地形	柱状節理・板状節理	七ツ釜	玄海国定公園。東松浦玄武岩。国指定天然記念物「屋形石の七ツ釜」（大正 15 年 4 月 1 日）。浸食。
		加部島	玄海国定公園、東松浦玄武岩
	蜂の巣状構造	弁天島	玄海国定公園
河川の作用による地形	三角州	松浦川下流	－
海の作用による地形	多島海	加唐島付近	玄海国定公園
	リアス式海岸（沈水海岸）	東松浦半島	玄海国定公園
	岩石海岸	東松浦半島	玄海国定公園
	波食棚	東松浦半島	玄海国定公園
	海食台	東松浦半島	玄海国定公園
	海食崖	七ツ釜	玄海国定公園。東松浦玄武岩。国指定天然記念物「屋形石の七ツ釜」（大正 15 年 4 月 1 日）。浸食
		加唐島	玄海国定公園
		馬渡島	玄海国定公園
	海食洞	七ツ釜	玄海国定公園。東松浦玄武岩。国指定天然記念物「屋形石の七ツ釜」（大正 15 年 4 月 1 日）。浸食
	ノッチ	七ツ釜	玄海国定公園。東松浦玄武岩。国指定天然記念物「屋形石の七ツ釜」（大正 15 年 4 月 1 日）。浸食
	岩礁	平瀬	玄海国定公園
	砂浜	虹の松原	玄海国定公園
	浜堤	虹の松原	玄海国定公園
	砂州	虹の松原	玄海国定公園
	トンボロ及び陸繋島	大島	玄海国定公園
		相賀	玄海国定公園
	砂丘・風紋	虹の松原	玄海国定公園

注：「－」は、出典に記載がないことを示す。

〔「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

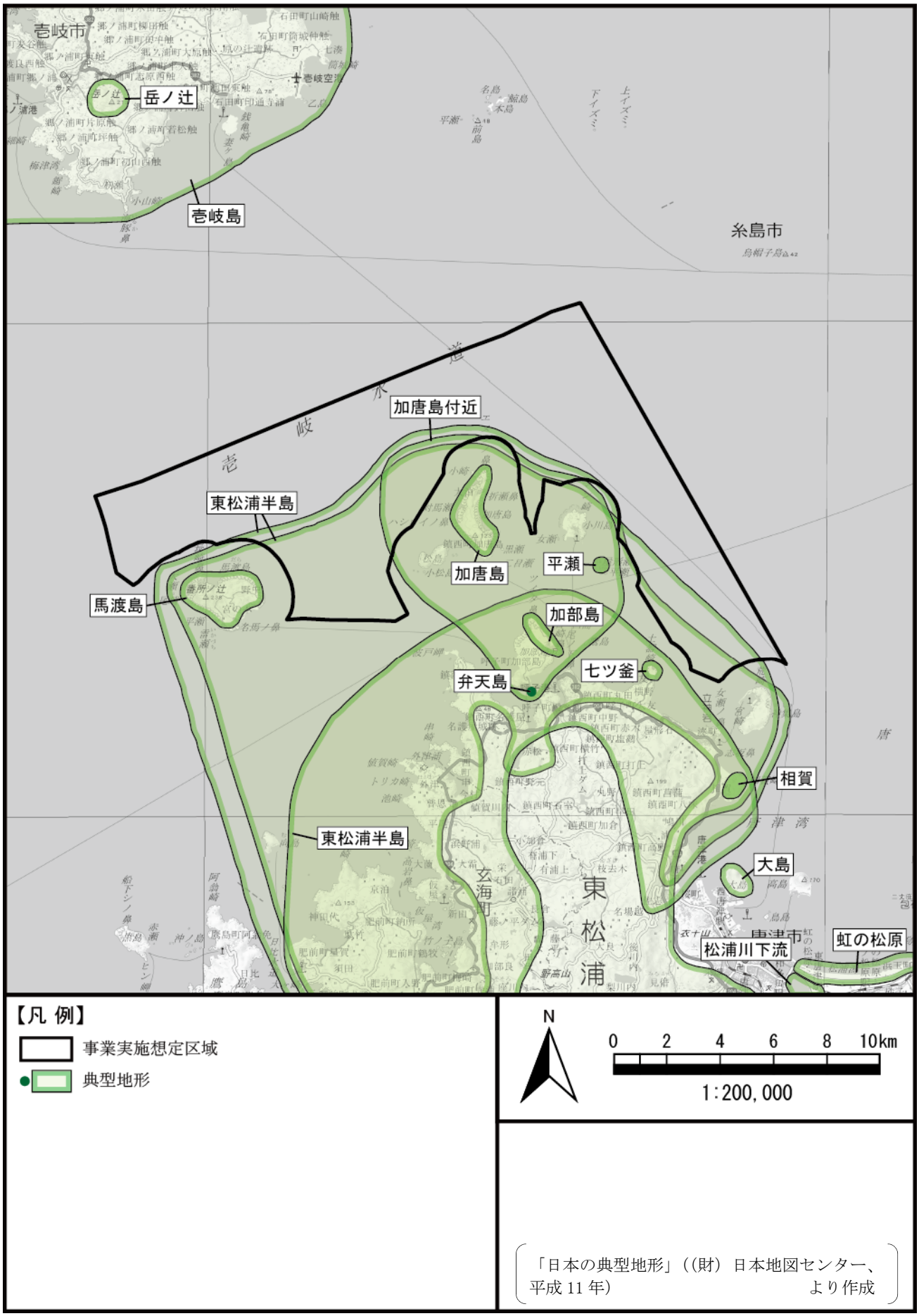

図 3.1-21　重要な地形・地質の状況（典型地形）

表 3.1-29　重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

区分	名称
火山	岳の辻
火山性高原	壱岐島
非火山性高原	鷹島
非火山性孤峰	野高岳
岩脈（水景）	立神岩
岩脈（陸景）	初瀬岩脈
溺れ谷	名護屋浦
	波戸岬・池崎海岸
	壱岐島西海岸
陸けい砂州	神集島・宮崎浜
	相賀の浜
	幸多里ケ浜
砂丘	虹の松原
海食崖	土器崎
	加部島海岸
	加唐島海岸
	松島海岸
	馬渡島海岸
	妻ヶ島
波食台	小川島海岸
海食洞	屋形石の七ツ釜
岩門	眼鏡岩
節理	屋形石の七ツ釜

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査：自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

表 3.1-30　重要な地形・地質の状況（天然記念物）

指定	名称	所在地	概要
国	屋形石の七ツ釜	唐津市湊大字屋形石	地質鉱物
佐賀県	弁天島の呼子岩脈群	唐津市呼子町殿ノ浦字辻 2040 番地 1 他	地質
佐賀県唐津市	湊の立神岩	唐津市湊町	岩脈
長崎県	初瀬の岩脈	壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川 1586	地形・地質

「佐賀県文化財データベース」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「唐津市の文化財」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

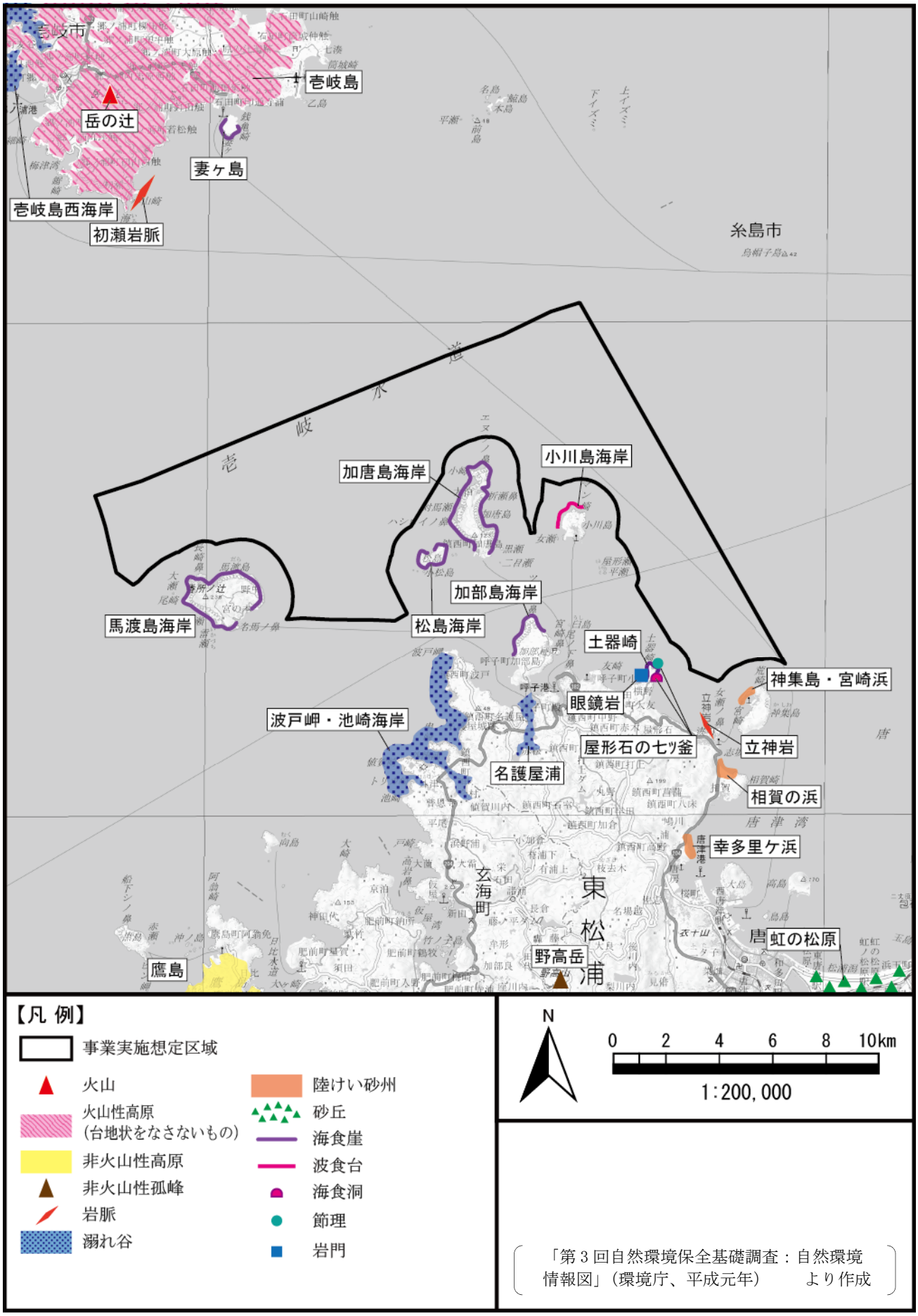

図 3.1-22　重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

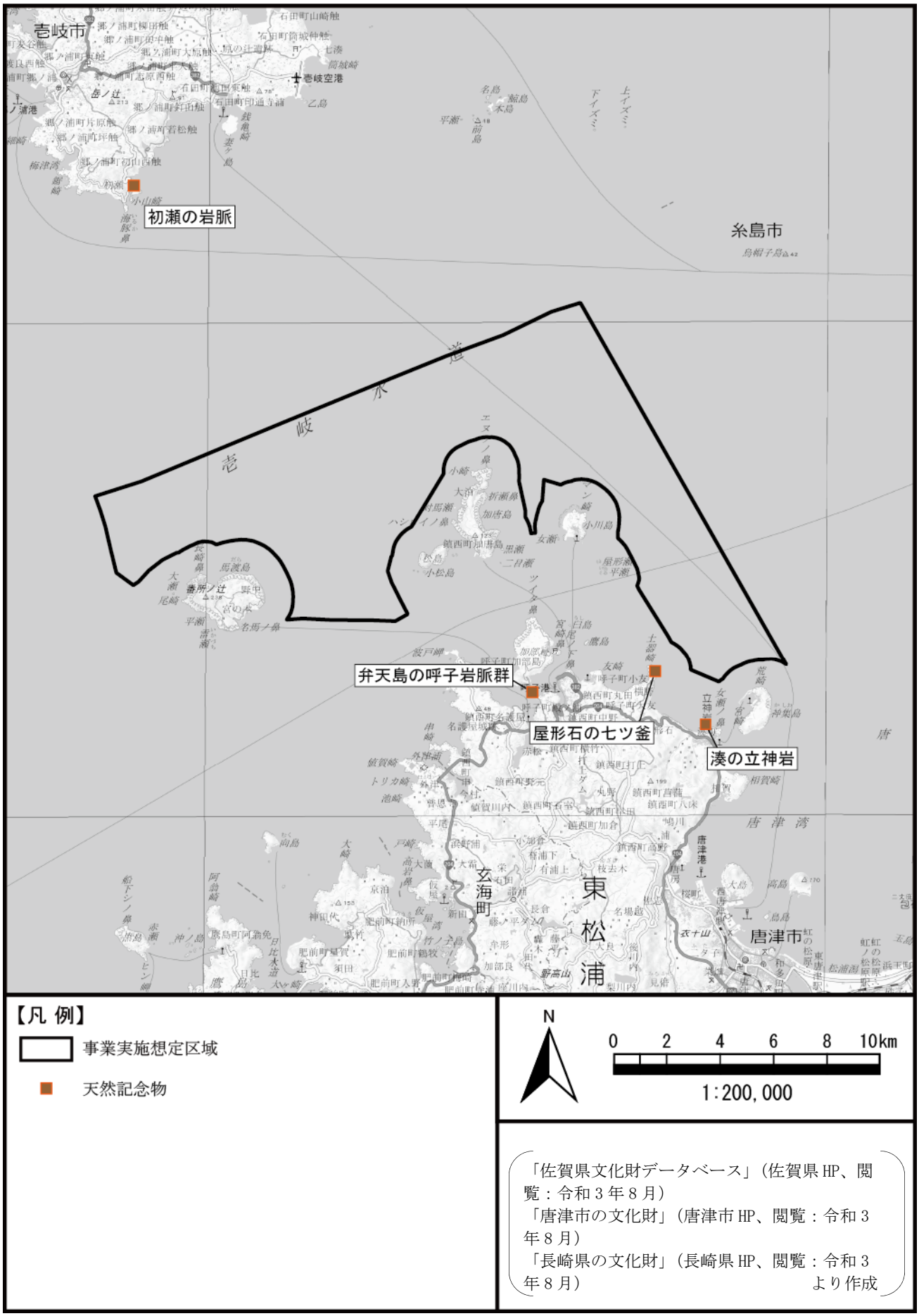

図 3.1-23　重要な地形・地質の状況（天然記念物）

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況（陸域）

動物の生息の状況（陸域）は、表 3.1-31 の文献その他の資料により事業実施想定区域の周囲における動物の生息状況を整理し、事業実施想定区域の周囲における確認種を抽出した。対象地域は佐賀県唐津市及び玄海町、長崎県壱岐市及び松浦市、福岡県糸島市とした。

また、「動植物分布調査-自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）については、図 3.1-24 のとおり上記 4 市町を含む 2 次メッシュ※を調査範囲とした。

表 3.1-31　文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料	調査範囲	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類
①	「動植物分布調査 - 自然環境調査 Web - GIS -（第 2 回、第 3 回、第 4 回、第 5 回、第 6 回）」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）	事業実施想定区域周囲（図 3.1-24 に示すメッシュ）	○	○	○	○	○	○
②	「第 6 回 自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成 16 年）			○				
③	「モニタリングサイト 1000　シギ・チドリ類調査」（環境庁、昭和 58～60 年）	事業実施想定区域及びその周囲		○				
④	「モニタリングサイト 1000　第 31 回～第 49 回ガンカモ類の生息調査」（環境省、平成 11～29 年度）			○				
⑤	「佐賀県レッドリスト 2003 」（佐賀県、平成 16 年）	唐津市、玄海町	○	○	○	○	○	
⑥	「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016 」（佐賀県、平成 29 年）							○
⑦	「福岡県レッドデータブック 2011」（福岡県、平成 24 年）	糸島市	○	○	○	○	○	○
⑧	「長崎県レッドデータブック 2011」　（長崎県、平成 24 年）	松浦市、壱岐市	○	○	○	○	○	○
⑨	「唐津の自然 」（唐津市教育委員会、平成 25 年）	唐津市		○	○	○	○	○
⑩	「佐賀県の生物 」（佐賀県生物部会、平成 8 年）	唐津市、玄海町		○	○	○	○	
⑪	「日本のコウモリ洞総覧」（澤田勇、自然誌研究雑誌 第 2・3・4 号別刷 pp53～80、平成 6 年）	事業実施想定区域及びその周囲	○					
⑫	「佐賀県下におけるコウモリの分布とその内部寄生虫」（沢田勇、長崎県生物学会誌 No.40 pp10～14、平成 4 年）		○					
⑬	「日本の洞窟棲コウモリの主要な繁殖場所及び冬眠場所について」（澤田勇、長崎生物学会誌 No.56 pp16～24、平成 15 年）		○					
⑭	「環境アセスメントデータベース EADAS（全国環境情報、センシティビティマップ）」（環境省 HP、令和 3 年 8 月）		○	○				
⑮	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成 23 年、平成 27 年修正版）」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）			○				
⑯	「馬渡島の生物」（佐賀野鳥の会、昭和 47 年）	唐津市鎮西町馬渡島		○				
⑰	「平成 28 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（長崎県壱岐市南部沖情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務報告書」（アジア航測株式会社、平成 28 年）	壱岐市	○	○	○	○	○	○
⑱	専門家ヒアリングによる確認種	事業実施想定区域及びその周囲	○					

※2 次メッシュとは日本全国を緯度経度でメッシュ（網目状）に細かく区画した「標準地域メッシュ」のひとつである。2 次メッシュの幅は経度（東西）が 7 分 30 秒（0.125 度）、緯度（南北）が 5 分（0.083 度）であり、距離にするとおよそ 10km×10km になる。2 次メッシュは 1/2.5 万地形図の刊行単位となっている。

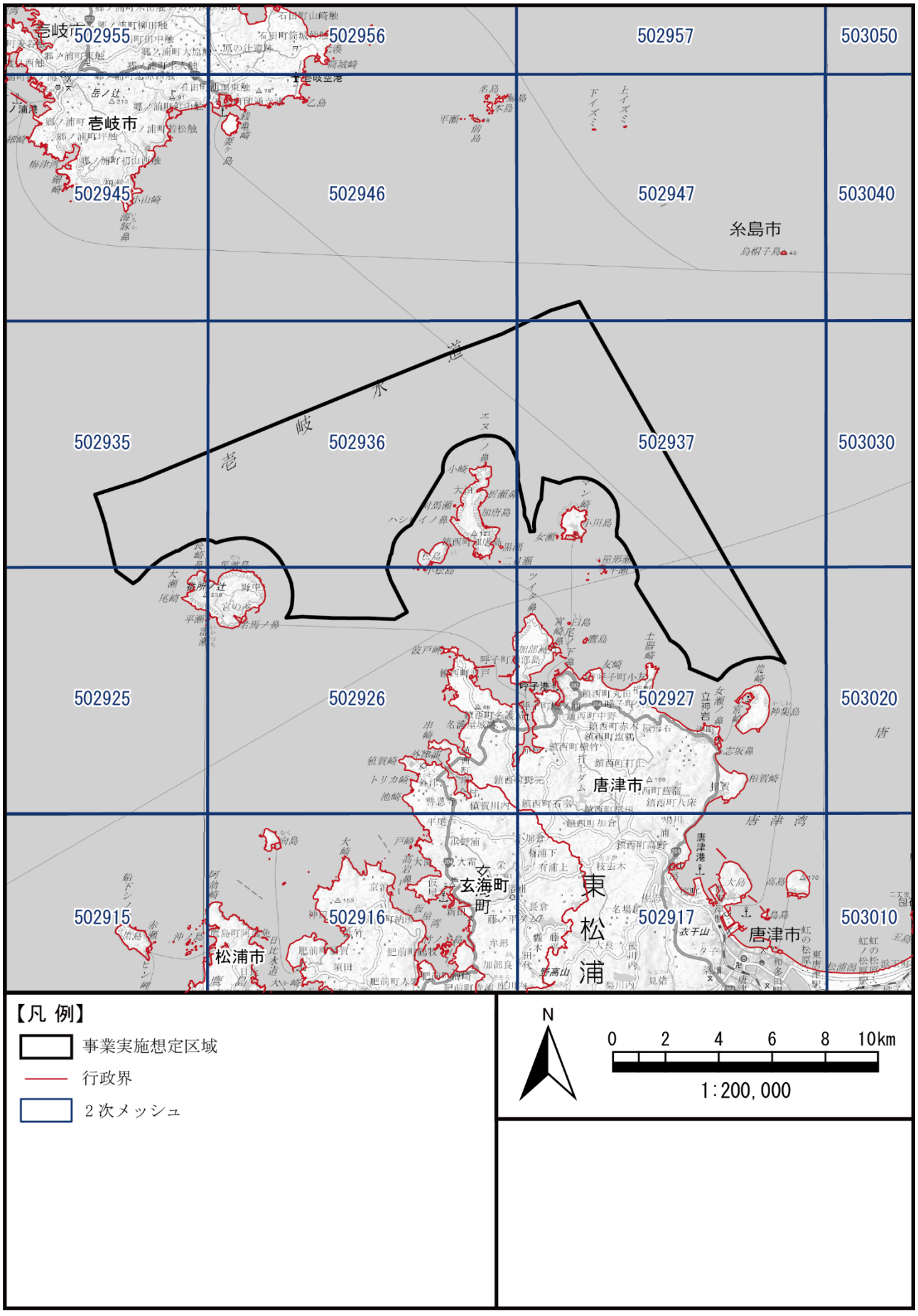

図 3.1-24　文献その他の資料調査範囲

(1) 動物相（陸域）の概要

事業実施想定区域の周囲の動物相の概要は表 3.1-32 のとおりであり、哺乳類 29 種、鳥類 260 種、爬虫類 16 種、両生類 14 種、昆虫類 852 種、淡水魚類 80 種が確認されている。

哺乳類は、コウモリ目、ネズミ目等の小型哺乳類、その他にサル目、ウシ目等が確認されている。

鳥類は、カモ目、ペリカン目、ツル目等の海域や水辺環境を好む鳥類が多種記録されている。また、タカ目、ハヤブサ目の猛禽類等も確認されている。

爬虫類は、ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、アオダイショウ等が確認されている。

両生類は、カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が確認されており、水田環境に生息する種のほか、山地性の両生類も確認されている。

昆虫類は、カゲロウ目、トンボ目、チョウ目等が記録されている。

淡水魚類は、ボラやスズキ等の汽水域を好む種や、サケ等の回遊性魚類が確認されている。

確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-32　動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンザル、ニホンノウサギ、アカギツネ、タヌキ、ニホンイタチ、ニホンアナグマ、ニホンジカ、イノシシ等 (29 種)
鳥類	キジ、ヒシクイ、マガン、コクガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、ヨシガモ、カルガモ、ハシビロガモ、トモエガモ、キンクロハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、ウミアイサ、アカエリカイツブリ、カンムリカイツブリ、アビ、オオハム、シロエリオオハム、オオミズナギドリ、ヨシゴイ、アオサギ、クロサギ、ヒクイナ、ホトトギス、カッコウ、シロチドリ、ウミネコ、ウミスズメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、アカモズ、イスカ等 (260 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、スッポン、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、カナヘビ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (16 種)
両生類	カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル (14 種)
昆虫類	ホソミオツネントンボ、ニホンカワトンボ、ミヤマサナエ、ヒメクロサナエ、アブラゼミ、タガメ、ミヤマセセリ、ミズイロオナガシジミ、コツバメ、コムラサキ、ツマグロヒョウモン、アオスジアゲハ、エゾスジグロシロチョウ、マルチビゲンゴロウ、エンマムシ、ヨツボシカミキリ、スズバチ等 (852 種)
淡水魚類	カワヤツメ、ニホンウナギ、ヤマトドジョウ、アユ、サケ、サクラマス（ヤマメ）、ニホンイトヨ、スズキ、ドンコ、マハゼ、シンジコハゼ等 (80 種)

「環境アセスメントデータベース　EADAS　全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、図 3.1-25 のとおり事業実施想定区域の周囲においてコウモリの分布が確認されている。事業実施想定区域の周囲では、ハイリスク種としてユビナガコウモリ、ハイリスク以外の種としてキクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリの生息情報がある。また、コウモリ洞が分布する市町村として、唐津市（旧唐津市、旧呼子町）、壱岐市（旧郷ノ浦町、旧芦辺町）が該当している。

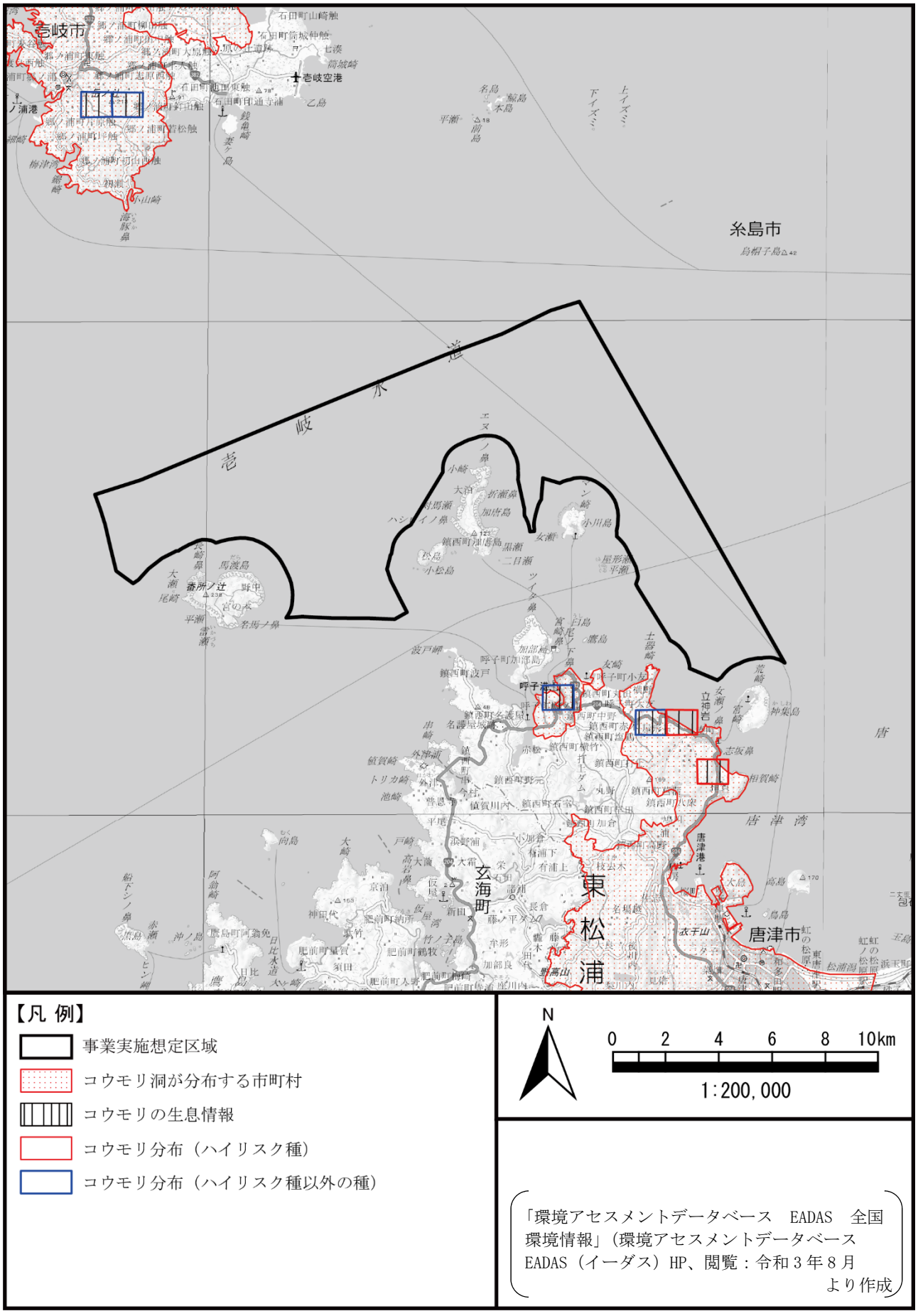

「環境アセスメントデータベース　EADAS　全国環境情報」（環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和３年８月より作成

図 3.1-25　コウモリ生息状況

「地理情報システム（GIS）センシティビティマップ」（環境アセスメントデータベース　環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、事業実施想定区域の周囲の陸域における注意喚起レベルは表 3.1-33 及び図 3.1-26 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲において「注意喚起レベル C」及び「注意喚起レベル A3」に該当するメッシュが確認されている。

海域における注意喚起レベルは表 3.1-34 及び図 3.1-27 のとおりであり、事業実施想定区域を含むメッシュは、「注意喚起レベル 4」、「注意喚起レベル 1」及び「注意喚起レベル低」に該当している。

注意喚起メッシュの作成方法は、「参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」のとおりである。

表 3.1-33　EADAS センシティビティマップ（注意喚起レベル：陸域）

2 次メッシュ	ランク	重要種	集団飛来地
503020	C	-	ハチクマ春の渡りの集結地
503010	A3	-	ハチクマ秋の渡りの集結地

注：表中の 2 次メッシュは図 3.1-26 の番号と対応する。

（「地理情報システム（GIS）　センシティビティマップ」（環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成）

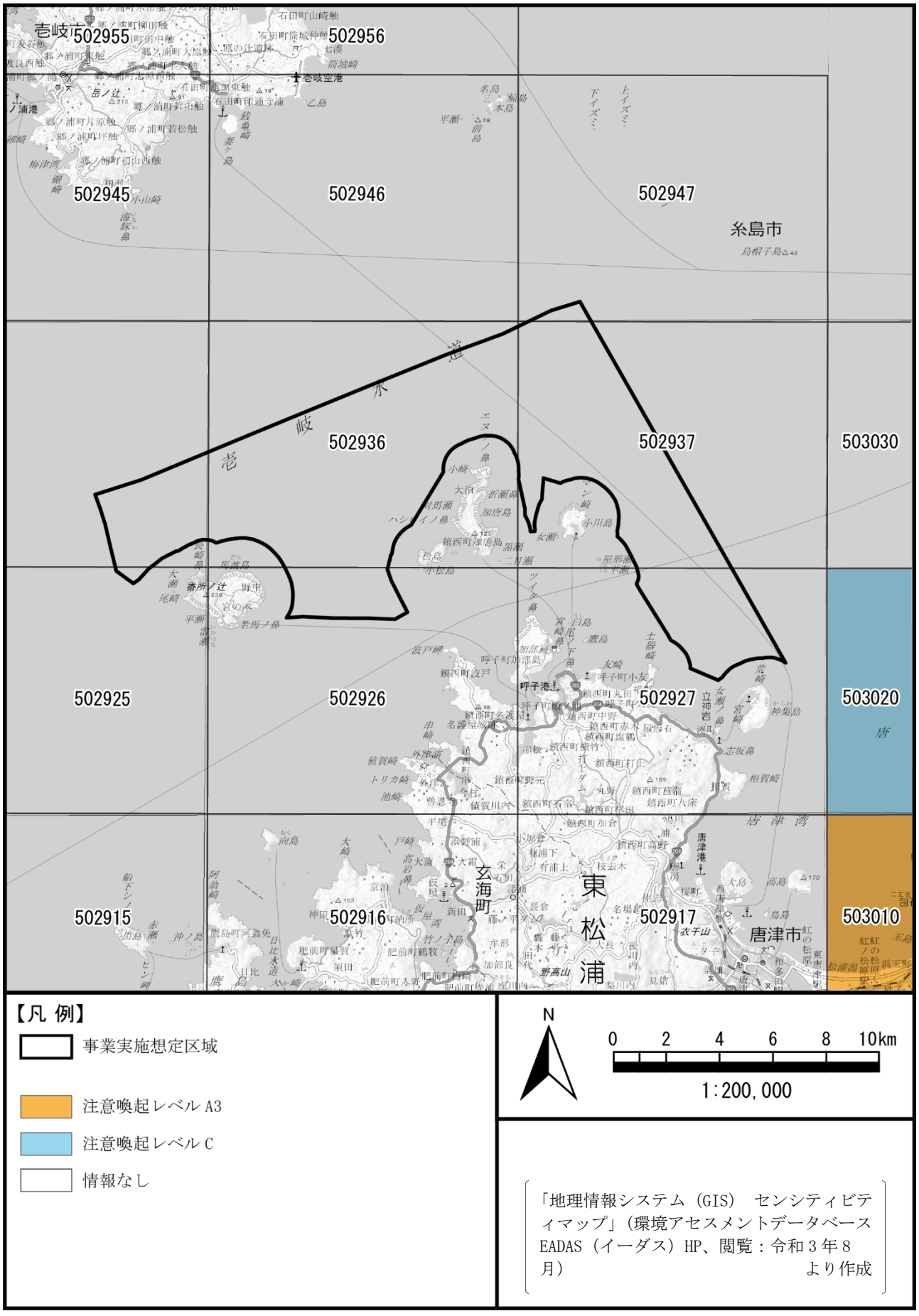

図 3.1-26　EADAS センシティビティマップ（注意喚起メッシュ：陸域）

表 3.1-34　EADAS センシティビティマップ（注意喚起レベル：海域）

2 次メッシュ	注意喚起レベル	保護区等	海鳥の集団繁殖地	海鳥の洋上分布
502915	1	－	－	オオミズナギドリ、ウ科の一種、ウミネコ、カモメ科の一種
502916	1	－	－	カモ科の一種、ミズナギドリ科の一種、カモメ科の一種
502917	1	－	－	カモ科の一種、アビ科の一種、ウ科の一種、カモメ科の一種
503010	1	－	－	マガモ、カモ科の一種、カンムリカイツブリ、ウ科の一種、ウミネコ、カモメ科の一種
502925	1	－	－	オオミズナギドリ、ウミネコ、カモメ科の一種
502926	低	－	－	ウミネコ、大型カモメ類の一種、カモメ科の一種
502927	1	－	－	カモ科の一種、ウ科の一種、ウミネコ、大型カモメ類の一種、カモメ科の一種
503020	1	－	－	カモ科の一種、アビ科の一種、オオミズナギドリ、ウ科の一種、ウミネコ、大型カモメ類の一種、カモメ科の一種
502935	低	－	－	オオミズナギドリ
502936	低	－	－	オオミズナギドリ、ウミネコ、大型カモメ類の一種
502937	1	－	－	オオミズナギドリ、ウミネコ
503030	1	－	－	オオミズナギドリ、ウ科の一種、カモメ科の一種
502945	低	－	－	カモメ科の一種
502946	1	－	－	オオミズナギドリ、ミズナギドリ科の一種、カモメ科の一種
502947	4	希少な海鳥の集団繁殖地	－	オオミズナギドリ、ミズナギドリ科の一種

注：1. 表中の 2 次メッシュは図 3.1-27 の番号と対応する。
　　2. 表記した 2 次メッシュは海域を含む範囲である。

（「地理情報システム（GIS） センシティビティマップ」（環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成）

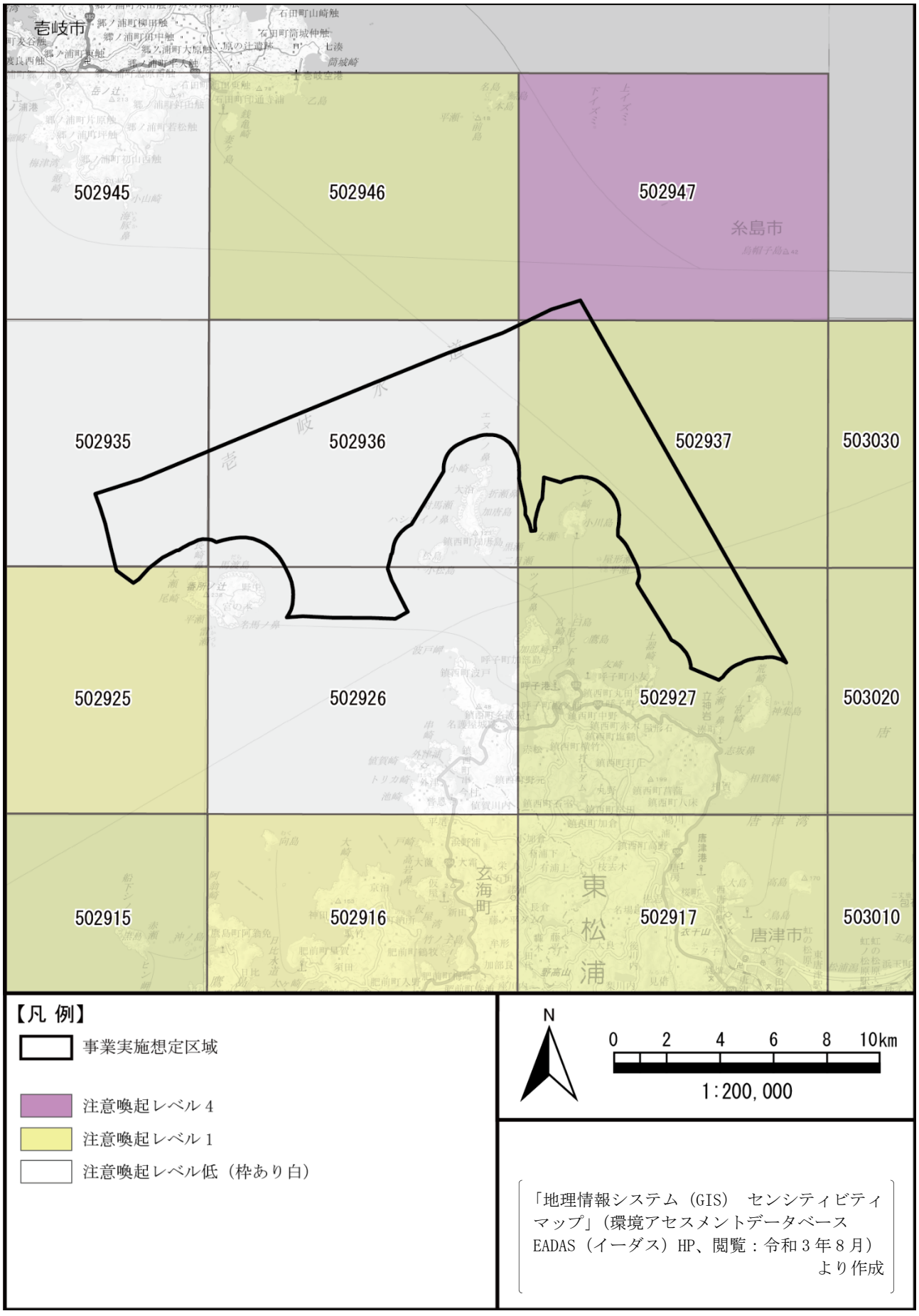

図 3.1-27　EADAS センシティビティマップ（注意喚起メッシュ：海域）

参考資料(1)「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」（陸域版）

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性（McGuinness et al.2015）等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました（個体数の多いものはランクが高くなります）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ,2016）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書,風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課､2016)の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました（図 3.1-28）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました（表 3.1-35）。

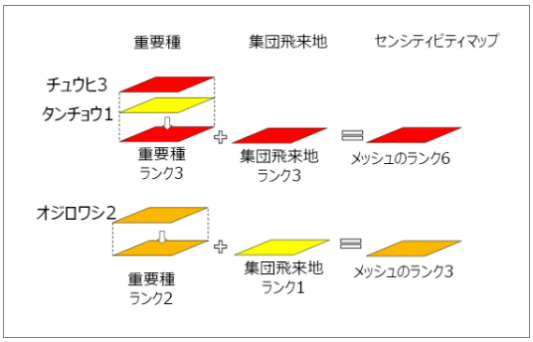

図 3.1-28　重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3.1-35　メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3～4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

「地理情報システム（GIS）　センシティビティマップ」（環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

参考資料(2)「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」（海域版）

◆注意喚起メッシュの作成方法

【保護区等】
保護区等は、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地及び希少な海鳥の集団繁殖地から作成しています。国指定鳥獣保護区は、集団繁殖地で指定されている全ての箇所、また集団渡来地で指定されている箇所のうち、沿岸部に位置するものを対象としました。また、ラムサール条約湿地も沿岸部に位置するものを対象としました。
国指定鳥獣保護区とラムサール条約湿地については､それらにかかる 10km メッシュは注意喚起レベル 5 としました。また、このメッシュの周辺のメッシュについては、注意喚起レベル 4 としました。
希少な海鳥の集団繁殖地は、主に海鳥の集団繁殖地のデータを用いました。このデータから、環境省レッドリスト 2019 で VU、EN 及び CR と記載されている種の繁殖地を選び出しました。これらの繁殖地にかかるメッシュを注意喚起レベル 4 としました。

【海鳥の集団繁殖地】
海鳥の集団繁殖地では、まず、文献から集団繁殖地の位置、繁殖する海鳥種及びその個体数を収集しました。使用した主な文献は以下の 2 つです。

海鳥コロニーデータベース　（環境省自然環境局生物多様性センター、2019 年 2 月 13 日版）
平成 19～30 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書（環境省自然環境局生物多様性センター、 平成 20～31 年）

これらのうち、過去 20 年（1999 年～2019 年）のデータを対象に、個体数や位置等が明確なものを選びました。また、海鳥種の採餌距離も文献[1]から収集しました。
次に、集団繁殖地を円の中心に採餌距離を半径として、円状の採餌範囲を種ごとに作成しました。繁殖地を利用する海鳥種はこの採餌範囲に一様に分布すると仮定し、10km メッシュごとに個体数密度を算出しました。
一方、種類ごとの希少性や飛翔高度などから洋上風力発電との関連性を点数化したもの（種別スコア）を別途整理しました。個体数密度にこの種別スコアを乗じて、メッシュごとに点数を付けました。複数の種が同じメッシュに分布している場合は、種類ごとの点数を足し合わせることで、メッシュを点数化しました。こうして計算したメッシュの点数を 6 分割し、大きいほうから注意喚起レベル 5～1 及び低と評価しました。レベルが高い程、バードストライクや、風力発電が採餌海域に立地することによる鳥類への影響がより懸念されます。
種別スコアは Certain et al. (2015) [2]を参考とし、メッシュの点数化の算出は、Webb et al. (2016) [3]を参考としました。

【海鳥の洋上分布】
海鳥の洋上分布は、飛行機による海鳥の分布調査により情報を収集しました。これは、飛行機からの目視により海鳥の種や個体数を記録するものです。本調査は、北海道、本州、四国及び九州の主要四島の沿岸・沖合で実施しました。
調査結果は、まず種類ごとに 10km メッシュで個体数密度を集計します。そして、海鳥の集団繁殖地と同様に、種ごとの個体数密度に種別スコアを乗じて、メッシュごとに点数を付けました。複数の種が同じメッシュに分布している場合は、種類ごとの点数を足し合わせることで、メッシュを点数化しました。こうして計算したメッシュの点数を 6 分割し、大きい方から注意喚起レベル 5～1 及び低と評価しました。レベルが高い程、バードストライクや、風力発電が採餌海域に立地することによる影響がより懸念されます。
海鳥の洋上分布では、現地調査での確認種から特定の種を選定することはせず、全ての種を評価の対象としています。これは、希少種を含めて海域を利用している鳥類の生息状況や洋上風力発電との関連性の情報が少ないこと、また鳥類が集団で分布している海域はそれらの生息にとって重要と考えられることを理由としています。

【構成要素の重ね合わせ・注意喚起レベル・範囲】
風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（海域版）の注意喚起メッシュは、保護区等、海鳥の集団繁殖地及び海鳥の洋上分布の構成要素のメッシュの 3 つの構成要素を重ね合わせて最大のレベルのメッシュを採用することで作成しました。
注意喚起メッシュは、注意喚起レベル 5～1、注意喚起レベル低、情報なしの 7 つに分けました。注意喚起レベル 5～1 の海域は、バードストライク等の鳥類への影響が高い海域であり、レベルが高い程、バードストライクや、風力発電が採餌海域に立地することによる鳥類への影響がより懸念されます。
本マップの範囲は、3 つの構成要素すべてが重なり合う範囲のみとしました。3 つの構成要素すべてがそろっていないメッシュは、情報なしとしています。

1. 主に Furness et al. (2012) Assessing the sensitivity of seabird populations to adverse effects from tidal stream turbines and wave energy devices.
2. Certain et al. (2015) Mapping the vulnerability of animal community to pressure in marine systems: disentangling pressure types and integrating their impact from the individual to the community level.
3. Webb et al. (2016) Sensitivity of offshore seabird concentrations to oil pollution around the United Kingdom: Report to Oil & Gas UK

「地理情報システム（GIS） センシティビティマップ」（環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）によると、図3.1-29～図3.1-31のとおり、事業実施想定区域及びその周囲においてアカハラダカ、ノスリ及びサシバの渡り経路は確認されていないものの、出現が確認されている。ハチクマについては、図3.1-32のとおり、事業実施想定区域の周囲において渡り経路（春季及び秋季）が確認されている。

また、「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」（環境省HP、閲覧：令和3年8月）によると、図3.1-33のとおり、事業実施想定区域及びその周囲における上空では、ツル類及びサシバの渡りルートが確認されている。

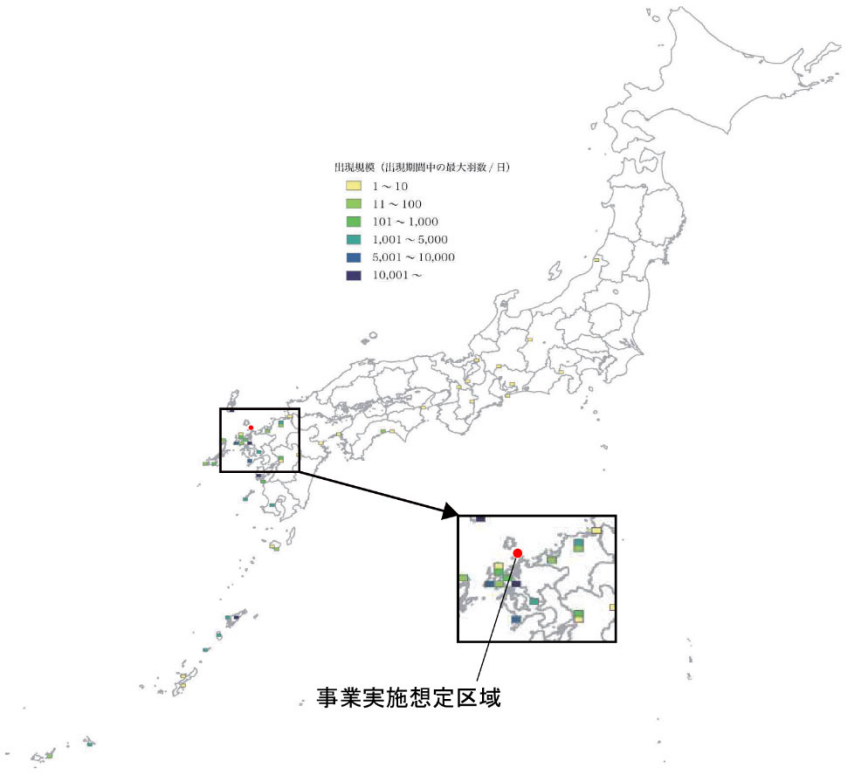

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図3.1-29　アカハラダカの出現数（秋季）

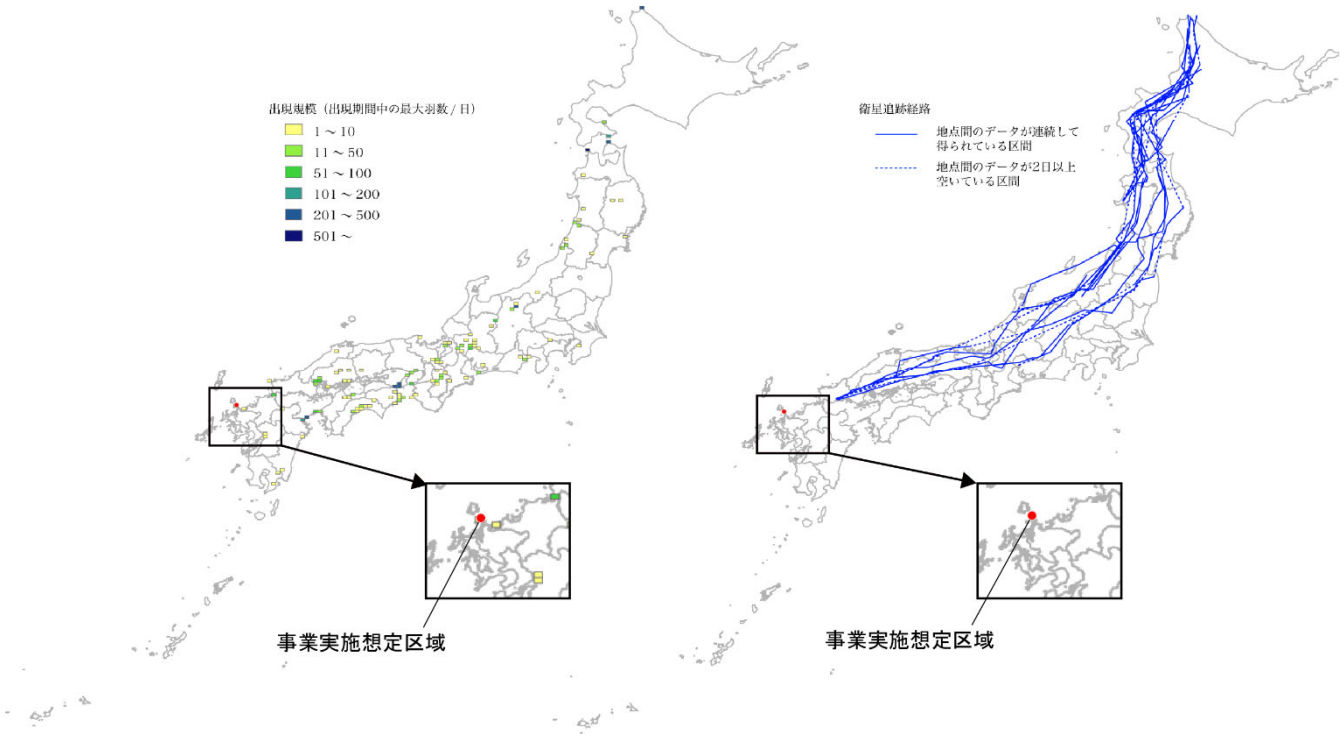

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-30(1)　ノスリの渡り経路（春季）

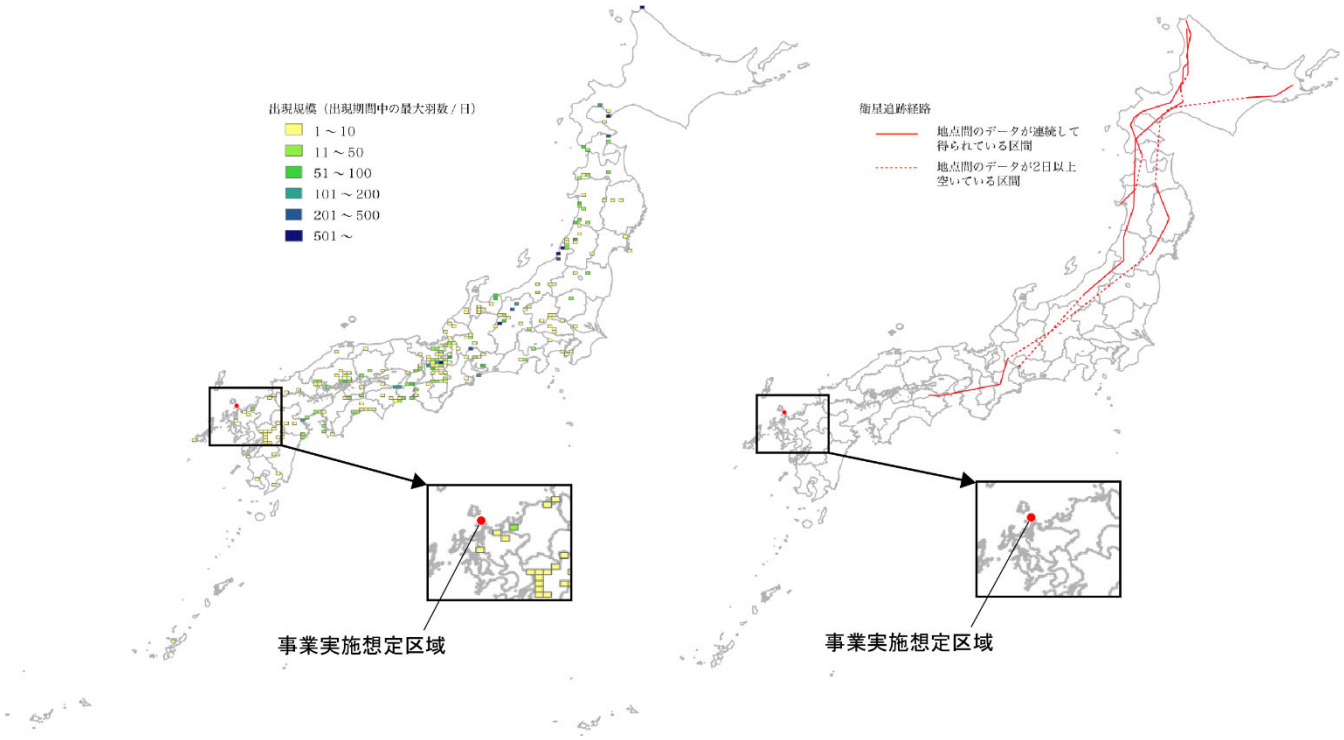

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-30(2)　ノスリの渡り経路（秋季）

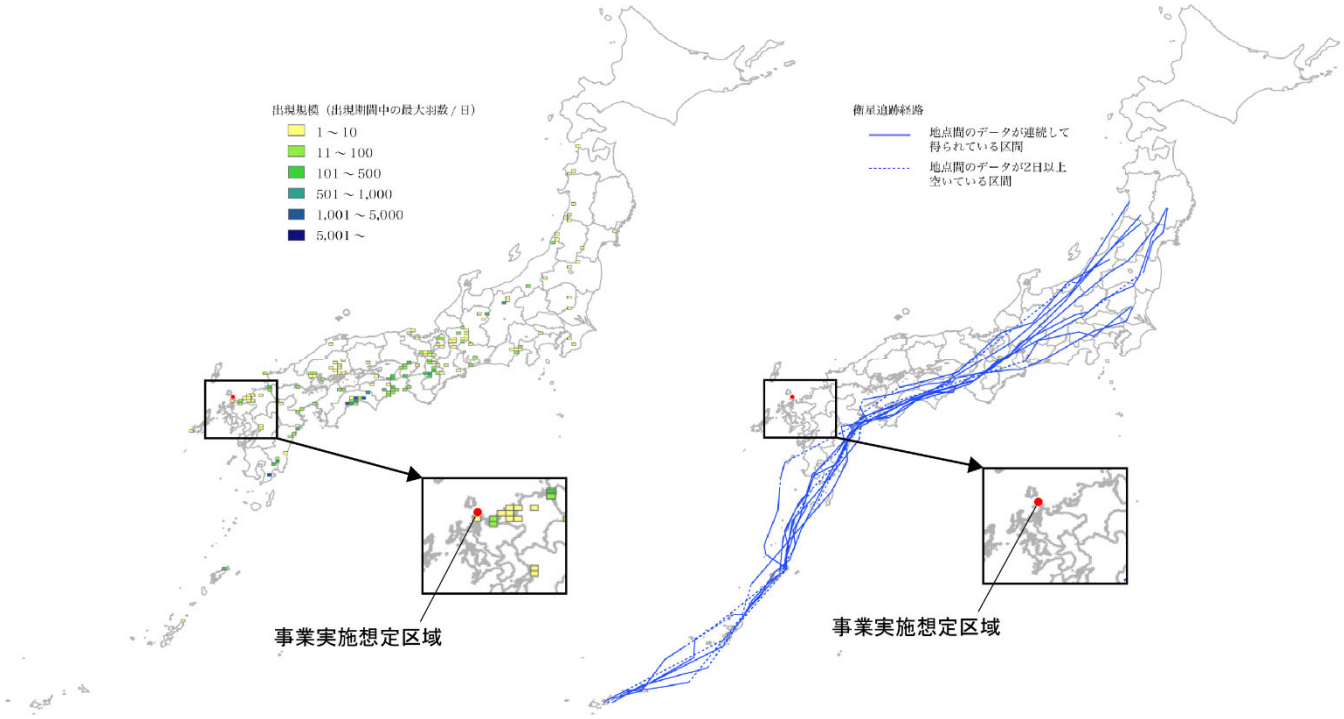

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-31(1)　サシバの渡り経路（春季）

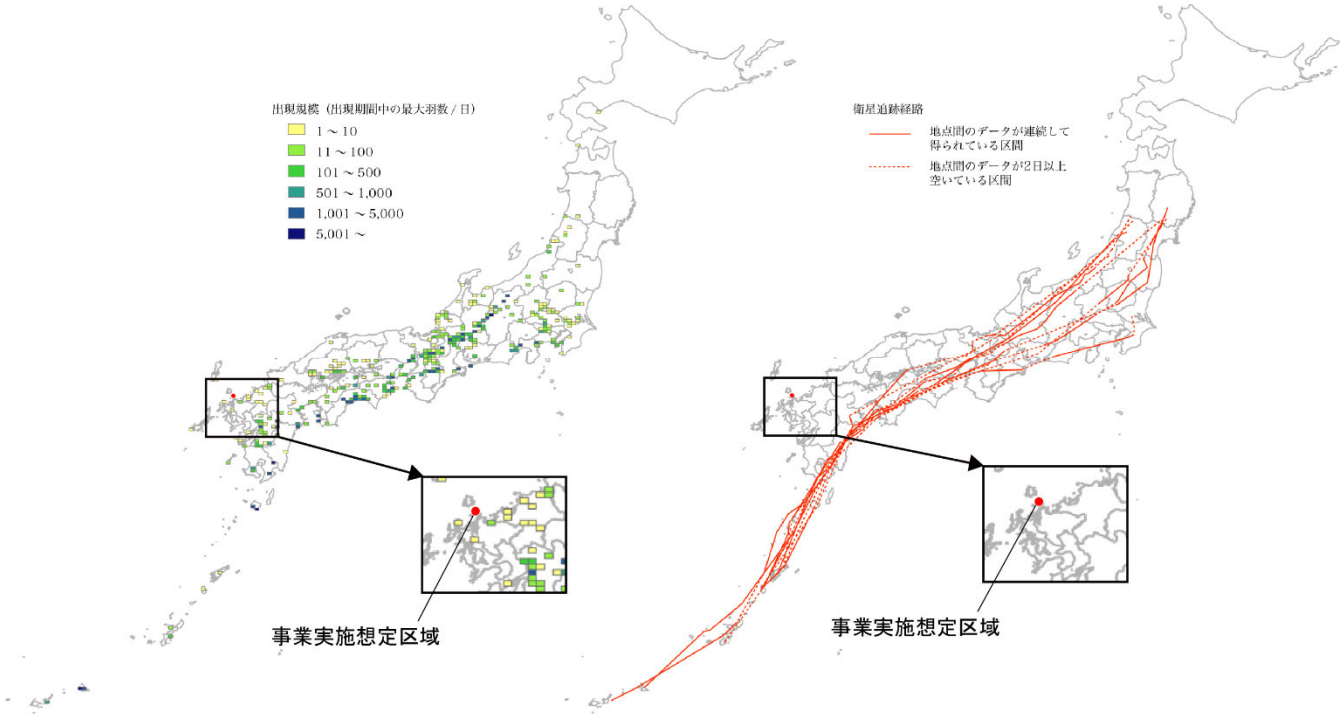

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-31(2)　サシバの渡り経路（秋季）

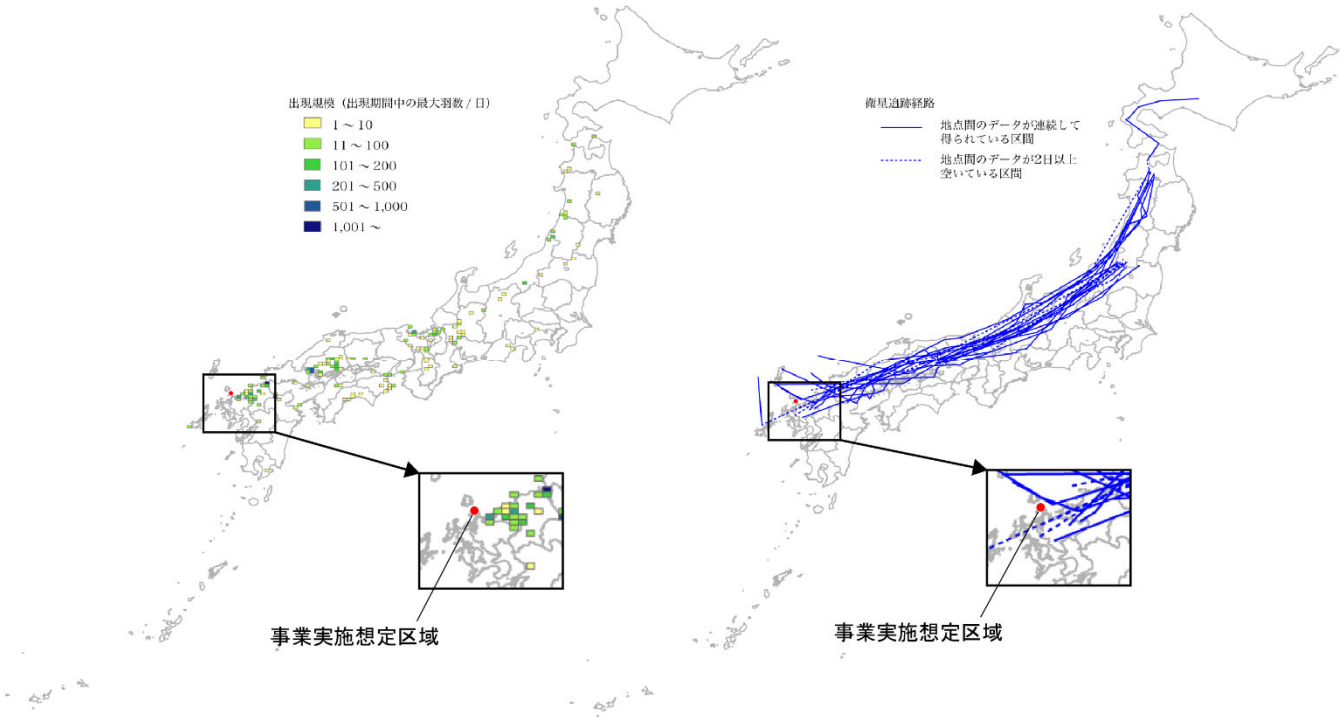

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-32(1)　ハチクマの渡り経路（春季）

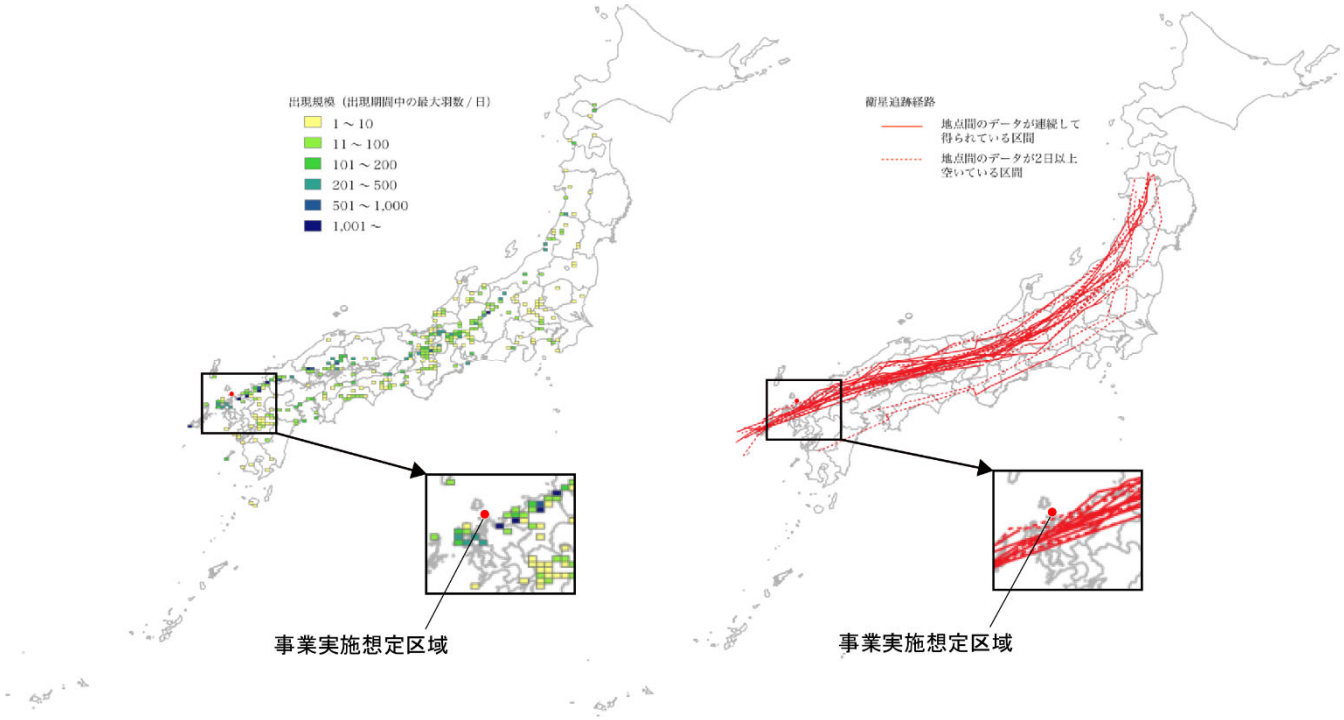

〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-32(2)　ハチクマの渡り経路（秋季）

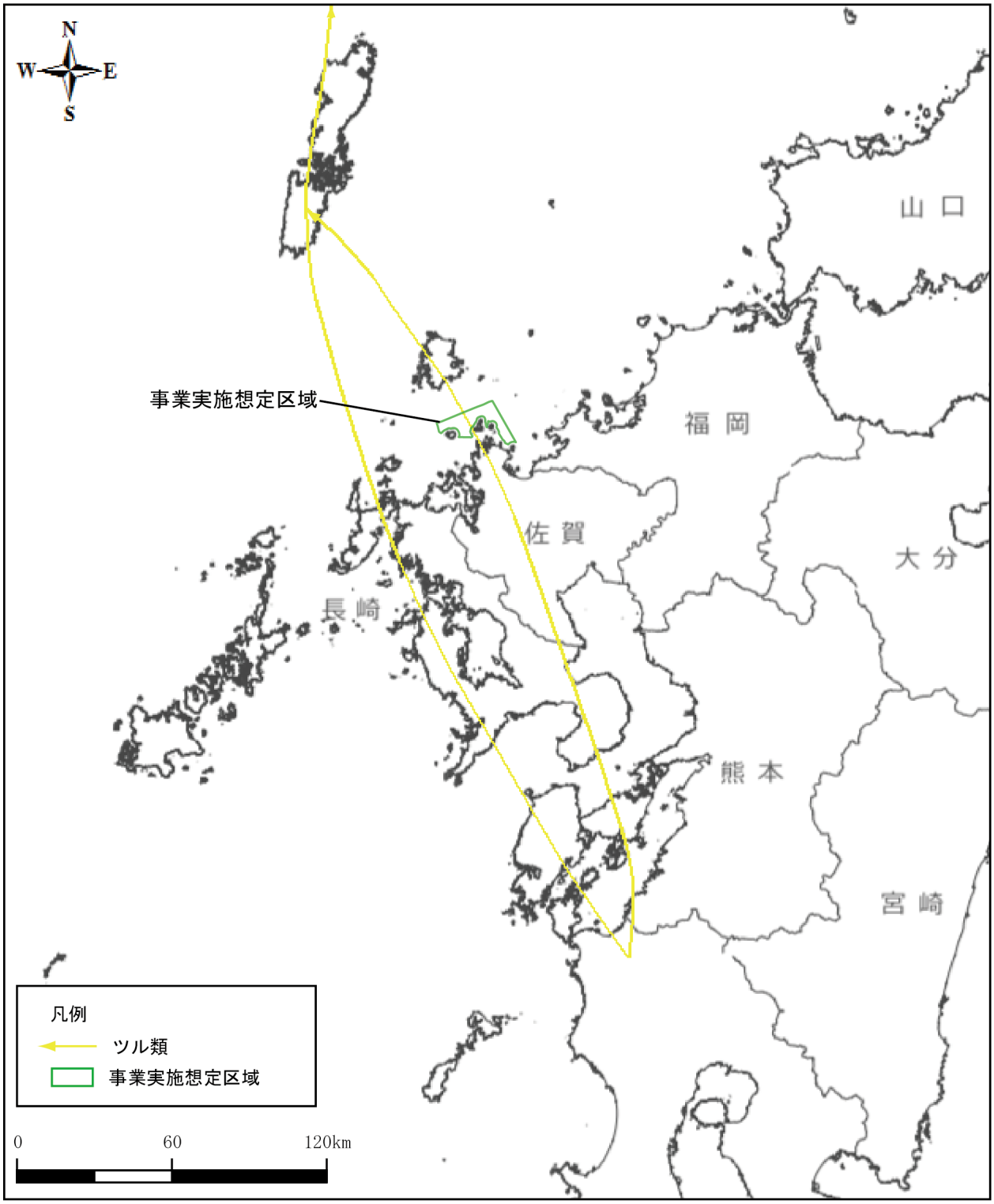

「センシティビティマップ 日中の渡りルート」（環境省 HP、閲覧：令和３年８月）より作成

図 3.1-33(1)　日中の渡りルート（ツル類）

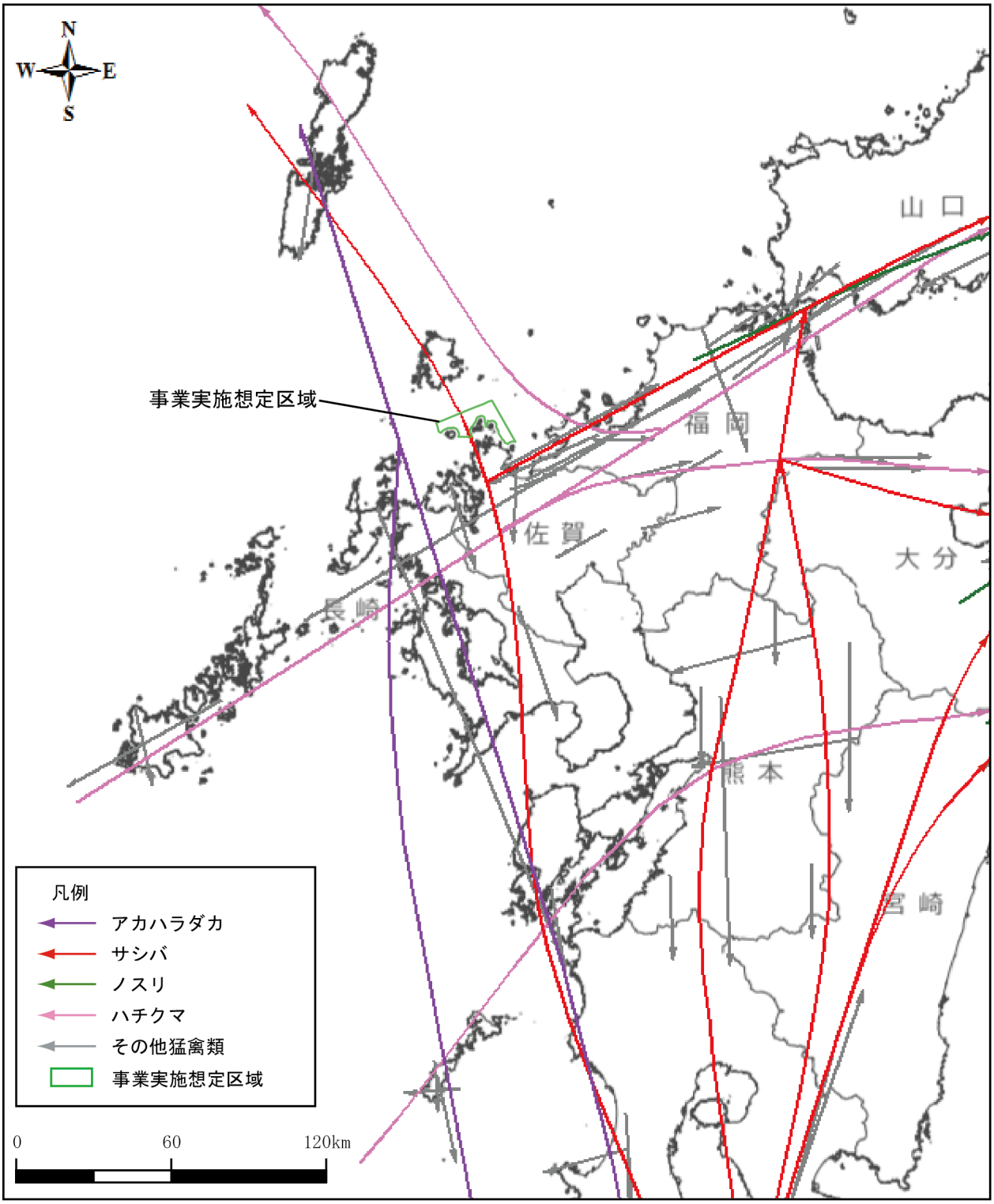

「センシティビティマップ 日中の渡りルート」（環境省 HP、閲覧：令和３年８月）より作成

図 3.1-33(2)　日中の渡りルート(猛禽類)

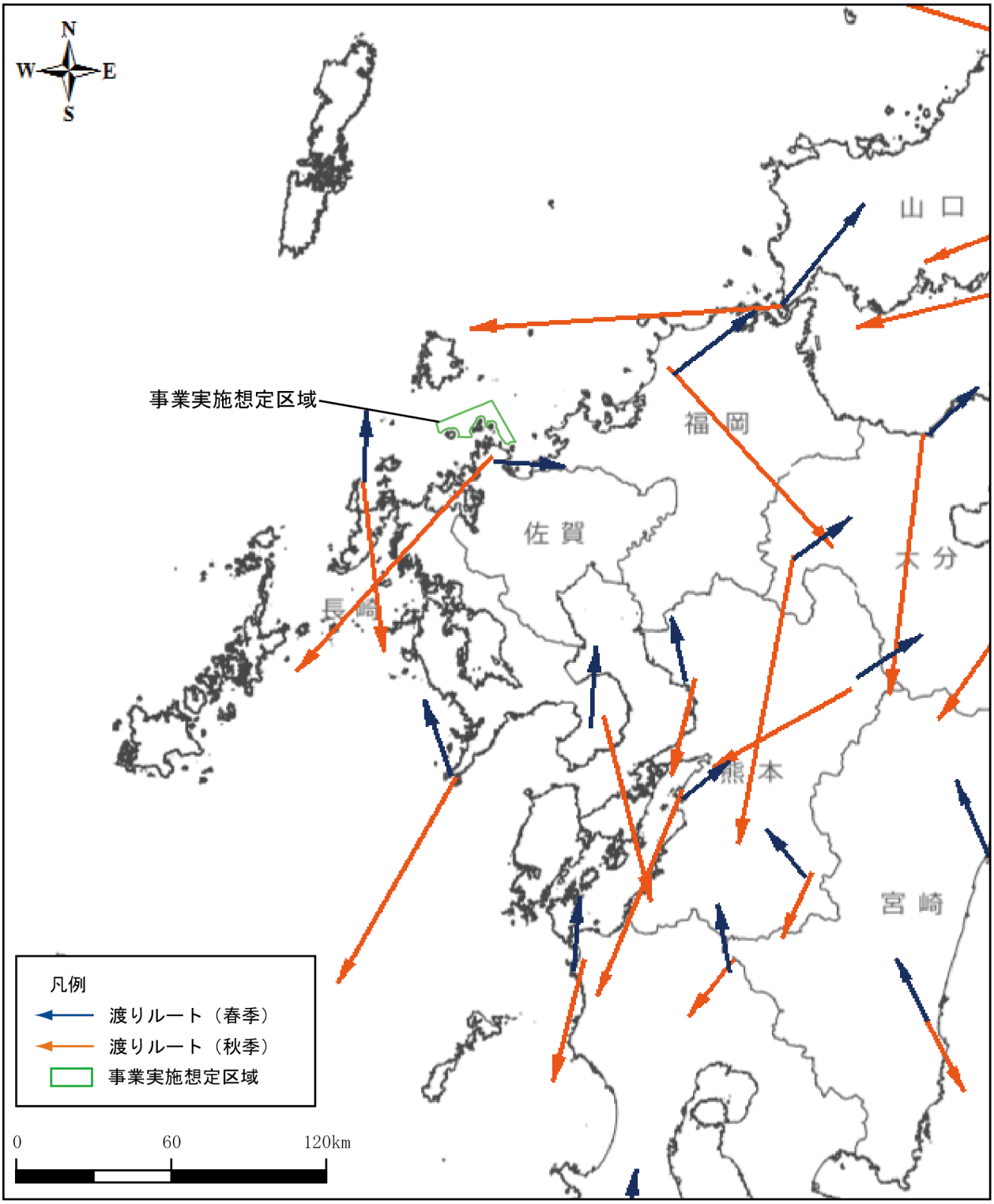

「センシティビティマップ 夜間の渡りルート」（環境省 HP、閲覧：令和３年８月）より作成

図 3.1-33(3)　夜間の渡りルート(春季・秋季)

「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、2009～2021 年度の調査結果では、

表 3.1-36 のとおり、「湊町アサヅケ溜」、「横竹溜」、「名護屋水源池」等の 11 地点において、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、スズガモ等 11 種が確認されている。ガン・カモ類の生息調査地点は図 3.1-34 のとおりである。

表 3.1-36(1)　ガン・カモ類の渡来状況

（単位：個体）

調査地点名	調査年度	コクガン	マガン	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	カモ類種不明	カルガモ×マガモ雑種
湊町アサヅケ溜	2011					2								
	2012						3							
	2013					2								
	2014					13	5							
	2016						6							
	2017				13									
	2019						7							
	2020					12								
横竹溜	2009					18								
	2012					12								
	2013						9							
	2014					13	5							
	2015			17										
	2016					8								
	2017						12							
	2019						13							
	2020						14							
名護屋水源池	2009				55									
	2010				64									
	2011				27	36								
	2012				41	27								
	2013				67									
	2014				130	35	20							
	2015				71									
	2016				93									
	2017				97									
	2019				135									
	2020				148									
鶴牧上溜	2010			10	2	2	5							
	2012			2										
	2013			30	3			10						
	2014									37				
	2015				2					10				
	2016				2			21						
	2017			5	2			6						
	2018			7	6									
	2019				5					13		10		
	2020									24		46		
	2021			10	20	15	25							
今村溜	2010				5	5								
	2012					16								
	2013					16								
	2014					2				18				
	2015					2								
	2017			6										

表 3.1-36(2)　ガン・カモ類の渡来状況

（単位：個体）

調査地点名	調査年度	コクガン	マガン	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	カモ類種不明	カルガモ×マガモ雑種
今村溜	2018					36								
	2019					53								
	2020					24				31				
浜崎海岸中央	2011		30			30								
	2014				30									
	2015				20									
	2021				100									
八床溜	2009				17	13								
	2011					48								
	2013				8	13								
	2014			21			7							
	2015				17									
	2016					13	31							
	2017			8		12								
	2019				51									
	2020				73									
三枚溜	2009				5									
	2010				5	3	10							
打上ダム	2008				78	35								75
	2009				75	90								
	2010				73	21								
	2011				48	86								
	2012				31	36								
	2013			23	73	17								
	2014			37	85	43	21							
	2015			31	125		18							
	2016				84									
	2017				32		7							
	2018													
	2020				73									
有浦川河口	2009				100									
	2010				50	20								
	2012				34									
	2013				12									
	2014				67									
	2015				105									
	2017				20									
	2018					42								
	2019				16	18								
	2020				53	32								
	2021				95	20	10							
松浦川-唐津大橋南	2009			40				51		146	30			
	2010			4	4	6				7	80			
	2011				350	50		200		150	30			
	2012				4	5	8							
	2013				60		8	7	7	62				
	2014			15	24	6				38	12			
	2015			27	43	11		29		31				
	2016				16	8				37			48	
	2017			53	31	19				31	42			
	2018			20	6	10								
	2019			23	26	32								
	2020			26	22	29	36							
	2021			24	47	8	36			8				

注：1. 調査は各年度1月に行われている。
2. 調査対象種のうち、確認されていない種及び調査年度については割愛した。

「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和3年8月）より作成

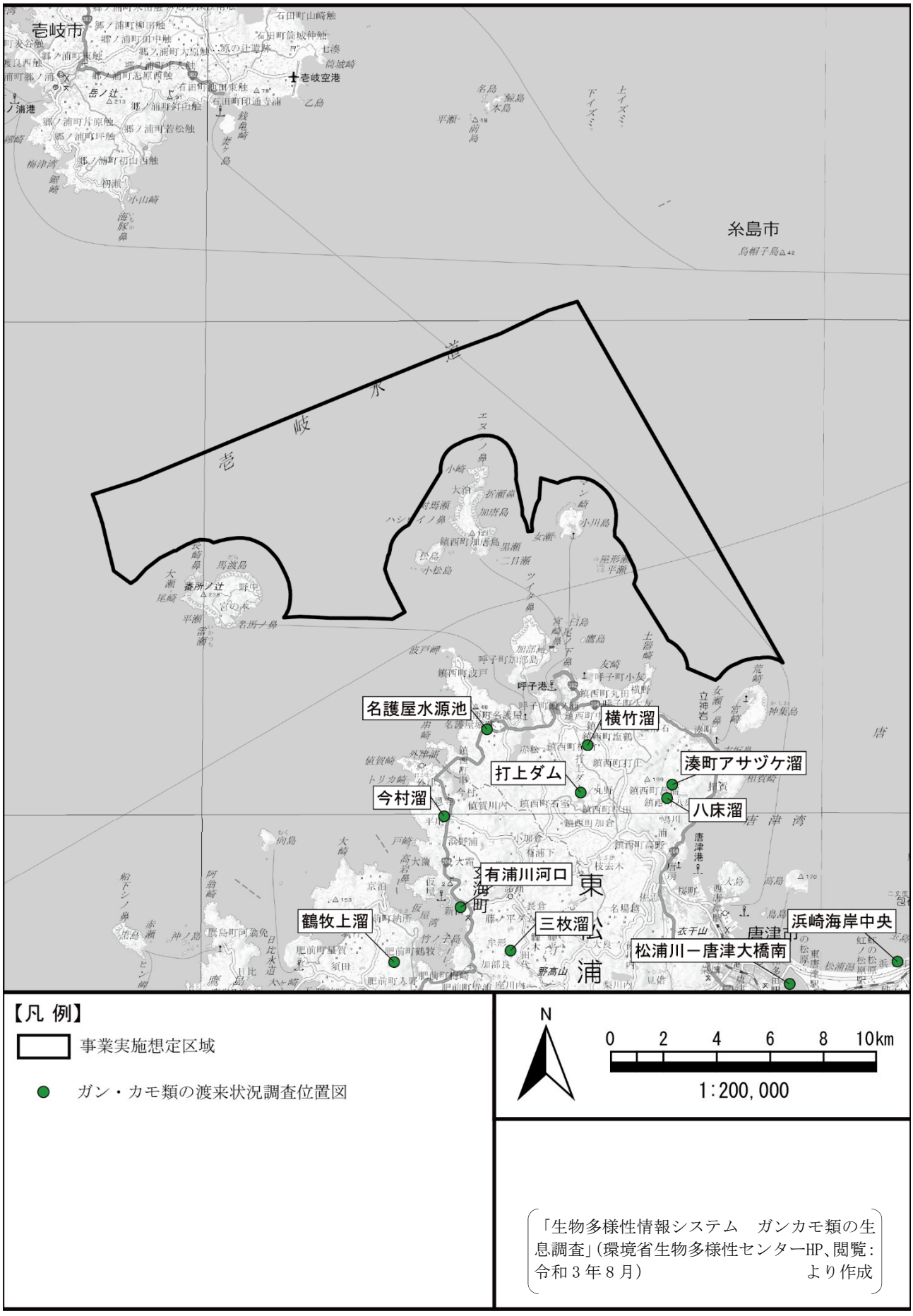

図 3.1-34　ガン・カモ類の渡来状況調査位置図

(2) 動物の重要な種（陸域）

動物の重要な種は、「(1) 動物相（陸域）の概要」で確認された種について、表 3.1-37 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。選定結果は表 3.1-38～表 3.1-43 のとおりである。

哺乳類ではキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンイタチ等の 5 目 7 科 13 種が選定された。

鳥類ではヒシクイ、マガン、コクガン、イカルチドリ、コチドリ、オオソリハシシギ、タマシギ、オオセグロカモメ、カンムリウミスズメ、ハチクマ、ハイイロチュウヒ、オオコノハズク、アカショウビン、ハヤブサ、アカモズ、カワガラス、キビタキ、コジュリン等の 16 目 41 科 127 種が選定された。

爬虫類ではニホンイシガメ、スッポン、タカチホヘビ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリの 2 目 4 科 6 種が選定された。

両生類ではカスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ダゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、カジカガエルの 2 目 5 科 10 種が選定された。

昆虫類ではコバネアオイトトンボ、ムカシトンボ、ウスバカマキリ、ハルゼミ、ミヤマチャバネセセリ、タイワンツバメシジミ本土亜種、ウラナミジャノメ本土亜種、ルイスハンミョウ、コカブトムシ、ヘイケボタル、トラフカミキリ、キバラハキリバチ等の 7 目 42 科 133 種が選定された。

淡水魚類ではニホンウナギ、ヤマトシマドジョウ、サケ、タビラクチ、エドハゼ等の 8 目 13 科 51 種が選定された。

表 3.1-37　動物の重要な種の選定基準

No.	選定基準	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「長崎県文化財保護条例」(昭和 36 年長崎県条例第 16 号)、「福岡県文化財保護条例」(昭和 48 年福岡県条例第 33 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号)、「玄海町文化財保護条例」(平成 5 年唐津市条例第 20 号)、「壱岐市文化財保護条例」(平成 16 年壱岐市条例第 101 号)、「松浦市文化財保護条例」(平成 18 年松浦市条例第 192 号)、「糸島市文化財保護条例」(平成 22 年糸島市条例第 160 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐県天：佐賀県天然記念物 長県天：長崎県天然記念物 福県天：福岡県天然記念物 唐天：唐津市天然記念物 玄天：玄海町天然記念物 壱天：壱岐市天然記念物 松天：松浦市天然記念物 糸天：糸島市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年　政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 国内特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 国内特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
④	「佐賀県レッドリスト 2003」(佐賀県、平成 16 年)及び「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」(佐賀県、平成 29 年)の掲載種	EX：絶滅種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類種 VU：絶滅危惧Ⅱ類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「長崎県レッドリスト　平成 28 年度（平成 22 年度改訂版　中間見直し)」(長崎県、平成 29 年)	EX：絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	「福岡県レッドデータブック 2011」(福岡県、平成 24 年)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑦	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成 14 年佐賀県条例第 48 号)の掲載種	希：希少野生動植物種

表 3.1-38　文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	コウモリ(翼手)	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ					NT		
2			コキクガシラコウモリ				NT	NT	NT	
3		ヒナコウモリ	ヤマコウモリ			VU		VU	VU	
4			ヒナコウモリ						VU	
5			モモジロコウモリ					NT	NT	
6			テングコウモリ						VU	
7			コテングコウモリ					DD	VU	
8			ユビナガコウモリ				NT	NT	NT	
9		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ			VU			DD	
10	サル（霊長）	オナガザル	ニホンザル						NT	
11	ネズミ（齧歯）	ネズミ	カヤネズミ				NT	NT	VU	
12	ネコ(食肉)	イタチ	ニホンイタチ				VU	NT	NT※	
13	ウシ(偶蹄)	シカ	ニホンジカ				EX			
合計	5 目	7 科	13 種	0 種	0 種	2 種	5 種	8 種	11 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「The Wild Mammals of Japan Second edition」（日本哺乳類学会、平成 27 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-37 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※イタチで掲載。

表 3.1-39(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	キジ	キジ	ウズラ			VU		VU	DD	
2			ヤマドリ			NT※1	DD※2	NT※1	VU	
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天		VU				
4			マガン	天		NT				
5			コクガン	天		VU				
6			ツクシガモ			VU	CR+EN	VU	NT	
7			オシドリ			DD	NT	NT	NT	
8			オカヨシガモ					NT		
9			ヨシガモ					NT		
10			ハシビロガモ					NT		
11			シマアジ					NT		
12			トモエガモ			VU	NT	VU	VU	
13			シノリガモ						VU	
14			クロガモ					NT	VU	
15			ミコアイサ					NT	VU	
16			カワアイサ					CR		
17			ウミアイサ					NT		
18	カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ						VU	
19			カンムリカイツブリ					NT	NT	
20	ハト	ハト	カラスバト	天		NT	NT	NT	VU	
21	アビ	アビ	アビ					NT		
22			オオハム					NT		
23			シロエリオオハム					NT	NT	
24	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN		EN		
25	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	VU	EN	NT	
26			ヨシゴイ			NT	CR+EN	CR	CR	
27			オオヨシゴイ		国内	CR	CR+EN	CR		
28			ミゾゴイ			VU	VU	VU	EN	
29			ササゴイ				CR+EN	NT	NT	
30			アマサギ						NT	
31			チュウサギ			NT		NT	NT	
32			クロサギ				VU	NT	NT	
33		トキ	ヘラサギ			DD	NT	CR	EN	
34			クロツラヘラサギ		国内	EN	CR+EN	EN	EN	

表 3.1-39(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
35	ツル	ツル	マナヅル			VU	VU	VU		希
36			タンチョウ	特天	国内	VU				
37			ナベヅル			VU	VU	VU		希
38		クイナ	クイナ				DD	VU	NT	
39			ヒクイナ			NT		NT	NT	
40	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ						NT	
41			ツツドリ						NT	
42	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU	EN	EN	
43	チドリ	チドリ	タゲリ						NT	
44			ケリ			DD	LP	NT	NT	
45			ムナグロ					NT		
46			ダイゼン					NT		
47			イカルチドリ					NT	VU	
48			コチドリ					NT		
49			シロチドリ			VU		NT	NT	
50			メダイチドリ					NT		
51		ミヤコドリ	ミヤコドリ					NT	VU	
52		シギ	ヤマシギ					NT		
53			オグロシギ					VU	NT	
54			オオソリハシシギ			VU		CR	NT	
55			コシャクシギ			EN		CR		
56			チュウシャクシギ					NT		
57			ダイシャクシギ				VU	EN	VU	
58			ホウロクシギ			VU	VU	VU	VU	
59			ツルシギ			VU	NT	VU		
60			アカアシシギ			VU	VU	EN		
61			コアオアシシギ					NT		
62			アオアシシギ					NT		
63			タカブシギ			VU		VU	VU	
64			キアシシギ					NT		
65			ソリハシシギ					NT		
66			キョウジョシギ					NT		
67			オバシギ					NT		
68			トウネン					NT		
69			ウズラシギ					NT	VU	
70			ハマシギ			NT		NT	NT	
71			キリアイ				NT	NT		
72		タマシギ	タマシギ			VU	DD	NT	NT	
73		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	VU	CR	VU	
74		カモメ	ユリカモメ					NT		
75			ズグロカモメ			VU	VU	VU	VU	
76			オオセグロカモメ			NT				
77			コアジサシ			VU	VU	VU	VU	
78		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	VU	CR	NT	
79			カンムリウミスズメ	天		VU		VU	CR	
80	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	CR+EN	NT		
81		タカ	ハチクマ			NT	VU	NT	NT	
82			オジロワシ	天	国内	VU		VU		
83			オオワシ	天	国内	VU		VU		
84			チュウヒ		国内	EN	VU	EN	CR	
85			ハイイロチュウヒ					NT	NT	
86			ツミ				VU	NT	VU	
87			ハイタカ			NT	NT	NT		
88			オオタカ			NT	VU	NT	NT	

表 3.1-39(3)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
89	タカ	タカ	サシバ			VU	VU	VU	NT	
90			ノスリ						NT	
91			イヌワシ	天	国内	EN				
92			クマタカ		国内	EN			EN	
93	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				VU	VU	DD	
94			コノハズク						CR	
95			シマフクロウ		国内	CR				
96			フクロウ				NT	NT※3		
97			アオバズク				NT	NT	VU	
98			コミミズク				NT		VU	
99	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU	VU	VU	
100			ヤマセミ				CR+EN	CR	NT	
101		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	DD	CR	CR	
102	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ						NT	
103			ハヤブサ		国内	VU	CR+EN	VU	VU	
104	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU	VU	CR	
105		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU	VU	VU	
106		モズ	チゴモズ			CR		CR		
107			アカモズ		国内	EN		CR		
108		カラス	オナガ				EX		EX	
109		キクイタダキ	キクイタダキ					EN		
110		ツリスガラ	ツリスガラ						NT	
111		シジュウカラ	ヒガラ					VU		
112		ツバメ	コシアカツバメ						NT	
113		ムシクイ	センダイムシクイ						VU	
114		センニュウ	ウチヤマセンニュウ			EN		EN	CR	
115		ヨシキリ	オオヨシキリ						NT	
116			コヨシキリ					VU		
117		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ						NT	
118		ミソサザイ	ミソサザイ					NT		
119		カワガラス	カワガラス					VU		
120		ヒタキ	クロツグミ						NT	
121			コマドリ						CR	
122			コルリ						EN	
123			コサメビタキ				VU		DD	
124			キビタキ					EN		
125			オオルリ						NT	
126		ホオジロ	ノジコ			NT		NT		
127			コジュリン			VU		VU		
合計	16 目	41 科	127 種	9 種	11 種	57 種	47 種	98 種	75 種	2 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録　改訂第 7 版」（日本鳥学会、平成 24 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-37 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※1. アカヤマドリで掲載。
※2. ヤマドリ（アカヤマドリ）で掲載。
※3. キュウシュウフクロウで掲載。

表 3.1-40　文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT		EN	VU	
2		スッポン	スッポン			DD※1	DD	DD※1		DD※1
3	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ				DD	NT	VU	
4		ナミヘビ	ジムグリ				DD		NT	
5			シロマダラ					NT	NT	
6			ヒバカリ						NT	
合計	2 目	4 科	6 種	0 種	0 種	2 種	3 種	4 種	5 種	1 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-37 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※1. ニホンスッポンで掲載

表 3.1-41　文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ			VU	NT	VU	VU	
2			ブチサンショウウオ			EN	NT	EN	NT	
3		イモリ	アカハライモリ			NT		NT	NT	
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル				DD	NT	VU	
5		アカガエル	タゴガエル				DD			
6			ニホンアカガエル					NT	VU	
7			ヤマアカガエル				VU	VU	VU	
8			トノサマガエル			NT	DD	CR	EN	
9			ツチガエル						NT	
10		アオガエル	カジカガエル				NT	NT	NT	
合計	2 目	5 科	10 種	0 種	0 種	4 種	7 種	8 種	9 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-37 に対応する。

表 3.1-42(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トンボ（蜻蛉）	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN	EX	CR	
2			アオイトトンボ					NT		
3		イトトンボ	キイトトンボ					NT	NT	
4			ベニイトトンボ			NT		NT		
5			アジアイトトンボ					NT		
6			モートンイトトンボ			NT	VU		CR	
7			セスジイトトンボ					VU		
8			ムスジイトトンボ				NT	NT		
9			オオイトトンボ					VU	CR	
10		モノサシトンボ	グンバイトンボ			NT	NT	EN	CR	
11		カワトンボ	アオハダトンボ			NT	NT		VU	
12		ムカシトンボ	ムカシトンボ					VU		
13		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	NT	VU	VU	
14			マルタンヤンマ					VU		
15			コシボソヤンマ					NT		
16			サラサヤンマ				NT	EN		
17		サナエトンボ	ミヤマサナエ					CR		
18			キイロサナエ			NT		CR	VU	
19			クロサナエ					VU	NT	
20			ヒメクロサナエ					VU		
21			オナガサナエ					EN		
22			アオサナエ				NT		NT	
23			ホンサナエ				NT		EN	
24			ウチワヤンマ					EN		
25			ヒメサナエ					VU	NT	
26			オジロサナエ					VU		
27			タベサナエ			NT		NT	NT	
28			フタスジサナエ			NT		CR	VU	
29			オグマサナエ			NT		CR	VU	
30		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ				NT	CR	NT	
31		エゾトンボ	トラフトンボ					NT		
32			コヤマトンボ					NT		
33			タカネトンボ					NT		
34		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	CR+EN	CR	CR	
35			ヨツボシトンボ					NT		
36			ハッチョウトンボ				VU	CR	CR	
37			キトンボ					EN		
38			アキアカネ					VU		
39			マイコアカネ				VU	NT		
40			ヒメアカネ					NT		
41			ミヤマアカネ				NT	CR	NT	
42	カマキリ（蟷螂）	カマキリ	ウスバカマキリ			DD		DD		
43	バッタ（直翅）	バッタ	ヤマトマダラバッタ						VU	
44	カメムシ（半翅）	セミ	エゾゼミ				NT		NT	
45			ハルゼミ				NT	EN	NT	
46		ナガカメムシ	ハマベナガカメムシ			NT			NT	
47		ツチカメムシ	フタボシツチカメムシ				DD			
48			シロヘリツチカメムシ			NT	DD	EN		
49			ベニツチカメムシ				NT			
50		アメンボ	オオアメンボ					NT		
51			シオアメンボ			VU		CR		
52			ウミアメンボ					CR		
53			シロウミアメンボ			VU	VU	VU		

表 3.1-42(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
54	カメムシ	イトアメンボ	イトアメンボ			VU			EN	
55	（半翅）	ミズムシ（昆）	オオミズムシ			NT		NT	VU	
56			ミヤケミズムシ			NT		VU	NT	
57		コオイムシ	コオイムシ			NT		EN	NT	
58			タガメ		国内特定2	VU	CR+EN	CR	CR	
59		タイコウチ	タイコウチ					NT		
60			ミズカマキリ					NT	NT	
61	チョウ	ミノガ	アキノヒメミノガ						NT	
62	（鱗翅）		オオミノガ						VU	
63		セセリチョウ	ミヤマセセリ					EN	NT	
64			ホソバセセリ					NT		
65			ヒメキマダラセセリ					EN	NT	
66			ミヤマチャバネセセリ				NT	VU	VU	
67			オオチャバネセセリ				NT	EN		
68		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ				NT	VU	NT	
69			コツバメ					NT	VU	
70			タイワンツバメシジミ本土亜種			EN※1	CR+EN※2	EN※2	CR※2	
71			アカシジミ				NT	VU	NT	
72			クロシジミ			EN	NT	VU	VU	
73			トラフシジミ					VU		
74			クロツバメシジミ九州沿岸亜種			NT※3	NT※4	NT※4	NT※5	
75			シルビアシジミ			EN	NT	VU	VU	
76		タテハチョウ	コムラサキ					NT		
77			サカハチチョウ					VU		
78			ウラギンスジヒョウモン			VU	NT	EN	EN	
79			オオウラギンスジヒョウモン					CR	VU	
80			メスグロヒョウモン						NT	
81			ウラギンヒョウモン					VU	NT	
82			オオウラギンヒョウモン			CR	CR+EN	EN	CR	
83			ジャノメチョウ						NT	
84			クモガタヒョウモン					EN	VU	
85			ヒオドシチョウ				NT	VU	NT	
86			ウラナミジャノメ本土亜種			VU※6	VU※7	NT※7	VU※7	
87		アゲハチョウ	オナガアゲハ					EN		
88		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			VU	
89			タイワンモンシロチョウ			CR※8		EN		
90			エゾスジグロシロチョウ				NT			
91	コウチュウ	オサムシ	マイマイカブリ						NT	
92	（鞘翅）		セアカオサムシ			NT		NT	NT	
93			スナハラゴミムシ			VU				
94			チョウセンゴモクムシ			VU		CR		
95		ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ			VU	VU	CR	EN	
96			シロヘリハンミョウ			NT		NT	VU	
97			カワラハンミョウ			EN		CR	VU	
98			ルイスハンミョウ			EN		CR	CR	
99		ゲンゴロウ	チャイロチビゲンゴロウ				VU	NT		
100			クロゲンゴロウ			NT	VU	VU	EN	
101			ゲンゴロウ			VU	CR+EN	CR	CR	
102			コガタノゲンゴロウ			VU	CR+EN	NT	VU	
103			シマゲンゴロウ			NT		VU	EN	
104			ウスイロシマゲンゴロウ						NT	
105			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT		VU	NT	
106			ルイスツブゲンゴロウ			VU		CR	NT	

表 3.1-42(3)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
107	コウチュウ	ゲンゴロウ	ホソマルチビゲンゴロウ			DD		VU	NT	
108	（鞘翅）	ミズスマシ	オオミズスマシ			NT		NT	NT	
109			ミズスマシ			VU		VU	EN	
110		ガムシ	ガムシ			NT		VU	EN	
111		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	VU	CR	EN	
112			アカアシクワガタ					VU		
113		コガネムシ	ゴホンダイコクコガネ						VU	
114			ダイコクコガネ			VU	NT	CR	CR	
115			コカブトムシ						NT	
116			ミツノエンマコガネ						VU	
117			シロスジコガネ					NT		
118		タマムシ	ミスジツブタマムシ					VU		
119		コメツキムシ	スナサビキコリ					NT		
120			アカオオハナコメツキ						VU	
121		ジョウカイボン	ソボムラサキジョウカイ北九州亜種					VU		
122		ホタル	ヘイケボタル					VU	NT	
123		ジョウカイモドキ	ルリキオビジョウカイモドキ						VU	
124		カミキリムシ	シロスジカミキリ					NT		
125			ミドリカミキリ					EN	VU	
126			ベーツヒラタカミキリ				NT	VU		
127			セダカコブヤハズカミキリ						VU※9	
128			ヨツボシカミキリ			EN		EN	CR	
129			トラフカミキリ				NT	EN	VU	
130		ゾウムシ	スナムグリヒョウタンゾウムシ						NT	
131	ハチ（膜翅）	ミツバチ	シロスジフトハナバチ						NT	
132			クロマルハナバチ			NT			EN	
133		ハキリバチ	キバラハキリバチ			NT			EN	
合計	7 目	42 科	133 種	0 種	2 種	52 種	43 種	104 種	84 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-37 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※1. タイワンツバメシジミ日本本土亜種で掲載。
※2. タイワンツバメシジミで掲載。
※3. クロツバメシジミ九州沿岸・朝鮮半島亜種、クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種で掲載。
※4. クロツバメシジミで掲載。
※5. クロツバメシジミ（中国地方・四国・九州内陸亜種は VU）で掲載。
※6. ウラナミジャノメ日本本土亜種で掲載。
※7. ウラナミジャノメで掲載。
※8. タイワンモンシロチョウ対馬・朝鮮半島亜種で掲載。
※9. 北九州亜種で掲載。

表 3.1-43　文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	NT		EN	
2			シベリアヤツメ			NT				
3			カワヤツメ			VU	VU			
4	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	VU	DD	EN	
5	コイ	コイ	オオキンブナ						DD	
6			ヤリタナゴ			NT		DD	VU	
7			アブラボテ			NT	LP※1	EN	NT	
8			カネヒラ				NT	CR	NT	
9			セボシタビラ		国内	CR	CR+EN	CR		
10			ニッポンバラタナゴ			CR	CR+EN	CR		
11			カゼトゲタナゴ			EN	VU	CR	EN	
12			ハス			VU				
13			ウグイ						DD	
14			カワヒガイ			NT	NT	CR	VU	
15			ムギツク					NT		
16			カマツカ					NT		
17			ツチフキ			EN	NT		NT	
18			イトモロコ					EN		
19		ドジョウ	ドジョウ			NT	VU	NT		
20			ヤマトシマドジョウ			VU	VU	VU	NT	
21	ナマズ	ギギ	ギバチ			VU				
22			アリアケギバチ			VU	VU	VU	EN	
23	サケ	アユ	アユ						NT	
24		サケ	サケ				LP※2		EW	
25			サクラマス(ヤマメ)			NT※3		DD	EN※4	
26	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ				CR+EN	EX	CR	
27	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	NT	NT※5	NT※6	
28		サヨリ	クルメサヨリ			NT	VU	EN		
29	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ			EN	VU		NT	
30		カワアナゴ	カワアナゴ					NT		
31		ハゼ	ヒモハゼ			NT		NT	NT	
32			シロウオ			VU	NT	NT	NT	
33			チワラスボ			EN	CR+EN	DD	VU	
34			タビラクチ			VU	VU	VU		
35			トビハゼ			NT	NT	VU		
36			マサゴハゼ			VU	NT	NT	NT	
37			シラヌイハゼ			NT		DD	NT	
38			シロチチブ			NT	VU	VU	NT	
39			シモフリシマハゼ					VU		
40			カワヨシノボリ				NT	VU		
41			ルリヨシノボリ					VU	DD	
42			オオヨシノボリ				NT	NT		
43			クロヨシノボリ				VU		NT	
44			ヒメハゼ属の一種						DD	
45			ウキゴリ						DD	
46			ニクハゼ				NT			
47			シンジコハゼ			VU				
48			チクゼンハゼ			VU	VU	VU	EN	
49			クボハゼ			EN	VU	NT	CR	
50			キセルハゼ			EN	CR+EN		VU	
51			エドハゼ			VU	VU	DD	VU	
合計	8 目	13 科	51 種	0 種	1 種	33 種	32 種	34 種	32 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-37 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※1. 玄界灘側のアブラボテで掲載、※2. 松浦川のサケ、※3. サクラマス（ヤマメ）で掲載
※4. サクラマス、ヤマメで掲載、※5. ミナミメダカ(メダカ南日本集団)で掲載、
※6. メダカ（ミナミメダカ）で記載

(3)動物の注目すべき生息地（陸域）

動物の注目すべき生息地については、表 3.1-44 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

表 3.1-44(1)　注目すべき生息地（陸域）の選定基準

No.	選定基準	
①	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「長崎県文化財保護条例」（昭和 36 年長崎県条例第 16 号)、「福岡県文化財保護条例」(昭和 48 年福岡県条例第 33 号）、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号）、「玄海町文化財保護条例」(平成 5 年唐津市条例第 20 号)、「壱岐市文化財保護条例」(平成 16 年壱岐市条例第 101 号）、「松浦市文化財保護条例」(平成 18 年松浦市条例第 192 号）、「糸島市文化財保護条例」（平成 22 年糸島市条例第 160 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐県天：佐賀県天然記念物 長県天：長崎県天然記念物 福県天：福岡県天然記念物 唐天：唐津市天然記念物 玄天：玄海町天然記念物 壱天：壱岐市天然記念物 松天：松浦市天然記念物 糸天：糸島市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）に基づく国内希少野生動植物種等	生息：生息地等保護区
③	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日)、「佐賀県立自然公園条例」(昭和 33 年佐賀県条例第 50 号)、「長崎県立自然公園条例」(昭和 33 年長崎県条例第 21 号)、「福岡県立自然公園条例」(昭和 38 年福岡県条例）に基づく自然公園	国立：国立公園 国定：国定公園 佐県立：佐賀県立自然公園 長県立：長崎県立自然公園 福県立：福岡県立自然公園
④	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域	原生：原生自然環境保全地域 特：自然環境保全地域（特別地域） 普：自然環境保全地域（普通地域）
⑤	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日)、「佐賀県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」、「長崎県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」「福岡県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」に基づく鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区 鳥獣保護区特別保護地区
⑥	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）に基づく湿地	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く） 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

表 3.1-44(2)　注目すべき生息地（陸域）の選定基準

No.	選定基準	
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地〔参考文献：「日本のラムサール条約湿地」（環境省、平成 27 年）〕	基準 1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の 1 パーセントを定期的に支えている湿地
⑧	「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）に基づく生息地	A1 ：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地。 A2 ：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地。 A3 ：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地。 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4ⅰ：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 A4ⅱ：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 A4ⅲ：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト。 A4ⅳ：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト。
⑨	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 8 月）に基づく地域	危機性　：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a）限られた範囲にのみ分布している種（RR） b）広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c）世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d）世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e）バイオリージョンに限定される種群
⑩	「海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）に基づくコロニー	論文・雑誌・書籍・新聞記事等で公開されているものは、約 2700 件を収集。環境省生物多様性センターが実施するモニタリングサイト 1000 調査の情報はこれらに含まれる。 個人所有のデータは所有者本人の了解が得られた場合にデータベースに加えており 102 件を収集している。
⑪	「環境アセスメントデータベース EADAS 全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）に基づくコウモリ洞分布	「日本のコウモリ洞総覧」に掲載されているコウモリ洞窟位置が含まれる市町村の位置、種名、原典種名、都道府県コード、都道府県名、地名、重要生息地、3 次メッシュコード、出典文献等の情報をポリゴンデータとして整備したもの。市町村境界は昭和 60 年度時点のものを使用している。

選定基準③に該当する事業実施想定区域周囲の自然公園は表 3.1-45 のとおりであり、「玄海国定公園」、「壱岐対馬国定公園」が存在している。

選定基準⑤に該当する事業実施想定区域周囲の鳥獣保護区は表 3.1-46 のとおりであり、「馬渡島鳥獣保護区」、「松島鳥獣保護区」等 9 か所存在している。

選定基準⑥の生物多様性の観点から重要度の高い湿地は「星賀塩生湿地」、「東松浦半島北部沿岸」、「仮屋湾の汽水域」が存在しているが、これらは海域の情報であるため、注目すべき生息地（海域）の項目で示すこととした。

選定基準⑧の IBA（重要野鳥生息地）の分布状況は表 3.1-47 のとおり、事業実施想定区域の周囲には、カンムリウミスズメの生息地として「烏帽子島」が分布しており、表 3.1-48 のとおり、選定基準⑨の KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）としても選定されている。

選定基準⑩の海鳥コロニーについては、表 3.1-49 のとおり、「烏帽子島」においてカンムリウミスズメのコロニーが確認されている。

動物の注目すべき生息地（陸域）の分布状況は図 3.1-35 のとおりである。

表 3.1-45　自然公園（選定基準③）

名称	所在地	地種区分	選定基準
玄海国定公園	佐賀県唐津市、玄海町、伊万里市、長崎県松浦市、福岡県北九州市、芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、新宮町、福岡市、志摩町、前原市、二丈町	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	国定
壱岐対馬国定公園	長崎県壱岐市、対馬市	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域、海域公園地区	国定

注：選定基準は、表 3.1-44 に対応する。

「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）
「長崎県の自然公園の一覧」（長崎県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
「福岡県の自然公園」（福岡県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

表 3.1-46　鳥獣保護区（選定基準⑤）

名称	指定区分	面積（ha）	期間
加唐島鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護区	258	令和 10 年 10 月 31 日
小川島鳥獣保護区	集団渡来地の保護区	92	令和 10 年 10 月 31 日
松島鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護区	58	令和 10 年 10 月 31 日
馬渡島鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	400	令和 4 年 10 月 31 日
唐津鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	575	令和 3 年 10 月 31 日
玄海鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	1,202	令和 11 年 10 月 31 日
高島鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	62	令和 9 年 10 月 31 日
印通寺鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	19	令和 7 年 10 月 31 日
初山小学校愛護林鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	8	令和 5 年 10 月 31 日

注：選定基準は、表 3.1-44 に対応する。

「佐賀県鳥獣保護区等位置図」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「鳥獣保護区の指定」（昭和 33 年佐賀県告示第 84 号）
「長崎県鳥獣保護区等位置図　令和 2 年度」（長崎県、令和 2 年）より作成

表 3.1-47　IBA（重要野鳥生息地）（選定基準⑧）

名称	所在地	面積（ha）	選定基準と対象種
烏帽子島	糸島市	1	A1：カンムリウミスズメ A4i：カンムリウミスズメ

注：選定基準は、表 3.1-44 に対応する

〔「IBA（重要野鳥生息地）選定事業」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-48　KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）（選定基準⑨）

名称	所在地	面積（ha）
烏帽子島	糸島市	1

注：選定基準は、表 3.1-44 に対応する

（「KBA 私たちが残したい未来の自然」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成）

表 3.1-49　海鳥コロニー（選定基準⑩）

種名	所在地	サイト名	年	個体数	巣の数	その他	カウント方法	発表年	緯度経度
カンムリウミスズメ	糸島市	烏帽子島	－	－	－	30 羽繁殖	－	1991	北緯 33 度 41 分 東経 129 度 58 分
			－	－	－	－	－	1993	
			1990	－	11	繁殖	－	1999	
			1990	－	14	繁殖	－	1999	

注：選定基準は表 3.1-44 に対応する。

〔「海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

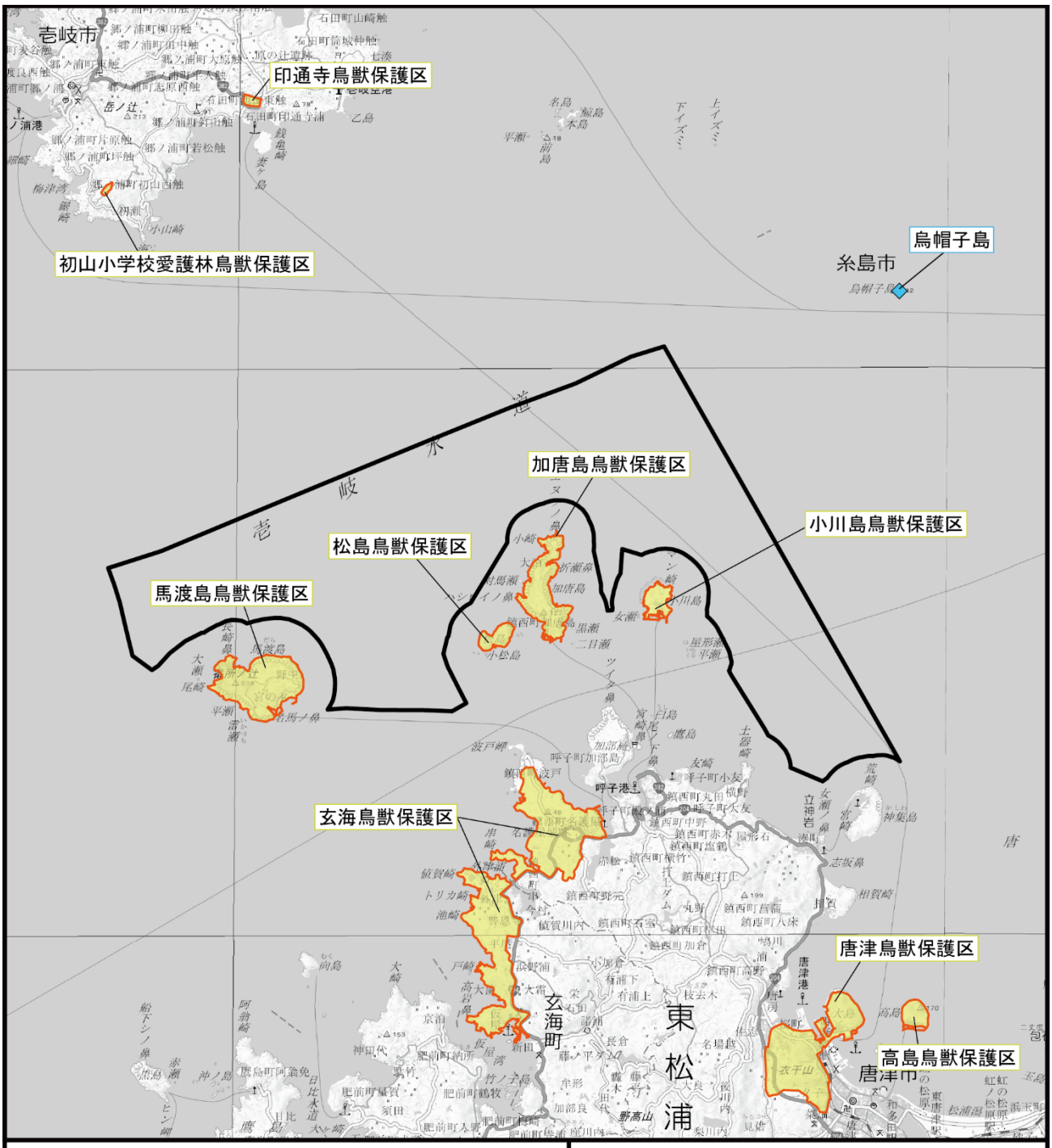

「佐賀県鳥獣保護区等位置図」（佐賀県 HP、閲覧：令和３年８月）、「長崎県鳥獣保護区等位置図　令和２年度」（長崎県、令和２年）、「IBA（重要野鳥生息地）選定事業」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和３年８月）、「KBA 私たちが残したい未来の自然」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和３年８月）、「海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和３年８月）　より作成

図 3.1-35(1)　動物の注目すべき生息地

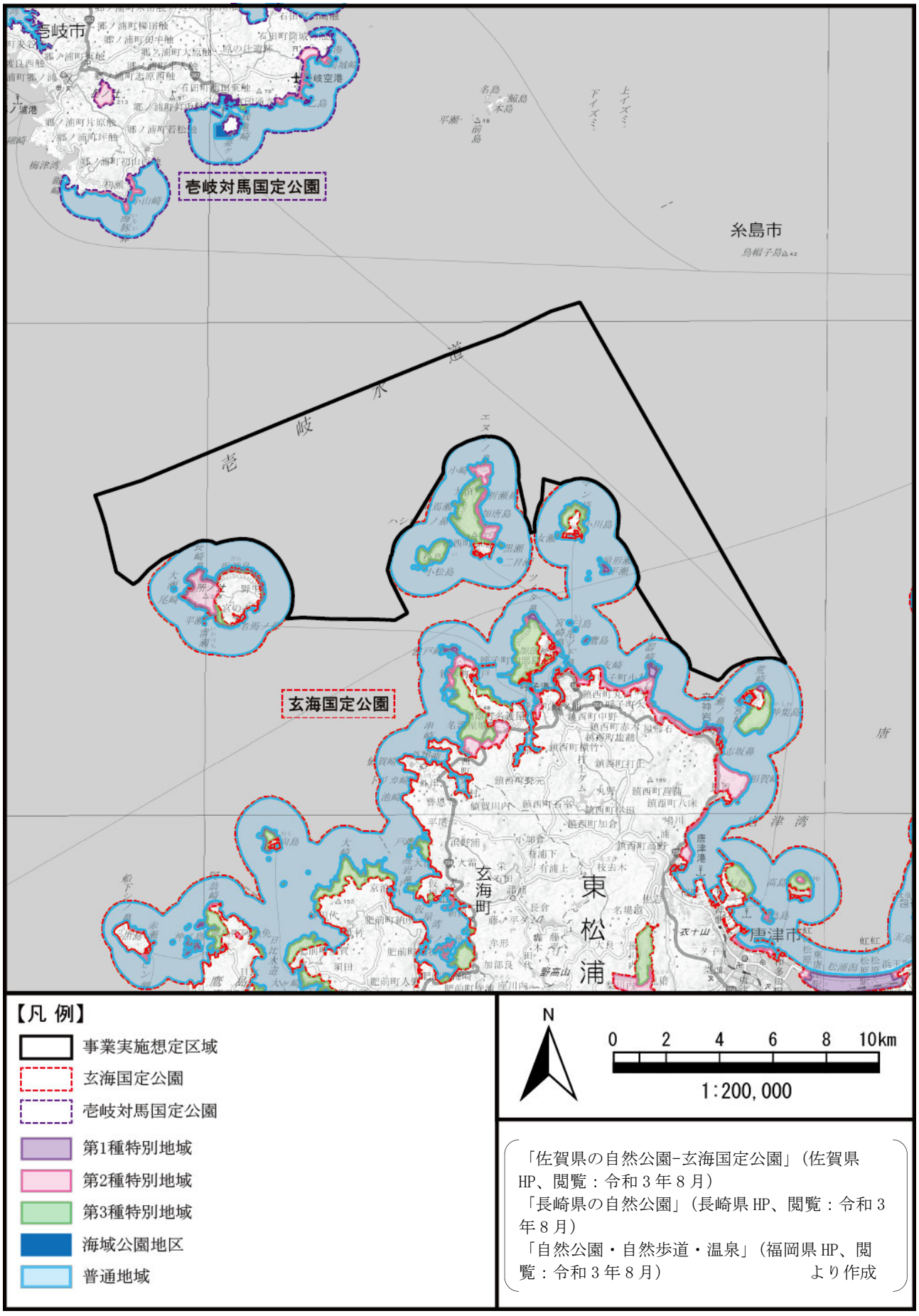

図 3.1-35(2)　動物の注目すべき生息地（海域）

2. 植物の生育及び植生の状況(陸域)

植物相（陸域）は、「レッドデータブックさが 2010　植物編」（佐賀県、平成 23 年)、「長崎県レッドデータブック 2011」（長崎県、平成 24 年)、「福岡県レッドデータブック 2011」（福岡県、平成 24 年）等の文献その他の資料を用いて表 3.1-50 に整理した。

表 3.1-50　文献その他の資料による調査範囲（植物相）

No.	文献その他の資料	調査範囲
①	「自然環境保全基礎調査 植生調査報告書（第 2 回、第 3 回、第 4 回、第 5 回)」（環境庁、昭和 55 年、昭和 63 年、平成 6 年、平成 11 年）	事業実施想定区域及びその周囲
②	「絶滅危惧種（植物 I 維管束植物）分布調査」（環境省、平成 19 年）	
③	「河川水辺の国勢調査　植物確認種一覧」（国土交通省、平成 11 年、平成 16 年、平成 25 年）	
④	「レッドデータブックさが 2010 植物編 」（佐賀県、平成 23 年）	唐津市、玄海町
⑤	「佐賀県の生物」（佐賀県生物部会、平成 8 年）	
⑥	「長崎県レッドデータブック 2011」（長崎県、平成 24 年）	松浦市、壱岐市
⑦	「福岡県レッドデータブック 2011」（福岡県、平成 24 年）	糸島市
⑧	「唐津の自然 」（唐津市教育委員会、平成 25 年）	唐津市
⑨	「佐賀の植物　加部島（No.28 第 331 回、No.37 第 433 回、No.51 第 607 回)」（調査日：平成 4 年 10 月 18 日、平成 13 年 4 月、平成 27 年 10 月）	唐津市呼子町加部島
⑩	「佐賀の植物　松島（No.28 第 325 回)」（調査日：平成 4 年 4 月 26 日）	唐津市鎮西町松島
⑪	「佐賀の植物　加唐島（No.34 第 397 回、No.40 第 469 回、No.44 第 517 回、No.51 第 601 回)」（調査日：平成 10 年 4 月 19 日、平成 16 年 4 月 18 日、平成 20 年 4 月 6 日、平成 27 年 4 月 26 日）	唐津市鎮西町加唐島
⑫	「佐賀の植物　小川島（No.35 第 409 回、No.42 第 493 回、No.47 第 553 回、No.53 第 625 回)」（調査日：平成 11 年 4 月 18 日、平成 18 年 4 月 16 日、平成 23 年 4 月 24 日、平成 29 年 4 月 23 日）	唐津市呼子町小川島
⑬	「佐賀の植物　神集島（No.46 第 541 回)」（調査日：平成 22 年 4 月 4 日）	唐津市神集島
⑭	「佐賀植物友の会報　神集島（No.457　第 457 回、No.613　第 613 回)」（調査日：平成 15 年 4 月 20 日、平成 28 年 4 月 1 日）	
⑮	「佐賀の植物　馬渡島（No.54 第 637 回)」（調査日：平成 30 年 12 月 31 日）	唐津市鎮西町馬渡島
⑯	「佐賀植物友の会報　馬渡島（No.481 第 481 回)」（調査日：平成 17 年 3 月 28 日）	
⑰	「馬渡島の生物」（佐賀野鳥の会、昭和 47 年）	
⑱	「平成 28 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（長崎県壱岐市南部沖情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務報告書」（アジア航測株式会社、平成 28 年）	壱岐市

(1) 植物相（陸域）の概要

事業実施想定区域の周囲の植物相（陸域）の概要は表 3.1-51 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,862 種が確認されている。

確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-51　植物相（陸域）の概要

分類			主な確認種
シダ植物			マンネンスギ、イワヒバ、カネコシダ、ワラビ、ミズワラビ、タチシノブ、ヒノキシダ、イヌワラビ、イワヘゴ、ヒトツバ等 （167 種）
種子植物	裸子植物		イチョウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、イヌガヤ、カヤ等 （14 種）
	被子植物		ジュンサイ、コウホネ、サンヨウアオイ、ヤブニッケイ、ハマビワ等 （34 種）
		単子葉植物	ショウブ、オモダカ、トチカガミ、アマモ、オノドコロ、サルトリイバラ、ヒナラン、ナギラン、シュスラン、アヤメ、ヤブラン、ヤマトミクリ、ガマ、イトテンツキ、ヒゴクサ、アオスゲ、ハマスゲ等 （481 種）
		真正双子葉類	マツモ、アケビ、ナンテン、ヤマビワ、ユキノシタ、オオフサモ、テリハノブドウ、ヤマハギ、クズ、ヒメハギ、ケヤキ、ビワ、ユキヤナギ、アカシデ、ハマボウ、ギシギシ、アカザ、スイカズラ等 （1,166 種）
	合計		1,862 種

注：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。

(2) 植生の概要

事業実施想定区域の周囲の各植生及び植生自然度は表 3.1-52 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲の現存植生図は図 3.1-36 のとおりであり、海岸沿いにオニヤブソテツーハマビワ群集等が分布し、内陸部には、水田雑草群落や畑雑草群落、アカメガシワーカラスザンショウ群落、シイ・カシ二次林等が多く分布している。

植生自然度の分布は図 3.1-37 のとおりであり、海岸沿いに植生自然度 9 のオニヤブソテツーハマビワ群集、植生自然度 1 の市街地等が分布しているほか、植生自然度 10 のダルマギクーホソバワダン群集等が点在している。また、内陸部は植生自然度 8 のシイ・カシ二次林や、植生自然度 6 のアカメガシワーカラスザンショウ群落、植生自然度 2 の水田雑草群落、畑雑草群落が多く分布している。

表 3.1-52(1)　現存植生図凡例及び植生自然度

植生区分名	図中 No.		凡例名	統一凡例 No.	植生自然度
ブナクラス域自然植生	1		イブキシモツケーイワヒバ群落	191001	10
	2		ヤブコウジースダジイ群集	271201	9
	3		ミミズバイースダジイ群集	271205	9
	4		ムサシアブミータブノキ群集	271603	9
	5		クロマツ群落（ＶＩ）	290200	9
	6		マサキートベラ群集	340101	9
	7		オニヤブソテツーハマビワ群集	340301	9
ブナクラス域代償植生	8		シイ・カシ二次林	400100	8
	9		タブノキーヤブニッケイ二次林	400200	8
	10		ハクサンボクーマテバシイ群落	400401	7
	11		アカメガシワーカラスザンショウ群落	410700	6
	12		メダケ群落	430200	5
	13		低木群落	440000	6
	14		クズ群落	440200	5
	15		チガヤーススキ群落	450103	5
	16		シバ群団（ＶＩＩ）	450200	4
	17		ダンチク群落	450400	5
	18		伐採跡地群落（ＶＩＩ）	460000	4
ヤブツバキクラス域代償植生	19		ミズキ群落	410900	7
	20		アカメガシワーエノキ群落	411001	7
	21		カンコノキ群落	411600	5
	22		アカマツ群落（ＶＩＩ）	420100	7
	23		クロマツ群落（ＶＩＩ）	420200	7
河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	24		ヨシクラス	470400	10
	25		ツルヨシ群集	470501	10
	26		ヒルムシロクラス	470600	10
	27		塩沼地植生	480000	10
	28		砂丘植生	490000	10
	29		海岸断崖地植生	500000	10
	30		ハチジョウススキ群落	500301	10
	31		ダルマギクーホソバワダン群集	500801	10
	32		岩壁植生	510300	10
植林地・耕作地植生	33		スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	34		クロマツ植林	540300	6
	35		その他植林（落葉広葉樹）	541200	6
	36		クヌギ植林	541202	6
	37		ヤブツバキ植林	541313	6
	38		竹林	550000	3
	39		ゴルフ場・芝地	560100	4
	40		牧草地	560200	2

表 3.1-52(2)　現存植生図凡例及び植生自然度

植生区分名	図中 No.		凡例名	統一凡例 No.	植生自然度
植林地・耕作地植生	41		路傍・空地雑草群落	570100	4
	42		放棄畑雑草群落	570101	4
	43		果樹園	570200	3
	44		茶畑	570201	3
	45		常緑果樹園	570202	3
	46		畑雑草群落	570300	2
	47		水田雑草群落	570400	2
	48		放棄水田雑草群落	570500	4
その他	49		市街地	580100	1
	50		緑の多い住宅地	580101	2
	51		残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
	52		工場地帯	580300	1
	53		造成地	580400	1
	54		干拓地	580500	1
	55		開放水域	580600	-
	56		自然裸地	580700	-

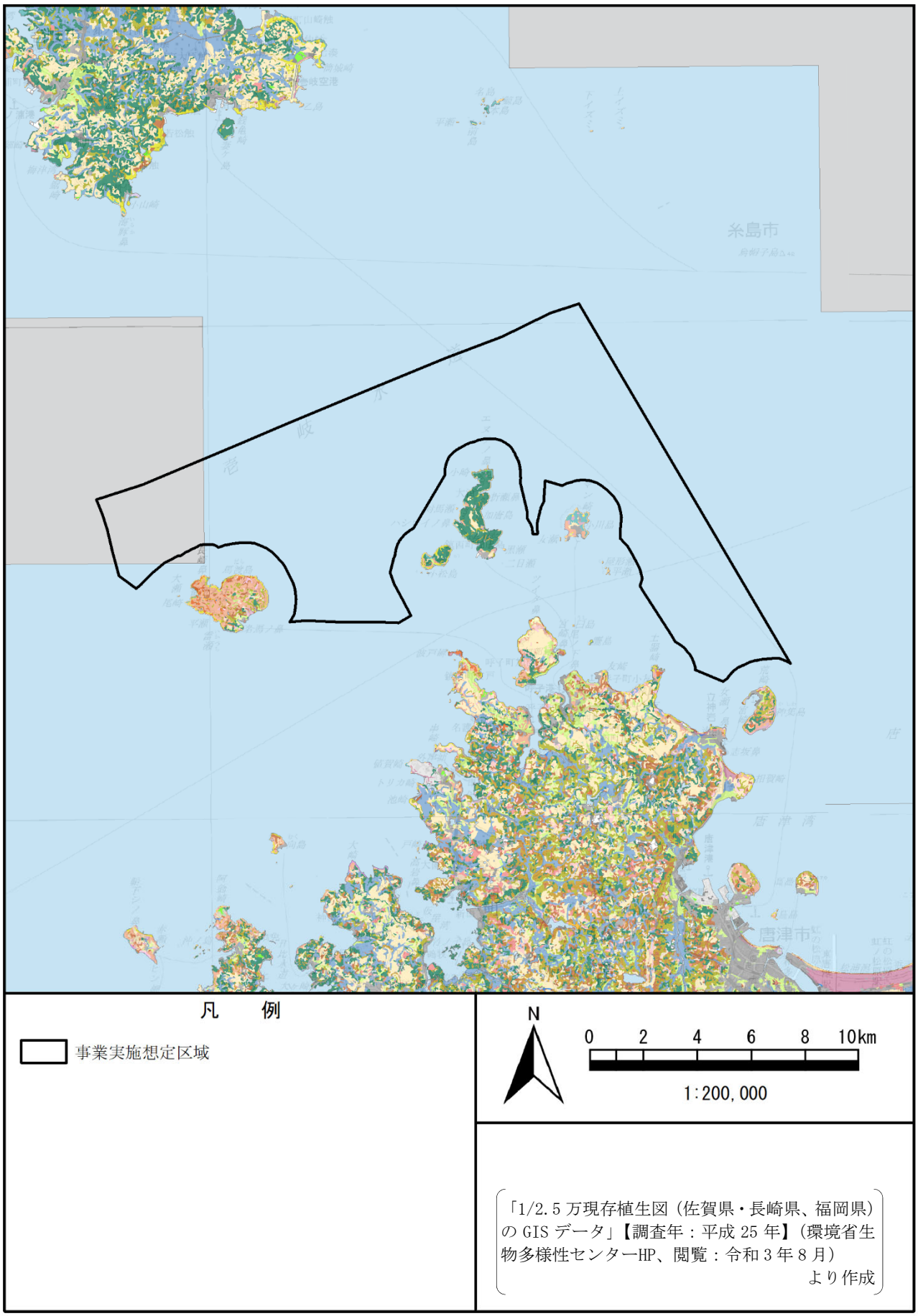

図 3.1-36(1)　現存植生図（第 6･7 回植生調査）

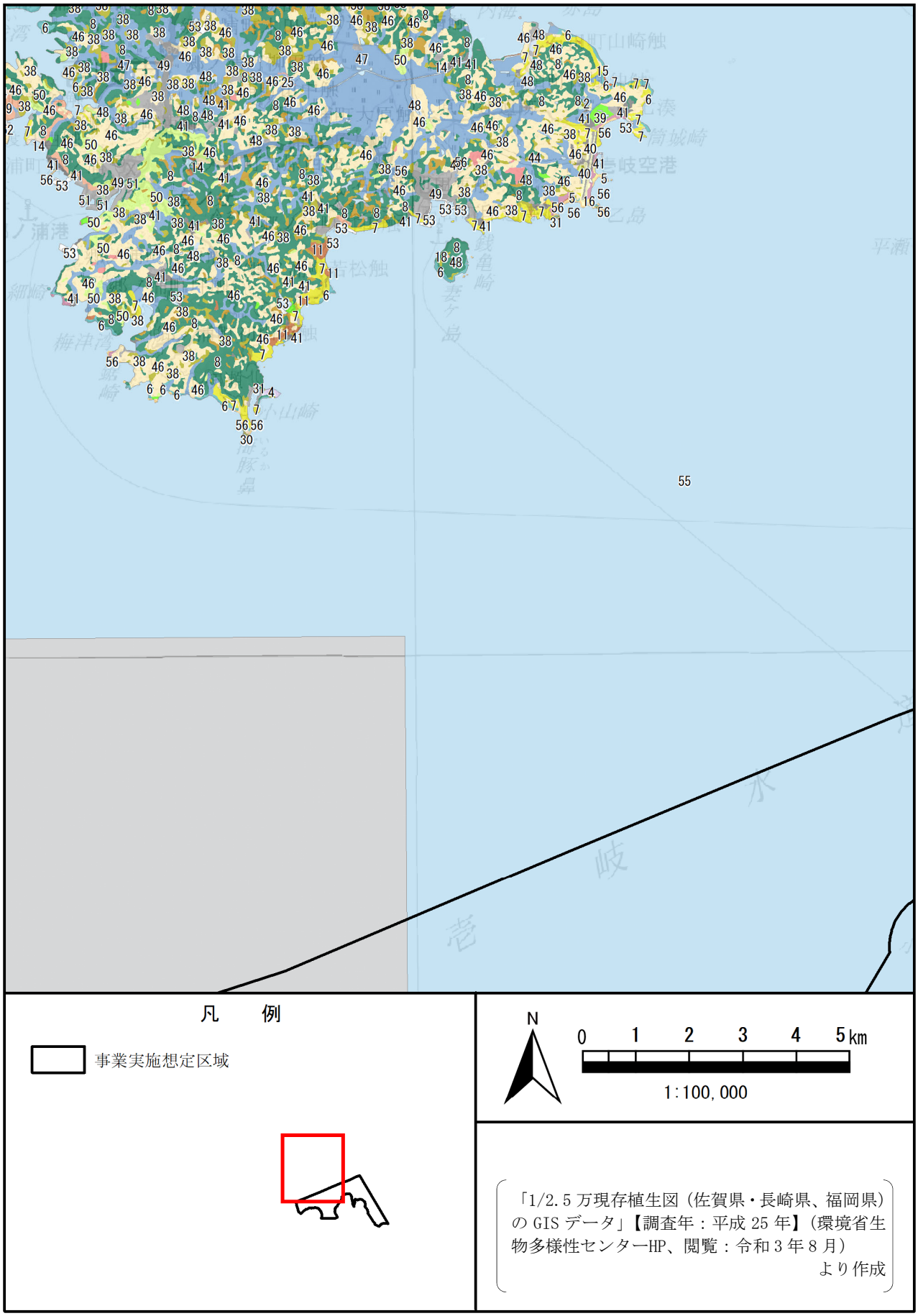

図 3.1-36(2)　現存植生図（第 6･7 回植生調査）（拡大図 1）

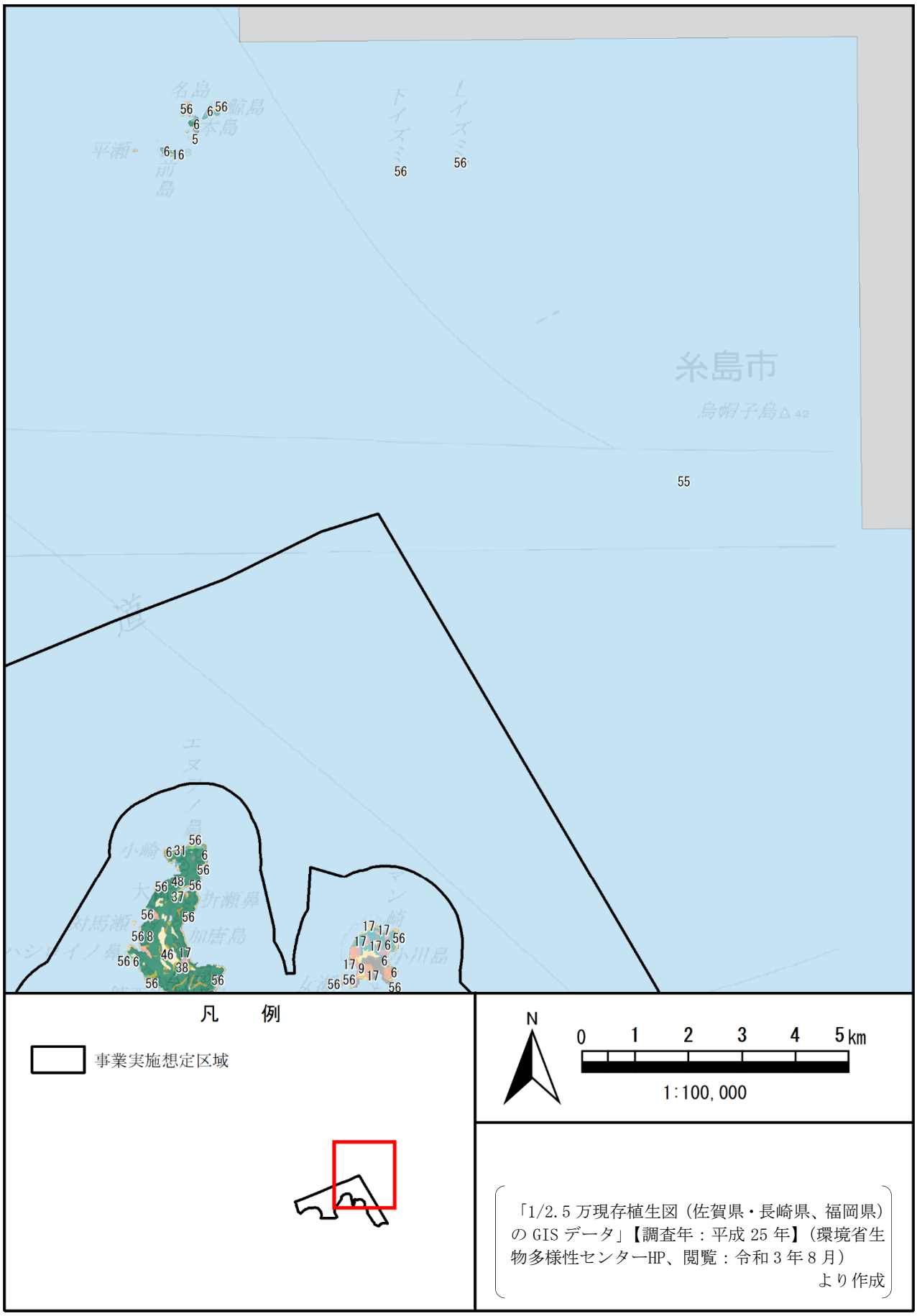

図 3.1-36(3)　現存植生図（第 6･7 回植生調査）（拡大図 2）

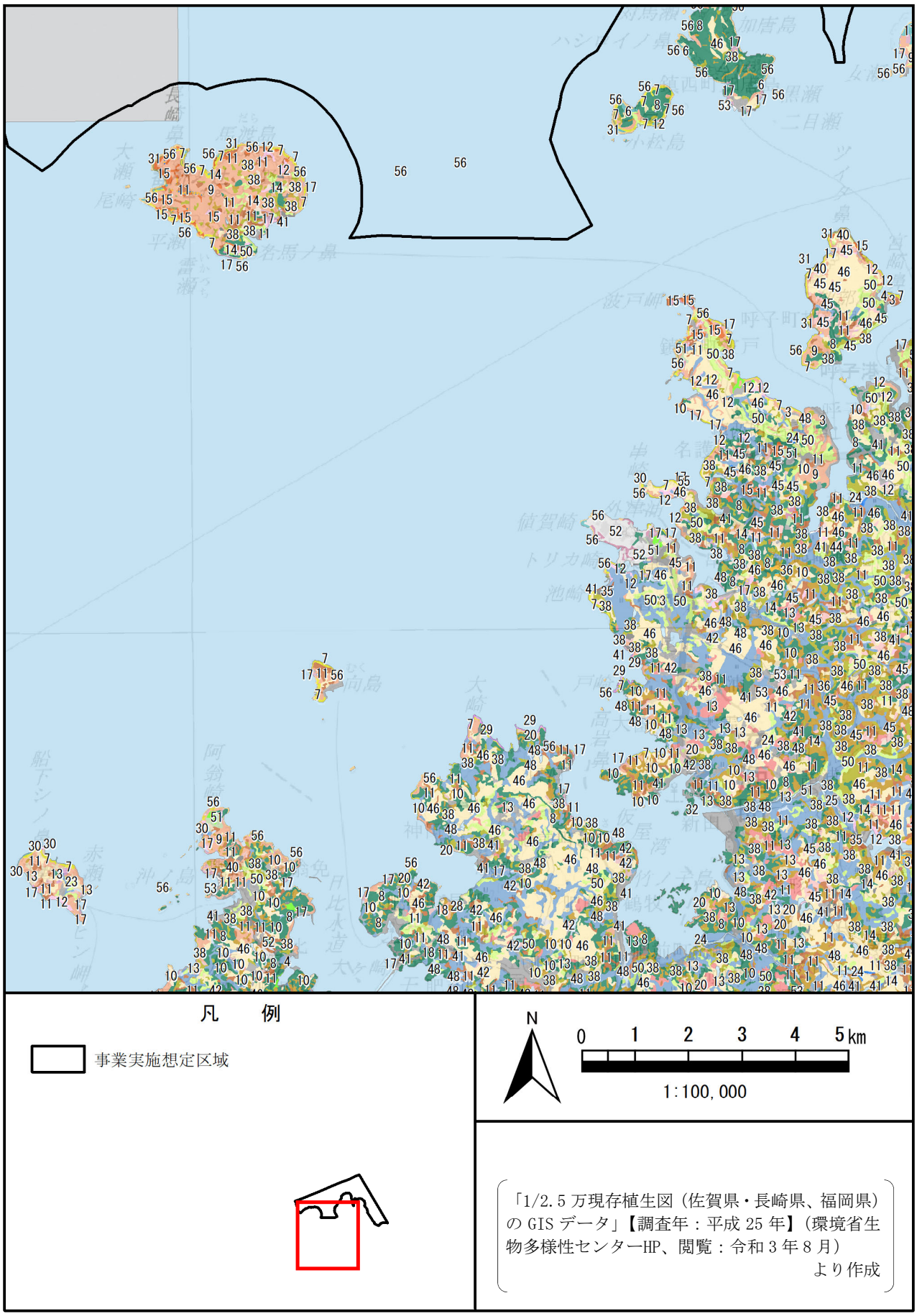

図 3.1-36(4)　現存植生図（第 6･7 回植生調査）（拡大図 3）

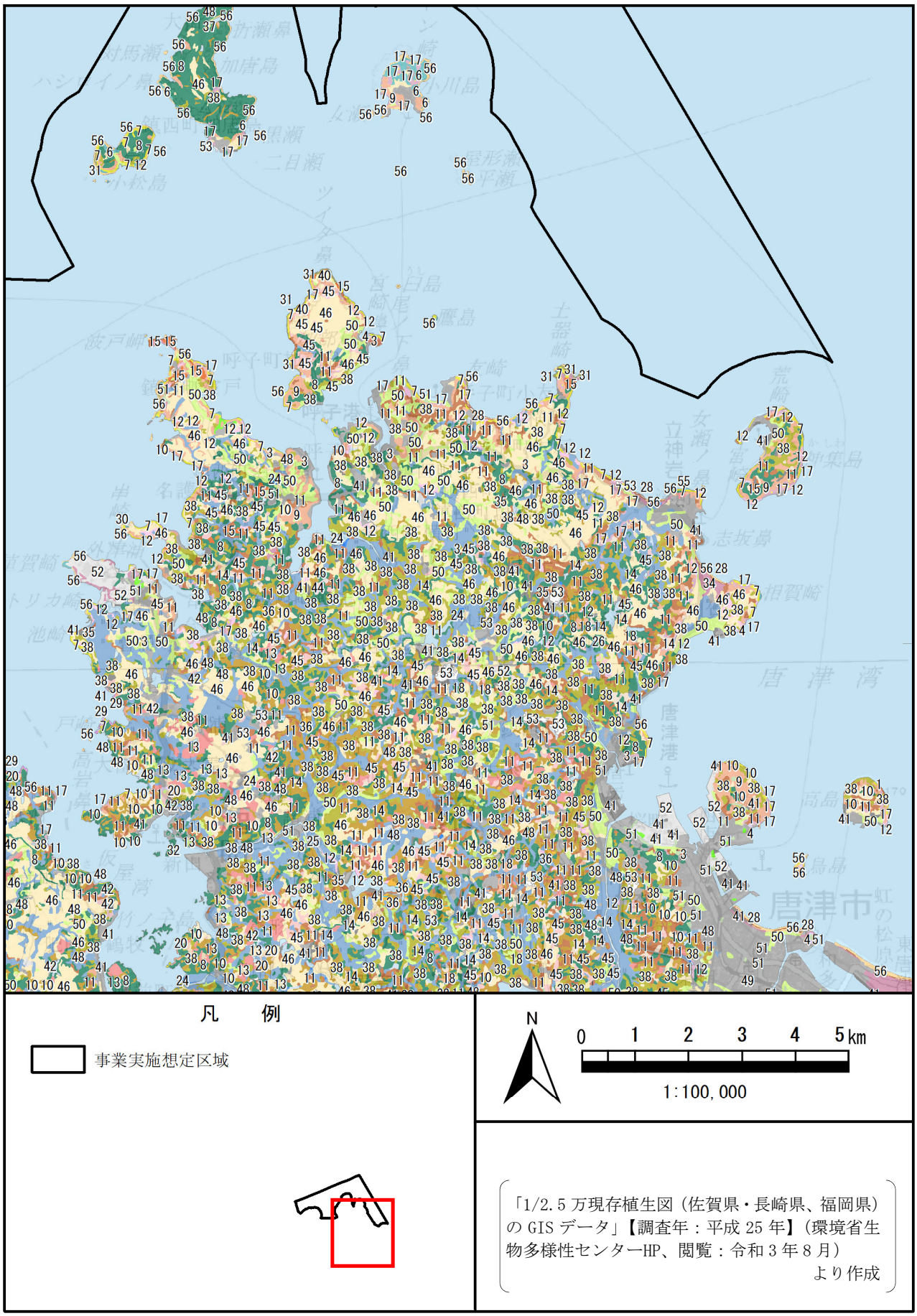

図 3.1-36(5)　現存植生図（第 6･7 回植生調査）（拡大図 4）

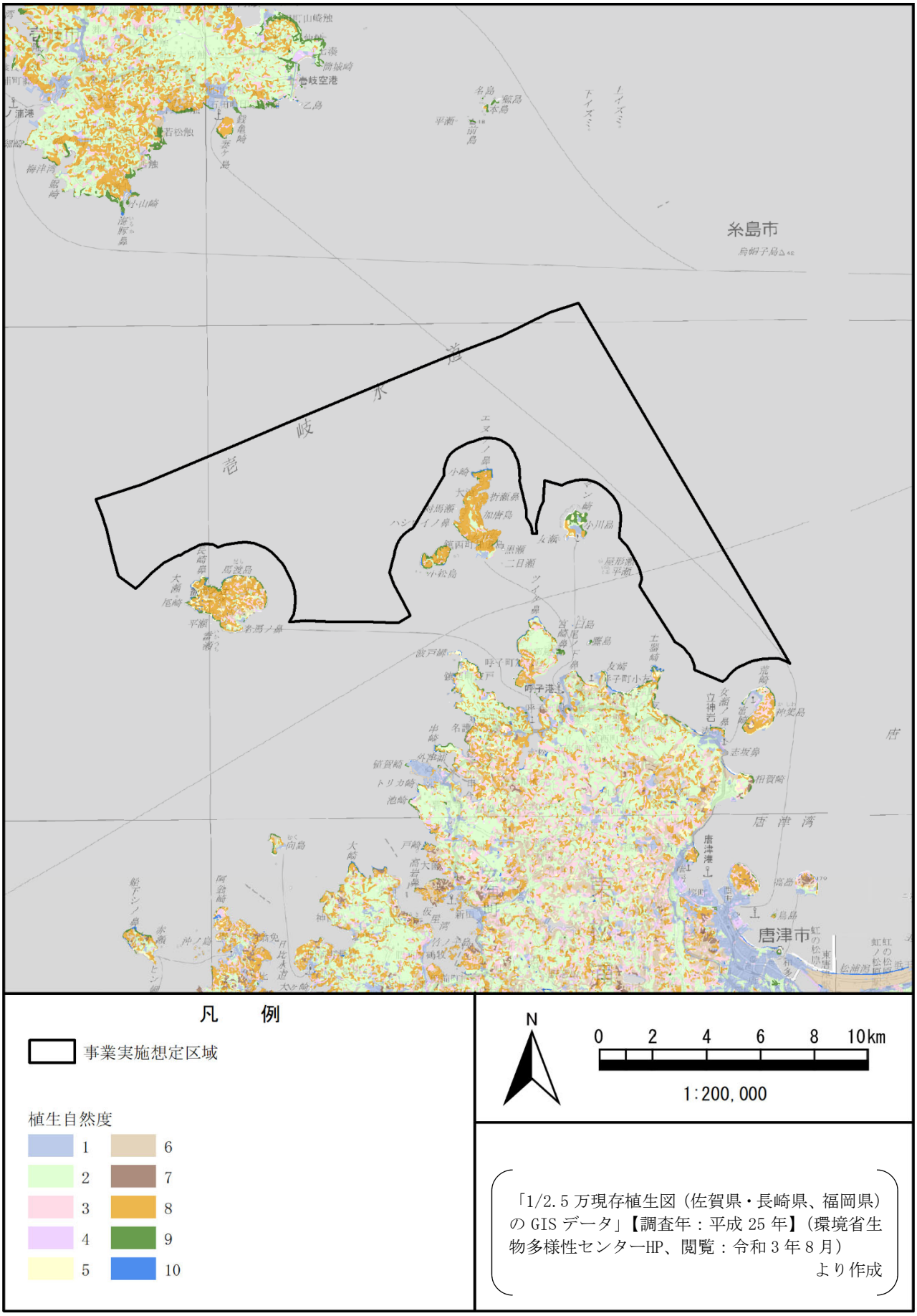

図 3.1-37(1)　文献その他の資料調査による植生自然度

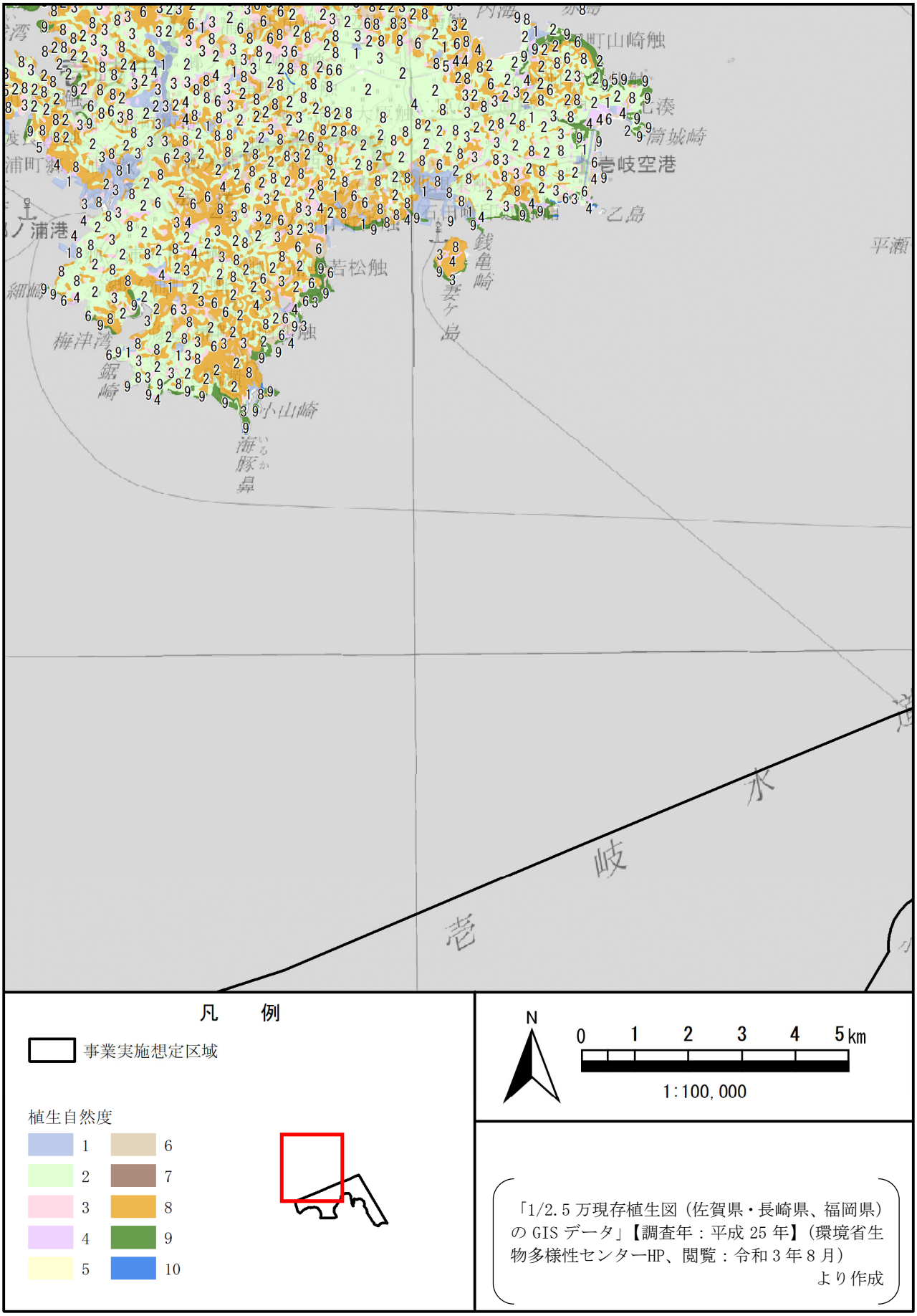

図 3.1-37(2)　文献その他の資料調査による植生自然度（拡大図 1）

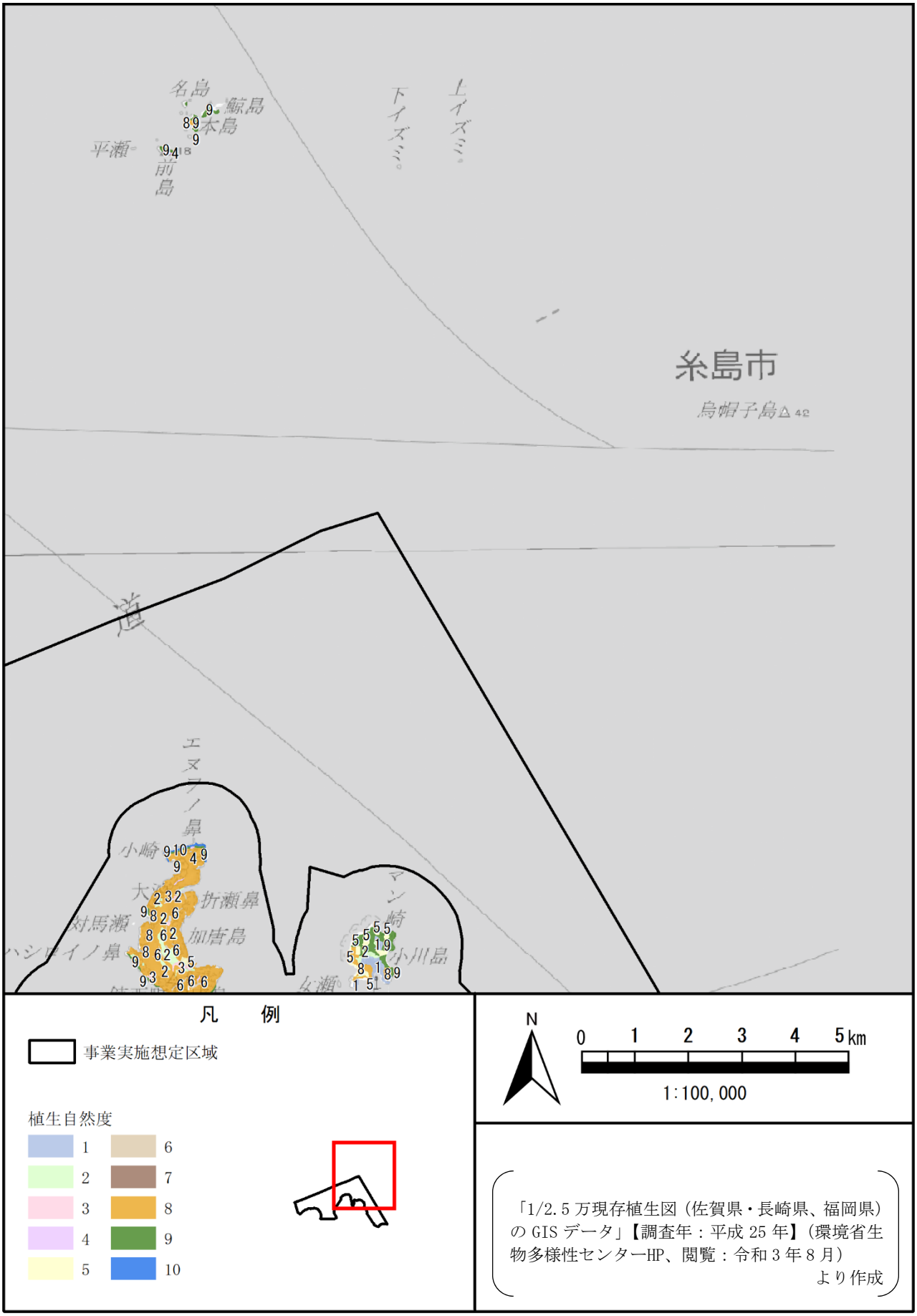

図 3.1-37(3)　文献その他の資料調査による植生自然度（拡大図 2）

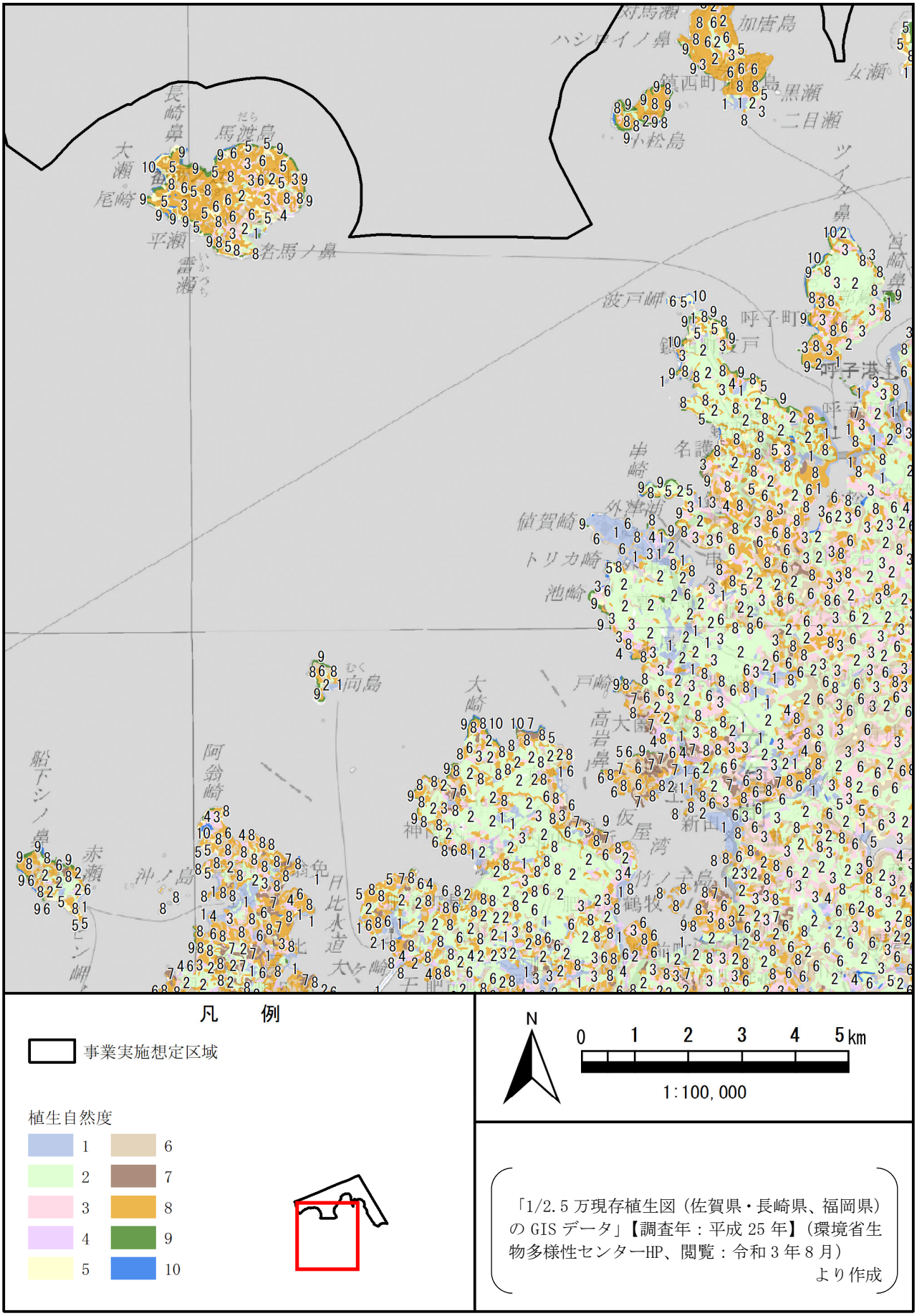

図 3.1-37(4)　文献その他の資料調査による植生自然度（拡大図 3）

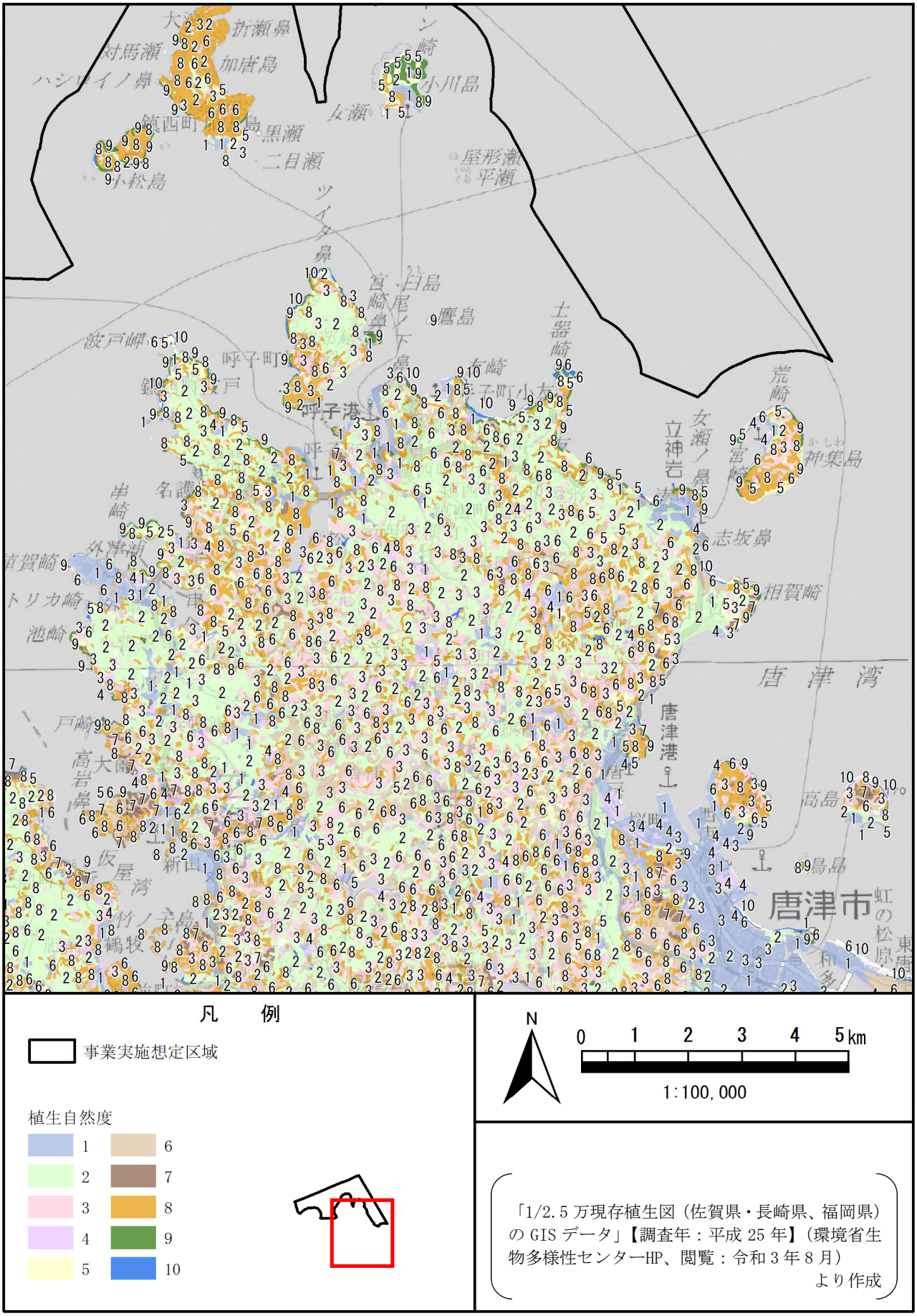

図 3.1-37(5)　文献その他の資料調査による植生自然度（拡大図 4）

(3)植物の重要な種及び重要な群落（陸域）

植物の重要な種及び重要な群落は、「(1)植物相（陸域）の概要」で確認された種について、表 3.1-53 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。

① 重要な種

文献その他の資料により確認された植物の重要な種は表 3.1-54 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲では、マンネンスギ、ヤクシマハチジョウシダ、タイリンアオイ、キエビネ、ツルナシコアゼガヤツリ、チョウセンニワフジ等、48 目 111 科 447 種の重要な植物種が選定された。

表 3.1-53(1)　植物の重要な種及び群落の選定基準

No.	選定基準		重要な種	重要な群落
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）、「佐賀県文化財保護条例」（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）、「長崎県文化財保護条例」（昭和 36 年長崎県条例第 16 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 48 年福岡県条例第 33 号）、「唐津市文化財保護条例」（平成 17 年唐津市条例第 330 号）、「玄海町文化財保護条例」(平成 5 年唐津市条例第 20 号)、「壱岐市文化財保護条例」（平成 16 年壱岐市条例第 101 号）、「松浦市文化財保護条例」(平成 18 年松浦市条例第 192 号)、「糸島市文化財保護条例」（平成 22 年糸島市条例第 160 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐県天：佐賀県天然記念物 長県天：長崎県天然記念物 福県天：福岡県天然記念物 唐天：唐津市天然記念物 玄天：玄海町天然記念物 壱天：壱岐市天然記念物 松天：松浦市天然記念物 糸天：糸島市天然記念物	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年　政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 国内特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 国内特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 生息：生息地保護区	○	
③	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	○	

表 3.1-53(2)　植物の重要な種及び群落の選定基準

No.	選定基準		重要な種	重要な群落
④	「佐賀県レッドリスト 2020（植物編）」（佐賀県、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類種 VU：絶滅危惧Ⅱ類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○	
⑤	「長崎県レッドリスト　平成 28 年度（平成 22 年度改訂版　中間見直し）」（長崎県、平成 29 年）	EX：絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○	
⑥	「福岡県レッドデータブック 2011」（福岡県、平成 24 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○	
⑦	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）の掲載種	希：希少野生動植物種	○	
⑧	「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁、昭和 56 年）、「第 3 回　自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書　全国版」（環境庁、昭和 63 年）、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境省、平成 12 年）の掲載群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群		○
⑨	「植物群落レッドデータブック」（NACS－J,WWF　Japan、平成 8 年）に掲載の植物群落	植物群落 1：要注意 2：破壊の危機 3：対策必要 4：緊急に対策必要		○
⑩	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）に掲載の植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生	植生自然度 10：自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区） 植生自然度 9　：自然林（エゾマツ－トドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区）		○

表 3.1-54(1)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	マンネンスギ				VU		CR	
2	ミズニラ	ミズニラ	シナミズニラ			VU	NT	CR	CR	
3	トクサ	トクサ	イヌドクサ				CR+EN	NT		
4	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ヒロハハナヤスリ				NT			
5	コケシノブ	コケシノブ	オオハイホラゴケ				VU	CR		
6	ウラジロ	ウラジロ	カネコシダ			VU	VU	EN		
7		ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ				NT	VU		
8	サンショウモ	デンジソウ	ナンゴクデンジソウ			EN			CR	
9			デンジソウ			VU	CR+EN	VU	CR	
10		サンショウモ	オオアカウキクサ			EN		VU	EX	
11			アカウキクサ			EN	VU	EN	CR	
12	ウラボシ	ホングウシダ	ホングウシダ				CR+EN	EN		
13		コバノイシカグマ	オウレンシダ				NT		CR	
14		イノモトソウ	スキヤクジャク			NT		EN		
15			タキミシダ			EN	CR+EN	CR	EX	
16			ミズワラビ					EN	EN	
17			ヒメウラジロ			VU	CR+EN	NT	EN	
18			エビガラシダ			VU	CR+EN	VU	CR	
19			ハチジョウシダ					EN		
20			アイコハチジョウシダ						CR	
21			ヤクシマハチジョウシダ			VU	VU			
22		チャセンシダ	カミガモシダ				VU	CR	EN	
23			トキワトラノオ				VU	NT		
24			ヒノキシダ						EN	
25			コタニワタリ				VU		CR	
26		ヒメシダ	ホソバショリマ				CR+EN		EN	
27			ヒメハシゴシダ				VU	NT		
28			アミシダ				CR+EN	VU		
29			ヒメミゾシダ			NT	CR+EN	EN		
30			テツホシダ				VU	NT	EN	
31			ヒメシダ					NT		
32		イワデンダ	ウスバヘビノネゴザ						CR	
33			イヨクジャク			EN			VU	
34			イヌイワデンダ			NT	CR+EN		EX	
35			イワデンダ				CR+EN		CR	
36		メシダ	サキモリイヌワラビ						CR	
37			フモトシケシダ						CR	
38			ミドリワラビ						VU	
39			ニセコクモウクジャク				CR+EN	NT		
40			フクレギシダ		国内	CR	CR+EN	CR		
41			ヒュウガシダ				VU			
42			コクモウクジャク				VU		CR	
43		オシダ	ホソバナライシダ						CR	
44			オトコシダ				CR+EN	EN	EN	
45			イズヤブソテツ				VU			
46			ツクシヤブソテツ				VU	EN		
47			ヌカイタチシダ				EX			
48			ヌカイタチシダモドキ					EN		
49			ミヤマイタチシダ						CR	
50			ホオノカワシダ						EN	
51			ミヤジマシダ				VU		EX	
52			オオキヨズミシダ				CR+EN	VU		
53		ウラボシ	オオイワヒトデ						EN	
54			ヒトツバイワヒトデ				CR+EN			

表 3.1-54(2)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
55	ウラボシ	ウラボシ	ヒメサジラン				EX	CR		
56	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ						NT	
57			ハイビャクシン				CR+EN		CR	指定
58			ネズミサシ						NT	
59	スイレン	ジュンサイ	ジュンサイ					VU		
60			フサジュンサイ							
61		スイレン	コウホネ				VU		VU	
62			ベニオグラコウホネ				VU			
63	センリョウ	センリョウ	キビヒトリシズカ			VU		VU	CR	
64	コショウ	ウマノスズクサ	タイリンアオイ				NT	EN		
65			サンヨウアオイ						VU	
66			ウンゼンカンアオイ			VU		VU	NT	
67	モクレン	モクレン	ホオノキ					NT		
68	クスノキ	クスノキ	ダンコウバイ				CR+EN		VU	
69	オモダカ	サトイモ	キリシマテンナンショウ				VU※1	VU※2		
70		オモダカ	アギナシ			NT	CR+EN	EN	CR	
71		トチカガミ	セトヤナギスブタ			EN	NT			
72			スブタ			VU	CR+EN	NT	EX	
73			ヤナギスブタ					NT	CR	
74			オオカナダモ							
75			コカナダモ							
76			トチカガミ			NT	CR+EN	CR	CR	
77			ヒロハトリゲモ			VU※3	CR+EN※4	EN※3	CR※3	
78			イトトリゲモ			NT	VU	VU	CR	
79			オオトリゲモ				VU	EN		
80			ミズオオバコ			VU	NT	NT	EN	
81			セキショウモ				CR+EN		VU	
82		シバナ	シバナ			NT	VU	NT	EN	
83			マルミノシバナ			NT※5				
84		アマモ	コアマモ				NT	NT	DD	
85			アマモ						NT	
86		ヒルムシロ	イトモ			NT	NT	NT	EN	
87			フトヒルムシロ						EN	
88			センニンモ				NT	EN	EN	
89			オヒルムシロ				CR+EN			
90			ヤナギモ					VU		
91			ササバモ				CR+EN	NT		
92			リュウノヒゲモ			NT		EN	EN	
93	ヤマノイモ	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ				VU	NT	CR	
94			シロシャクジョウ				CR+EN	NT		
95	タコノキ	ホンゴウソウ	ウエマツソウ			VU		EN		
96		ビャクブ	ナベワリ					DD	CR	
97			ヒメナベワリ						VU	
98	ユリ	イヌサフラン	チゴユリ				CR+EN	NT		指定
99		ユリ	ホソバナコバイモ			NT	NT	VU	NT	
100			ノヒメユリ			EN	VU※6	NT	EN	
101			ヤマジノホトトギス				VU			
102			アマナ					NT	VU	
103	クサスギカズラ	ラン	ヒナラン			EN	VU	VU	CR	指定
104			キエビネ			EN	NT	VU	CR	指定
105			エビネ			NT	NT	VU	VU	
106			ナツエビネ			VU	CR+EN	EN	CR	
107			ギンラン				CR+EN	NT	VU	
108			キンラン			VU	NT	VU	VU	

表 3.1-54(3)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
109	クサスギカズラ	ラン	マヤラン			VU	CR+EN	CR	CR	
110			ナギラン			VU	CR+EN	VU	CR	
111			セッコク				VU	EN	VU	
112			カキラン					NT		
113			タシロラン			NT	VU	NT	VU	
114			アキザキヤツシロラン				CR+EN	EN	EN	
115			クロヤツシロラン				NT		CR	
116			カゴメラン					CR		
117			シュスラン				NT			
118			ミズトンボ			VU	NT	NT	CR	
119			ムカゴソウ			EN	VU	VU	VU	
120			ムヨウラン				VU	NT	CR	
121			クモキリソウ						VU	
122			ニラバラン				CR+EN		DD	
123			フウラン			VU	CR+EN	EN	CR	指定
124			ヒメフタバラン				CR+EN	VU	CR	
125			コケイラン				VU	EN	VU	
126			サギソウ			NT	VU	EN	CR	
127			ガンゼキラン			VU	CR+EN	CR		
128			ジンバイソウ				VU		EN	
129			ツレサギソウ				CR+EN	CR	CR	
130			ヤマサギソウ				VU	EN	CR	
131			ハシナガヤマサギソウ				CR+EN		CR	
132			トキソウ			NT	CR+EN	VU	CR	指定
133			ヤマトキソウ				VU	VU	CR	
134			ヒトツボクロ				CR+EN	EN	CR	
135			ヤクシマネッタイラン			EN	CR+EN	CR		
136		キンバイザサ	キンバイザサ						EN	
137			コキンバイザサ					NT	CR	
138		アヤメ	ヒオウギ				CR+EN			
139			ノハナショウブ				CR+EN	EN	EN	指定
140			キショウブ							
141			アヤメ				CR+EN	EN		
142		ススキノキ	ユウスゲ						CR※7	
143			ワスレグサ					NT※8		
144			ノカンゾウ				CR+EN			
145		ヒガンバナ	ハマオモト						EN	
146			キツネノカミソリ				VU		EN	
147		クサスギカズラ	ハマタマボウキ			EN		NT	VU	
148			キジカクシ						EN	
149			マルバオウセイ			DD	VU	NT		
150	ツユクサ	ツユクサ	ノハカタカラクサ							
151		ミズアオイ	ホテイアオイ							
152	ショウガ	ショウガ	アオノクマタケラン				VU			
153	イネ	ガマ	ヤマトミクリ			NT	NT	NT	EN	
154			ナガエミクリ			NT	NT	CR	EN	
155			ヒメミクリ			VU	VU		CR	
156			コガマ				NT		VU	
157		ホシクサ	ホシクサ						CR	
158			ゴマシオホシクサ			EN	EX	VU		
159		イグサ	ヒメコウガイゼキショウ					NT	VU	
160			ドロイ				VU	NT	CR	
161		カヤツリグサ	ウキヤガラ				NT			
162			イトテンツキ			NT	NT	NT	CR	

表 3.1-54(4)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
163	イネ	カヤツリグサ	ヤマテキリスゲ				VU			
164			タニガワスゲ				CR+EN			
165			タイワンスゲ			VU	VU	VU	EN	
166			ゲンカイモエギスゲ			EN	VU	EN	EN	
167			アキイトスゲ				NT			
168			コウボウムギ					NT		
169			キノクニスゲ			NT	CR+EN	NT	NT	
170			キシュウナキリスゲ			VU	CR+EN	VU	CR	
171			ジングウスゲ			NT	CR+EN		CR	
172			ツクシナルコ			EN		CR	VU	
173			ツシマスゲ			VU	CR+EN	NT		
174			ツルナシコアゼガヤツリ				NT			
175			ヒメガヤツリ				CR+EN※9			
176			ムギガラガヤツリ			CR	CR+EN	CR	EX	
177			セイタカハリイ						CR	
178			イヌクログワイ				VU※10			
179			コアゼテンツキ					CR		
180			ノテンツキ				CR+EN			
181			ツクシテンツキ			VU		NT		
182			ナガボテンツキ				VU			
183			ヤリテンツキ			NT	CR+EN	NT		
184			ノハラテンツキ			VU	NT	CR	CR	
185			ビロードテンツキ				CR+EN			
186			ハタベカンガレイ			VU	CR+EN			
187			シズイ				VU※11	VU	EN	
188			シンジュガヤ						EN	
189		イネ	メリケンカルカヤ							
190			ツクシガヤ			VU	VU		EX	
191			チョウセンガリヤス						VU	
192			カモガヤ							
193			ハマムギ					EN	EX	
194			シナダレスズメガヤ							
195			ハイチゴザサ						VU	
196			サヤヌカグサ				NT			
197			キダチノネズミガヤ				CR+EN			
198			キシュウスズメノヒエ							
199			アワガエリ						EN	
200			オオアワガエリ							
201			セイタカヨシ				NT			
202			シラシマメダケ						DD	
203			オニウシノケグサ							
204			イヌアワ				NT			
205			コササキビ				NT	NT	VU	
206			ヒゲシバ					NT		
207	マツモ	マツモ	ヨツバリキンギョモ				NT※12	EN※13		
208	キンポウゲ	ケシ	ホザキキケマン						VU	
209			ヤマブキソウ						CR	
210		ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ						VU	
211			コウモリカズラ					DD		
212		メギ	バイカイカリソウ						EN	
213		キンポウゲ	コウライブシ		国内	CR	CR+EN※14		CR	
214			タンナトリカブト				NT		NT	
215			フジセンニンソウ						DD	
216			オキナグサ			VU	CR+EN	CR	EN	指定

表 3.1-54(5)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
217	ユキノシタ	ユキノシタ	イワボタン				VU※15			
218			ナメラダイモンジソウ				NT		CR	
219		ベンケイソウ	アオベンケイ				NT	EN		
220			ゲンカイイワレンゲ			VU		EN	EN	
221			ツメレンゲ			NT	CR+EN	NT	CR	
222			アオノイワレンゲ						DD	
223			イワレンゲ			VU	EX	NT	CR	
224			ウンゼンマンネングサ			VU		NT	VU	
225		アリノトウグサ	オオフサモ							
226			タチモ			NT		CR	CR	
227			フサモ				NT	VU		
228	ブドウ	ブドウ	ウドカズラ						CR	
229	ハマビシ	ハマビシ	ハマビシ			EN	EX	CR	EX	
230	マメ	マメ	イタチハギ							
231			ヒメノハギ						CR	
232			シバハギ						EN	
233			チョウセンニワフジ			CR	VU	EN		
234			キハギ						EN	
235			イヌハギ			VU	CR+EN	VU	EN	
236			マキエハギ						EN	
237			ハリエンジュ							
238			クララ				CR+EN			
239	バラ	グミ	クマヤマグミ			CR	CR+EN	EN	EN	
240		クロウメモドキ	ケンポナシ					NT	EN	
241		アサ	クワノハエノキ						VU	
242		クワ	アコウ				NT			
243		イラクサ	クサコアカソ						NT	
244			アカソ						NT	
245			ヤナギイチゴ				NT			
246			ホソバイラクサ				NT			
247		バラ	クサボケ					EN		
248			ズミ				CR+EN		EX	指定
249			カワラサイコ				EX	EN	EN	
250			ヒロハノカワラサイコ			VU	CR+EN			
251			ツクシイバラ				VU			
252			コバノフユイチゴ					NT		
253			ワレモコウ				NT	NT		
254			イワガサ						VU	
255			シモツケ						NT	
256			イブキシモツケ						NT	
257	ブナ	ブナ	カシワ				VU		EN	
258	ウリ	ウリ	ゴキヅル					VU		
259			アレチウリ							
260			オオカラスウリ					VU		
261	ニシキギ	ニシキギ	ウメバチソウ				VU		VU	
262	カタバミ	カタバミ	ムラサキカタバミ							
263			ミヤマカタバミ				VU			
264	キントラノオ	トウダイグサ	タカトウダイ				VU		CR	
265		ヤナギ	ノヤナギ						NT	
266		スミレ	ナガバノスミレサイシン				CR+EN			
267			アケボノスミレ					EN	CR	
268		オトギリソウ	トモエソウ				CR+EN		CR	
269			コウライトモエソウ			VU		VU		
270			ツキヌキオトギリ			EN	VU	VU	EN	

表 3.1-54(6)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
271	フトモモ	ミソハギ	ヒメミソハギ					NT		
272			ミズマツバ			VU		NT	VU	
273			ミズキカシグサ			VU		NT	CR	
274			ヒメビシ			VU	CR+EN	EN	EX	
275		アカバナ	メマツヨイグサ							
276			コマツヨイグサ							
277	ムクロジ	ミカン	タチバナ			NT		EN	CR	
278	アオイ	アオイ	イチビ							
279			ハマボウ					NT	VU	
280			ヘラノキ					EN		
281			ラセンソウ				DD			
282		ジンチョウゲ	コガンピ				NT		EN	
283	アブラナ	アブラナ	スズシロソウ				VU			
284			シコクハタザオ						EN	
285			カンラン			EN	VU	EN	CR	指定
286			ミズタガラシ					VU		
287			イヌナズナ				CR+EN	EN	EN	
288			オオユリワサビ						EX	
289			オランダガラシ							
290			コイヌガラシ			NT		NT	VU	
291			キバナハタザオ					CR		
292	ナデシコ	イソマツ	ハマサジ			NT	VU	NT	VU	
293		タデ	サイコクヌカボ			VU	NT		EN	
294			ヤナギヌカボ			VU	CR+EN	NT	CR	
295			ナガバノウナギツカミ			NT	CR+EN		NT	
296			ウナギツカミ						NT	
297			ヌカボタデ			VU	VU		CR	
298			シマヒメタデ				VU	NT	NT	
299			オオネバリタデ						NT	
300			ネバリタデ						NT	
301			コギシギシ			VU			VU	
302			エゾノギシギシ							
303		ナデシコ	ゲンカイミミナグサ			NT	NT	NT	EN	
304			ヒメケフシグロ				NT			
305		ヒユ	ナガエツルノゲイトウ							
306			マツナ				CR+EN	NT		
307			ハママツナ				NT	NT		
308		ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ				CR+EN			
309	ミズキ	アジサイ	ギンバイソウ						EN	
310	ツツジ	カキノキ	リュウキュウマメガキ						CR	
311			トキワガキ						EN	
312		サクラソウ	リュウキュウコザクラ				CR+EN	CR	CR	
313			カラタチバナ				NT		EN	
314			ヌマトラノオ					EN		
315			モロコシソウ						CR	
316		ツバキ	サザンカ						NT	
317			ナツツバキ				VU			
318			シャクジョウソウ				VU	VU	DD	
319			ミヤマキリシマ				VU		CR	
320		ツツジ	ヒメミツバツツジ						DD	
321	リンドウ	アカネ	ルリミノキ						NT	
322			ギョクシンカ				CR+EN	NT		
323		リンドウ	リンドウ						VU	
324			センブリ					VU		

表 3.1-54(7)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
325	リンドウ	リンドウ	ムラサキセンブリ			NT	VU	NT	VU	
326			イヌセンブリ			VU	CR+EN	EN	EN	
327		キョウチクトウ	シタキソウ						EN	
328			フナバラソウ			VU	CR+EN	NT	VU	
329			イヨカズラ				DD		VU	
330			スズサイコ			NT	VU	NT	VU	
331			トキワカモメヅル				CR+EN		CR	
332	ナス	ヒルガオ	セイヨウヒルガオ							
333			マメダオシ			CR				
334			アメリカネナシカズラ							
335			ハマネナシカズラ			VU	CR+EN			
336			アオイゴケ						NT	
337			グンバイヒルガオ					CR		
338		ナス	ヤマホオズキ			EN	CR+EN	VU	CR	
339			ワルナスビ							
340			マルバノホロシ						EN	
341			マルバハダカホオズキ						CR	
342	ムラサキ	ムラサキ	ホタルカズラ				CR+EN	VU		
343			オオルリソウ				DD	VU	EN	
344	シソ	モクセイ	トウネズミモチ							
345			シマモクセイ				CR+EN※16		NT	
346		オオバコ	マルバノサワトウガラシ			VU	VU		CR	
347			オオアブノメ			VU	CR+EN	EN	CR	
348			シソクサ				VU	VU	EN	
349			ウンラン				EX		DD	
350			エゾオオバコ				CR+EN		CR	
351			トウオオバコ					EN	VU	
352			ヘラオオバコ							
353			オオカワヂシャ							
354			ハマクワガタ			VU	DD	CR		
355			イヌノフグリ			VU	CR+EN	VU	EN	
356			カワヂシャ			NT		NT	NT	
357			トラノオスズカケ				VU		CR	
358			キノクニスズカケ			VU				
359		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			VU	NT	EN	VU	
360			ヒナノウスツボ				VU	EN	VU	
361			オオヒナノウスツボ						VU	
362		シソ	カイジンドウ			VU		VU		
363			ヒメキランソウ				VU	VU		
364			コムラサキ				NT			
365			ダンギク			VU		NT		
366			キセワタ			VU	CR+EN	VU	VU	
367			ヒメキセワタ			VU		EN		
368			ヤマジソ			NT	NT	NT	CR	
369			オオヤマジソ			NT		VU		
370			トラノオジソ				CR+EN			
371			ミゾコウジュ			NT		NT	NT	
372			コナミキ			VU		VU	CR	
373			ミヤマナミキ				VU	VU	CR	
374			ナミキソウ				CR+EN		CR	
375			ケナシイヌゴマ					EN		
376		ハエドクソウ	スズメノハコベ			VU※17	VU	VU※17	EN※17	
377		ハマウツボ	ゴマクサ			VU	EX	EN	CR	
378			キュウシュウコゴメグサ				CR+EN		CR	

表 3.1-54(8)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
379	シソ	ハマウツボ	ホソバママコナ			EN	CR+EN	VU	EX	
380			ハマウツボ			VU	NT	NT※18	CR	
381			キヨスミウツボ				VU		CR	
382			ヒキヨモギ						EN	
383		タヌキモ	イヌタヌキモ			NT		VU		
384			ミミカキグサ				NT	VU	EN	
385			ヒメタヌキモ			NT	CR+EN			
386		キツネノマゴ	スズムシバナ					NT※19	CR	
387	キク	キキョウ	ツルギキョウ			VU	NT	NT	CR	
388			バアソブ			VU	CR+EN	EN		
389			サワギキョウ				VU	CR	VU	
390			キキョウ			VU	VU	NT	VU	
391		ミツガシワ	ミツガシワ				VU		EX	
392			ヒメシロアサザ			VU		CR	EX	
393			ガガブタ			NT	CR+EN	CR	VU	
394			アサザ			NT	NT	CR	CR	
395		キク	ブタクサ							
396			オオブタクサ							
397			ホソバノヤマハハコ				VU			
398			カミツレモドキ							
399			クソニンジン						CR	
400			フクド			NT		NT	VU	
401			イワヨモギ			VU				
402			ヒロハヤマヨモギ			NT	EX	VU		
403			ヒメシオン				CR+EN	NT		
404			ダルマギク						NT	
405			アメリカセンダングサ							
406			コセンダングサ							
407			アワコガネギク			NT※20		NT※20		
408			イワギク			VU				
409			チョウセンノギク			EN		NT		
410			モリアザミ				EX		CR	
411			オオキンケイギク							
412			ヒゴタイ			VU		VU	CR	
413			ヒメジョオン							
414			ヒメムカシヨモギ							
415			ハルジオン							
416			オオアレチノギク							
417			イズハハコ			VU	CR+EN※21	NT	CR	
418			キクイモ							
419			ヤナギタンポポ				CR+EN	VU		
420			ブタナ							
421			ホソバオグルマ			VU	CR+EN	NT	EN	
422			タカサゴソウ			VU	CR+EN	VU	VU	
423			ノニガナ				NT			
424			ヤマニガナ				CR+EN		DD	
425			ナガバノコウヤボウキ						EN	
426			アキノハハコグサ			EN	VU	DD	CR	
427			ヒナヒゴタイ			EN		VU	CR	
428			オオダイトウヒレン				NT	VU		
429			ツクシトウヒレン			EN			EN	
430			ヒメヒゴタイ			VU	EX	VU	VU	
431			ナルトサワギク							
432			タムラソウ				CR+EN			

表 3.1-54(9)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
433	キク	キク	メナモミ				CR+EN			
434			セイタカアワダチソウ							
435			オオアワダチソウ							
436			クマノギク					EN		
437			ヤブレガサ						NT	
438			ウラギク			NT	NT	NT	EN	
439			オオオナモミ							
440			オナモミ			VU	CR+EN	EN		
441	セリ	ウコギ	トチバニンジン				NT			
442		セリ	ヨロイグサ						VU	
443			ミシマサイコ			VU	CR+EN	EN	VU	
444			ハマボウフウ					NT		
445	マツムシソウ	スイカズラ	ツシマヒョウタンボク		国内 特定 1	EN		CR		
446			ヤマヒョウタンボク				CR+EN		CR	
447			マツムシソウ				VU		EX	
合計	48 目	111 科	447 種	0 種	3 種	145 種	252 種	221 種	262 種	10 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省、令和 2 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-53 に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※1. キリシマテンナンショウ（ヒメテンナンショウ）で掲載。
※2. ヒメテンナンショウ（キリシマテンナンショウ）で掲載。
※3. サガミトリゲモ
※4. サガミトリゲモ（ヒロハトリゲモ）で掲載。
※5. オオシバナ
※6. ノヒメユリ（スゲユリ）で掲載。
※7. キスゲ
※8. トウカンゾウ（ワスレグサ）で掲載。
※9. ヒメガヤツリ（ミズハナビ）　で掲載。
※10. イヌクログワイ（シログワイ）で掲載。
※11. シズイ（テガヌマイ）で掲載。
※12. ヨツバリキンギョモ（ゴハリマツモ）　で掲載。
※13. ゴハリマツモ
※14. コウライブシ（ミツバトリカブト）で掲載。
※15. イワボタン（ミヤマネコノメソウ）　で掲載。
※16. シマモクセイ（ナタオレノキ）　で掲載。
※17. スズメハコベ
※18. ハマウツボ（オカウツボを含）で掲載。
※19. スズムシバナ（スズムシソウ）で掲載。
※20. キクタニギクで掲載。
※21. イズハハコ（ワタナ）で掲載。

② 重要な群落

重要な植物群落は、選定基準とした表 3.1-53 の文献その他の資料に掲載されているものとした。

事業実施想定区域の周囲における特定植物群落は、選定基準⑧の「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、平成 12 年) 等によると、表 3.1-55 及び図 3.1-38 のとおり、唐津市では馬渡島のワスレナグサ群落や玄海沿岸のダルマギク、ホソバワダン群落、神集島のハマオモト群落等、壱岐市では壱岐鏡岳神社社叢と壱岐白沙神社社叢が存在している。

選定基準⑨「植物群落レッドデータブック」(NACS-J・WWF Japan 平成 8 年)に記載されている重要な群落は表 3.1-56 のとおりであり、25 か所の植物群落が確認された。ただし、詳細な位置情報は公開されていない。

また、選定基準⑩の「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成 28 年) による植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植物群落としては、表 3.1-57 のとおり、イブキシモツケーイワヒバ群落、ダルマギクーホソバワダン群集、ヤブコウジースダジイ群集、クロマツ群落（ＶＩ）等が分布している。

表 3.1-55　重要な植物群落（特定植物群落）（選定基準⑧）

市	名称	選定基準	相観区分
唐津市	馬渡島のワスレナグサ群落	B	海浜植生
	玄海沿岸のダルマギク、ホソバワダン群落	D	海浜植生
	高島のマテバシイ林	A	暖温帯常緑広葉高木林
	高島のハマオモト群落	D、G	海浜植生
	虹の松原のクロマツ林	E	暖温帯常緑針葉高木林
	虹の松原、海岸の砂丘植物群落	D	海浜植生
	舞鶴公園の暖温帯樹林	A	暖温帯常緑広葉高木林
	神集島のハマオモト群落	D、G	海浜植生
	湊海岸の砂丘植物群落	D	海浜植生
	相賀海岸の砂丘植物群落	D	海浜植生
	小川島のハマオモト群落	D、G	海浜植生
	小川島のハマヒサカキ群落	D、G	暖温帯常緑広葉低木林
	加唐島のヤブツバキ林	E	常緑広葉高木植林
	田島神社の暖温帯樹林	A	暖温帯常緑広葉高木林
	波戸岬の草原植物群落	C	暖温帯単子葉草本草原
壱岐市	壱岐鏡岳神社社叢	A	暖温帯常緑広葉高木林
	壱岐白沙神社社叢	A	暖温帯常緑広葉高木林

注：選定基準は、表 3.1-53 に対応する。

（「環境アセスメントデータベース EADAS 全国環境情報」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月)、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年) より作成）

表 3.1-56　重要な植物群落（植物群落レッドデータブック掲載群落）（選定基準⑨）

No.	群落	群落名	所在地		選定基準
1	単一	タブノキ群落	佐賀県	唐津市	2
2	群落	高島のマテバシイ林		唐津市	1
3		作礼山のアカマツ林		唐津市	2
4		クロマツ群落		唐津市	2
5		クロマツ群落		唐津市	3
6		ケカモノハシ・ハマゴウ群落		唐津市	3
7		小川島のハマヒサカキ群落		唐津市	2
8		オカヒジキ群落		唐津市	3
9		オニシバ群落		唐津市	3
10		ケカモノハシ群落		唐津市	3
11		コウボウムギ群落		唐津市	3
12		高島のハマオモト群落		唐津市	2
13		神集島のハマオモト群落		唐津市	2
14		ハマオモト群落（小川島）		唐津市	2
15		ハマタマボウキ群落		唐津市	3
16		ハマヒルガオ群落		唐津市	3
17		カワラヨモギ群落		唐津市	3
18		チガヤ・ハマゴウ群落		唐津市	3
19		壱岐鏡岳の照葉樹林	長崎県	壱岐市	2
20		壱岐白沙神社の照葉樹林		壱岐市	2
21	複合	舞鶴公園の暖温帯樹林	佐賀県	唐津市	1
22	群落	玄海沿岸のダルマギク・ホソバワダン群落		唐津市、玄海町	2
23		虹の松原海岸の砂丘植物群落		唐津市	3
24		相賀海岸の砂丘植物群落		唐津市	3
25		湊海岸の砂丘植物群落		唐津市	3

〔「植物群落レッドデータブック」（NACS－J,WWF Japan、平成８年）より作成〕

表 3.1-57　重要な植物群落（植生自然度）（選定基準⑩）

植生自然度	1/2.5 万植生図	
	植生区分	群落名
植生自然度 10	ブナクラス域自然植生、河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	イブキシモツケーイワヒバ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、ヒルムシロクラス、塩沼地植生、砂丘植生、海岸断崖地植生、ハチジョウススキ群落、ダルマギクーホソバワダン群集、岩壁植生
植生自然度 9	ブナクラス域自然植生	ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムサシアブミータブノキ群集、クロマツ群落（ＶＩ）、マサキートベラ群集、オニヤブソテツーハマビワ群集

注：1. 選定基準は、表 3.1-53 に対応する。
　　2. 1/2.5 万植生図は現存植生図（図 3.1-36）による。

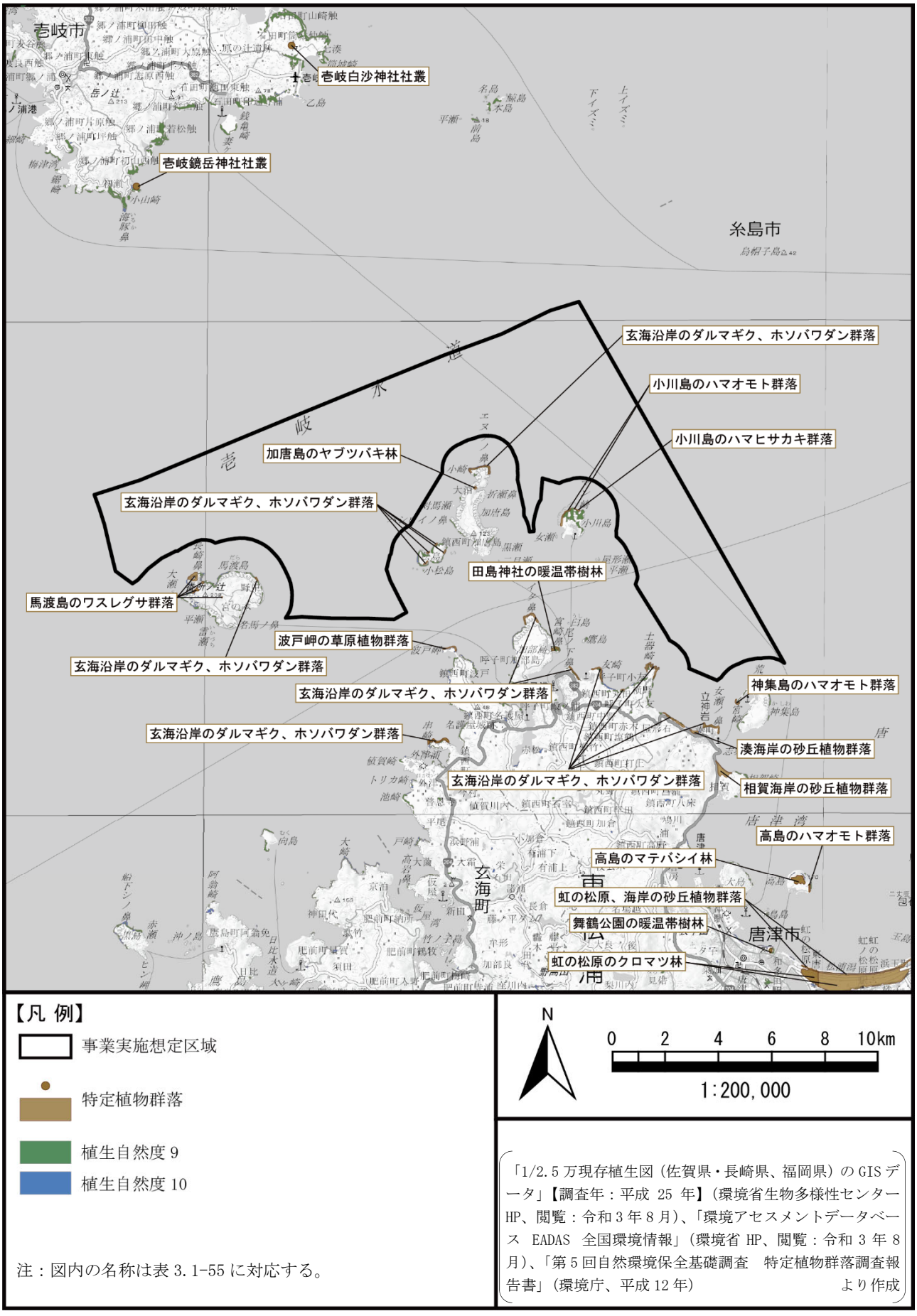

図 3.1-38　重要な植物群落の分布位置

(4)巨樹・巨木林・天然記念物

事業実施想定区域の周囲の巨樹・巨木林は表 3.1-58 のとおりであり「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）によると、事業実施想定区域の周囲には、32 件の巨樹・巨木林が分布している。

また、植物に係る天然記念物は表 3.1-59、巨樹・巨木林及び天然記念物の位置は図 3.1-39 のとおりである。

表 3.1-58　巨樹・巨木林

No.	市町	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
1	唐津市	イヌマキ	340	20
2		クスノキ	350	6
3	玄海町	クスノキ	410	15
4		スダジイ	360	20
5		クスノキ	310	15
6		クスノキ	470	15
7		クスノキ	315	15
8		クスノキ	450	20
9		スダジイ	460	15
10		スダジイ	330	18
11		クスノキ	410	15
12		タブノキ	410	10
13		ハマセンダン	355	15
14		ハマセンダン	344	20
15		ホルトノキ	400	20
16		ホルトノキ	370	15
17		スダジイ	330	15
18		スダジイ	300	15
19		スダジイ	490	15
20		スダジイ	310	15
21		スダジイ	300	10
22	唐津市	クスノキ	390	15
23	松浦市	アコウ	450	18
24	壱岐市	イチョウ	300	25
25		スダジイ	370	15
26		イヌマキ	430	9
27		スダジイ	380	15
28		ホルトノキ	350	7
29		エノキ	605	11
30		エノキ	480	12
31		スギ	600	30
32		イヌマキ	240	7

注：基本的に最新の第 6 回調査のデータを利用したが、調査されていない箇所もあったため、一部補足として第 4 回調査のデータを利用した。

「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

表 3.1-59　天然記念物（植物関係）

No.	指定	市	名称	所在地
A	国指定	唐津市	広沢寺のソテツ	唐津市鎮西町池の端
B	県指定	唐津市	加部島暖地性植物群落	唐津市呼子町加部島
C		松浦市	鷹島町住吉神社のアコウ	松浦市鷹島町里免 114
D		壱岐市	壱岐白沙八幡神社社叢	壱岐市石田町筒城仲触 1010
E			壱岐の鏡岳神社社叢	壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川 1587
F			壱岐志原のスキヤクジャク群落	壱岐市郷ノ浦町志原大原触
G			壱岐安国寺のスギ	壱岐市芦辺町深江栄触 564
H	市指定	唐津市	舞鶴公園のフジ	佐賀県唐津市東城内
I			神集島のハマユウ群生地	唐津市神集島
J		壱岐市	大山祇神社の社叢	壱岐市
K			初山海岸のホウライシダ群落	壱岐市郷ノ浦町坪触
L			山川家のエノキ	壱岐市郷ノ浦町平人触
M			梅の老大木	壱岐市石田町池田西触
N			イヌガヤ（犬榧）	壱岐市石田町筒城仲触

「佐賀県文化財データベース」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、
「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、
「市内の指定文化財一覧」（松浦市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
唐津市、壱岐市へのヒアリング（実施：令和 3 年 9 月）　　より作成

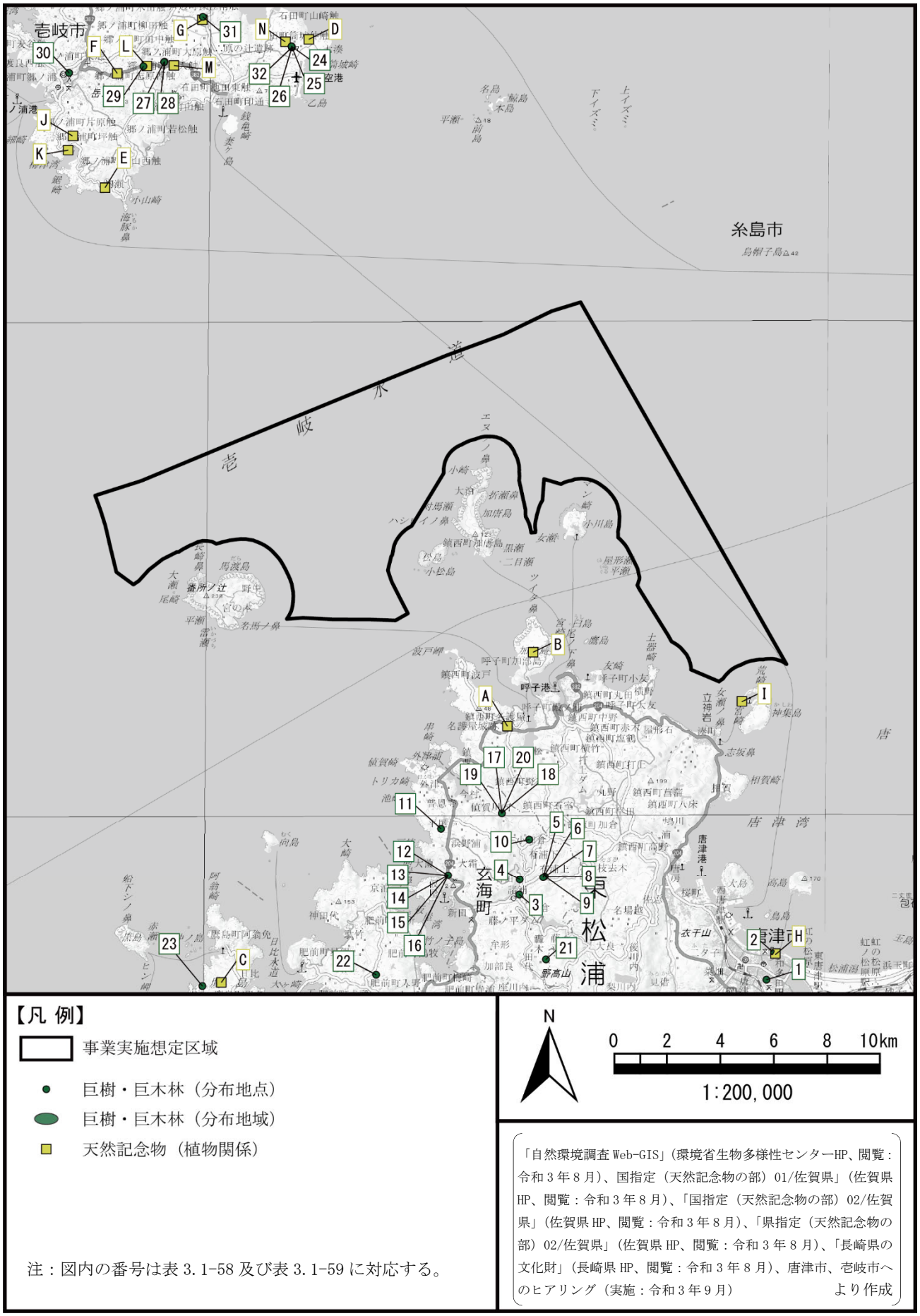

注：図内の番号は表 3.1-58 及び表 3.1-59 に対応する。

「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）、国指定（天然記念物の部）01/佐賀県」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「国指定（天然記念物の部）02/佐賀県」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「県指定（天然記念物の部）02/佐賀県」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、唐津市、壱岐市へのヒアリング（実施：令和 3 年 9 月）より作成

図 3.1-39　巨樹・巨木林、天然記念物（植物関係）の位置

3. 動物の生息の状況（海域）

動物の生息の状況（海域）は表 3.1-60 のとおり、事業実施想定区域の周囲の海域における動物の生息状況を整理した。

表 3.1-60(1)　文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料	調査範囲	海棲哺乳類	海棲爬虫類	海産魚類	魚卵・稚仔	海産無脊椎動物
①	「ストランディングレコードデータ」(一般財団法人 日本鯨類研究所 HP、閲覧：令和 3 年 8 月)	事業実施想定区域及びその周囲	○				
②	「海棲哺乳類ストランディングデータベース」(国立科学博物館 HP、閲覧：令和 3 年 8 月)		○				
③	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁、平成 10 年)	事業実施想定区域を含む佐賀県、長崎県玄界灘沿岸海域	○	○			
④	「海域自然環境保全基礎調査 海棲動物調査報告書」(環境省、平成 10 年)		○				
⑤	「漁業公害(有害生物駆除)対策調査委託事業調査報告書(昭和 56～60 年)」(水産庁、昭和 61 年)	日本海区	○				
⑥	「長崎県生物多様性保全戦略 2014-2020」(長崎県、平成 26 年)	長崎県	○	○	○		○
⑦	「動植物分布調査-自然環境 web-GIS-（第 5 回)」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月)	事業実施想定区域及びその周囲			○		○
⑧	「佐賀県レッドリスト 2003」(佐賀県環境生活局、平成 16 年)	事業実施想定区域を含む佐賀県玄界灘沿岸海域		○			○
⑨	「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」(佐賀県環境生活局、平成 28 年)				○		
⑩	「長崎県レッドデータブック 2011 ながさきの希少な野生動植物【普及版】」（長崎県環境部自然環境課、平成 24 年）	事業実施想定区域を含む佐賀県、長崎県玄界灘沿岸海域		○	○		○
⑪	「福岡県レッドデータブック 2011」(福岡県、平成 24 年)	事業実施想定区域を含む福岡県玄界灘沿岸海域			○		○
⑫	「浅海域生態系調査（ウミガメ調査）報告書」(環境省自然環境局生物多様性センター、平成 14 年)	唐津市、壱岐市、糸島市		○			
⑬	「うみがめニュースレター UMIGAME NEWSLETTER OF JAPAN (No.65 2005、No.69 2006、No.75 2008、No.84 2010 No.85 2011、No.99 2014、No.105 2017)」(うみがめニュースレター編集委員会、平成 17 年、平成 18 年、平成 20 年、平成 22 年、平成 23 年、平成 26 年、平成 29 年)	事業実施想定区域及びその周囲		○			
⑭	「生物多様性の観点から重要度の高い海域 沿岸部」(環境省自然環境局自然環境計画課 HP、閲覧：令和 3 年 8 月)				○	○	○
⑮	「自然環境保全基礎調査海のいきもの地図」(環境庁、平成 3 年)	唐津市			○		○

表 3.1-60(2)　文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料	調査範囲	海棲哺乳類	海棲爬虫類	海産魚類	魚卵・稚仔	海産無脊椎動物
⑯	「佐賀県の生物」(佐賀県生物部会、平成 8 年)	事業実施想定区域を含む松浦川水系群、玄海海域			○		
⑰	「JF 佐賀げんかい　玄海の魚」(佐賀玄海漁業協同組合 HP、閲覧：令和 3 年 8 月)	玄海地区			○		○
⑱	「漁海況情報（令和元年 6 月～7 月、9 月～12 月、令和 2 年 1 月～12 月、令和 3 年 1 月)」(佐賀県農林水産部玄海水産振興センター、令和元年、令和 2 年、令和 3 年)	事業実施想定区域を含む玄海海域			○		○
⑲	「玄海水産振興センター研究報告（第 5 号（2012)、第 6 号（2013)、第 7 号（2015)、第 8 号（2017))」(佐賀県農林水産部玄海水産振興センター、平成 24 年、平成 25 年、平成 27 年、平成 29 年)	事業実施想定区域を含む佐賀県、長崎県玄海灘沿岸海域			○	○	○
⑳	「佐賀県玄海海域における藻場回復マニュアル」(佐賀県玄海水産振興センター、平成 27 年)	事業実施想定区域を含む佐賀県玄界灘沿岸海域					○
㉑	「玄界灘　馬渡島の生物　野鳥・無セキツイ動物・高等植物・コケ植物」(馬渡島生物研究グループ、昭和 47 年)	唐津市鎮西町馬渡島					○
㉒	「佐賀県海産貝類チェックリスト」(ネイチャー佐賀、平成 31 年)	唐津市、玄海町					○
㉓	「将来へ！　水産資源を残すため！！」(渡邊健斗、令和元年)	松浦市			○		○
㉔	「ヒラメの生態と漁獲状況について」(長崎県総合水産試験場漁業資源部海洋資源課、平成 12 年)	長崎県沿岸				○	
㉕	「九州北西部海域におけるトビウオ類の生活史と未成魚群の資源加入に関する研究」(一丸俊雄、平成 20 年)	九州北西部海域			○	○	
㉖	「松浦沿岸海岸保全基本計画」（佐賀県・長崎県、平成 27 年)	唐津市、松浦市		○	○		○
㉗	「平成 28 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（長崎県壱岐市南部沖情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務報告書」(アジア航測株式会社、平成 28 年)	事業実施想定区域を含む壱岐市沿岸海域	○	○	○		○
㉘	「日本海産魚類目録」(河野光久ほか、平成 26 年)	長崎県			○		

注：「自然環境調査 Web-GIS」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）については、図 3.1-24 の 2 次メッシュを調査範囲とした。

(1) 動物相（海域）の概要

事業実施想定区域の周囲の動物相の概要は表 3.1-61 のとおりであり、海棲哺乳類 29 種、海棲爬虫類 6 種、海産魚類 524 種、魚卵・稚仔 13 種、海産無脊椎動物 1,252 種が確認されている。

確認種一覧は資料編に示す。

表 3.1-61　動物相（海域）の概要

分類	主な確認種
海棲哺乳類	セミクジラ、ナガクジラ、オキゴンドウ、スナメリ等 （29 種）
海棲爬虫類	アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ、ヒメウミガメ、オサガメ、セグロウミヘビ （6 種）
海産魚類	カワヤツメ、マダラエイ、ニホンウナギ、サケ、タビラクチ、ウミスズメ等 （524 種）
魚卵・稚仔	マイワシ、ホソトビウオ、ブリ、ヒラメ、トラフグ等 （13 種）
海産無脊椎動物	ダイダイイソカイメン、オオギウミヒドラ、カブトクラゲ、カブトガニウズムシ、サメハダヒザラガイ、イソゴカイ、サメハダホシムシ、カブトガニ、オオウミシダ、ナメクジウオ等 （1,252 種）

(2) 動物の重要な種（海域）

動物の重要な種は、表 3.1-62 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した。その結果は表 3.1-63～表 3.1-67 のとおりである。

海棲哺乳類の重要種は、セミクジラ、ニタリクジラ、ナガスクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、ハセイルカ、オキゴンドウ、スナメリ、ツチクジラ、コブハクジラ、イチョウハクジラ、アカボウクジラ、トドの 3 目 7 科 13 種が、海棲爬虫類は、アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ、ヒメウミガメ、オサガメの 1 目 2 科 5 種が選定された。海産魚類は、カワヤツメ、ニホンウナギ、マツダイ、ウミスズメ等 21 目 46 科 87 種、魚卵・稚仔は、トラフグの 1 目 1 科 1 種、海産無脊椎動物は、マキガイイソギンチャク、ツボミガイ、ツガイ、ヤマボタルガイ、ヤマホトトギスガイ、ヤマトシジミ、アゲマキガイ、アブライカ、ミナミテナガエビ、モクズガニ、オサガニ、ナメクジウオ等の 31 目 120 科 300 種が選定された。

表 3.1-62(1)　動物の重要な種の選定基準

No.	選定基準	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「長崎県文化財保護条例」(昭和 36 年長崎県条例第 16 号)、「福岡県文化財保護条例」(昭和 48 年福岡県条例第 33 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号)、「玄海町文化財保護条例」(平成 5 年唐津市条例第 20 号)、「壱岐市文化財保護条例」(平成 16 年壱岐市条例第 101 号)、「松浦市文化財保護条例」(平成 18 年松浦市条例第 192 号)、「糸島市文化財保護条例」(平成 22 年糸島市条例第 160 号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐県天：佐賀県天然記念物 長県天：長崎県天然記念物 福県天：福岡県天然記念物 唐天：唐津市天然記念物 玄天：玄海町天然記念物 壱天：壱岐市天然記念物 松天：松浦市天然記念物 糸天：糸島市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 国内特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 国内特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種) DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
④	「佐賀県レッドリスト 2003」(佐賀県、平成 16 年)及び「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」(佐賀県、平成 29 年)、「レッドデータブックさが 2010　植物編」(佐賀県、平成 23 年)の掲載種	EX：絶滅種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類種 VU：絶滅危惧Ⅱ類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 3.1-62(2)　動物の重要な種の選定基準

No.	選定基準	
⑤	「長崎県レッドリスト　平成 28 年度（平成 22 年度改訂版　中間見直し）」（長崎県、平成 29 年）	EX：絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	「福岡県レッドデータブック 2011」（福岡県、平成 24 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑦	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）に基づく希少野生動植物種	希：希少野生動植物種
⑧	「海洋生物レッドリスト」（水産庁、平成 29 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
⑨	「環境省版海洋生物レッドリスト」（環境省、平成 29 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） CR：絶滅危惧ⅠA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類…ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの） NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種） DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
⑩	「日本の希少な野生生物に関するデータブック（水産庁編）」（日本水産資源保護協会、平成 10 年）	危惧：絶滅危惧…絶滅の危機に瀕している種・亜種 危急：危急…絶滅の危険が増大している種・亜種 希少：希少…存続基盤が脆弱な種。亜種 減少：減少…明らかに減少しているもの 傾向：減少傾向…長期的に見て減少しつつあるもの 個体：地域個体群…保護に留意すべき地域個体群

表 3.1-63　文献その他の資料による動物の重要な種（海棲哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	ヒゲクジラ	セミクジラ	セミクジラ										危急
2		ナガスクジラ	ニタリクジラ										希少
3			ナガスクジラ										危急
4			ザトウクジラ										希少
5		コククジラ	コククジラ										危惧
6	ハクジラ	マイルカ	ハセイルカ										希少
7			オキゴンドウ										減少
8		ネズミイルカ	スナメリ						NT				希少
9		アカボウクジラ	ツチクジラ										減少
10			コブハクジラ										希少
11			イチョウハクジラ										希少
12			アカボウクジラ										希少
13	食肉	アシカ	トド			NT							希少
合計	3 目	7 科	13 種	0 種	0 種	1 種	0 種	0 種	1 種	0 種	0 種	0 種	13 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「世界哺乳類目録標準和名目録」（日本哺乳類学会、2018 年）に準拠した
2. 選定基準は、表 3.1-62 に対応する。

表 3.1-64　文献その他の資料による動物の重要な種（海棲爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	カメ	ウミガメ	アオウミガメ			VU		DD					希少
2			アカウミガメ			EN	CR+EN	EN	EN				希少
3			タイマイ			EN							希少
4			ヒメウミガメ										希少
5		オサガメ	オサガメ										危惧
合計	1 目	2 科	5 種	0 種	0 種	3 種	1 種	2 種	1 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会、2020 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-62 に対応する。

表 3.1-65(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ			VU	VU						
2	ネコザメ	ネコザメ	ネコザメ									DD	
3			シマネコザメ									DD	
4	テンジクザメ	オオセ	オオセ									DD	
5	メジロザメ	トラザメ	ナヌカザメ									DD	
6		ドチザメ	シロザメ									NT	
7			ホシザメ						DD			NT	
8	ツノザメ	オンデンザメ	オンデンザメ									DD	
9	カスザメ	カスザメ	カスザメ						DD			NT	
10			コロザメ									DD	
11	ノコギリザメ	ノコギリザメ	ノコギリザメ									DD	
12	サカタザメ	サカタザメ	コモンサカタザメ									NT	
13		ウチワザメ	ウチワザメ									NT	
14	ガンギエイ	ガンギエイ	ガンギエイ									NT	
15			コモンカスベ									DD	
16	トビエイ	アカエイ	マダラエイ									DD	
17		ツバクロエイ	ツバクロエイ									DD	
18		トビエイ	トビエイ									DD	
19		イトマキエイ	イトマキエイ									DD	

表 3.1-65(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
20	ソトイワシ	ソトイワシ	ギス										希少
21	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	VU	DD	EN				
22			オオウナギ					DD					減少
23	ニシン	ニシン	ドロクイ			EN							
24	コイ	コイ	ウグイ						DD				
25			ウケクチウグイ			EN							危急
26	サケ	アユ	アユ						NT				
27		サケ	サケ						EW				
28	ヒメ	エソ	コウカイトカゲエソ										希少
29	トゲウオ	クダヤガラ	クダヤガラ						DD			NT	
30		トゲウオ	ニホンイトヨ				CR+EN	EX	CR				
31	ダツ	メダカ	キタノメダカ			VU							
32		サヨリ	クルメサヨリ			NT	VU	EN					
33	スズキ	メバル	タケノコメバル									NT	
34			オウゴンムラソイ						DD				
35		ホウボウ	カナガシラ										減少
36		アイナメ	アイナメ										
37		カジカ	サラサカジカ						DD				
38			イダテンカジカ						DD				
39			アサヒアナハゼ						NT				
40			アナハゼ						NT				
41			キリンアナハゼ						NT				
42			スイ						DD				
43		アカメ	アカメ			EN							減少
44		ハタ	クエ						DD				
45		マツダイ	マツダイ						DD				
46		タイ	ヒレコダイ										危急
47		ニベ	クログチ										希少
48			ホンニベ										減少
49		キス	アオギス			CR			EN				危惧
50		マナガツオ	マナガツオ					NT					
51		オオメメダイ	マルイボダイ										
52		イカナゴ	イカナゴ						EN				
53		カワアナゴ	カワアナゴ					NT					
54		ハゼ	アカハゼ									NT	
55			コモチジャコ									NT	
56			タビラクチ			VU	VU	VU					
57			ヒモハゼ			NT		NT	NT				
58			ヒメハゼ属の一種						DD				
59			キセルハゼ			EN	CR+EN		VU				
60			ニクハゼ				NT						
61			エドハゼ			VU	VU	DD	VU				
62			スミウキゴリ										
63			クボハゼ			EN	VU	NT	CR				
64			チクゼンハゼ			VU	VU	VU	EN				
65			ウキゴリ						DD				
66			シロウオ			VU	NT	NT	NT				
67			ドウクツミミズハゼ			CR		CR					
68			イドミミズハゼ			NT	NT	NT	VU				希少
69			ゴマハゼ			VU		NT					
70			トビハゼ			NT	NT	VU					減少
71			マサゴハゼ			VU	NT	NT	NT				
72			クロヨシノボリ				VU		NT				
73			カワヨシノボリ				NT	VU					

表 3.1-65(3)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
74	スズキ	ハゼ	シラヌイハゼ			NT		DD	NT				
75			チワラスボ			EN	CR+EN	DD	VU				
76			シモフリシマハゼ					VU					
77			シロチチブ			NT	VU	VU	NT				
78		サバ	サワラ					LP					
79	カレイ	カレイ	ババガレイ										
80			ヤナギムシガレイ					DD					減少
81			ホシガレイ									NT	
82		ウシノシタ	コウライアカシタビラメ						NT			NT	
83	フグ	ハコフグ	ウミスズメ										危惧
84		フグ	カラス									EN	
85			マフグ									NT	
86			トラフグ					LP	NT				
87			ナシフグ										
合計	21 目	46 科	87 種	0 種	0 種	23 種	18 種	25 種	35 種	0 種	0 種	26 種	14 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産魚類全種目録　これまでに記録された日本産魚類全種の現在の標準和名と学名」（本村浩之、令和 2 年 5 月 29 日）に準拠し、以下の資料も参考にした。
「日本産魚類検索　全種の同定　第三版」（中坊徹次、平成 25 年）
2. 選定基準は、表 3.1-62 に対応する。

表 3.1-66　文献その他の資料による動物の重要な種（魚卵・稚仔）

No.	目名	科名	種名	重要種の選定状況*2									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	フグ	フグ	トラフグ					LP	NT				
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産魚類全種目録　これまでに記録された日本産魚類全種の現在の標準和名と学名」（本村浩之、令和 2 年 5 月 29 日）に準拠し、以下の資料も参考にした。
「日本産魚類検索　全種の同定　第三版」（中坊徹次、平成 25 年）
2. 選定基準は、表 3.1-62 に対応する。

表 3.1-67(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	イソギンチャク	セトモノイソギンチャク	マキガイイソギンチャク						EN				
2	ハナギンチャク	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク										減少
3	イシサンゴ	ミドリイシ	エダミドリイシ									VU	
4		キサンゴ	スツボサンゴ										
5	三岐腸	コガタウミウズムシ	カブトガニウズムシ			CR+EN			CR				
6	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ			NT※1		NT※1	NT				
7	古腹足	ニシキウズガイ	イボキサゴ			NT		VU	VU				
8		バテイラ	バテイラ										減少
9		ニシキウズガイ	キサゴ					NT	DD				
10		クチキレエビスガイ	スカシエビスガイ			VU※2							
11		スカシガイ	セムシマドアキガイ			VU			VU				
12	アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ										減少
13			ヒロクチカノコガイ			NT※3	NT※3	EN※3	VU※3				希少
14			ウミヒメカノコ			VU			VU				
15		ユキスズメガイ	ミヤコドリガイ			NT※4		NT※4	NT※4				
16			ヒナユキスズメガイ			NT※5		NT※5	NT※5				
17			カゴメミヤコドリ						DD				
18	新生腹足	オニノツノガイ	コゲツノブエガイ			VU※6		VU※6					
19			コオロギ					NT					
20			ホソコオロギ			CR+EN		VU	EN				
21			カヤノミカニモリ			NT		EN	DD				
22			カニモリガイ					VU					
23		ウミニナ	ウミニナ			NT	NT	VU	NT				
24			イボウミニナ			VU		CR	EN				
25		トゲカワニナ	ムチカワニナ			CR+EN							
26			タケノコカワニナ			VU		EN	CR				
27		キバウミニナ	フトヘナタリガイ			NT※7	CR+EN※7	NT※7					
28			シマヘナタリガイ			CR+EN※8	CR+EN※8	CR※8					希少
29			クロヘナタリガイ			CR+EN※9	CR+EN※9	CR※9	VU※9				希少
30			ヘナタリガイ			NT※10	CR+EN※10	VU※10					
31			カワアイガイ			VU※11	CR+EN※11	VU※11	VU※11				
32			キバウミニナ			NT							危急
33		スナモチツボ	サナギモツボ			VU		VU	EN				
34		タマキビ	ホリカワタマキビ					EN					
35		ホソスジチョウジガイ	ヌノメチョウジガイ			NT		NT					
36			スジウネリチョウジガイ			VU		NT	VU				
37			ゴマツボ			VU			VU				
38		ワカウラツボ	ジーコンボツボ			NT		NT					
39			カワグチツボ			NT		NT					
40			イリエツボ			CR+EN			VU				
41			サザナミツボ			NT		NT	NT				
42			ウチノミツボ			VU		VU					
43			ワカウラツボ			VU	CR+EN	NT	NT				
44		ミズツボ	ナナツガマミジンツボ			CR+EN		CR					
45		カワザンショウガイ	クリイロカワザンショウガイ			NT※12	CR+EN※12	NT※12	NT※12				
46			オオクリイロカワザンショウ			CR+EN	CR+EN		CR				
47			イヨカワザンショウガイ			NT※13	CR+EN※14	NT※15	NT※15				

表 3.1-67(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
48	新生腹足	カワザンショウガイ	ツブカワザンショウガイ			NT※16	CR+EN※17	NT※16	DD※16				
49			ヒラドカワザンショウガイ				NT※18	NT※18					
50			ムシヤドリカワザンショウガイ			NT※19	NT※19						
51			ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ			NT※20		NT※20					
52			ヨシダカワザンショウガイ			NT※21		VU※21	VU※21				
53			カハタレカワザンショウガイ			VU※22	NT※22	NT※22	NT※22				
54			ヘソカドガイ					EN	DD				
55		ミズゴマツボ	ウミゴマツボ			NT※23		NT※24					
56			ミズゴマツボ			VU	DD	EN	NT				希少
57		イソコハクガイ	シラギクガイ			NT※25		NT※25	NT※25				
58			アラウズマキ			VU		VU	NT				
59			イソマイマイ			VU			VU				
60			ウミコハクガイ			VU		VU					
61			ナギツボ			NT		NT	NT				
62		ハナゴウナ	ヤセフタオビツマミガイ			VU							
63			ヘソアキゴウナ						NT				
64		ソデボラ	フドロガイ			NT※26		VU※26					
65		ハナズトガイ	ハナヅトガイ			NT			NT				
66		タマガイ	アダムスタマガイ			NT		NT	EN				
67			ネコガイ			NT			NT				
68			フタスジタマガイ					NT					
69			カスミコダマ			NT		NT					
70			ゴマフタマガイ			CR+EN※27	CR+EN	CR※27	CR※27				
71			フロガイダマシ			VU			VU				
72			オリイレシラタマ			NT		NT	NT				
73			サキグロタマツメタ			CR+EN	CR+EN	CR	DD				
74			ツガイ			NT			NT				
75		フジツガイ	ホラガイ										減少
76		イトカケガイ	ウネナシイトカケ			VU			EN				
77			オダマキガイ			NT※28			VU※28				
78			クレハガイ			NT			NT				
79			セキモリガイ			NT※29			NT※29				
80		フトコロガイ	マルテンスマツムシ			CR+EN		VU	EN				
81		ムシロガイ	ウネムシロ			CR+EN		CR	EN				
82			カニノテムシロガイ			NT※30		EN※30					
83			オマセムシロ			VU							
84			ムシロガイ			NT		VU					
85			ヨフバイ						DD				
86		エゾバイ	エッチュウバイ										減少
87			オオエッチュウバイ										
88			ツバイ										
89			オガイ			EN		CR	EN				
90			ゴマフホラダマシ			VU※31		VU※32					
91			ミクリガイ				CR+EN		NT				
92		テングニシ	テングニシ			NT	CR+EN	EN	NT				
93		バイ	バイ			NT	CR+EN	EN					希少
94		ミノムシガイ	ヒゼンツクシ						DD				
95			ミノムシガイ			VU							
96		アッキガイ	ハネナシヨウラク			VU		CR					
97			オニサザエ			NT		EN	DD				
98			オウウヨウラク					CR					

表 3.1-67(3)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
99	新生腹足	アッキガイ	アカニシ				NT						減少
100		マクラガイ	マクラガイ			NT			NT				
101		イモガイ	ベッコウイモ			VU		EN					
102		フデシャジク	クリイロマンジ			NT		NT	NT				
103			トウキョウコウシツブ						DD				
104		タケノコガイ	イワカワトクサ			VU			VU				
105			イボヒメトクサ						VU				
106			シチクガイ			NT			VU				
107		コロモガイ	オリイレボラ			VU	CR+EN		VU				
108		コシボソクチキレツブ	チャイロフタナシシャジク			NT			NT				
109	異鰓	オナジマイマイ	カタマメマイマイ			VU			CR				
110		サナギガイ	サナギガイ			CR+EN		CR	CR				
111			スナガイ			NT		VU	VU				
112		ヤマボタル	ヤマボタルガイ						CR※33				
113	低位異鰓	オオシイノミガイ	ムラクモキジビキガイ			NT		NT					
114			オオシイノミガイ			NT		NT	DD				
115	真後鰓	ブドウガイ	カミスジカイコガイダマシ			VU			VU				
116			トックリタマゴガイ						NT				
117			ホソタマゴガイ			NT		NT	NT				
118	汎有肺	イソチドリ	イソチドリ			CR+EN			EN				
119			マキモノガイ			CR+EN			VU				
120			ヒメゴウナ			NT			VU				
121		トウガタガイ	イトカケゴウナ			NT							
122			イボキサゴナカセクチキレモドキ近似種					VU					
123			ヌカルミクチキレガイ			NT※34			VU※34				
124			シゲヤスイトカケギリ			NT		NT					
125			ヌノメホソクチキレ			VU		VU					
126			ドウンケルクチキレ			NT※35							
127			エバラクチキレ			NT※35							
128			エドイトカケギリ			NT			DD				
129		イソアワモチ	ヒメアワモチ					VU※36					
130			ドロアワモチ			VU		EN					
131			センベイアワモチ			CR+EN	CR+EN	CR	VU				
132		オカミミガイ	カシノメガイ					NT	VU				
133			ナラビオカミミガイ			VU	CR+EN	EN					
134			シイノミミミガイ			CR+EN	CR+EN	CR	CR				
135			オカミミガイ			VU	CR+EN	VU	VU				
136			ウスコミミガイ			NT	NT	VU	NT				
137			マキスジコミミガイ			NT		NT	NT				
138			クリイロコミミガイ			VU	CR+EN	CR	EN				
139			スジハマシイノミガイ					DD※37					
140			ハマシイノミガイ						NT				
141			キヌカツギハマシイノミガイ			VU※38	CR+EN	CR	VU※38				
142			ナギサノシタタリガイ						NT※39				
143			オキヒラシイノミガイ			CR+EN※40		CR	CR※40				
144		ノミガイ	ノミガイ			VU		EN	EN				
145	ツノガイ	ゾウゲツノガイ	ヤカドツノガイ						NT				
146	キヌタレガイ	キヌタレガイ	アサヒキヌタレガイ			VU		VU	DD				
147			キヌタレガイ			NT							
148	フネガイ	フネガイ	ヒメエガイ			EN		CR	DD				
149			アカガイ						NT				減少

表 3.1-67(4)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
150	フネガイ	フネガイ	クマサルボウ			VU※41	VU	EN※41	VU				
151			ヒメアカガイ			CR+EN		EX					
152			ハイガイ			VU	CR+EN	CR	EN				危急
153			ビョウブガイ			CR+EN		EX					
154	イガイ	イガイ	ヤマホトトギスガイ			NT※42			NT※42				
155			サザナミマクラ			NT							
156			コケガラス			NT		VU	NT				
157			ケガイ						VU				
158			クログチガイ										希少※43
159	ウグイスガイ	ウグイスガイ	クロチョウガイ										減少
160			アコヤガイ										減少
161		イタボガキ	イワガキ										
162			イタボガキ			CR+EN		CR	EN				
163			ネコノアシガキ			DD							
164		ハボウキガイ	タイラギ			NT※44	NT	EN	NT※45				減少
165			リシケタイラギ			NT※44	NT※46	EN※46	NT				減少※46
166			ハボウキガイ			NT※47		EN※47	NT※47				
167	イタヤガイ	イタヤガイ	イタヤガイ						NT				減少
168	イシガイ	イシガイ	トンガリササノハガイ			EN※48		CR※49	VU※49				
169	マルスダレガイ	ツキガイ	イセシラガイ			CR+EN		CR	EN				
170		フタバシラガイ	ヒメシオガマ近似種						DD				
171		ウロコガイ	ニッポンマメアゲマキガイ			NT※50		NT※50	NT※50				
172			オウギウロコガイ			CR+EN			EN				
173		チリハギガイ	フジタニコハクノツユ			VU							
174			ハナビラガイ			CR+EN							
175			ハチミツガイ			DD							
176			マツモトウロコガイ			NT		NT					
177			オキナノエガオ			CR+EN			EN				
178		フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ			NT							
179			タガソデガイモドキ			NT※51		VU※51	DD※51				
180		イソカゼガイ	イソカゼガイ			CR+EN※52			DD				
181		シジミ	ヤマトシジミ			NT		NT	NT				
182			マシジミ			VU		DD	VU				
183		ザルガイ	ヒシガイ			VU			EN				
184			エマイボタン					NT					
185		マルスダレガイ	シオヤガイ			NT		EN	DD				
186			サザメガイ						DD				
187			シラオガイ			NT※53		EN	VU				
188			ウラカガミ			CR+EN		CR					
189			ケマンガイ			NT		NT	DD				
190			チョウセンハマグリ					EN	VU				
191			ハマグリ			VU		EN	VU				減少
192			ヤタノカガミ			VU							
193			ウスハマグリ			CR+EN		EN					
194			ガンギハマグリ			NT		NT	NT				
195			イオウハマグリ			VU		VU					
196			スリガハマ						DD				
197		ハナグモリ	ハナグモリガイ			VU※54	NT※54	VU※54	VU※54				
198		フジノハナガイ	フジノハナガイ			NT			NT				
199			ナミノコガイ			NT※55		VU※55					
200			キュウシュウナミノコ			NT			NT				

表 3.1-67(5)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
201	マルスダレガイ	ニッコウガイ	ヒラセザクラ			NT			DD				
202			アワジチガイ						VU				
203			サビシラトリガイ			NT※56							
204			オオモモノハナ			NT			NT				
205			サギガイ			NT		NT	NT				
206			トガリユウシオガイ			NT							
207			テリザクラガイ			VU※57	CR+EN※57	EN※57	VU※57				
208			モモノハナガイ			NT※58			NT				
209			ユウシオガイ			NT			NT				
210			サクラガイ			NT		NT	NT				
211			ウズザクラ			NT			DD				
212			ダイミョウガイ			NT		EN					
213			ベニガイ			NT		NT	NT				
214			イチョウシラトリ			CR+EN	CR+EN	EN					
215			アオサギガイ					DD※59	DD				
216			ヒラザクラ			NT							
217		アサジガイ	フルイガイ			CR+EN			EN				
218		シオサザナミ	アシガイ			NT			NT				
219			フジナミガイ			CR+EN※60		VU※60	CR				
220			ハザクラガイ			NT※61		NT※61	NT※61				
221			ムラサキガイ			VU		EN	VU				
222			アシベマスオガイ			DD※62							
223		キヌタアゲマキ	キヌタアゲマキ			NT		NT	NT				
224		マテガイ	ダンダラマテガイ					NT※63					
225			バラフマテガイ			NT※64							
226		ユキノアシタ	タカノハガイ					NT※65					
227		ナタマメガイ	アゲマキガイ			CR+EN※66	VU	CR※66	CR※66				
228		バカガイ	アリソガイ			VU			VU				
229			オオトリガイ			NT		NT	NT				
230			カモジガイ			NT		NT	NT				
231			ワカミルガイ			NT			NT				
232			ユキガイ			NT		EN	DD				
233			ヤチヨノハナガイ			CR+EN			EN				
234			ミルクイガイ			VU※67		EN※67	VU※67				減少
235		チドリマスオ	イソハマグリ			NT							
236			クチバガイ			NT		NT					
237			チドリマスオ						DD				
238		カワホトトギス	マゴコロガイ			NT		VU	EN				
239	異靱帯	ミツカドカタビラガイ	コカタビラガイ						NT				
240		サザナミガイ	オビクイ			VU							
241			カワムラサザナミガイ					VU					
242		オキナガイ	オキナガイ					NT					
243			コオキナガイ			CR+EN	CR+EN	EN	CR				
244			コオキナガイ近似種					NT					
245		スエモノガイ	シナヤカスエモノガイ			VU			NT				
246	オオノガイ	オオノガイ	ヒメマスオガイ			VU※68		NT※68	VU※68				
247			オオノガイ			NT	CR+EN	NT	NT				
248			オフクマスオ			VU			CR				
249			クシケマスオ			NT			VU				
250		クチベニガイ	ヌマコダキガイ			CR+EN							危急
251			クチベニガイ						NT				

表 3.1-67(6)　文献その他の資料による動物の重要な種（海産無脊椎動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
252	オオノガイ	ニオガイ	イシゴロモ			CR+EN		CR					
253			ウミタケ			VU		CR	VU				
254	コウイカ	ミミイカダマシ	ヒメイカ										減少
255		コウイカ	コブシメ										
256			シリヤケイカ										減少
257	ツツイカ	ヤリイカ	ベイカ				NT					NT	減少
258			ウイジンドウイカ										
259		ダイオウイカ	ダイオウイカ										
260		アカイカ	アブライカ										希少
261		テカギイカ	ドスイカ										
262	タコ	メンダコ	メンダコ										減少
263		マダコ	テナガダコ				VU						
264			ヒョウモンダコ										希少
265			イイダコ				NT						減少
266	スピオ	ツバサゴカイ	ツバサゴカイ					EN				EN	
267	剣尾	カブトガニ	カブトガニ			CR+EN	CR+EN	EN	CR	指定			危惧
268	フジツボ	フジツボ	サラサフジツボ									NT	
269	エビ	クルマエビ	シバエビ				NT						
270		ヌマエビ	ミナミヌマエビ					DD					
271		テナガエビ	ミナミテナガエビ					NT					減少
272			テナガエビ					NT					
273			スジエビ					VU※69					
274		テッポウエビ	セジロムラサキエビ					NT					
275		ハサミシャコエビ	ハサミシャコエビ					NT					
276		アナジャコ	ヨコヤアナジャコ					NT					
277		ヘイケガニ	ヘイケガニ				NT						
278		コブシガニ	カネココブシガニ			DD		DD					
279		ベンケイガニ	ウモレベンケイガニ					NT	VU			VU	
280			クシテガニ					VU	NT			NT	
281			ユビアカベンケイガニ					NT				NT	
282			ベンケイガニ						NT			NT	
283		モクズガニ	モクズガニ										
284			ヒメアシハラガニ					NT	NT			NT	
285			アシハラガニ					NT					
286			ヒメケフサイソガニ				VU	EN				NT	
287			ミナミアシハラガニ					NT	DD			NT	
288			トリウミアカイソモドキ					DD	DD			NT	
289		ムツハアリアケガニ	アリアケガニ				VU	CR	EN			VU	
290			アリアケモドキ					EN	VU				
291		コメツキガニ	チゴガニ					NT					
292			コメツキガニ					NT					
293		オサガニ	オサガニ					NT	NT			NT	
294			ヤマトオサガニ					NT					
295		スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU	DD	NT	VU				
296			スナガニ					NT					
297		カクレガニ	オオシロピンノ					DD					
298	ホンウニ	ナガウニ	ムラサキウニ										
299		オオバフンウニ	アカウニ										
300	ナメクジウオ	ナメクジウオ	ナメクジウオ				CR+EN						危急
合計	31 目	120 科	300 種	0 種	0 種	199 種	50 種	170 種	173 種	1 種	0 種	14 種	33 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「岩波生物学辞典第5版」（岩波書店、2013年）に準拠し、以下の資料も参考にした。
「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和2年度生物リスト」（河川環境データベース　国土交通省水情報国土データ管理センター、令和2年）
「日本近海産貝類図鑑【第二版】」（奥谷喬司、平成29年）
「BISmal　海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、閲覧：令和3年2月）
2. 選定基準は、表3.1-62に対応する。
3. 表中の※は以下のとおりである。
※1．ツボミで掲載。※2．スカシエビスで掲載。※3．ヒロクチカノコで掲載。※4．ミヤコドリで掲載。
※5．ヒナユキスズメで掲載。※6．コゲツノブエで掲載。※7．フトヘナタリで掲載。※8．シマヘナタリで掲載。
※9．クロヘナタリで掲載。※10．ヘナタリで掲載。※11．カワアイで掲載。
※12．クリイロカワザンショウで掲載。※13．イヨカワザンショウ（ヤミカワザンショウ）で掲載。
※14．ヤミカワザンショウで掲載。※15．イヨカワザンショウで掲載。※16．ツブカワザンショウで掲載。
※17．ヒメカワザンショウで掲載。※18．ヒラドカワザンショウで掲載。
※19．ムシヤドリカワザンショウで掲載。※20．ヒナタムシヤドリカワザンショウで掲載。
※21．ヨシダカワザンショウで掲載。※22．カハタレカワザンショウで掲載。
※23．エドガワミズゴマウツボ（ウミゴマツボ）で掲載。※24．エドガワミズゴマツボで掲載。
※25．シラギクで掲載。※26．フドロで掲載。※27．ゴマフダマで掲載。※28．オダマキで掲載。
※29．セキモリで掲載。※30．カニノテムシロで掲載。※31．ナガゴマフホラダシ（ゴマフホラダマシ）で掲載。
※32．ナガゴマフホラダマシで掲載。※33．ヤマボタルで掲載。※34．ヌカルミクチキレで掲載。
※35．ドウンケルクチキレ（エバラクチキレ）で掲載。※36．ヤマトヒメアワモチで掲載。
※37．スジハマシイノミで掲載。※38．キヌカツギハマシイノミで掲載。※39．ナギサノシタタリで掲載。
※40．オキヒラシイノミで掲載。※41．クマサルボオで掲載。※42．ヤマホトトギスで掲載。
※43．クログチで掲載。※44．タイラギ（リシケタイラギ）で掲載。※45．ズベタイラギで掲載。
※46．タイラギで掲載。※47．ハボウキで掲載。※48．キュウシュウササノハガイで掲載。
※49．トンガリササノハで掲載。※50．ニッポンマメアゲマキで掲載。※51．タガソデモドキで掲載。
※52．イソカゼで掲載。※53．タイワンシラオガイ（CR+EN）で掲載。※54．ハナグモリで掲載。
※55．ナミノコで掲載。※56．サビシラトリで掲載。※57．テリザクラで掲載。
※58．モモノハナ（エドザクラ）で掲載。※59．アオサギで掲載。※60．フジナミで掲載。
※61．ハザクラで掲載。※62．アシベマスオで掲載。※63．ダンダラマテで掲載。※64．バラフマテで掲載。
※65．タカノハで掲載。※66．アゲマキで掲載。※67．ミルクイで掲載。※68．ヒメマスオで掲載。
※69．スジエビB型で掲載。

(3)動物の注目すべき生息地（海域）

注目すべき生息地は、表 3.1-68 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から抽出した。注目すべき生息地（海域）は図 3.1-40 のとおりである。

選定基準①の生物多様性の観点から重要度の高い海域は、表 3.1-69 のとおり、「壱岐島・唐津湾・福岡湾一帯」、「松浦・伊万里湾周辺」が存在している。

選定基準②の生物多様性の観点から重要度の高い湿地は、表3.1-70のとおり、「星賀塩生湿地」、「東松浦半島北部沿岸」、「仮屋湾の汽水域」が存在している。なお「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）には、「位置図について　各湿地の位置情報（地図上の点）は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したものです。」と記載されているため、図 3.1-40 の重要湿地の位置は、代表地点となっている。

選定基準③に該当する事業実施想定区域周囲の自然公園は表 3.1-71 のとおりであり、「玄海国定公園」、「壱岐対馬国定公園」が存在している。

表 3.1-68　注目すべき生息地（海域）の選定基準

No.	選定基準	
①	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）	1：唯一性、又は希少性･･･(i)唯一性（ある種の唯一の分布域）、希少性（特定の地域にのみ分布）又は固有性を持つ種、個体群、又は生物群集 (ii)唯一性、希少性を持つ、又は特異な生息地・生態系 (iii)唯一又は独特な地形学的又は海洋学的特徴を持つ場所 2：種の生活史における重要性･･･個体群の存続・生息/生育のために必要な場所 3：絶滅危惧種又は減少しつつある種の生育・生息地･･･絶滅危惧種及び減少しつつある種の生育・生息地やそれらの種が回復するのに必要な生息地。又は、それらの種が集中する場所 4：脆弱性、感受性又は低回復性･･･（人間活動又は自然事象による劣化・消失に非常に影響を受けやすいなどの）機能的脆弱性をもつセンシティブな生育・生息地や種が、高い割合で見られる場所。また回復に時間がかかる場所 5：生物学的生産性･･･高い生物学的生産性を持つ種、個体群、又は生物群集を含む場所 6：生物学的多様性･･･高い生態系の多様性（生息・生息地、生物群集、個体群）、又は高い種の多様性、又は高い遺伝的多様性を含む場所 7：自然性･･･人間活動による撹乱又は劣化がない、又は低レベルである結果として、高い自然性が保たれている場所 8：典型性・代表性･･･我が国の代表的な生態系や生物群集などの特徴を典型的に示している場所
②	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く） 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合
①	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）、「佐賀県立自然公園条例」（昭和 33 年佐賀県条例第 50 号）、「長崎県立自然公園条例」（昭和 33 年長崎県条例第 21 号）、「福岡県立自然公園条例」（昭和 38 年福岡県条例）に基づく自然公園	国立：国立公園 国定：国定公園 佐県立：佐賀県立自然公園 長県立：長崎県立自然公園 福県立：福岡県立自然公園

表 3.1-69　生物多様性の観点から重要度の高い海域（選定基準①）

名称	該当市町	面積 (km^2)	特徴	選定基準
壱岐島・唐津湾・福岡湾一帯	佐賀県唐津市、長崎県壱岐市、福岡県古賀市、糸島市、新宮町、西区、早良区、中央区、東区、博多区、福津市	2000	壱岐島、唐津湾一帯、福岡湾一帯までの水深 50m 以浅の海域である。小川島、神集島を含む東松浦半島北部の日本海沿岸では、広いアラメ群落が含まれる海中林である（環境省、 2001）。壱岐島の沿岸は藻場面積が広く生産性が高い。東部の内海にはアマモ場もある。カブトガニの生息も確認されている。壱岐（石影浦）にはサンゴ礁も確認される（環境省、2001）。唐津湾から福岡湾までにかけての沿岸はマリンスポーツが盛んで人為的な攪乱はあるものの、種の多様性及び生産性が高い（逸見、私信）。玄界灘から壱岐水道の 50m 以浅の海域は、壱岐水道はマイワシ、ケンサキイカ、玄界灘はトラフグ、イサキなど様々な魚類の産卵場となっている（荒牧ら、2005; 一丸,2007;河野 1989;大村ら、年不明;山口ら、2012;江崎、江藤、2010）。また、カンムリウミスズメ（IUCN の絶滅危惧種）の繁殖コロニー海域があり、IBA にもなっている（バードライフ・インターナショナル、2012）。福岡県の和白干潟及び今津干潟はシギ・チドリ類の春秋の渡り及び越冬期の種数・個体数が多く、和白干潟ではミヤコドリ、メダイチドリ、チュウシャクシギ、キアシシギ、ミユビシギ、トウネン、ハマシギでは最小推定個体数の 0.25%以上が記録されている。今津干潟ではシロチドリでは最小推定個体数の 1%以上、ミヤコドリ、チュウシャクシギでは最小推定個体数の 0.25%以上が記録されている。また両干潟ともクロツラヘラサギの渡来地を伴っており、ベントス相も豊富で、ウミニナ、オオノガイ、ツバサゴカイといった希少種も多い（環境省、2001）。海浜性の昆虫類も多く、自然性が高い場所である（石井ら、2002）。	1、2、3、5、8
松浦・伊万里湾周辺	佐賀県伊万里市、玄海町、唐津市、長崎県松浦市、平戸市	239	平戸島北部から東松浦半島玄海周辺海域までを含む海域である。平戸海峡にはアマモ、アラメ、ワカメ、アオワカメ、ツルアラメなどの海中林やワカメ場などが広がる。松浦市の平尾免地先沿岸ではイトテングサが群落を形成している。伊万里湾周辺には多くの島があり、湾奥の内湾は複雑な地形を持ち、河口や内湾のヨシ原、干潟にはオキヒラシイノミ、ワカウラツボ、カハタレカワザンショウ、ヨシダカワザンショウといった希少種が生息する。カブトガニも生息する（環境省、2001）。	1、2、3、7

注：選定基準は、表 3.1-68 に対応する。

〔「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-70　生物多様性の観点から重要度の高い湿地（選定基準②）

所在地	名称	選定理由	選定基準
唐津市	星賀塩生湿地	入江の砂泥地一帯にコアマモ群生。隣接してアマモ群落があり、渚の原風景を残す場所。	基準 1
唐津市	東松浦半島北部沿岸	広いアラメ群落が形成されている。	基準 1
唐津市、玄海町	仮屋湾の汽水域	タビラクチ、チクゼンハゼ、クボハゼ、マサゴハゼ、ヒモハゼ、イドミミズハゼなどの生息地。	基準 2

注：選定基準は、表 3.1-68 に対応する。

〔「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.1-71　自然公園（選定基準③）

名称	所在地	地種区分	選定基準
玄海国定公園	佐賀県唐津市、玄海町、伊万里市、長崎県松浦市、福岡県北九州市、芦屋町、岡垣町、宗像市、福津市、新宮町、福岡市、志摩町、前原市、二丈町	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域	国定
壱岐対馬国定公園	長崎県壱岐市、対馬市	第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、第 3 種特別地域、普通地域、海域公園地区	国定

注：選定基準は、表 3.1-68 に対応する。

「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）
「長崎県の自然公園の一覧」（長崎県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
「福岡県の自然公園」（福岡県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

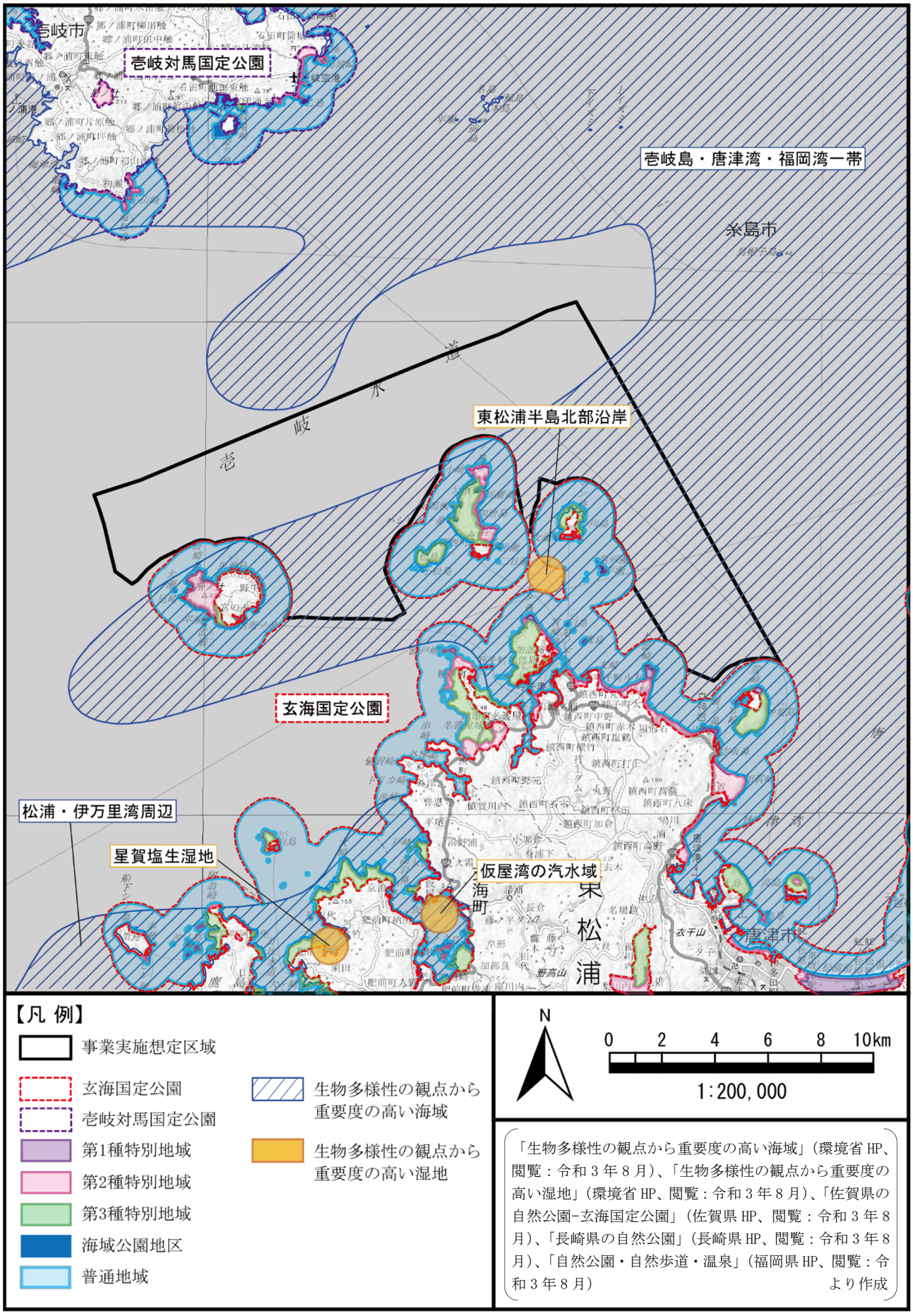

図 3.1-40　注目すべき生息地（海域）

4. 植物の生育及び植生の状況(海域)

植物の生育の状況（海域）は表 3.1-72 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲の海域における植物の生育状況を整理した。

表 3.1-72　文献その他の資料による調査範囲

No.	文献その他の資料	調査範囲
①	「環境アセスメントデータベース EADAS」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）	事業実施想定区域を含む佐賀県、長崎県玄界灘沿岸海域
②	「生物多様性の観点から重要度の高い海域 沿岸部」（環境省自然環境局自然環境計画課 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）	事業実施想定区域及びその周囲
③	「自然環境保全基礎調査海のいきもの地図」（環境庁、平成 3 年）	唐津市
④	「第 7 回自然環境保全基礎調査浅海域生態系調査（藻場調査）報告書」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成 20 年）	唐津市鎮西町波戸
⑤	「佐賀県の生物」（佐賀県生物部会、平成 8 年）	唐津市鎮西町松島
⑥	「玄海水産振興センター研究報告　（第 5 号（2012）、第 6 号（2013）、第 7 号（2015）、第 8 号（2017）、第 9 号（2019））」（佐賀県農林水産部玄海水産振興センター、平成 24 年、平成 25 年、平成 27 年、平成 29 年、平成 31 年）	事業実施想定区域を含む佐賀県、長崎県玄界灘沿岸海域
⑦	「藻類の産業利用に関する可能性研究（第 1 報）-機能性を有する佐賀県産海藻資源の選抜-」（拓殖圭介・岩元彬・鶴田裕美・山内良子、平成 29 年）	唐津市鎮西町松島沿岸
⑧	「長崎県における磯焼け対策ガイドライン（平成 30 年度改訂版）」（長崎県水産部、平成 30 年）	壱岐市郷ノ浦町大島
⑨	「長崎県沿岸域における大型褐藻類の種構成に関する研究」（桐山隆哉・吉村拓・山口敦子他、平成 18 年）	事業実施想定区域を含む長崎県玄界灘沿岸海域
⑩	「長崎県本土沿岸における大型褐藻類の出現種数・量の変化～30 年前との比較～」（塚原淳一郎、平成 21 年）	松浦市鷹島
⑪	「長崎県壱岐におけるアラメ・カジメ類の衰退」（清本節夫、平成 31 年）	壱岐市
⑫	「平成 28 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（長崎県壱岐市南部沖情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務報告書」（アジア航測株式会社、平成 28 年）	事業実施想定区域を含む壱岐市沿岸海域

注：「自然環境調査 Web - GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）は、図 3.1-24 の 2 次メッシュを対象に抽出した。

(1)植物（海域）の概要

事業実施想定区域及びその周囲における海藻草類は 56 科 187 種が確認されている。確認種は、ガラモ場を構成する褐藻類のホンダワラ科の種などが確認されている。

確認種一覧は資料編に示す。

(2)海藻草類の重要な種

海藻草類の重要な種は、表 3.1-73 の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した結果、表 3.1-74 のとおりホソエガサ、カラクサモク、アサクサノリ、トサカノリ、アマモ等の 7 目 8 科 16 種が選定された。

表 3.1-73(1)　海藻草類の重要な種の選定基準

No.	選定基準	
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）、「佐賀県文化財保護条例」（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）、「長崎県文化財保護条例」（昭和 36 年長崎県条例第 16 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 48 年福岡県条例第 33 号）、「唐津市文化財保護条例」（平成 17 年唐津市条例第 330 号）、「玄海町文化財保護条例」（平成 5 年唐津市条例第 20 号）、「壱岐市文化財保護条例」（平成 16 年壱岐市条例第 101 号）、「松浦市文化財保護条例」（平成 18 年松浦市条例第 192 号）、「糸島市文化財保護条例」（平成 22 年糸島市条例第 160 号）に基づく天然記念物及び特別天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐県天：佐賀県天然記念物 長県天：長崎県天然記念物 福県天：福岡県天然記念物 唐天：唐津市天然記念物 玄天：玄海町天然記念物 壱天：壱岐市天然記念物 松天：松浦市天然記念物 糸天：糸島市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年 政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 国内特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 国内特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
④	「佐賀県レッドリスト 2020（植物編）」（佐賀県、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類種 VU：絶滅危惧Ⅱ類種 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 3.1-73(2)　海藻草類の重要な種の選定基準

No.	選定基準	
⑤	「長崎県レッドリスト　平成 28 年度（平成 22 年度改訂版　中間見直し）」（長崎県、平成 29 年）	EX：絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧種 DD：情報不足種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	「福岡県レッドデータブック 2011」（福岡県、平成 24 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑦	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）の掲載種	希：希少野生動植物種
⑧	「海洋生物レッドリスト」（水産庁、平成 29 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
⑨	「環境省版海洋生物レッドリスト」（環境省、平成 29 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類…絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） CR：絶滅危惧ⅠA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類…ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類…絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの） NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性のある種） DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
⑩	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（水産庁、平成 10 年）の掲載種	危惧：絶滅危惧…絶滅の危機に瀕している種・亜種 危急：危急…絶滅の危険が増大している種・亜種 希少：希少…存続基盤が脆弱な種。亜種 減少：減少…明らかに減少しているもの 傾向：減少傾向…長期的に見て減少しつつあるもの 個体：地域個体群…保護に留意すべき地域個体群

表 3.1-74　文献その他の資料による植物の重要な種（海藻草類）

No.	目名	科名	種名	選定基準									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	カサノリ	カサノリ	ホソエガサ			CR+EN		DD					危惧
2	コンブ	コンブ	アツバスジコンブ										希少
3			エナガコンブ			NT							希少
4			エンドウコンブ			NT							希少
5	ヒバマタ	ホンダワラ	カラクサモク			VU							
6	フシナシミドロ	フシナシミドロ	ウミフシナシミドロ			VU							
7	ウシケノリ	ウシケノリ	ソメワケアマノリ			NT							危惧
8			マルバアサクサノリ			CR+EN							
9			アサクサノリ			CR+EN		EN					危惧
10	スギノリ	ミリン	アマクサキリンサイ			NT							
11			トサカノリ			NT		NT					
12	オモダカ	トチカガミ	トゲウミヒルモ			VU		VU					
13			ヤマトウミヒルモ					NT					
14		アマモ	エビアマモ			NT	NT		NT				
15			コアマモ				NT	NT	DD				
16			アマモ						NT				
合計	7 目	8 科	16 種	0 種	0 種	12 種	2 種	6 種	3 種	0 種	0 種	0 種	6 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産海藻目録（2015 年改訂版）」（日本藻類学会、平成 27 年）に準拠した。
2. 選定基準は、表 3.1-73 に対応する。

(3)藻場

① 藻場の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲における藻場の分布状況は、表 3.1-75 及び図 3.1-41 のとおりであり、主に沿岸域に藻場が分布している。

表 3.1-75(1)　事業実施想定区域及びその周囲における藻場

市	No.	地区名	面積（ha）		優占種	疎密度	藻場のタイプ
			第4回	第5回（浅海域のみ）			
壱岐市	1	牧崎	69	34.2	ヤツマタモク、アラメ	密生	－
	2	玉崎	53	16.5	ヨレモク	密生	ガラモ場
	3	本居	12	13	ヤツマタモク	密生	ガラモ場
	4	細崎	30	19.1	ヨレモク	密生	ガラモ場
	5	坪	10	12.7	ヨレモク	密生	ガラモ場
	6	鋸崎	10	8.8	ヨレモク	密生	ガラモ場
	7	郷瀬	18	17.9	ヨレモク、アラメ	密生	－
	8	海豚鼻	22	15.3	ヨレモク、アラメ	密生	－
	9	初瀬	21	13.1	ヤツマタモク	密生	ガラモ場
	10	久喜	11	4.3	ヤツマタモク	密生	ガラモ場
	11	銭亀崎	7	6.6	ヤツマタモク、アラメ	密生	－
	12	妻ヶ島	220	11.4	ヨレモク、アラメ	密生	－
	13	神社鼻	25	3.9	ヨレモク、アラメ	密生	－
	14	乙島	23	7.6	ヨレモク、アラメ	密生	－
	15	空港下	188	36.1	ヨレモク、アラメ	密生	－
	16	七湊	263	34.1	ヤツマタモク、アラメ	密生	－
	17	筒城仲	23	3.1	ヨレモク、アラメ	密生	－
	18	山崎	25	25.1	ヤツマタモク、アラメ	密生	－
	19	青島	188	145.2	アマモ	密生	アマモ場
	20 21 22 23 24 25	名島	45	－	オオバモク、ノコギリモク	－	ガラモ場
唐津市	26	平瀬	14	11.6	クロメ、アラメ、マメタワラ、オオバモク、ジヨロモク	密生	－
	27	小川島	16	9.5	クロメ、アラメ、アカモク、ジヨロモク、ホンダワラ	密生	－
	28		121	38.5	クロメ、アラメ、ホンダワラ、マメタワラ、ウミトラノオ	密生	－
	29	加唐島	148	40.9	アラメ、クロメ、ジヨロモク、オオバモク、ホンダワラ	濃生	－
	30	松島	62	21.9	クロメ、アラメ、オオバモク、ジヨロモク、ヨレモク	濃生	－
	31 32 33	馬渡島	130	57.4	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、オオバモク、オオバノコギリモ	濃生	－

表 3.1-75(2)　事業実施想定区域及びその周囲における藻場

市	No.	地区名	面積（ha）		優占種	疎密度	タイプ
			第4回	第5回（浅海域のみ）			
唐津市	34	高島	15	10.8	アラメ、ホンダワラ科の1種、マクサ、ミル、ヤハズグサ	密生	－
	35	鳥島	13	9.3	アラメ、マメタワラ、ウミトラノオ、アカモク	密生	－
	36	大島	10	10.8	アラメ、マメタワラ、ウミトラノオ、ウミウチワ	密生	－
	37	唐房	3	2.7	アラメ、マメタワラ、ウミトラノオ、ウミウチワ、ウスユキウチワ	密生	－
	38	鳩川	5	5.2	アラメ、ウミトラノオ、マメタワラ、ウミウチワ、ヘリトリカニノテ	疎生	－
	39	相賀	2	2.3	アマモ、イバラノリ	疎生	アマモ場
	40		8	－	－	－	前浜
	41		－	10.8	－	－	前浜
	42		16	15.9	アラメ、クロメ、マメタワラ、ヤツマタモク、ウミトラノオ	疎生	－
	43	神集島	70	39.6	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、ヤハズグサ、ウミトラノオ	濃生	－
	44		12	8.7	クロメ、アラメ、ヤハズグサ、ウミトラノオ、マメタワラ	密生	－
	45	湊	18	－	マメタワラ、アラメ、ヤツマタモク、マメタワラ、オオバモク	－	－
	46	秦	－	10.6	－	密生	－
	47	先部	6	9.4	アラメ、ジヨロモク、マメタワラ、ホンダワラ、ウミトラノオ	疎生	－
	48		15	8.7	アラメ、ホンダワラ、クロメ、ジヨロモク、マメタワラ	密生	－
	49	横野	28	15.2	アラメ、クロメ、マメタワラ、オオバモク、ウミトラノオ	密生	－
	50	小友	12	7.9	アラメ、クロメ、ホンダワラ、マメタワラ、ウミトラノオ	密生	－
	51	尾ノ下鼻	12	4.9	アラメ、マメタワラ、オオバモク、ウミトラノオ、ウミウチワ	疎生	－
	52	鷹島	18	7.6	クロメ、アラメ、ホンダワラ、マメタワラ、オオバモク	密生	－
	53	加部島	5	5.2	アラメ、クロメ、マメタワラ、ジヨロモク、ヤツマタモク	疎生	－
	54		8	3.3	クロメ、アラメ、マメタワラ、ヤツマタモク、ナラサモ	密生	－
	55		48	17.3	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、マメタワラ、ナラサモ	密生	－
	56		35	10.2	アラメ、クロメ、ヤツマタモク、ジヨロモク、マメタワラ	密生	－
	57	浜	3	1.7	ウミトラノオ、マメタワラ、ホンダワラ、アラメ	疎生	ガラモ場
	58	弁天島	30	－	アラメ、クロメ、マメタワラ、ジヨロモク、ウミトラノオ	－	－
	59			8	アラメ、クロメ、マメタワラ、ジヨロモク、ウミトラノオ	密生	－
	60	ワタリ	2	2.1	ウミトラノオ、ナラサモ、サンゴモの1種、ホンダワラ	疎生	ガラモ場

表 3.1-75(3)　事業実施想定区域及びその周囲における藻場

市	No.	地区名	面積（ha）		優占種	疎密度	タイプ
			第4回	第5回（浅海域のみ）			
唐津市	61	波戸	70	34.4	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、ジヨロモク、マメタワラ	密生	-
	62	米納戸	12	8	クロメ、アラメ、ジヨロモク、ヤツマタモク、マメタワラ	密生	-
	63	不明	5	3.9	アラメ、クロメ、オオバモク、ヤツマタモク、マメタワラ	疎生	-
	64	不明	10	9.6	クロメ、アラメ、マメタワラ、ヤツマタモク、ピリヒバ	密生	-
	65	串崎	32	14.8	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、オオバノコギリモ、ナラサモ	密生	-
	66	寺浦	5	3.4	アマモ、イトジヨウアカモ	密生	アマモ場
	67	大崎	36	28.3	クロメ、カジメ、マメタワラ、ノコギリモク、イシゲ	密生	-
	68	綾崎	5	6	クロメ、アラメ、オオバモク、マメタワラ、ナラサモ	密生	-
	69	星賀	10	13.9	クロメ、アラメ、ホンダワラ、オオバノコギリモ、ナラサモ	濃生	-
	70	大ヶ崎	3	4.3	オオバノコギリモ、マメタワラ、ホンダワラ、ウミトラノオ、ピリヒバ	密生	ガラモ場
	71	向島	45	16	クロメ、アラメ、オオバノコギリモ、マメタワラ、ヤツマタモク	濃生	-
	72		15	9.3	クロメ、カジメ、マメタワラ、オオバモク、ヤツマタモク	密生	-
玄海町	73	値賀崎	12	6.1	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、オオバノコギリモ、ヨレモク	濃生	-
	74		7	4.7	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、オオバモク、マメタワラ	密生	-
	75	リカ崎	5	3.7	アラメ、クロメ、ホンダワラ、ヤツマタモク、ジヨロモク	密生	-
	76			-	アラメ、クロメ、ホンダワラ、ヤツマタモク、ジヨロモク	-	-
	77	本村	20	10.6	アラメ、クロメ、ヤツマタモク、マメタワラ、ジヨロモク	疎生	-
	78	戸崎	18	11.9	アラメ、クロメ、マメタワラ、ヤツマタモク、ノコギリモク	密生	-
	79	平瀬	12	6.7	クロメ、アラメ、ヤツマタモク、マメタワラ、ノコギリモク	密生	-
	80	高岩鼻	20	6.6	クロメ、アラメ、ノコギリモク、ヤツマタモク、ナラサモ	密生	-
	81	松ヶ崎	6	5	オオバモク、ホンダワラ、マメタワラ、ヤツマタモク、ナラサモ	疎生	ガラモ場
	82	金ノ手	3	2.6	アマモ、イトジヨウアカモ	疎生	アマモ場
松浦市	83	伊野利北岸	17	4	ヤツマタモク、アラメ	疎生	-
	84	阿翁東岸	7	3.8	ヤツマタモク、アラメ	疎生	-
	85	宮地岳東岸	2	3.3	アラメ	疎生	アラメ場
	86	宮地岳北岸	10	9.4	ヨレモク、アラメ	疎生	-
	87	阿翁崎	20	15.2	ヨレモク、アラメ	密生	-
	88	カキ潮	40	8.4	ヤツマタモク、ヨレモク	密生	ガラモ場
	89	沖ノ島	51	22.3	ヨレモク、アラメ	密生	-
	90						
	91						

表 3.1-75(4)　事業実施想定区域及びその周囲における藻場

市	No.	地区名	面積（ha）		優占種	疎密度	タイプ
			第4回	第5回（浅海域のみ）			
松浦市	92	遠矢原南	4	5.4	アマモ	濃生	アマモ場
	93	センダチ	7	3.1	ヤツマタモク、ヨレモク	密生	ガラモ場
	94	城山西岸	10	10	ヤツマタモク、アラメ	密生	－
	95	平原	15	12.7	ヨレモク、アラメ	密生	－
	96	赤瀬	11	6.4	ヨレモク、アラメ	密生	－
	97	ビン岬ノ鼻	9	8	ヨレモク、ヤツマタモク	密生	ガラモ場
	98	黒島西岸	6	3.3	ヨレモク、アラメ	疎生	－
	99	船下シノ鼻	21	7.3	ヨレモク、アラメ	密生	－

注：1.「－」は記載がないことを示す。
2. 藻場の疎密度については以下のとおりである。
「濃生」：海底面がほとんど植生によって覆われている
「密生」：海底面より植生のほうが多い
「疎生」：植生よりも海底面のほうが多い
3. 面積は第4回自然環境保全基礎調査、浅海域のみの面積は第5回自然環境保全基礎調査による。
〔「環境アセスメントデータベース EADAS」（環境省 HP、閲覧：令和3年8月）　より作成〕

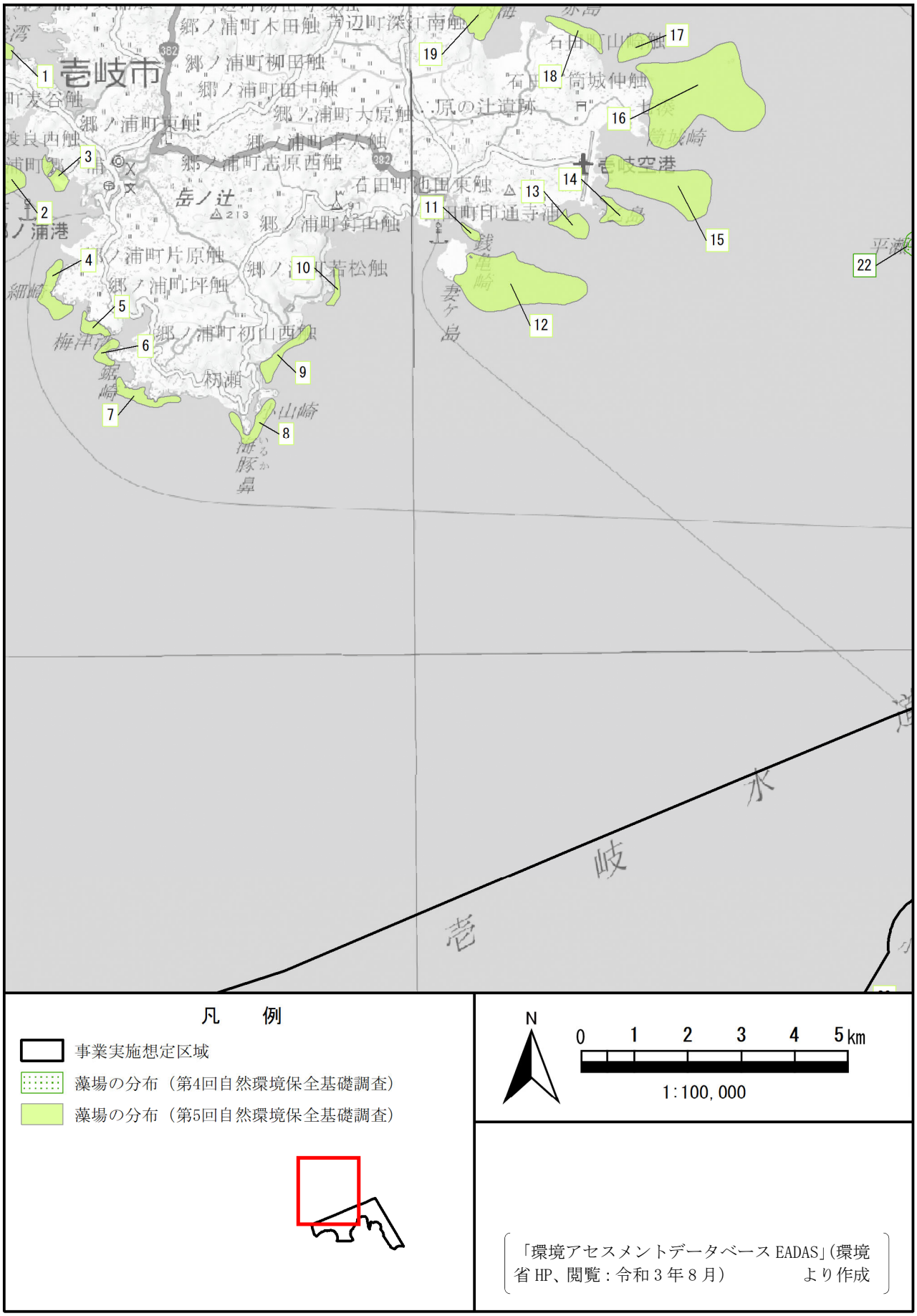

図 3.1-41(1)　文献その他の資料による藻場の分布状況（拡大図 1）

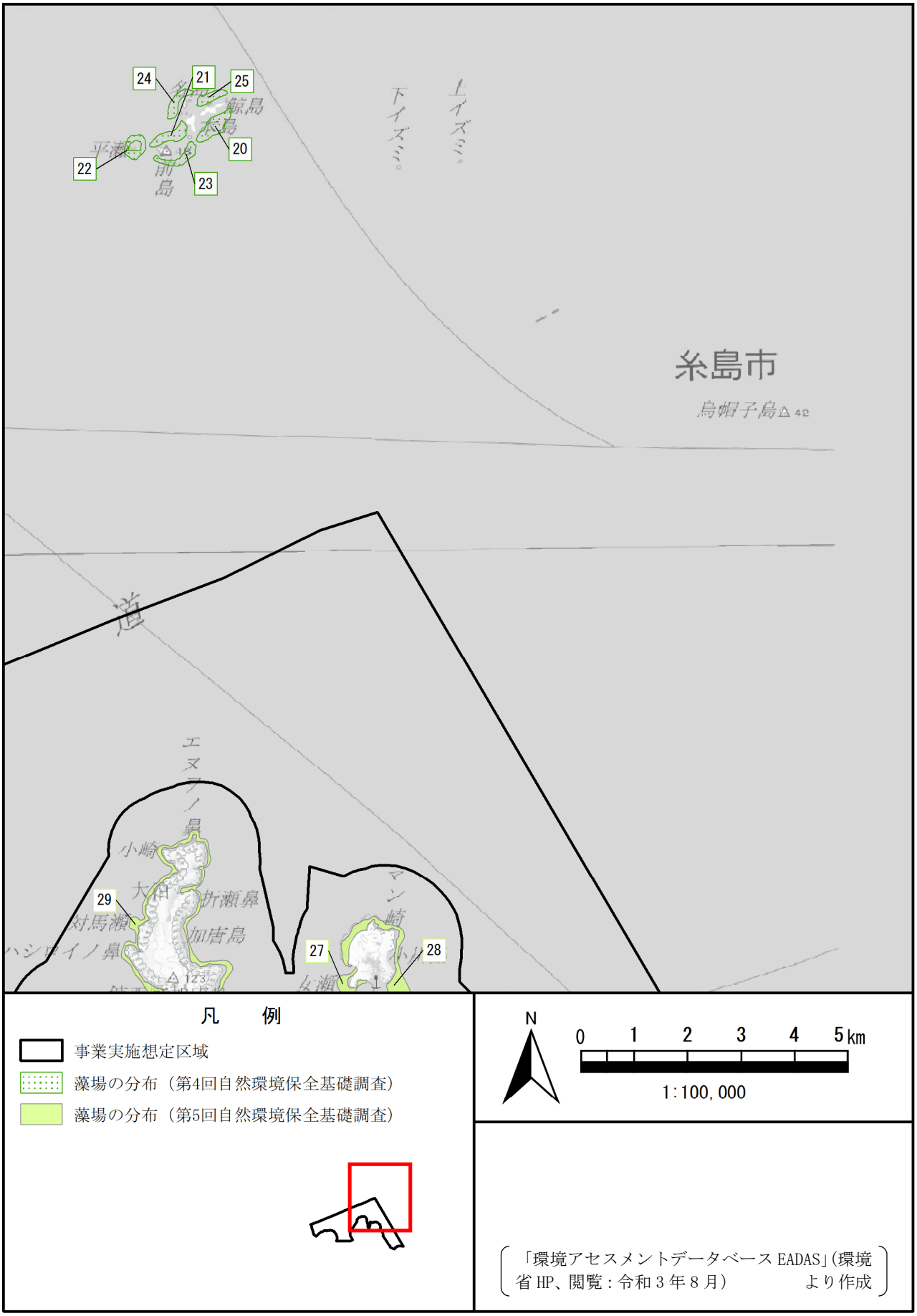

図 3.1-41(2)　文献その他の資料による藻場の分布状況（拡大図 2）

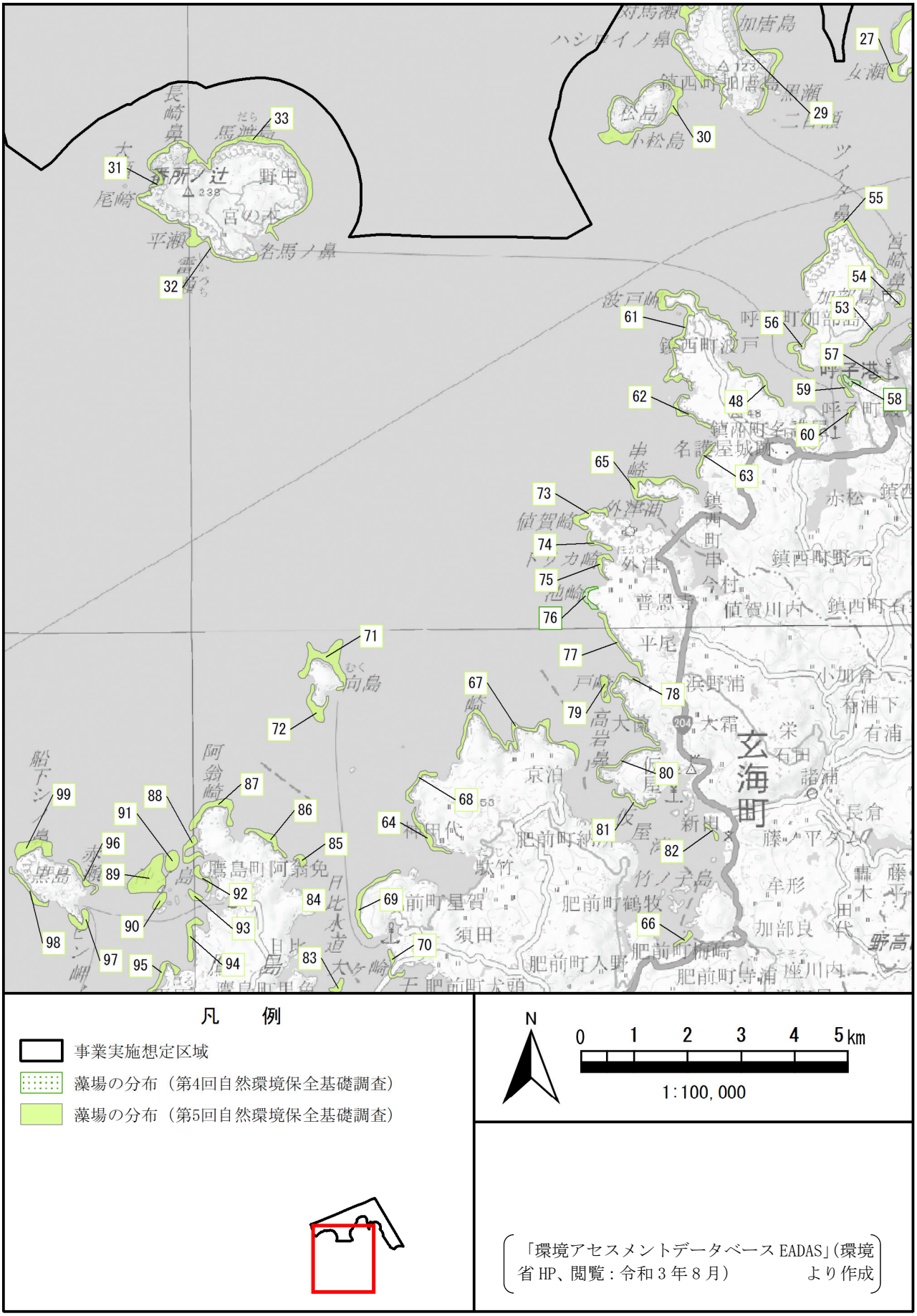

図 3.1-41(3)　文献その他の資料による藻場の分布状況（拡大図 3）

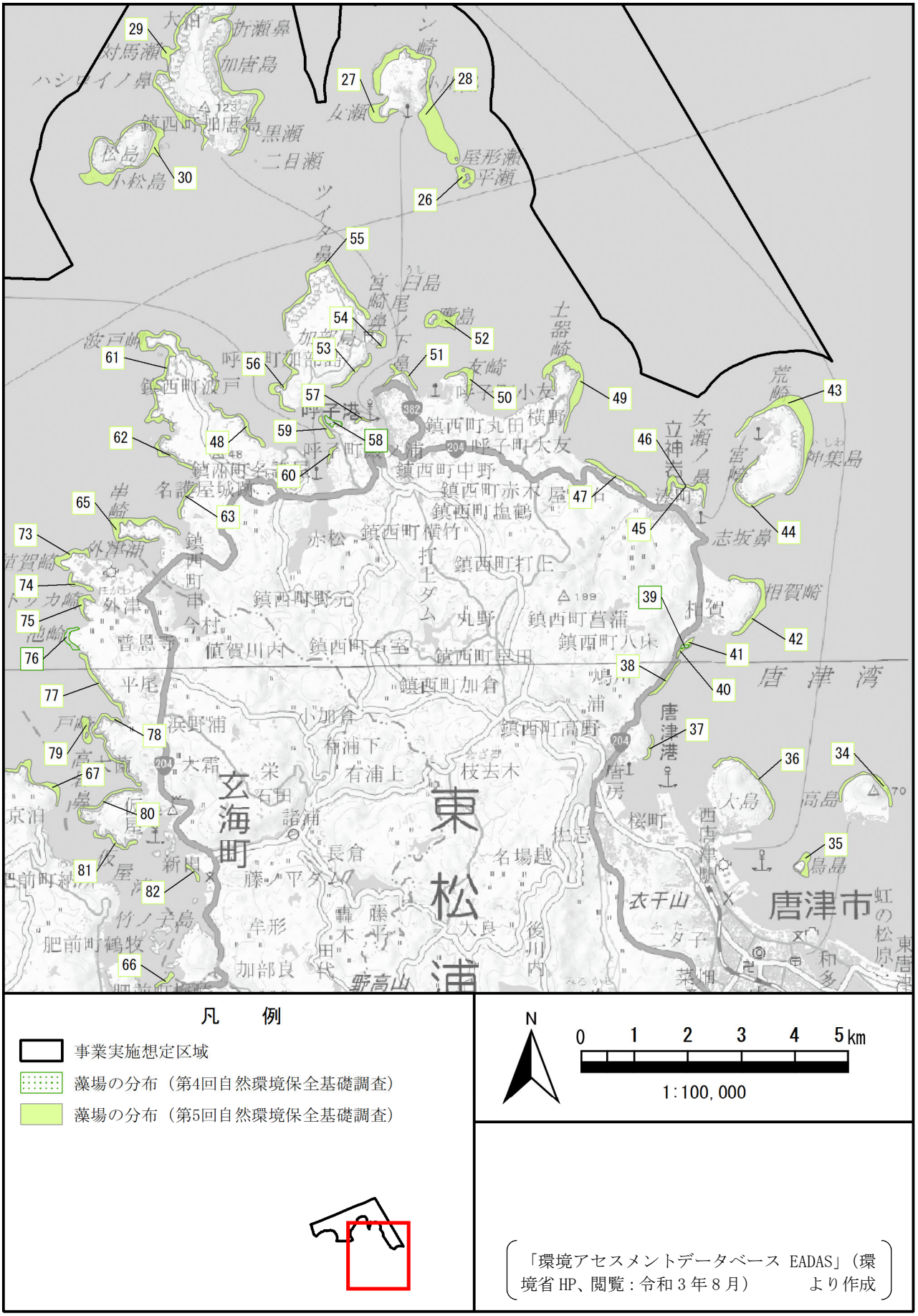

図 3.1-41(4)　文献その他の資料による藻場の分布状況（拡大図 4）

5. 生態系の状況（海域の生態系は除く。）

(1)環境類型区分

事業実施想定区域の周囲の環境類型区分の概要は表 3.1-76、分布状況は図 3.1-42 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲の地形は主に山地、丘陵地及び低地からなり、植生区分との対応関係により 17 の環境類型区分に分類される。

表 3.1-76　環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	植生区分
1	樹林（自然林）	イブキシモツケーイワヒバ群落、クロマツ群落（Ⅵ）、マサキートベラ群集、ミミズバイースダジイ群集、ムサシアブミータブノキ群集、ヤブコウジースダジイ群集
2	樹林（二次林）	アカマツ群落（Ⅶ）、アカメガシワ-エノキ群落、アカメガシワ-カラスザンショウ群落、クロマツ群落（Ⅶ）、シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林、ハクサンボクーマテバシイ群落、ミズキ群落
3	植林地	その他植林（落葉広葉樹）、クヌギ植林、クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ヤブツバキ植林、竹林
4	草地・低木林	伐採跡地群落（Ⅶ）、低木群落
5	低木林	カンコノキ群落、クズ群落
6	草地	シバ群団（Ⅶ）
7	ササ・タケ群落	メダケ群落
8	二次草原	チガヤーススキ群落
9	塩沼地等	塩沼地植生
10	崖地等	岩壁植生、海岸断崖地植生
11	河川・湿原・池沼	ツルヨシ群集、ヒルムシロクラス、ヨシクラス
12	河辺・砂丘・海岸	ハチジョウススキ群落
13	砂丘・海岸	オニヤブソテツーハマビワ群集、ダルマギクーホソバワダン群集、ダンチク群落
14	砂丘等	砂丘植生
15	耕作地等	ゴルフ場・芝地、常緑果樹園、放棄水田雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、水田雑草群落、牧草地、畑雑草群落、茶畑
16	市街地等	工場地帯、市街地、干拓地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、自然裸地、路傍・空地雑草群落、造成地
17	河川・海域	開放水域

注：植生区分は現存植生図（図 3.1-36 参照）による。

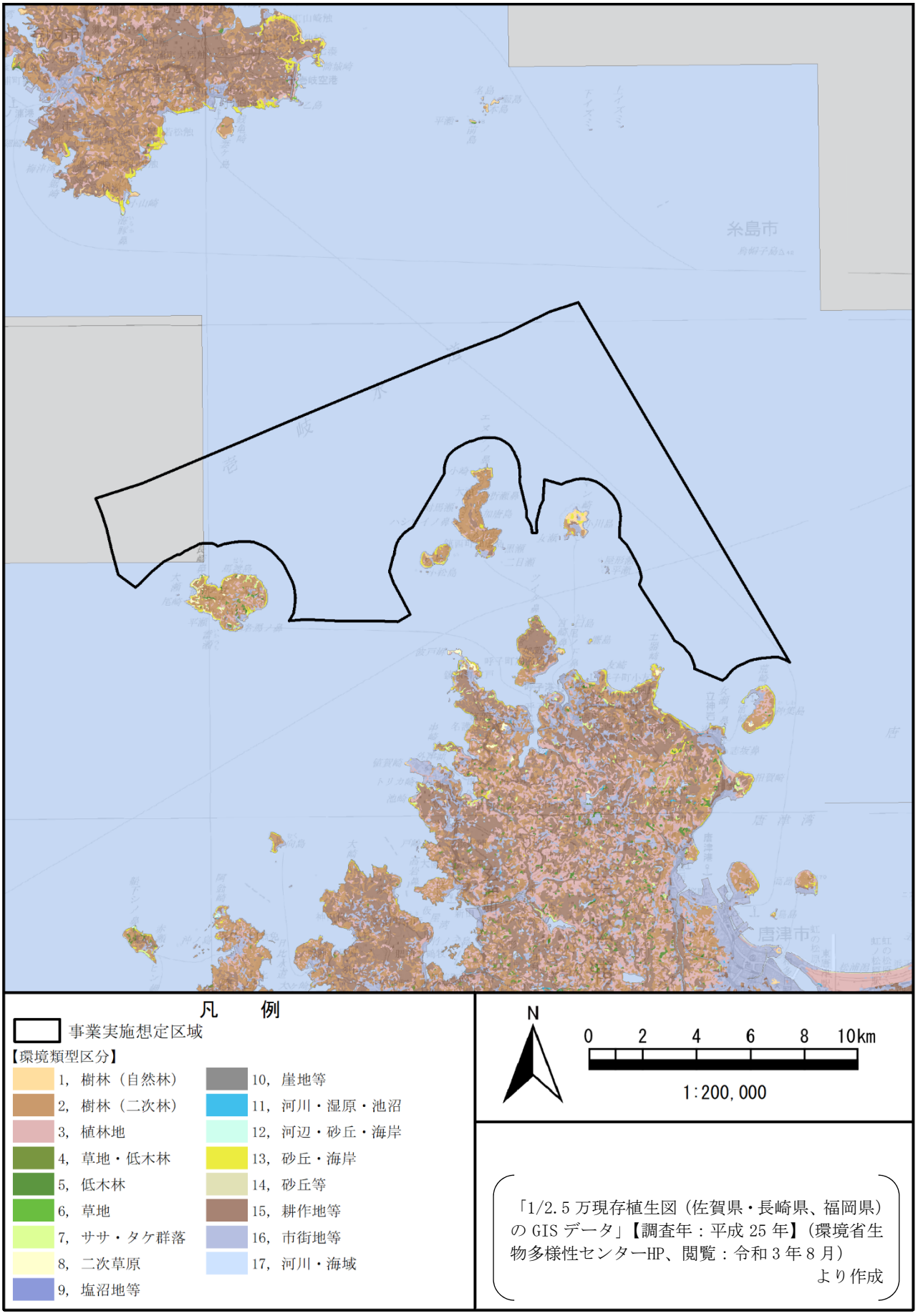

図 3.1-42(1)　環境類型区分

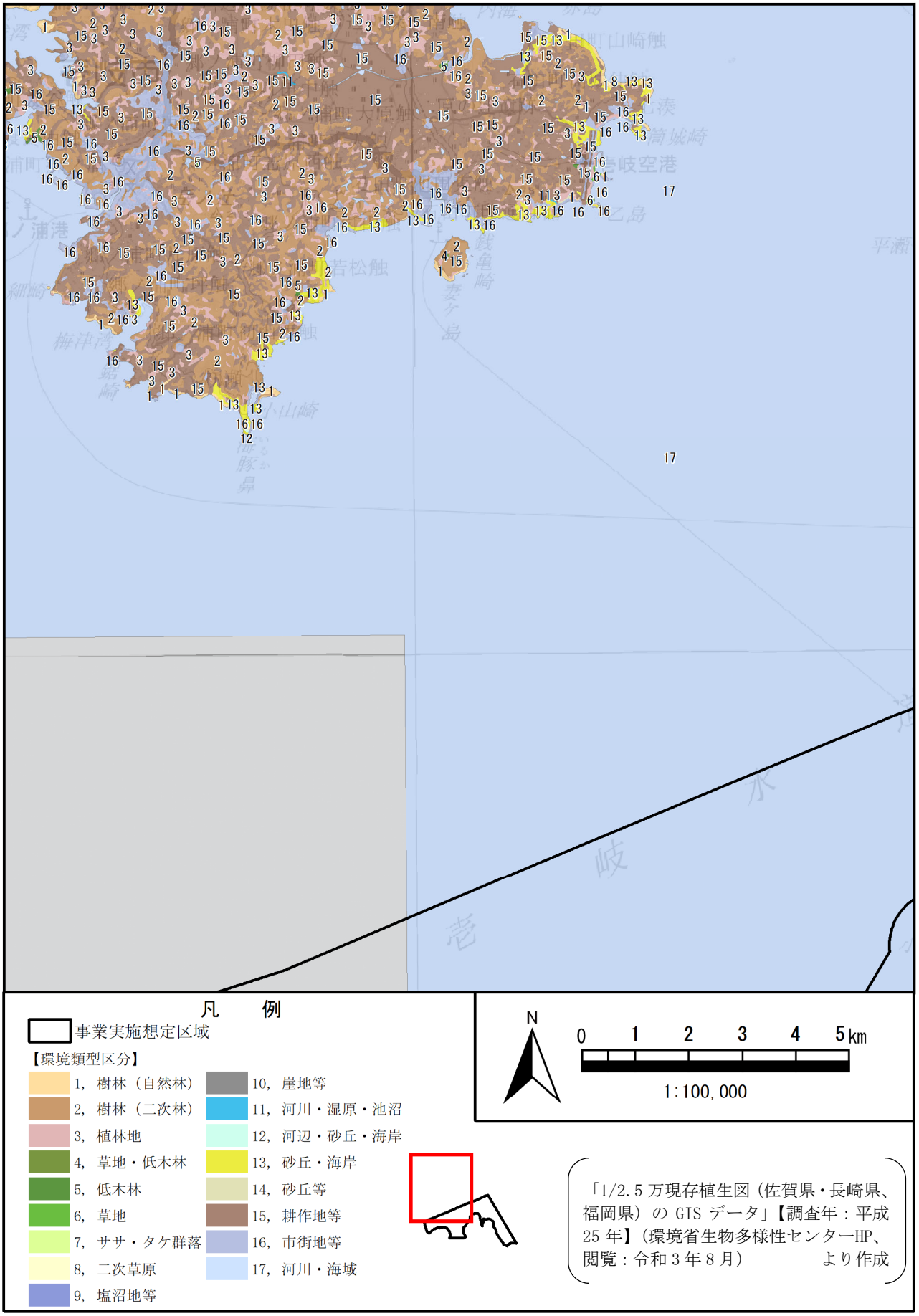

図 3.1-42(2)　環境類型区分（拡大図 1）

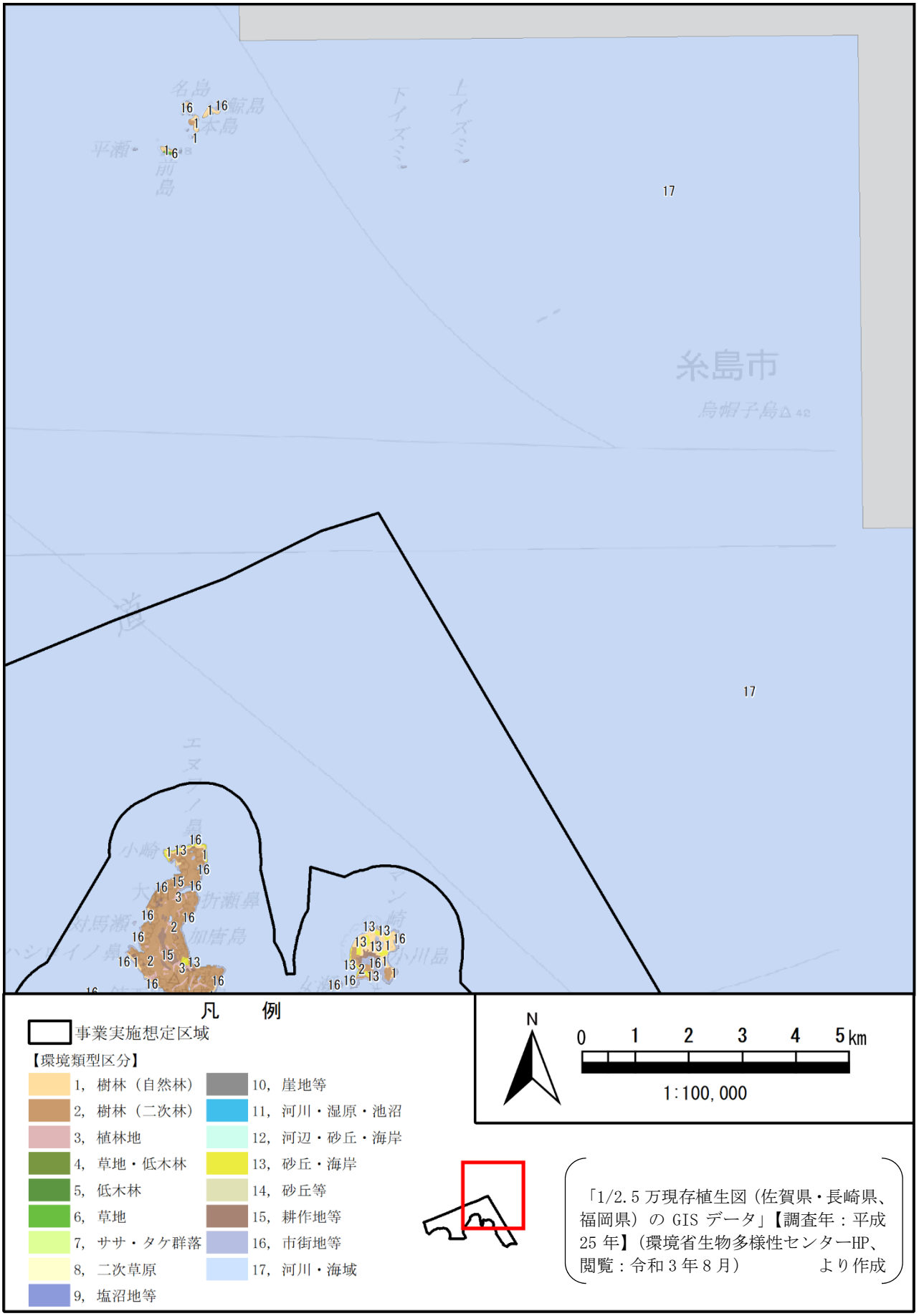

図 3.1-42(3)　環境類型区分（拡大図 2）

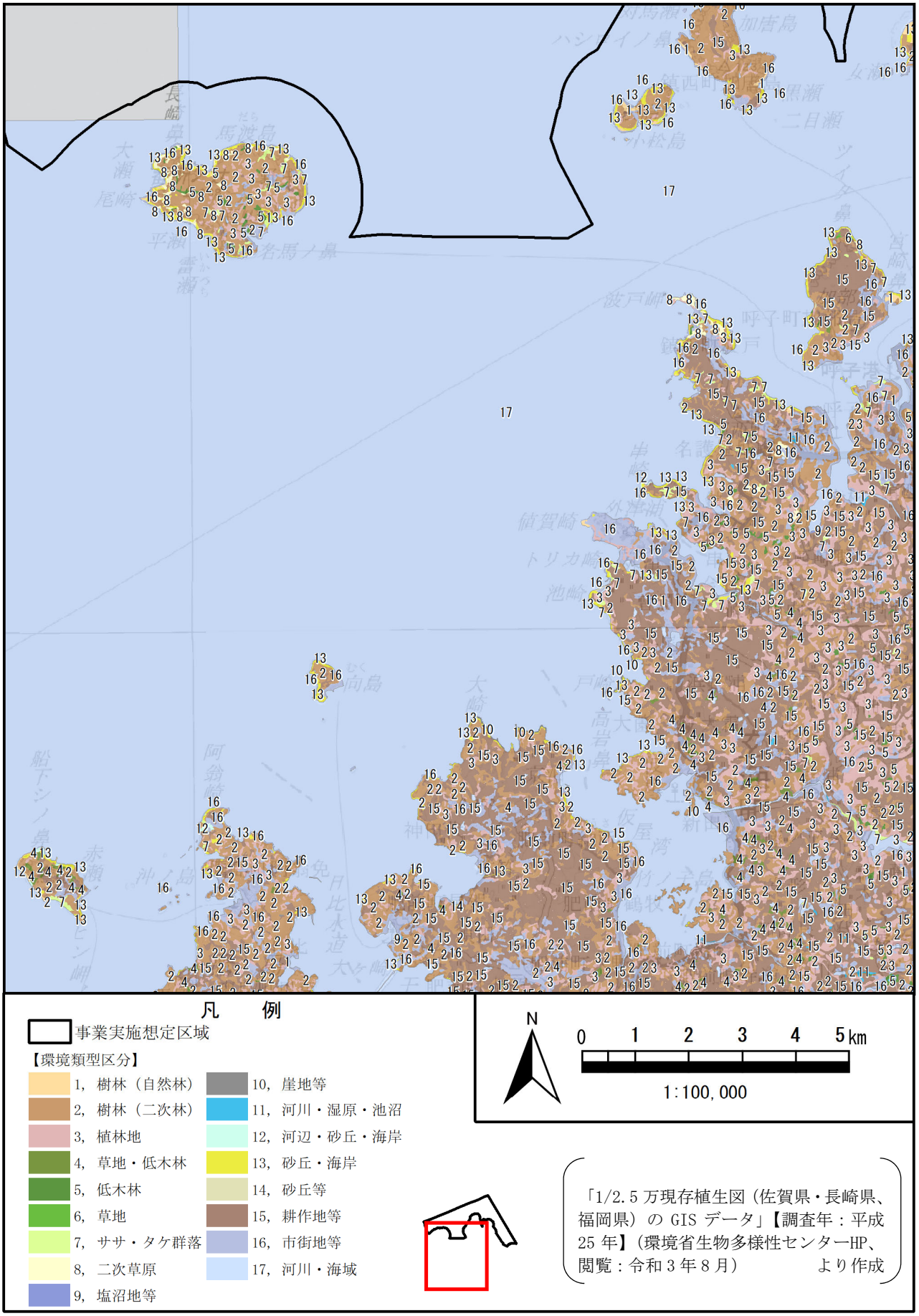

図 3.1-42(4)　環境類型区分（拡大図 3）

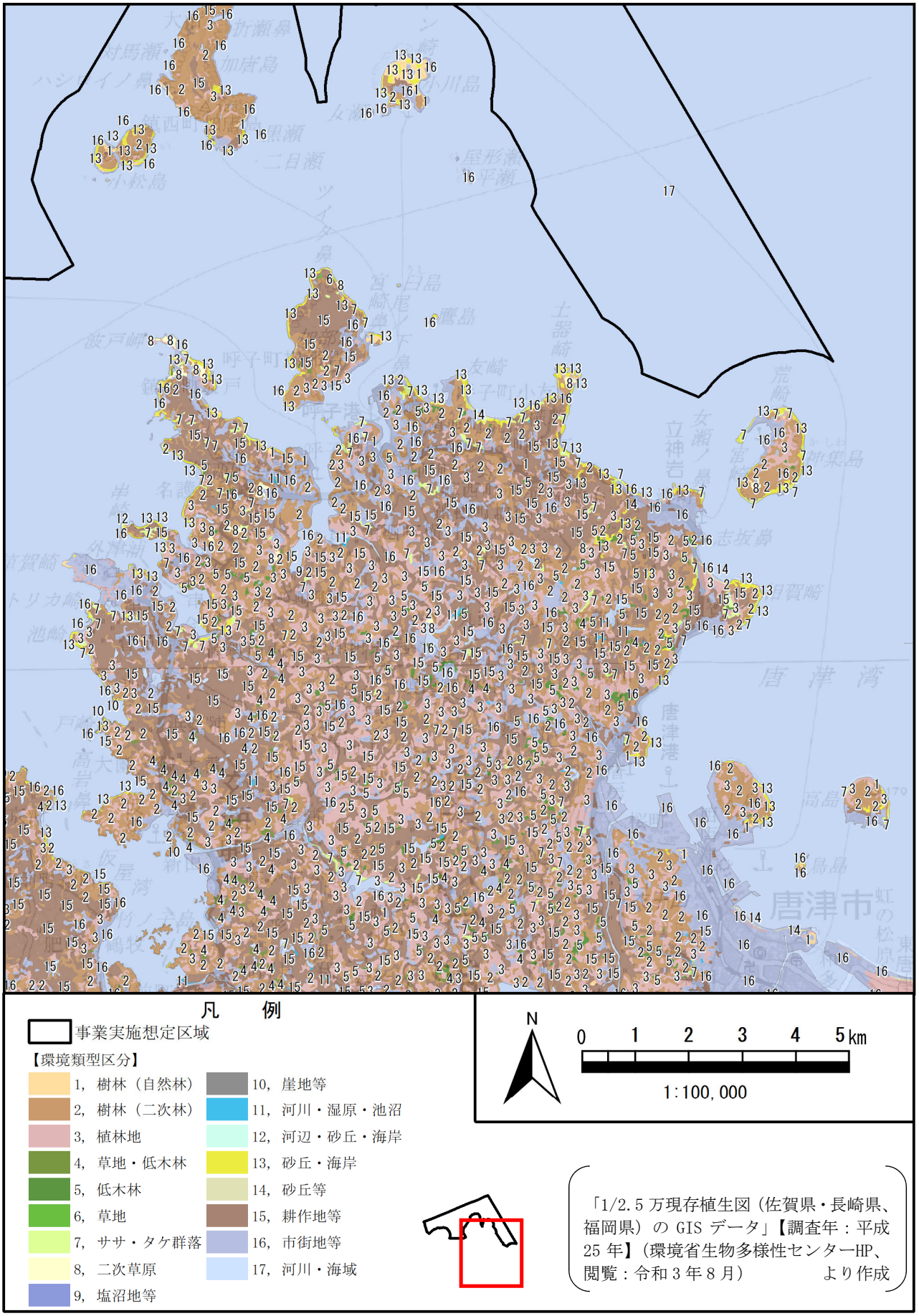

図 3.1-42(5)　環境類型区分（拡大図 4）

(2) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域の周囲について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.1-77、その分布状況は図 3.1-43 のとおりである。

表 3.1-77　重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然公園	玄海国定公園 壱岐対馬国定公園	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種であることから抽出した。
2	鳥獣保護区	表 3.1-46 のとおり	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められる区域である。
3	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	星賀塩生湿地 東松浦半島北部沿岸 仮屋湾の汽水域	ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として選出された区域である。
4	IBA（重要野鳥生息地）	烏帽子島	鳥類を指標とした重要な自然環境において、世界共通の基準によって選定された、保全が必要な生息地等である。
5	KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）	烏帽子島	IBA を基礎に、鳥以外の分類群も含めた重要地域である。
6	特定植物群落	表 3.1-55 のとおり	自然環境保全基礎調査において定められた「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落である。
7	巨樹・巨木林		自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが 3m 以上の巨木及び巨木群である。
8	天然記念物	動物関係：該当なし 植物関係：表 3.1-59 のとおり	学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）が指定されている。
9	保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
10	自然植生	植生自然度 10	環境省植生図による自然度の高い植生。植生自然度 10 に該当する植生である。
11		植生自然度 9	環境省植生図による自然度の高い植生。植生自然度 9 に該当する植生である。
12	生物多様性の観点から重要度の高い海域	壱岐島・唐津湾・福岡湾一帯 松浦・伊万里湾周辺	海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に抽出された「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に該当する海域である。
13	藻場	表 3.1-75 のとおり	自然環境保全基礎調査において、「藻場は沿岸域に生息する生物の生息地を構成する重要な要素であり、その独自の生物相は生態学的にも水産資源保護の見地からも注目される存在である」と記載されている。
14	海鳥コロニー	表 3.1-49 のとおり	「海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 2 年 8 月）により登録されている海鳥コロニー。

「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）、「長崎県の自然公園の一覧」（長崎県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）、「福岡県の自然公園」（福岡県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「IBA（重要野鳥生息地）選定事業」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「KBA 私たちが残したい未来の自然」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「環境アセスメントデータベース EADAS 全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）、「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「佐賀県文化財データベース」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、唐津市、壱岐市へのヒアリング（実施：令和 3 年 9 月）、「1/2.5 万現存植生図（佐賀県・長崎県、福岡県）の GIS データ」【調査年：平成 25 年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成

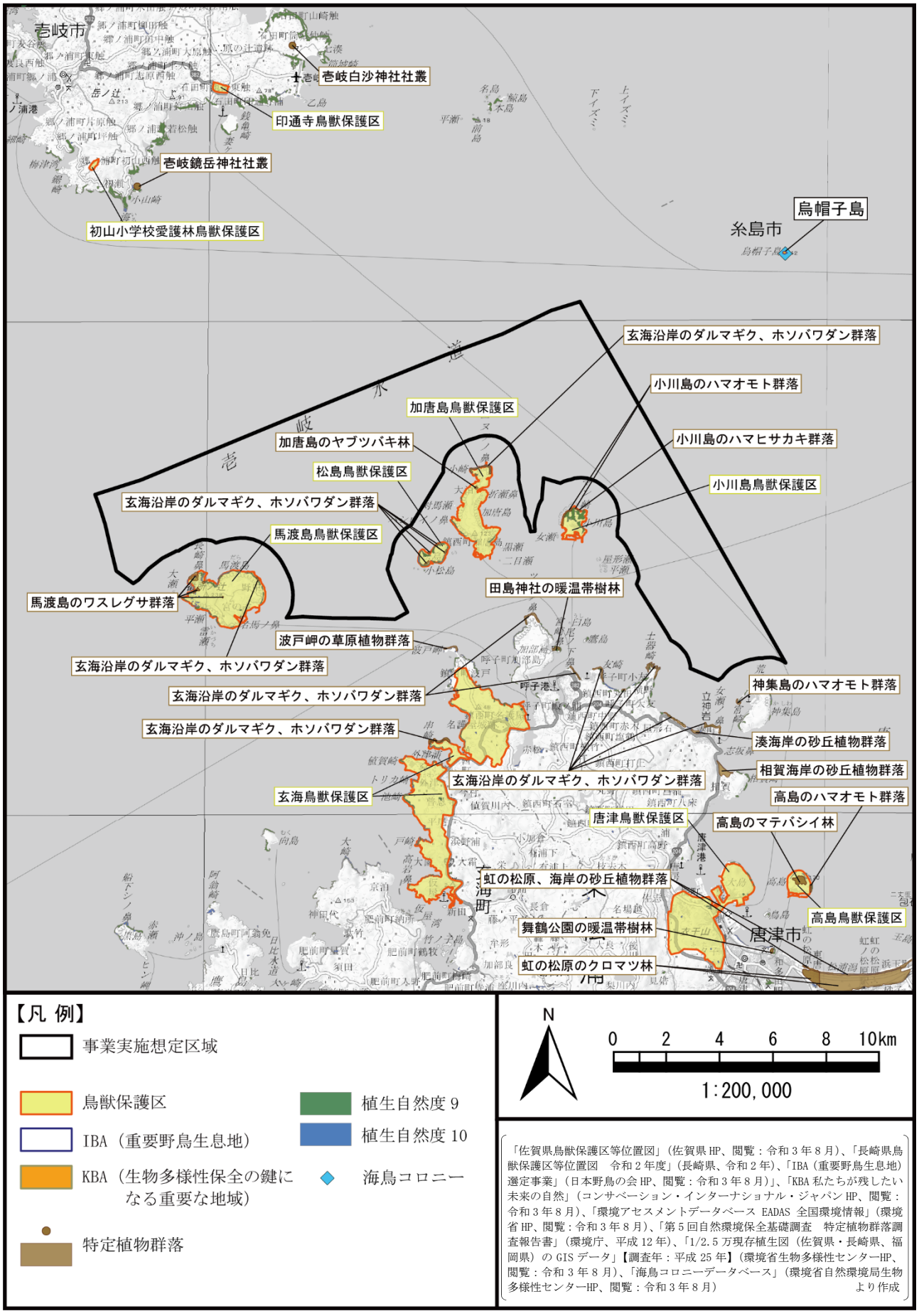

「佐賀県鳥獣保護区等位置図」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「長崎県鳥獣保護区等位置図　令和 2 年度」（長崎県、令和 2 年）、「IBA（重要野鳥生息地）選定事業」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）」、「KBA 私たちが残したい未来の自然」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「環境アセスメントデータベース EADAS 全国環境情報」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）、「1/2.5 万現存植生図（佐賀県・長崎県、福岡県）の GIS データ」【調査年：平成 25 年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）、「海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成

図 3.1-43(1)　重要な自然環境のまとまりの場

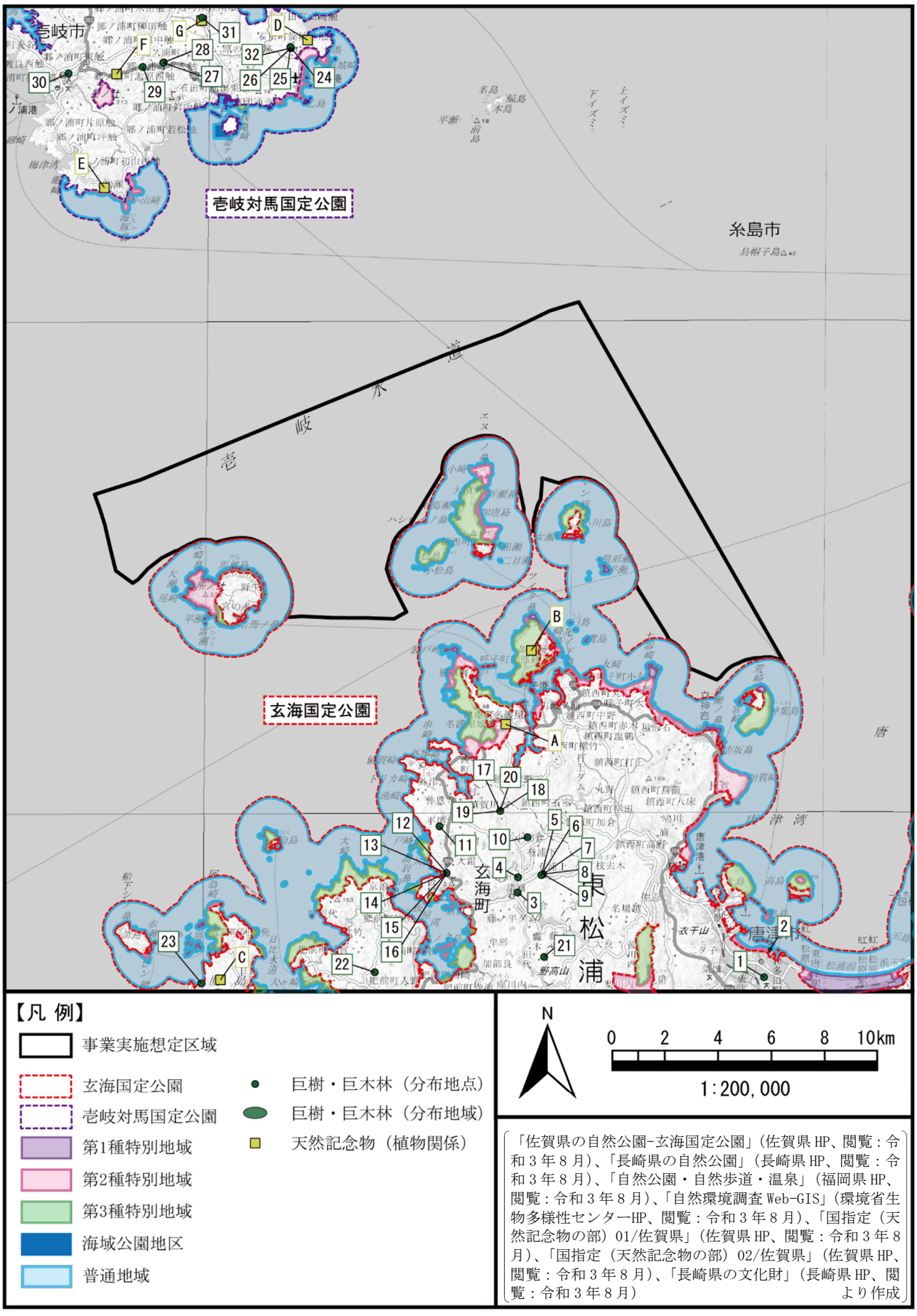

「佐賀県の自然公園-玄海国定公園」（佐賀県 HP、閲覧：令和３年８月）、「長崎県の自然公園」（長崎県 HP、閲覧：令和３年８月）、「自然公園・自然歩道・温泉」（福岡県 HP、閲覧：令和３年８月）、「自然環境調査 Web-GIS」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和３年８月）、「国指定（天然記念物の部）01/佐賀県」（佐賀県 HP、閲覧：令和３年８月）、「国指定（天然記念物の部）02/佐賀県」（佐賀県 HP、閲覧：令和３年８月）、「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：令和３年８月）　より作成

図 3.1-43(2)　重要な自然環境のまとまりの場

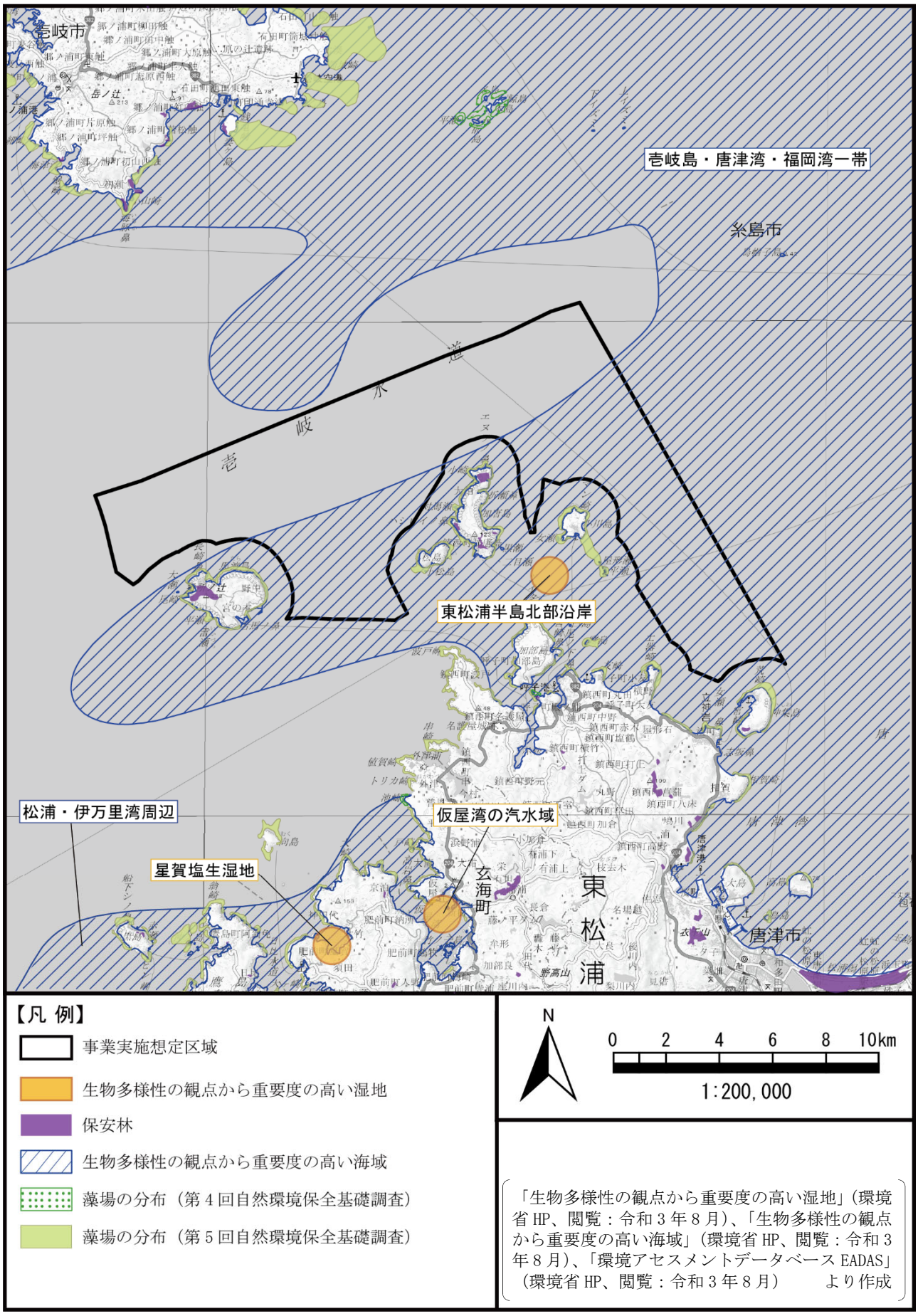

図 3.1-43(3)　重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

1. 景観の状況

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

・公的な HP や観光パンフレット等に掲載されている情報であること。

・不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

・風力発電機（高さ：海水面から 270m）が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲（約 15.5km）を目安とした。

事業実施想定区域の周囲の主要な眺望点は、表 3.1-78 及び図 3.1-44 のとおりである。

表 3.1-78　主要な眺望点

番号	眺望点	眺望状況等
①	立石山	標高 210m の山頂からは 360 度の眺望が開け、玄界灘、芥屋周辺の景色及び、姫島や唐津まで望める。
②	二丈岳	旧二丈町の町名の由来となった標高 711m の山。山頂からは 360 度の展望が開け、玄界灘と糸島半島、脊振山系の山々が見渡せる。
③	極楽展望台	広域基幹林道雷山浮嶽線の入り口から、車で 10 分ほど走った場所にある展望台。眼下には玄界灘、右手には糸島半島の加布里湾や芥屋、正面に姫島、左手には神集島から唐津方面、天気の良い日には壱岐まで望める。
④	十坊山	標高 535m あり、玄海国定公園の園地に指定されている。頂上からは眼下に玄界灘、糸島半島、唐津湾と 360 度見渡せる。
⑤	魚見台公園	かつては漁師が魚を見つけるために見張りをたてた場所で、玄海国定公園の園地に指定されている。展望台からは、松浦潟や虹の松原の白砂青松が望める。
⑥	浜崎海岸	玄海国定公園の園地に指定される海岸。海岸沿いの遊歩道は整備されており、西唐津及び大島までの海岸を望める。
⑦	鏡山	標高 284m の山。山頂は広々とした公園になっており、展望台からは眼下に市街地や虹の松原、唐津湾、遠くに壱岐の島影が望める。鏡山山頂には、休憩所や芝生の広場が整備されている。
⑧	唐津城	唐津市のシンボルともいえる唐津城は、東西に伸びる松原が両翼を広げた鶴のように見えることから、別名「舞鶴城」と呼ばれている。天守閣内は郷土博物館になっており、唐津藩の資料や唐津焼などが展示され、展望所からは玄界灘と虹の松原や、松浦川を望める。
⑨	七ツ釜	玄海国定公園の園地に指定され、国の天然記念物に指定されている。玄界灘の荒波に浸食された断崖は 7 つの洞窟が並列し、最大の穴で間口が 3m、奥行きが 110m に及ぶ。七ツ釜の上は草原となっていて展望台や遊歩道が整備される。
⑩	風の見える丘公園	加部島の小高い丘の上に位置する公園。公園内には白い風車が建ち、玄界灘を望める。
⑪	玄海海中展望塔	陸地より 86m の桟橋でつながれた海中展望塔の海上デッキからは玄界灘の島々を望める。また、24 個の海中窓がある海中展望塔からは、約 30 種類の魚が遊泳する様子や、海藻、貝類を自然のままに見ることができる。
⑫	玄海エネルギーパーク	人と自然と原子力を中心に、さまざまなエネルギーとふれあうことができる公園。108,500㎡の広大な敷地の中に、「玄海 PR センター」「サイエンス館」「九州ふるさと館」などエネルギーをテーマにした施設があり、玄界灘を望む散歩コースがある。
⑬	遠見番所公園	唐津市が定めるウォーキングコース沿いに位置する公園。360 度の眺望がひらけ、玄界灘の島々が望める。
⑭	宮地嶽史跡公園	史跡公園として整備され、宮地嶽神社、愛宕神社が祀られており、五輪塔、元寇記念之碑が建つ。高台に位置する展望台からは玄界灘を望める。
⑮	岳ノ辻展望台	壱岐対馬国定公園の園地に指定されており、標高 212.8m ある岳ノ辻山頂に設けられた展望台。玄界灘に囲まれた島全体や九州や対馬を望める。

注：表中の番号は図 3.1-44 の番号に対応している。

「観光情報」（糸島市 HP）
「観光・文化」（松浦市 HP）
「長崎県の自然公園」（長崎県 HP）
「有明海再生・自然環境課」（佐賀県 HP）
「壱岐観光ナビ」（一般社団法人壱岐市観光連盟 HP）
「旅 Karatsu」（一般社団法人 九州観光推進機構 HP）
「健康・福祉・子育て」「観光文化施設>」（唐津市 HP）
「福岡県観光情報 クロスロードふくおか」（福岡県観光連盟 HP）
「佐賀県の観光情報ポータルサイト あそぼーさが」（一般社団法人佐賀県観光連盟 HP）
（各 HP 閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成

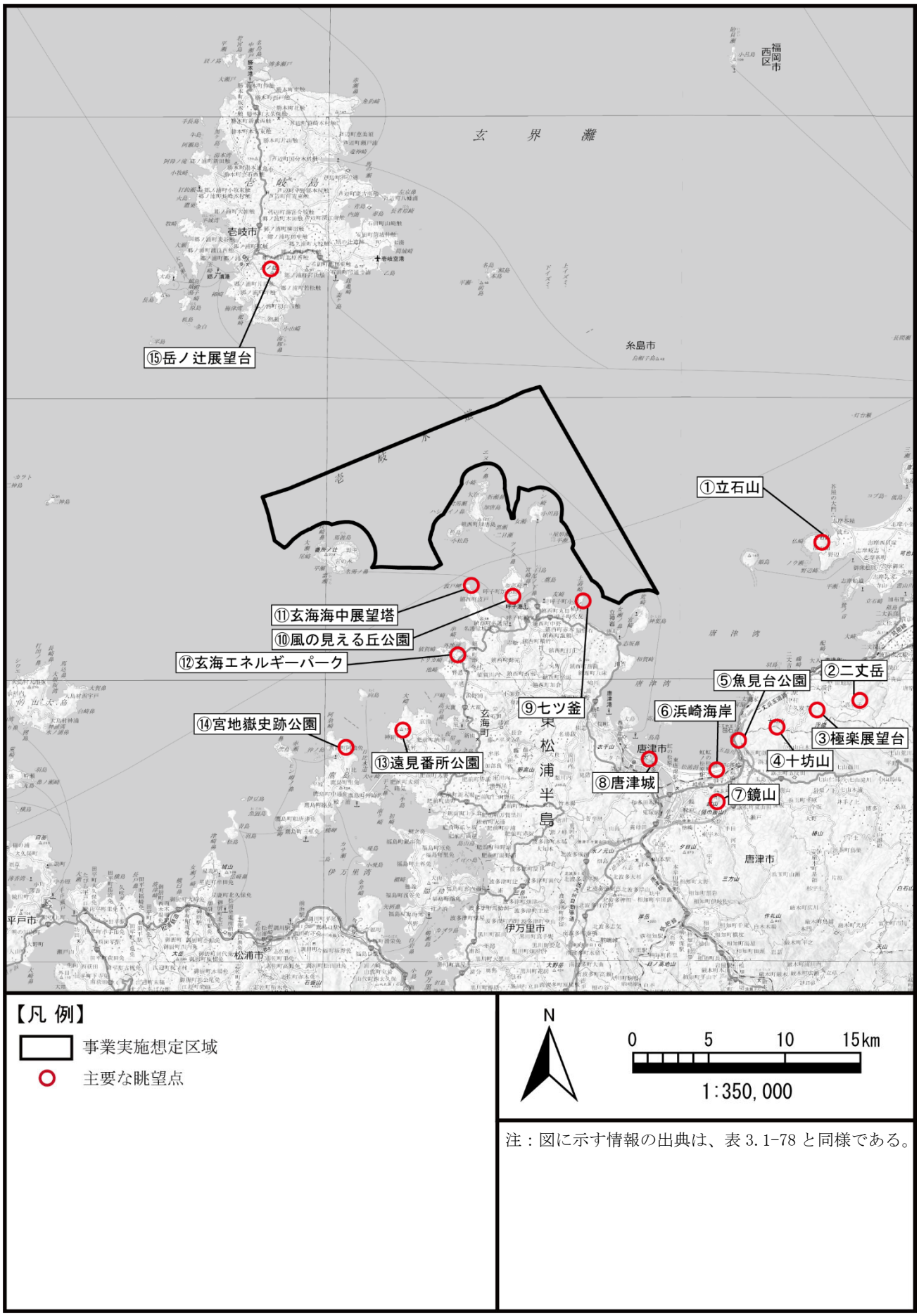

注：図に示す情報の出典は、表 3.1-78 と同様である。

図 3.1-44　主要な眺望点

(2)主要な景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査:自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による自然景観資源は、表3.1-79及び図3.1-45のとおりである。

表3.1-79　自然景観資源

区分	名称	区分	名称
火山	岳の辻	溺れ谷	名護屋浦
火山性高原	壱岐島		波戸岬・池崎海岸
非火山性高原	杉山高原		満越海岸
	鳥巣高原		煤屋海岸
	鷹島		壱岐島西海岸
	福島	多島海	イロハ島
	的山大島		壱岐三島
非火山性孤峰	鏡山	砂嘴	立石崎の砂嘴
	高尾山		姫島南端の砂嘴
	霧差山	陸けい砂州	神集島・宮崎浜
	岸岳		相賀の浜
	野高岳		幸多里ヶ浜
	三岳		天ヶ原
	大野岳		久家集落の陸けい砂州
	津の上山	砂丘	虹の松原
	白岳		芥屋の砂丘
	川内峠	海食崖	土器崎
断崖・岩崖	鵜殿窟		加部島海岸
	岩屋の断崖		加唐島海岸
岩脈（水景）	立神岩		松島海岸
岩脈（陸景）	弁天島岩脈		馬渡島海岸
	櫃崎岩脈		辰の島
	鞍間ノ瀧岩脈		赤瀬鼻
	初瀬岩脈		左京鼻
峡谷・渓谷	滝川渓谷		妻ヶ島
	山瀬渓谷		大賀断崖
穿入蛇行河川	行合野川		三瀬の海食崖
滝	観音の滝		仏崎の海食崖
	猪掘の滝	波食台	小川島海岸
	見帰の滝	海食洞	屋形石の七ツ釜
	不動の滝		芥屋の大門
	玉敬の滝	岩門	眼鏡岩
	鼓ヶ滝	甌穴群	喜内瀬川の甌穴群
	落合の滝	節理	屋形石の七ツ釜
湿原	樫原湿原		芥屋の大門の柱状節理
	天川平野沼		

〔「第3回自然環境保全基礎調査：自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

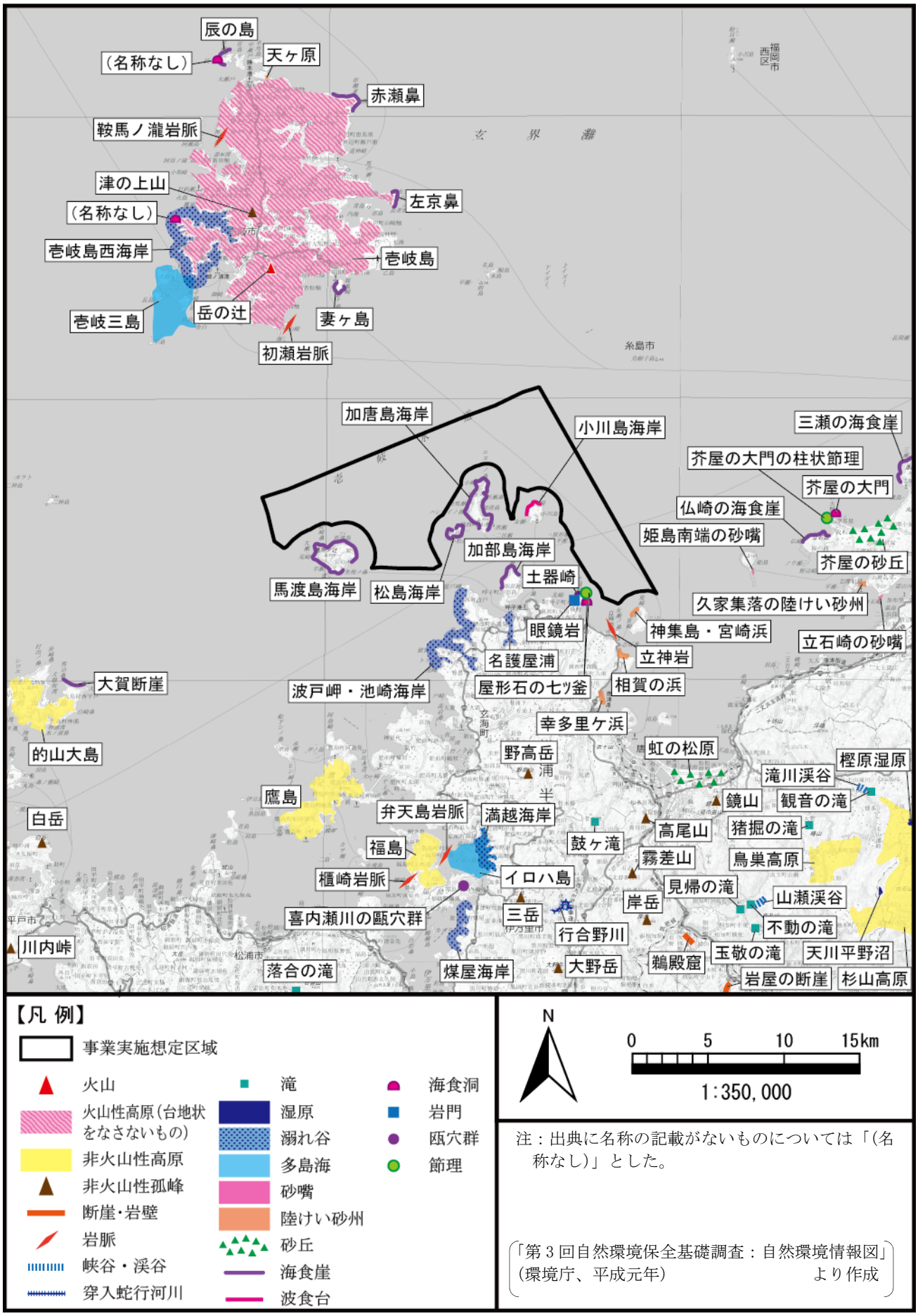

注：出典に名称の記載がないものについては「（名称なし）」とした。

「第３回自然環境保全基礎調査：自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成

図 3.1-45　自然景観資源の位置

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域の周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-80 及び図 3.1-46 のとおりである。

表 3.1-80　人と自然との触れ合いの活動の場

No.	名　称	想定する主な活動	概　　要
1	虹の松原	自然観賞 散策	国の特別名勝で、三保の松原、気比の松原とともに日本三大松原に数えられる景勝地。長さ約 4.5km、幅約 0.5km にわたり、約 100 万本のクロマツが群生している。玄海国定公園の園地の一つでもある。
2	東の浜海水浴場	海水浴 自然観賞	唐津市東唐津に位置する海水浴場。「虹の松原」に隣接し、浜辺は約 2km にわたる。
3	西の浜海水浴場	海水浴 自然観賞	唐津市北城内に位置する海水浴場。唐津城を眺めながら泳ぐことができる。
4	幸多里の浜海水浴場	海水浴 自然観賞	唐津市浦に位置する海水浴場。200 台程収容可能な駐車場が整備されている。
5	相賀の浜海水浴場	海水浴 自然観賞	唐津市相賀に位置する海水浴場。230 台程収容可能な駐車場が整備されている。
6	立神岩	自然観賞	玄海国定公園の園地の一つ。玄界灘に面し、波の侵食作用によってできた高さ 30m の玄武岩の大石柱が 2 つ立っている。寄り添うように立っていることから夫婦岩とも呼ばれている。
7	七ツ釜	自然観賞 散策	玄海国定公園の園地の一つ。玄武岩が波の侵食作用でできた洞窟で、最大の海食洞は間口 3m、奥行き 110m。国の天然記念物に指定されており、七ツ釜の上には展望台や遊歩道が整備されている。
8	小友の浜海水浴場 (キャランコ・ビーチ)	海水浴 自然観賞	小友人工海浜公園内に位置する海水浴場。人工の潮だまりで、子ども連れでも遊びやすい状況となっている。
9	杉の原放牧場	自然観賞 散策	加部島の先端、三方を海に囲まれた放牧場。海の側まで遊歩道が整備されている。
10	風の見える丘公園	自然観賞	呼子大橋を渡った、加部島の小高い丘の上に位置する公園。スペイン風の建物、白い風車がシンボルとなっている。
11	波戸岬海水浴場	海水浴 自然観賞	唐津市鎮西町波戸に位置する海水浴場。近接している「海中展望塔」では海中散歩も楽しむことができる。
12	波戸岬キャンプ場	キャンプ 自然観賞	海と緑と歴史遺産に囲まれた県営のキャンプ場。オートサイト、一般サイト、フリーサイト、プレミアムエリアが整備されている。
13	ゆうすげの里	自然観賞 散策	例年 7～8 月、地元の方々によって育てられた 20 万本超もの「ゆうすげ」が開花する花畑。遊歩道も整備されている。
14	玄海エネルギーパーク	自然学習 散策	人と自然と原子力を中心に、様々なエネルギーと触れ合うことができるテーマパーク。太陽、風、水、四季折々の自然を楽しみながら、エネルギーについて、見て、知って、遊ぶことができる。
15	三島	散策 自然観賞	玄海国定公園の園地の一つ。「三島公園」、「三島神社」、「玄海海上温泉パレア」が整備されている。
16	白浜海水浴場	海水浴 自然観賞	松浦市鷹島町に位置する海水浴場。有明海で初めての人工海水浴場で、名前のとおり白い砂浜が広がっている。
17	筒城浜海水浴場	海水浴 自然観賞	壱岐島に位置する海水浴場。壱岐随一の天然ビーチで、「日本の快水浴場 100 選」「日本の渚 100 選」に認定されている。
18	大浜海水浴場	海水浴 自然観賞	壱岐島に位置する海水浴場。壱岐空港に最も近いが、自然に囲まれた環境にある。
19	錦浜海水浴場	海水浴 自然観賞	壱岐島に位置する海水浴場。マリンスポーツのメッカで、ジェットスキーやサップ、ダイビングなども楽しむことができる。

「唐津市」（唐津市役所 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「旅 Karatsu」（唐津観光協会 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「玄海町」（玄海町役場 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「松浦市」（松浦市役所 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「松浦の恋」（まつうら観光物産協会 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「壱岐観光ナビ」（壱岐市観光連盟 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「佐賀県」（佐賀県庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成

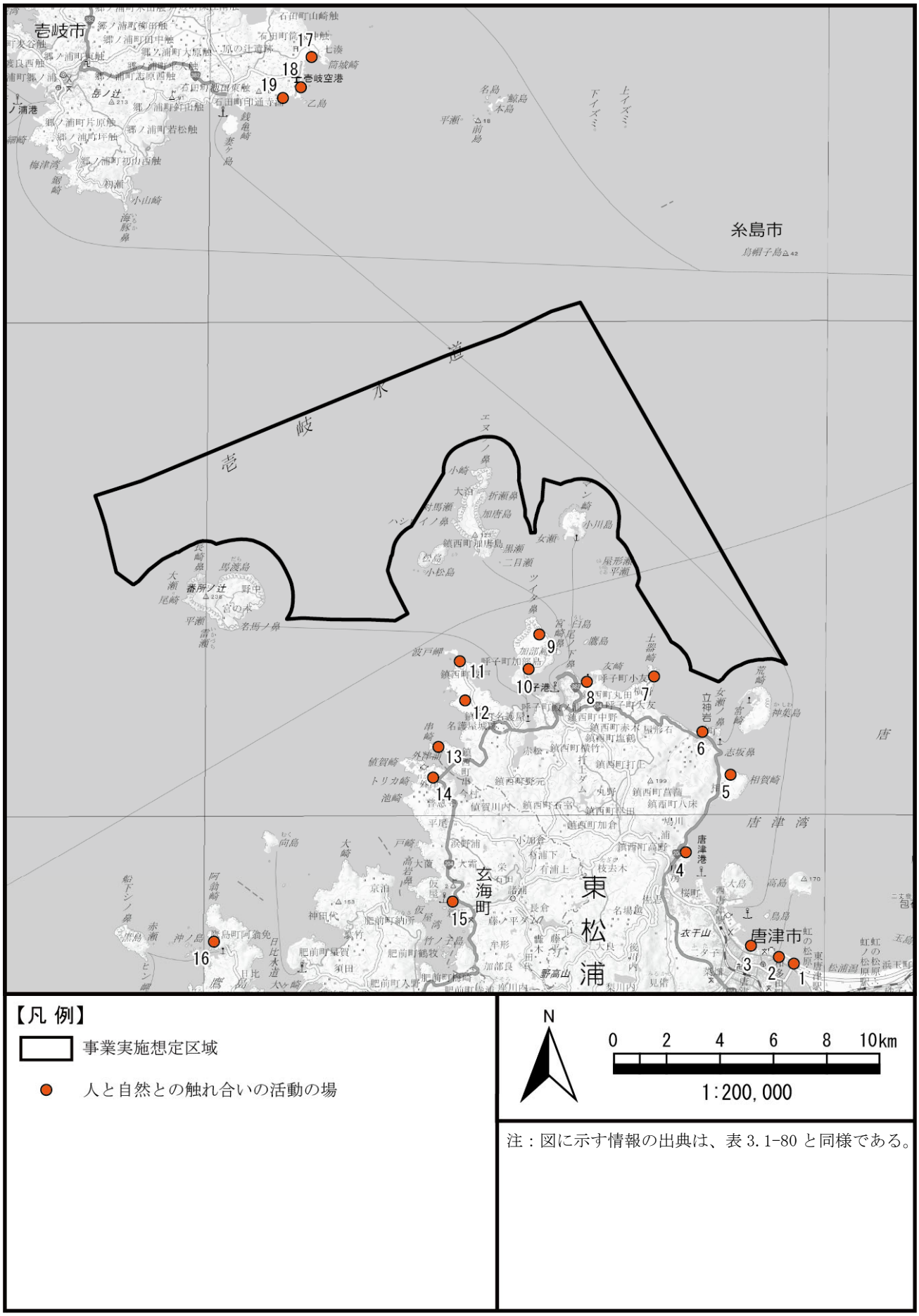

注：図に示す情報の出典は、表 3.1-80 と同様である。

図 3.1-46　人と自然との触れ合いの活動の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

事業実施想定区域及びその周囲における放射性物質の状況について、図 3.1-47 のとおり空間放射線量率の測定が行われている。令和元年度の空間線量率の年平均は、表 3.1-81 のとおりである。

表 3.1-81　空間放射線量率（令和元年度）

（単位：nGy/h）

局名	空間線量率範囲	年間平均値
今村	63～103	66
平尾	66～105	70
串	63～103	69
先部	67～110	71
外津浦	65～94	68
京泊先	(66) ～ (103)	(75)
屋形石	(56) ～ (91)	(64)
大良	71～105	75
諸浦	63～93	67
入野	61～94	64
寺浦	63～97	69
名護屋	66～109	69
石室	62～99	65
加倉	63～101	66
呼子	64～95	68
馬渡島	60～106	64
加唐島	72～104	75
向島	65～99	68
小川島	69～115	72
二タ子	72～107	76
壱岐保健所	52～82	57

注：「( )」の数値は検出器の不具合と思われる測定値の変動があったことから、参考値である。

「玄海原子力発電所の運転状況及び周辺環境調査結果（年報）」（佐賀県、令和 2 年）
「長崎県における環境放射能水準調査（2019 年度）」（長崎県、令和 3 年）より作成

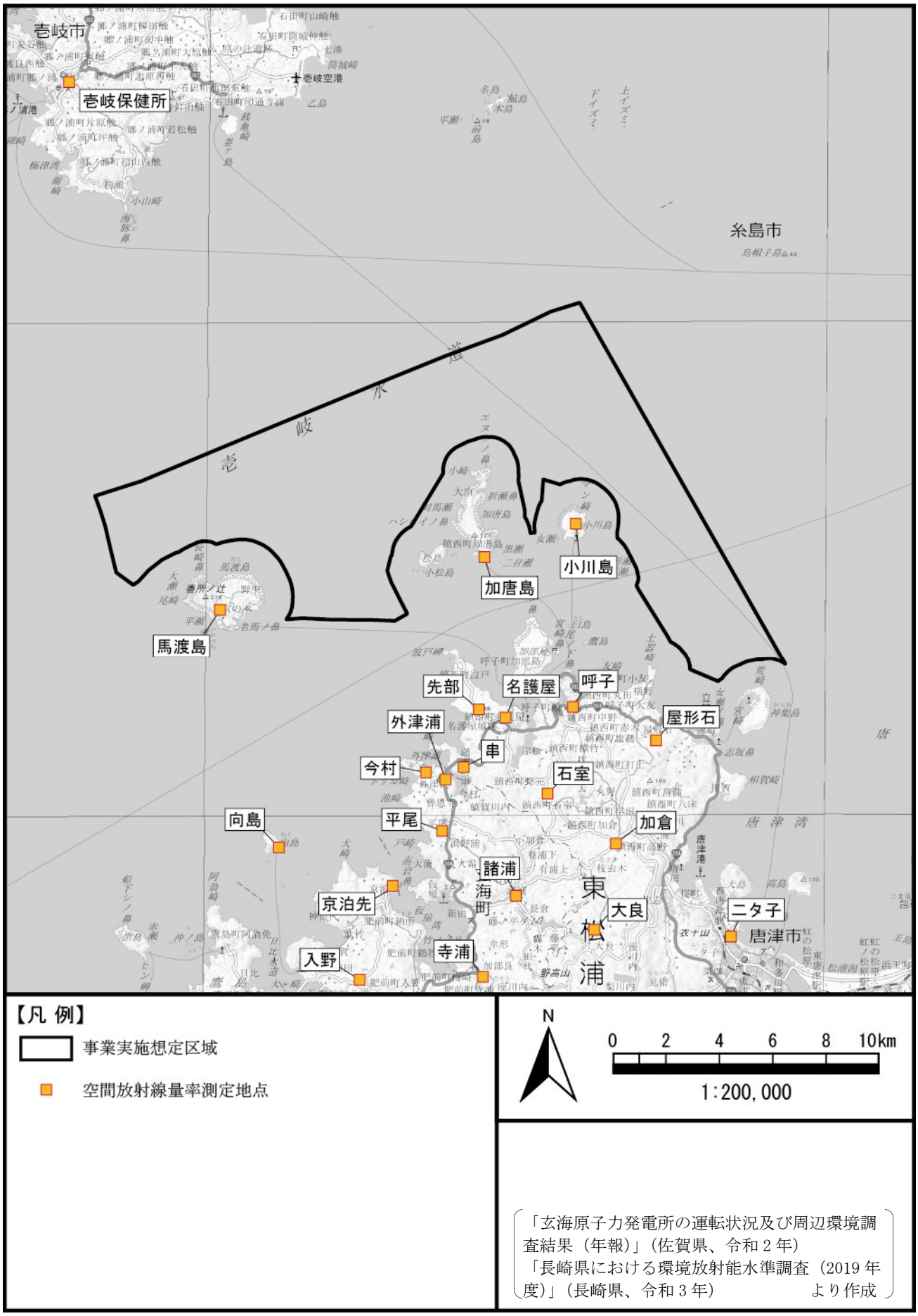

図 3.1-47　空間放射線量率測定地点

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体（唐津市、玄海町、佐賀県、松浦市、壱岐市、長崎県、糸島市、福岡県）の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

人口については、すべての市町で減少傾向にある。世帯数は、玄海町、松浦市、及び壱岐市で減少傾向にある一方で、唐津市及び糸島市では増加傾向にある。

表 3.2-1　人口及び世帯数の推移

区　分	年	人　口（人）			世帯数（世帯）
		総　数	男	女	
唐津市	平成 17 年	131,116	61,167	69,949	43,378
	平成 22 年	126,926	59,221	67,705	43,651
	平成 27 年	122,785	57,547	65,238	43,872
玄海町	平成 17 年	6,738	3,410	3,328	1,976
	平成 22 年	6,379	3,274	3,105	1,959
	平成 27 年	5,902	3,035	2,867	1,918
佐賀県	平成 17 年	866,369	408,230	458,139	287,431
	平成 22 年	849,788	400,136	449,652	295,038
	平成 27 年	832,832	393,073	439,759	302,109
松浦市	平成 17 年	26,993	12,764	14,229	9,462
	平成 22 年	25,145	11,914	13,231	9,214
	平成 27 年	23,309	11,164	12,145	8,994
壱岐市	平成 17 年	31,414	14,782	16,632	10,560
	平成 22 年	29,377	13,917	15,460	10,401
	平成 27 年	27,103	12,860	14,243	10,002
長崎県	平成 17 年	1,478,632	691,444	787,188	553,620
	平成 22 年	1,426,779	665,899	760,880	558,660
	平成 27 年	1,377,187	645,763	731,424	560,720
糸島市	平成 17 年	97,974	46,305	51,669	31,366
	平成 22 年	98,435	46,532	51,903	33,765
	平成 27 年	96,475	45,599	50,876	34,739
福岡県	平成 17 年	5,049,908	2,394,094	2,655,814	2,009,911
	平成 22 年	5,071,968	2,393,965	2,678,003	2,110,468
	平成 27 年	5,101,556	2,410,418	2,691,138	2,201,037

注：平成 17 年の値のうち、唐津市は唐津市及び七山村の値を、松浦市は松浦市、福島町及び鷹島町の値を、糸島市は前原市、二丈町及び志摩町の値をそれぞれ合計した値である。

〔「平成 17 年、22 年、27 年　国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

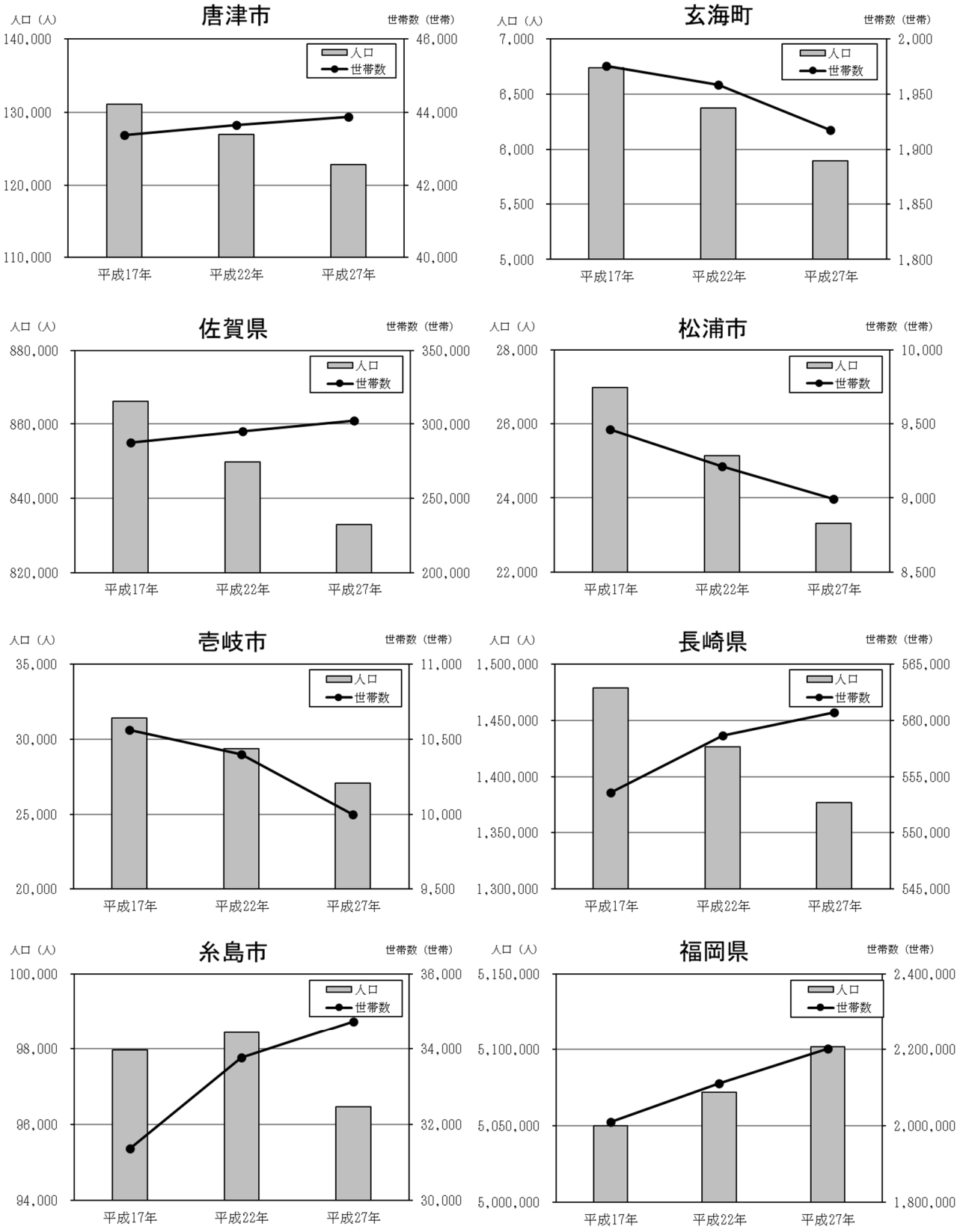

〔「平成 17 年、22 年、27 年　国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1　人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における産業別就業者数は、表3.2-2のとおりである。

平成27年10月1日現在の産業別就業者数は、唐津市、玄海町、松浦市、壱岐市、糸島市ともに第三次産業の占める割合が高い。

表3.2-2(1)　産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、(斜字)：%）

産　業	唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市
第一次産業	7,008	778	34,634	1,584
	(12.1)	*(23.4)*	*(8.7)*	*(14.2)*
農　業	6,081	690	30,728	1,016
林　業	87	7	453	21
漁　業	840	81	3,453	547
第二次産業	13,477	759	96,255	3,019
	(23.4)	*(22.8)*	*(24.2)*	*(27.0)*
鉱業、採石業、砂利採取業	69	3	150	19
建設業	6,069	530	33,866	1,084
製造業	7,339	226	62,239	1,916
第三次産業	37,208	1,794	266,782	6,568
	(64.5)	*(53.9)*	*(67.1)*	*(58.8)*
電気・ガス・熱供給・水道業	633	225	2,434	269
情報通信業	357	11	4,055	25
運輸業、郵便業	2,275	78	18,424	554
卸売業、小売業	8,431	273	59,385	1,312
金融業、保険業	834	20	8,338	104
不動産業、物品賃貸業	492	16	4,029	50
学術研究、専門・技術サービス業	1,236	78	8,614	172
宿泊業、飲食サービス業	3,403	176	21,105	500
生活関連サービス業、娯楽業	2,175	80	14,809	295
教育、学習支援業	2,621	50	19,791	326
医療、福祉	8,758	317	61,381	1,700
複合サービス事業	844	53	5,283	211
サービス業（他に分類されないもの）	3,241	325	21,851	571
公務（他に分類されるものを除く）	1,908	92	17,283	479
第一次～第三次産業合計	57,693	3,331	397,671	11,171
	(100.0)	*(100.0)*	*(100.0)*	*(100.0)*
分類不能の産業	1,139	3	12,566	242
	(1.9)	*(0.1)*	*(3.1)*	*(2.1)*
総　数	58,832	3,334	410,237	11,413

注：1. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（%）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（%）を示す。
2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「平成27年国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

表 3.2-2(2)　産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、(斜字)：%）

産　業	壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
第一次産業	2,657	47,812	3,926	62,642
	(20.4)	*(7.7)*	*(9.0)*	*(2.9)*
農　業	1,698	36,049	3,533	57,741
林　業	23	596	24	960
漁　業	936	11,167	369	3,941
第二次産業	1,945	125,674	7,943	454,485
	(15.0)	*(20.1)*	*(18.1)*	*(21.2)*
鉱業、採石業、砂利採取業	12	281	9	660
建設業	1,250	53,234	4,130	177,709
製造業	683	72,159	3,804	276,116
第三次産業	8,402	450,488	31,985	1,624,909
	(64.6)	*(72.2)*	*(72.9)*	*(75.9)*
電気・ガス・熱供給・水道業	69	3,263	257	11,708
情報通信業	59	6,276	1,160	54,772
運輸業、郵便業	642	27,037	2,122	131,902
卸売業、小売業	1,793	96,475	7,572	378,068
金融業、保険業	139	15,076	983	53,766
不動産業、物品賃貸業	69	8,199	881	48,999
学術研究、専門・技術サービス業	153	16,486	1,246	69,143
宿泊業、飲食サービス業	748	37,777	2,539	124,596
生活関連サービス業、娯楽業	368	22,831	1,950	80,793
教育、学習支援業	611	30,526	2,154	105,380
医療、福祉	1,899	107,282	6,059	321,378
複合サービス事業	509	8,013	596	16,332
サービス業（他に分類されないもの）	603	34,740	3,131	149,050
公務（他に分類されるものを除く）	740	36,507	1,335	79,022
第一次～第三次産業合計	13,004	623,974	43,854	2,142,036
	(100.0)	*(100.0)*	*(100.0)*	*(100.0)*
分類不能の産業	25	20,180	1,863	112,059
	(0.2)	*(3.1)*	*(4.1)*	*(5.0)*
総　　数	13,029	644,154	45,717	2,254,095

注：1. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（%）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（%）を示す。
2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「平成 27 年国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1)農業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、唐津市、玄海町、松浦市、壱岐市、糸島市ともに稲作が最も多くなっている。

表 3.2-3　販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種　類	唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市	壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
稲	2,259	387	10,491	842	1,336	14,002	1,068	24,967
麦　類	32	1	1,351	3	38	357	48	3,466
雑　穀	12	－	83	8	13	288	15	212
いも類	175	36	422	55	46	3,193	110	1,051
豆　類	45	4	1,689	14	68	740	62	3,102
工芸農作物	149	3	648	35	40	645	11	1,093
野菜類	1,344	146	6,838	236	290	8,496	795	10,475
花き類・花木	120	3	431	33	43	887	161	2,455
その他の作物	58	17	922	39	37	622	141	1,246

注：「－」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

(2)林業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の林野面積は、唐津市では 25,422ha、玄海町では 1,004ha、松浦市では 6,129ha、壱岐市では 5,582ha、糸島市では 9,826ha となっている。

表 3.2-4　所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区　分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
唐津市	25,422	2,257	2,255	2	23,165	1,079	2,589	19,497
玄海町	1,004	－	－	－	1,004	－	7	997
佐賀県	110,507	15,271	15,206	65	95,236	3,674	13,131	78,431
松浦市	6,129	117	116	1	6,012	－	558	5,454
壱岐市	5,582	－	－	－	5,582	－	199	5,383
長崎県	245,592	24,305	23,005	1,300	221,287	2,646	41,891	176,750
糸島市	9,826	1,090	1,090	－	8,736	32	1,770	6,934
福岡県	222,499	25,333	24,038	1,295	197,166	3,489	25,247	168,430

注：「－」は調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

(3)水産業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 30 年の漁獲量合計は、唐津市で 3,021t、玄海町で 39t、松浦市で 4,141t、壱岐市で 3,149t、糸島市で 2,727t となっている。

表 3.2-5(1)　漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類				唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市
底びき網	遠洋底びき網			－	－	－	－
	以西底びき網			－	－	－	－
	沖合底びき網	1そうびき		－	－	－	－
		2そうびき		－	－	－	－
	小型底びき網			64	x	444	42
船びき網				717	－	760	1,829
まき網	大中型まき網	1そうまき	遠洋かつお・まぐろ	－	－	－	－
			近海かつお・まぐろ	－	－	－	－
			その他	－	－	－	－
		2そうまき網		－	－	－	－
	中・小型まき網			－	－	－	x
刺網	さけ・ます流し網			－	－	－	－
	かじき等流し網			－	－	－	－
	その他の刺網			66	2	2,019	79
敷網	さんま棒受網			－	－	－	－
定置網	大型定置網			x	－	x	－
	さけ定置網			－	－	－	－
	小型定置網			x	x	760	x
その他の網漁業				－	－	2,849	110
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ		－	－	－	－
		近海まぐろ		－	－	－	－
		沿岸まぐろ		－	－	－	－
	その他のはえ縄			196	x	x	1
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお		－	－	－	－
		近海かつお		－	－	－	－
		沿岸かつお		－	－	－	－
	いか釣	遠洋		－	－	－	－
		近海		－	－	－	－
		沿岸		428	6	434	1
	ひき縄釣			x	－	70	5
	その他の釣			107	17	131	11
採貝・採藻				334	8	355	384
その他の漁業				99	x	118	86
漁獲量合計				3,021	39	8,404	4,141

注：1.「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。
2.「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
3. 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-5(2)　漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類				壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
底びき網	遠洋底びき網			－	－	－	－
	以西底びき網			－	x	－	－
	沖合底びき網	1そうびき		－	x	－	－
		2そうびき		－	－	－	－
	小型底びき網			－	614	40	1,179
船びき網				－	4,649	2,027	3,628
まき網	大中型まき網	1そうまき	遠洋かつお・まぐろ	－	x	－	－
			近海かつお・まぐろ	－	673	－	x
			その他	－	124,125	－	x
		2そうまき網		－	－	－	－
	中・小型まき網			－	105,984	－	4,362
刺網	さけ・ます流し網			－	－	－	－
	かじき等流し網			－	191	－	－
	その他の刺網			40	3,416	95	2,986
敷網	さんま棒受網			－	x	－	－
定置網	大型定置網			x	6,214	－	－
	さけ定置網			－	－	－	－
	小型定置網			301	6,088	88	708
その他の網漁業				x	1,730	7	95
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろ		－	x	－	x
		近海まぐろ		－	－	－	－
		沿岸まぐろ		－	x	－	－
	その他のはえ縄			178	2,922	4	594
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお		－	－	－	－
		近海かつお		－	－	－	－
		沿岸かつお		－	－	－	－
	いか釣	遠洋		－	－	－	－
		近海		－	－	－	x
		沿岸		1,218	4,330	5	323
	ひき縄釣			294	1,363	195	835
	その他の釣			636	3,261	51	879
採貝・採藻				167	2,542	133	4,353
その他の漁業				98	1,888	83	2,135
漁獲量合計				3,149	290,591	2,727	29,196

注：1.「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。
2.「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
3. 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-6(1)　魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

種類		唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市
魚類	まぐろ類	17	－	17	3
	かじき類	1	－	1	0
	かつお類	7	－	7	0
	さめ類	4	0	4	x
	さけ・ます類	－	－	－	－
	このしろ	x	－	483	9
	にしん	－	－	－	－
	いわし類	518	－	574	1,540
	あじ類	452	1	468	315
	さば類	90	0	92	404
	さんま	x	－	x	x
	ぶり類	127	3	131	18
	ひらめ・かれい類	20	0	25	7
	たら類	－	－	－	－
	ほっけ	－	－	－	－
	きちじ	－	－	－	－
	はたはた	－	－	－	－
	にぎす類	－	－	－	－
	あなご類	x	1	x	0
	たちうお	x	－	16	3
	たい類	216	7	224	490
	いさき	46	3	50	28
	さわら類	127	1	130	4
	すずき類	24	0	44	8
	いかなご	－	－	－	－
	あまだい類	9	1	10	7
	ふぐ類	15	0	16	6
	その他の魚類	346	8	480	778
	計	2,051	24	2,780	3,623
えび類		x	x	2,145	10
かに類		2	0	13	1
おきあみ類		－	－	－	－
貝類		245	7	641	20
いか類		507	6	516	54
たこ類		47	0	50	56
うに類		x	x	73	4
海産ほ乳類		－	－	－	－
その他の水産動物類		26	0	2,131	7
海藻類		53	0	54	367
漁獲量合計		3,021	39	8,404	4,141

注：1.「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。
2.「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
3.「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。
4. 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-6(2)　魚種別漁獲量（平和 30 年）

（単位：t）

種類		壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
魚類	まぐろ類	210	4,907	1	64
	かじき類	x	166	0	4
	かつお類	26	10,146	0	30
	さめ類	2	78	4	10
	さけ・ます類	－	－	－	－
	このしろ	－	124	2	523
	にしん	－	－	－	－
	いわし類	3	68,728	－	101
	あじ類	73	49,267	31	2,765
	さば類	5	100,171	0	6,088
	さんま	0	3,763	0	0
	ぶり類	713	14,113	46	2,505
	ひらめ・かれい類	9	526	32	567
	たら類	－	－	－	－
	ほっけ	－	－	－	－
	きちじ	－	－	－	－
	はたはた	－	－	－	－
	にぎす類	－	－	－	－
	あなご類	0	412	0	196
	たちうお	x	945	5	94
	たい類	67	4,522	1,321	2,618
	いさき	53	1,184	66	644
	さわら類	184	754	205	850
	すずき類	5	142	11	297
	いかなご	－	－	－	－
	あまだい類	0	253	1	88
	ふぐ類	1	119	15	266
	その他の魚類	173	18,878	709	3,363
	計	1,533	279,197	2,448	21,071
えび類		0	272	10	270
かに類		0	88	1	219
おきあみ類		－	－	－	－
貝類		149	1,334	51	3,689
いか類		1,347	7,036	87	1,137
たこ類		20	612	6	1,031
うに類		59	244	25	226
海産ほ乳類		x	11	－	－
その他の水産動物類		x	268	6	776
海藻類		23	1,529	93	777
漁獲量合計		3,149	290,591	2,727	29,196

注：1.「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。
2.「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
3.「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。
4. 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

(4)商業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、唐津市では 181,223 百万円、玄海町では 2,973 百万円、松浦市では 36,724 百万円、壱岐市では 34,750 百万円、糸島市では 95,144 百万円となっている。

表 3.2-7(1)　商業の状況

業　種	区　分	唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市
卸売業	事業所数（事業所）	242	7	1,826	49
	従業者数（人）	1,496	30	14,497	373
	年間商品販売額（百万円）	71,474	995	853,670	25,537
小売業	事業所数（事業所）	1,066	38	6,809	222
	従業者数（人）	6,478	161	43,510	898
	年間商品販売額（百万円）	109,749	1,978	810,259	11,187
合 計	事業所数（事業所）	1,308	45	8,635	271
	従業者数（人）	7,974	191	58,007	1,271
	年間商品販売額（百万円）	181,223	2,973	1,663,929	36,724

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。
2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-7(2)　商業の状況

業　種	区　分	壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
卸売業	事業所数（事業所）	75	3,020	107	13,501
	従業者数（人）	497	24,577	650	131,746
	年間商品販売額（百万円）	10,383	1,578,422	26,481	16,155,837
小売業	事業所数（事業所）	399	11,717	530	33,312
	従業者数（人）	1,511	70,642	3,828	255,876
	年間商品販売額（百万円）	24,366	1,408,527	68,662	5,605,106
合 計	事業所数（事業所）	474	14,737	637	46,813
	従業者数（人）	2,008	95,219	4,478	387,622
	年間商品販売額（百万円）	34,750	2,986,949	95,144	21,760,943

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。
2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

(5)工業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における工業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 30 年の製造品出荷額等は、唐津市では 160,564 百万円、玄海町では 97 百万円、松浦市では 43,282 百万円、壱岐市では 5,898 百万円、糸島市では 58,908 百万円となっている。

表 3.2-8(1)　工業の状況（従業員 4 人以上）

区　分	唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市
事業所数（事業所）	151	4	1,311	31
従業者数（人）	5,926	35	61,774	1,786
製造品出荷額等（百万円）	160,564	97	2,064,870	43,282

注：事業所数及び従業者数は令和元年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 30 年 1 年間の数値である。

〔「2019 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-8(2)　工業の状況（従業員 4 人以上）

区　分	壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
事業所数（事業所）	38	1,640	73	5,159
従業者数（人）	554	56,145	3,139	222,538
製造品出荷額等（百万円）	5,898	1,788,961	58,908	10,237,865

注：事業所数及び従業者数は令和元年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 30 年 1 年間の数値である。

〔「2019 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における、民有地の地目別土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。唐津市、玄海町、松浦市、壱岐市及び糸島市では「山林」が多くを占めている。

表 3.2-9　民有地の地目別土地利用の状況

（単位 ha、（ ）内は%）

区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	その他
唐津市	32,977 (100.0)	4,213 (12.8)	6,429 (19.5)	2,146 (6.5)	16,899 (51.2)	2,092 (6.3)	－ －	1,199 (3.6)
玄海町	2,922 (100.0)	671 (23.0)	860 (29.4)	172 (5.9)	915 (31.3)	189 (6.5)	－ －	114 (3.9)
松浦市	7,804 (100.0)	1,540 (19.7)	1,279 (16.4)	663 (8.5)	2,965 (38.0)	1,052 (13.5)	0 (0.0)	306 (3.9)
壱岐市	10,817 (100.0)	2,357 (21.8)	1,542 (14.3)	771 (7.1)	4,919 (45.5)	945 (8.7)	35 (0.3)	249 (2.3)
糸島市	13,987 (100.0)	3,745 (26.8)	2,093 (15.0)	1,616 (11.6)	5,149 (36.8)	－ －	－ －	1,385 (9.9)

注：1. 唐津市及び玄海町は平成 30 年 1 月 1 日現在、松浦市及び壱岐市は平成 31 年 1 月 1 日現在、糸島市は平成 28 年のデータである。
2. 市町の土地課税台帳および土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外（国・公有地、公共用地、墓地、道路など）固定資産税が非課税とされている土地を除いたものである。
3. 糸島市のその他は、資料での雑種地に該当する。
4. 割合の合計は四捨五入の関係で 100%にならないことがある。
5.「－」は該当がないことを示す。

（「佐賀県統計年鑑　令和元年版（2019 年版）」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「第 67 版（令和 2 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和 2 年版糸島市統計白書 統計書」（糸島市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成）

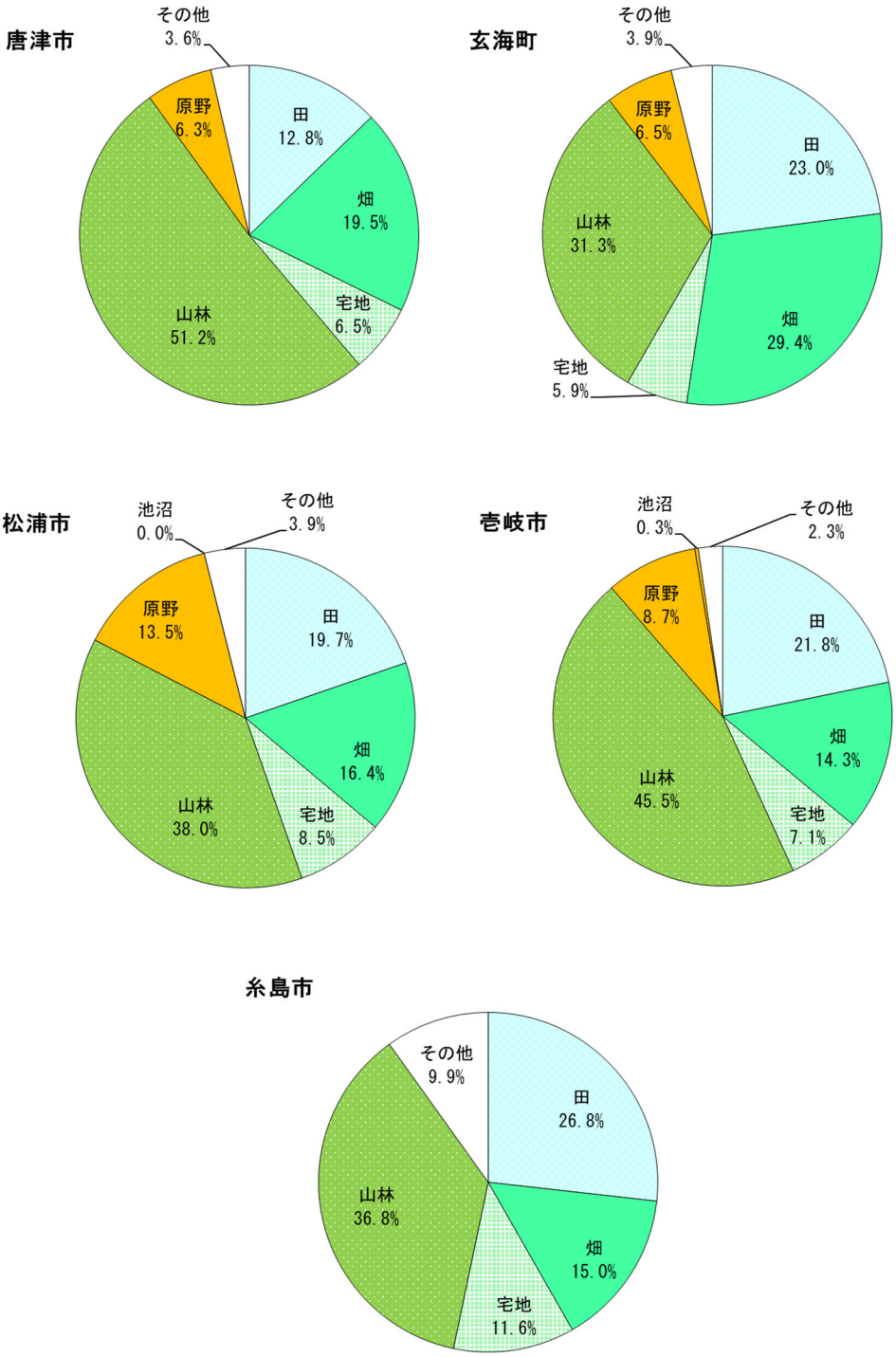

「佐賀県統計年鑑　令和元年版（2019 年版）」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「第 67 版（令和 2 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「令和 2 年版糸島市統計白書 統計書」（糸島市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

図 3.2-2　民有地の地目別土地利用の状況

2. 土地利用規制の状況

(1)都市計画に基づく用途地域の指定状況

事業実施想定区域の周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-3 のとおりであり、唐津市の市街地を中心に指定されており、事業実施想定区域の周囲には指定されていない。

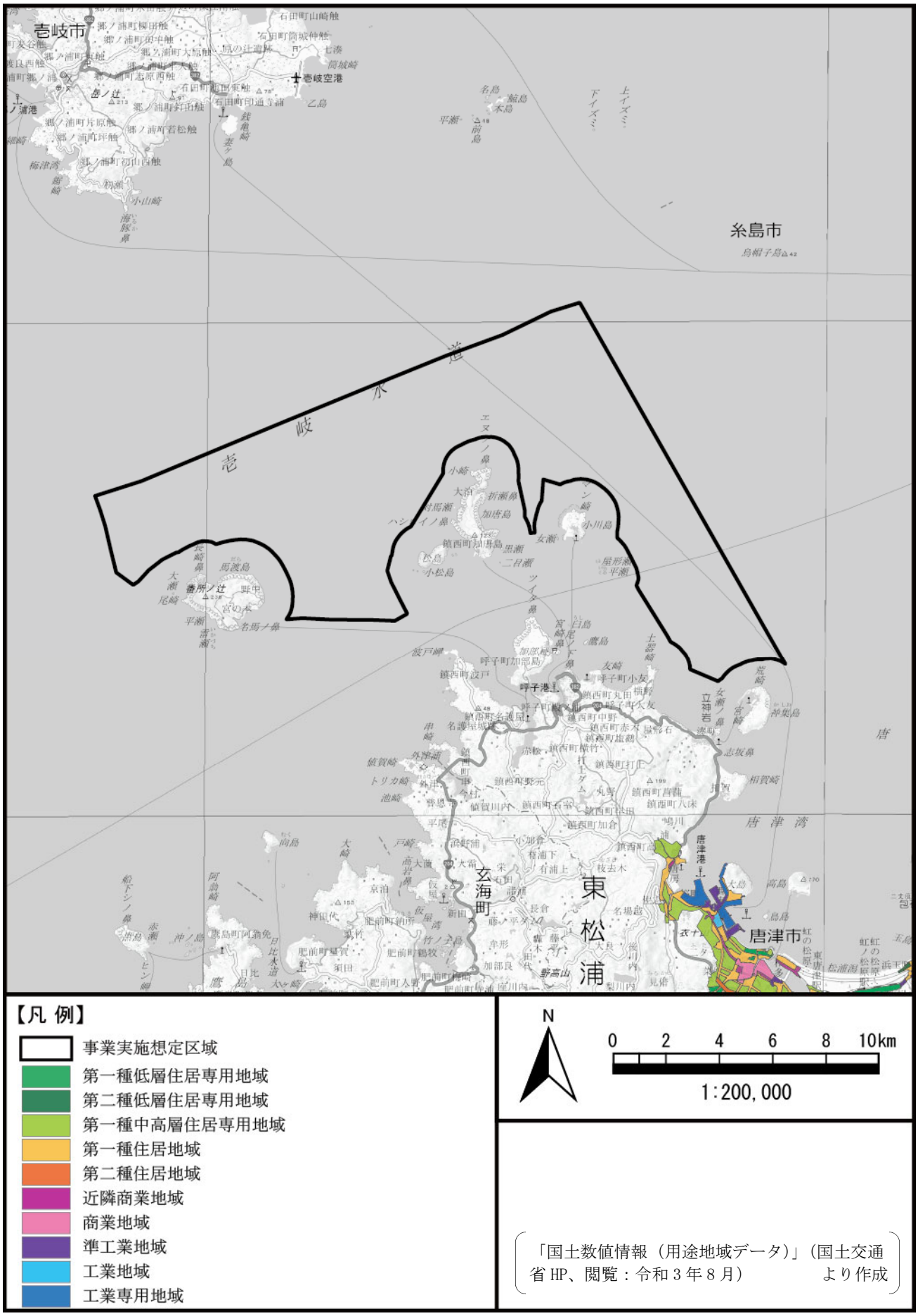

図 3.2-3　用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域の周囲の河川において、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づく内水面漁業権の設定された河川はない。

2. 海域の利用状況

(1)港湾の状況

事業実施想定区域及びその周囲における港湾の状況は表 3.2-10 及び図 3.2-4 のとおりであり、重要港湾である唐津港、郷ノ浦港、地方港湾である呼子港等が指定されている。

表 3.2-10　港湾の状況

港湾種類	港湾名
重要港湾	唐津
重要港湾	郷ノ浦
地方港湾	呼子
地方港湾	仮屋
地方港湾	印通寺
地方港湾	星賀
56 条港湾	堂代
56 条港湾	広浦
56 条港湾	小波止

〔「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

(2) 漁港の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における漁港の状況は、表 3.2-11 及び図 3.2-4 のとおりである。

表 3.2-11　漁港の状況

漁港指定	漁港名
第 1 種	浜崎
	相賀
	屋形石
	高島
	京泊
	駄竹
	向島
	波戸
	串浦（淀野地区）
	串浦（串地区）
	大泊
	加唐島
	松島
	馬渡島
	小友
	加部島（加部島地区）
	加部島（小浜地区）
	加部島（片島地区）
	外津
	福浦
	仮屋
	黒島（鷹島）
	麦谷
	小崎
	大久保
	初瀬
	久喜
	七湊
	山崎
第 2 種	湊浜
	神集島
	小川島
	唐房
	名護屋
	阿翁浦
	阿翁浦（阿翁浦）
第 3 種	呼子

注：第　1　種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
　　第　2　種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの。
　　第　3　種：その利用範囲が全国的なもの。
　　特定第 3 種：第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。
　　第　4　種：離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

（「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「漁港一覧」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成）

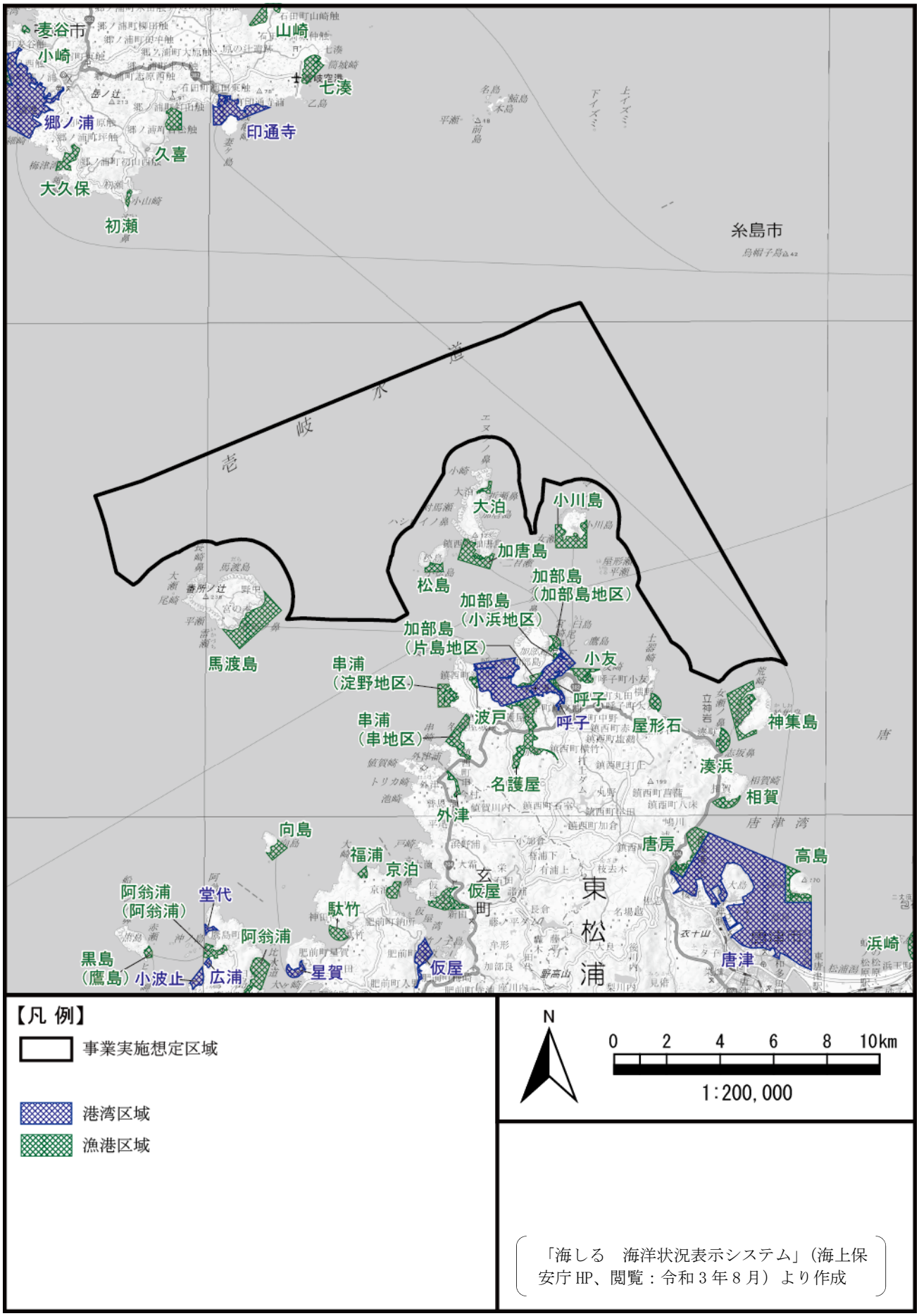

図 3.2-4　港湾・漁港の状況

(3)漁業区域の状況

事業実施想定区域及びその周囲の海域における「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和元年 5 月 15 日）に基づく海面漁業権の設定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-5 のとおりである。

表 3.2-12(1)　海面漁業権の設定状況

番号	種類	免許番号	漁業種類
1	共同漁業権	松共第 1 号	第 1 種：貝類漁業 6 件（あわび、さざえ等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かます建網漁業、かご漁業 4 件（ぼら、ばい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業
2	共同漁業権	松共第 2 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（ばい、あさり等）、藻類漁業 2 件（あまのり、ひとえぐさ）、その他漁業 2 件（たこ、なまこ） 第 2 種：雑魚磯建網漁業、かご漁業 2 件（ばい、かに）、あなごかご（うけ含む。）漁業、うなぎかご（うけ含む。）漁業
3	共同漁業権	松共第 3 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、さざえ等）、藻類漁業 6 件（ひじき、ふのり等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：かます建網漁業、雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かご漁業 3 件（ぼら、ばい、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業 第 3 種：ぼら飼付漁業
4	共同漁業権	松共第 4 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、さざえ等）、藻類漁業 4 件（ひじき、わかめ、えごのり、てんぐさ）、その他漁業 3 件（うに、たこ、なまこ） 第 2 種：かます建網漁業、雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かご漁業 3 件（ぼら、ばい、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業 第 3 種：ぼら飼付漁業
5	共同漁業権	松共第 5 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、さざえ等）、藻類漁業 5 件（ひじき、もずく等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かご漁業 2 件（ばい、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業
6	共同漁業権	松共第 6 号	第 1 種：貝類漁業 6 件（あわび、さざえ等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かご漁業 3 件（ばい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業
7	共同漁業権	松共第 7 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、ぶり建網漁業
8	共同漁業権	松共第 8 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、かご漁業 2 件（ばい、かに）、あなごかご（うけ含む。）漁業
9	共同漁業権	松共第 9 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 7 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、かご漁業 2 件（ばい、いか）
10	共同漁業権	松共第 10 号	第 1 種：貝類漁業 2 件（あわび、さざえ）、藻類漁業 5 件（ひじき、ふのり等）、その他漁業 3 件（うに、たこ、なまこ） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、いかかご漁業
11	共同漁業権	松共第 11 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、ぶり建網漁業
12	共同漁業権	松共第 12 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 5 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、いかかご漁業
13	共同漁業権	松共第 13 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、いか敷網漁業

注：表中の番号は、図 3.2-5 中の番号と対応する。

〔「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-12(2)　海面漁業権の設定状況

番号	種類	免許番号	漁業種類
14	共同漁業権	松共第 14 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業
15	共同漁業権	松共第 15 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：小型定置網漁業 2 件（雑魚、いか）、ぶり建網漁業、かご漁業 2 件（ばい、いか）、雑魚磯建網漁業
16	共同漁業権	松共第 16 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 8 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、あなごかご（うけ含む。）漁業、いかかご漁業、雑魚磯建網漁業
17	共同漁業権	松共第 17 号	第 1 種：貝類漁業 4 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 7 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚磯建網漁業、あなごかご（うけ含む。）漁業
18	共同漁業権	松共第 18 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 9 件（あまのり、ひじき等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：雑魚小型定置網漁業、雑魚磯建網漁業、ぶり建網漁業、かご漁業 5 件（ぼら、ばい、くろだい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業
19	共同漁業権	松共第 19 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 10 件（あまのり、すじあおのり等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：小型定置網漁業 2 件（雑魚、いか）、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、かご漁業 5 件（ぼら、ばい、くろだい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業 第 3 種：ぼら飼付漁業
20	共同漁業権	松共第 20 号	第 1 種：貝類漁業 9 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 10 件（あまのり、てんぐさ等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：小型定置網漁業 2 件（雑魚、いか）、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、かご漁業 5 件（ぼら、ばい、くろだい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）、しろうおやな
21	共同漁業権	松共第 21 号	第 1 種：貝類漁業 9 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 10 件（あまのり、すじあおのり等）、その他漁業 4 件（うに、たこ等） 第 2 種：小型定置網漁業 2 件（雑魚、いか）、雑魚磯建網漁業、建網漁業 2 件（ぶり、かます）、かご漁業 5 件（ぼら、ばい、くろだい、かに、いか）、あなごかご（うけ含む。）漁業、しろうお漁業
22	共同漁業権	北共第 12 号	第 1 種：貝類漁業 6 件（あさり、あわび等）、藻類漁業 8 件（あまのり、かじめ等）、その他漁業 4 件（いせえび、うに、たこ、なまこ） 第 2 種：雑魚磯刺網漁業、雑魚小型定置漁業、かご漁業 2 件（雑魚、いか）
23	共同漁業権	北共第 46 号	第 1 種：貝類漁業 6 件（あさり、あわび等）、藻類漁業 8 件（あまのり、かじめ等）、その他漁業 4 件（うに、えむし、たこ、なまこ） 第 2 種：雑魚磯刺網漁業、雑魚小型定置漁業
24	共同漁業権	北共第 47 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、かき等）、藻類漁業 9 件（あまのり、おごのり等）、その他漁業 4 件（うに、えむし、たこ、なまこ） 第 2 種：雑魚磯刺網漁業、雑魚小型定置漁業
25	共同漁業権	北共第 48 号	第 1 種：貝類漁業 5 件（あわび、かき等）、藻類漁業 9 件（あまのり、おごのり等）、その他漁業 4 件（うに、えむし、たこ、なまこ）
26	共同漁業権	北共第 49 号	第 2 種：雑魚磯刺網漁業、雑魚小型定置漁業
27	共同漁業権	北共第 50 号	第 1 種：貝類漁業 8 件（あわび、かき等）、藻類漁業 9 件（あまのり、おごのり等）、その他漁業 5 件（うに、えむし等） 第 2 種：雑魚小型定置漁業、雑魚磯刺網漁業
28	共同漁業権	北共第 53 号	第 1 種：貝類漁業 3 件（あわび、さざえ、とこぶし）、藻類漁業 6 件（あまのり、かじめ等）、その他漁業 4 件（うに、えむし、たこ、なまこ）
29	共同漁業権	北共第 54 号	第 2 種：雑魚磯刺網漁業

注：表中の番号は、図 3.2-5 中の番号と対応する。

〔「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-12(3)　海面漁業権の設定状況

番号	種類	免許番号	漁業種類
30	共同漁業権	北共第 55 号	第 1 種：貝類漁業 3 件（あわび、さざえ、とこぶし）、藻類漁業 2 件（あまのり、わかめ）、その他漁業 3 件（うに、たこ、なまこ） 第 2 種：雑魚磯刺網漁業
31	共同漁業権	筑共第 1 号	第 1 種：貝類漁業 17 件（あわび、とこぶし等）、藻類漁業 16 件（えごのり、あらめ等）、その他漁業 6 件（なまこ、いせえび等） 第 2 種：雑魚桝網漁業、いか小型定置網漁業、雑魚曲建網漁業、雑魚落網漁業、固定式さし網漁業、あなごうけ漁業（筒を含む。）、雑魚かご漁業
32	共同漁業権	筑共第 2 号	第 1 種：貝類漁業 3 件（あわび、とこぶし、さざえ）、藻類漁業 5 件（あらめ、くろめ等）、その他漁業 3 件（なまこ、たこ、うに） 第 2 種：固定式さし網漁業、雑魚かご漁業
33	区画漁業権	松区第 202 号	第 1 種：わかめ
34	区画漁業権	松区第 203 号	第 1 種：わかめ
35	区画漁業権	松区第 204 号	第 1 種：わかめ
36	区画漁業権	松区第 251 号	第 1 種：こんぶ
37	区画漁業権	松区第 252 号	第 1 種：こんぶ
38	区画漁業権	松区第 253 号	第 1 種：こんぶ
39	区画漁業権	松区第 254 号	第 1 種：こんぶ
40	区画漁業権	松区第 301 号	第 1 種：魚類小割式
41	区画漁業権	松区第 302 号	第 1 種：魚類小割式
42	区画漁業権	松区第 303 号	第 1 種：魚類小割式
43	区画漁業権	松区第 304 号	第 1 種：魚類小割式
44	区画漁業権	松区第 305 号	第 1 種：魚類小割式
45	区画漁業権	松区第 306 号	第 1 種：魚類小割式
46	区画漁業権	松区第 307 号	第 1 種：魚類小割式
47	区画漁業権	松区第 308 号	第 1 種：魚類小割式
48	区画漁業権	松区第 309 号	第 1 種：魚類小割式
49	区画漁業権	松区第 310 号	第 1 種：魚類小割式
50	区画漁業権	松区第 311 号	第 1 種：魚類小割式
51	区画漁業権	松区第 312 号	第 1 種：魚類小割式
52	区画漁業権	松区第 313 号	第 1 種：魚類小割式
53	区画漁業権	松区第 314 号	第 1 種：魚類小割式
54	区画漁業権	松区第 315 号	第 1 種：魚類小割式
55	区画漁業権	松区第 316 号	第 1 種：魚類小割式
56	区画漁業権	松区第 317 号	第 1 種：魚類小割式
57	区画漁業権	松区第 318 号	第 1 種：魚類小割式
58	区画漁業権	松区第 319 号	第 1 種：魚類小割式
59	区画漁業権	松区第 320 号	第 1 種：魚類小割式
60	区画漁業権	松区第 321 号	第 1 種：魚類小割式
61	区画漁業権	松区第 322 号	第 1 種：魚類小割式
62	区画漁業権	松区第 351 号	第 1 種：くろまぐろ小割式
63	区画漁業権	松区第 401 号	第 1 種：介類小割式
64	区画漁業権	松区第 402 号	第 1 種：介類小割式
65	区画漁業権	松区第 403 号	第 1 種：介類小割式
66	区画漁業権	松区第 404 号	第 1 種：介類小割式
67	区画漁業権	松区第 405 号	第 1 種：介類小割式
68	区画漁業権	松区第 406 号	第 1 種：介類小割式
69	区画漁業権	松区第 407 号	第 1 種：介類小割式
70	区画漁業権	松区第 408 号	第 1 種：介類小割式
71	区画漁業権	松区第 409 号	第 1 種：介類小割式
72	区画漁業権	松区第 410 号	第 1 種：介類小割式
73	区画漁業権	松区第 411 号	第 1 種：介類小割式

注：表中の番号は、図 3.2-5 中の番号と対応する。

〔「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-12(4)　海面漁業権の設定状況

番号	種類	免許番号	漁業種類
74	区画漁業権	松区第 412 号	第 1 種：介類小割式
75	区画漁業権	松区第 413 号	第 1 種：介類小割式
76	区画漁業権	松区第 414 号	第 1 種：介類小割式
77	区画漁業権	松区第 415 号	第 1 種：介類小割式
78	区画漁業権	松区第 416 号	第 1 種：介類小割式
79	区画漁業権	松区第 417 号	第 1 種：介類小割式
80	区画漁業権	松区第 418 号	第 1 種：介類小割式
81	区画漁業権	松区第 501 号	第 1 種：かき垂下式
82	区画漁業権	松区第 502 号	第 1 種：かき垂下式
83	区画漁業権	松区第 503 号	第 1 種：かき垂下式
84	区画漁業権	松区第 504 号	第 1 種：かき垂下式
85	区画漁業権	松区第 505 号	第 1 種：かき垂下式
86	区画漁業権	松区第 506 号	第 1 種：かき垂下式
87	区画漁業権	松区第 507 号	第 1 種：かき垂下式
88	区画漁業権	松区第 508 号	第 1 種：かき垂下式
89	区画漁業権	松区第 509 号	第 1 種：かき垂下式
90	区画漁業権	松区第 510 号	第 1 種：かき垂下式
91	区画漁業権	松区第 511 号	第 1 種：かき垂下式
92	区画漁業権	松区第 512 号	第 1 種：かき垂下式
93	区画漁業権	松区第 601 号	第 1 種：真珠
94	区画漁業権	松区第 602 号	第 1 種：真珠
95	区画漁業権	松区第 603 号	第 1 種：真珠
96	区画漁業権	松区第 604 号	第 1 種：真珠
97	区画漁業権	松区第 605 号	第 1 種：真珠
98	区画漁業権	松区第 606 号	第 1 種：真珠
99	区画漁業権	松区第 607 号	第 1 種：真珠
100	区画漁業権	松区第 608 号	第 1 種：真珠
101	区画漁業権	松区第 609 号	第 1 種：真珠
102	区画漁業権	松区第 610 号	第 1 種：真珠
103	区画漁業権	松区第 611 号	第 1 種：真珠
104	区画漁業権	松区第 651 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
105	区画漁業権	松区第 652 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
106	区画漁業権	松区第 653 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
107	区画漁業権	松区第 654 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
108	区画漁業権	松区第 655 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
109	区画漁業権	松区第 656 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
110	区画漁業権	松区第 657 号	第 1 種：真珠母貝垂下式
111	区画漁業権	北区第 518 号	第 1 種：藻類
112	区画漁業権	北区第 519 号	第 1 種：藻類
113	区画漁業権	北区第 539 号	第 1 種：藻類
114	区画漁業権	北区第 540 号	第 1 種：藻類
115	区画漁業権	北区第 541 号	第 1 種：藻類
116	区画漁業権	北区第 542 号	第 1 種：藻類
117	区画漁業権	北区第 543 号	第 1 種：藻類
118	区画漁業権	北区第 1088 号	第 1 種：魚類小割式
119	区画漁業権	北区第 1089 号	第 1 種：魚類小割式
120	区画漁業権	北区第 1090 号	第 1 種：魚類小割式
121	区画漁業権	北区第 1102 号	第 1 種：くろまぐろ小割式
122	区画漁業権	北区第 1103 号	第 1 種：魚類小割式
123	区画漁業権	北区第 1104 号	第 1 種：魚類小割式
124	区画漁業権	北区第 1133 号	第 1 種：魚類小割式
125	区画漁業権	北区第 1503 号	第 1 種：くろまぐろ小割式

注：表中の番号は、図 3.2-5 中の番号と対応する。

〔「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-12(5)　海面漁業権の設定状況

番号	種類	免許番号	漁業種類
126	区画漁業権	北区第 2082 号	第 1 種：介類垂下式
127	区画漁業権	北区第 2083 号	第 1 種：介類垂下式
128	区画漁業権	北区第 2085 号	第 1 種：介類垂下式
129	区画漁業権	北区第 2501 号	第 1 種：介類垂下式
130	区画漁業権	北区第 2502 号	第 1 種：介類垂下式
131	区画漁業権	北区第 3099 号	第 1 種：真珠
132	区画漁業権	北区第 3100 号	第 1 種：真珠
133	区画漁業権	北区第 3101 号	第 1 種：真珠
134	区画漁業権	北区第 3102 号	第 1 種：真珠
135	区画漁業権	北区第 3104 号	第 1 種：真珠
136	区画漁業権	北区第 3105 号	第 1 種：真珠
137	区画漁業権	北区第 3106 号	第 1 種：真珠
138	区画漁業権	北区第 3110 号	第 1 種：真珠
139	区画漁業権	北区第 4022 号	第 1 種：あこや貝垂下式
140	区画漁業権	北区第 4024 号	第 1 種：あこや貝垂下式
141	区画漁業権	北区第 4025 号	第 1 種：あこや貝垂下式
142	区画漁業権	北区第 4026 号	第 1 種：あこや貝垂下式
143	区画漁業権	北区第 4027 号	第 1 種：あこや貝垂下式
144	区画漁業権	北区第 4028 号	第 1 種：あこや貝垂下式
145	区画漁業権	筑区第 101 号	第 1 種：わかめ
146	定置漁業権	松定第 1 号	雑魚落網漁業

注：表中の番号は、図 3.2-5 中の番号と対応する。

〔「海しる　海洋状況表示システム」（海上保安庁 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

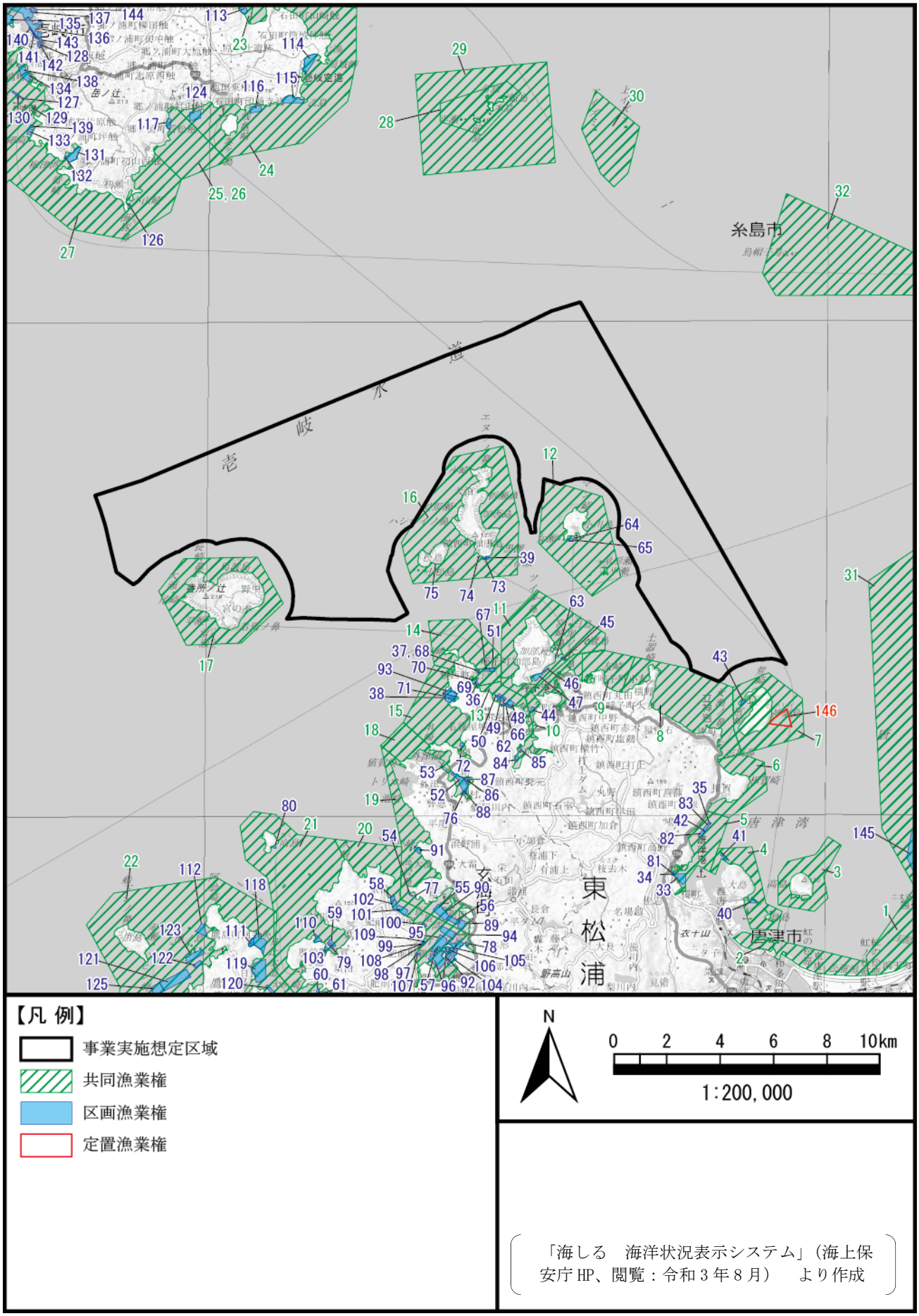

図 3.2-5　海面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域の周囲における主要な道路の状況は、表 3.2-13 及び図 3.2-6 のとおりであり、一般国道 204 号、主要地方道 23 号（唐津呼子線）、主要地方道 47 号（肥前呼子線）、一般県道 340 号（鎮西唐津線）等があげられる。

表 3.2-13(1)　事業実施想定区域の周囲における主要な道路

路線名	番号	交通量観測地点		交通量（12 時間）	交通量（24 時間）
		始点	終点		
一般国道 204 号	1	千々賀神田線	（菜畑）	29,042	37,755
	2	（菜畑）	（西唐津）	9,761	12,299
	3	（西唐津）	切木唐津線	10,141	12,706
	4	切木唐津線	唐津呼子線	*13,195*	*16,626*
	5	唐津呼子線	唐津呼子線	*6,733*	*8,888*
	6	唐津呼子線	一般国道 382 号	3,589	4,414
	7	一般国道 382 号	名護屋港線	2,986	3,673
	8	名護屋港線	一般国道 204 号	1,977	1,977
	9	一般国道 204 号	一般国道 204 号	－	－
	10	一般国道 204 号	今村枝去木線	*2,187*	*2,690*
	11	今村枝去木線	玄海町・唐津市境	2,055	2,507
	12	玄海町・唐津市境	星賀港線	1,849	2,274
一般国道 382 号	13	－	一般国道 204 号	1,959	2,351
	14	湯ノ本芦辺線	郷ノ浦港線	6,386	7,983
	15	郷ノ浦港線	（郷ノ浦町永田触）	8,137	9,648
	16	（郷ノ浦町永田触）	勝本石田線	3,961	4,872
主要地方道 23 号（唐津呼子線）	17	一般国道 204 号	虹の松原線	442	553
	18	虹の松原線	一般国道 204 号	4,469	5,702
	19	一般国道 204 号	鎮西唐津線	12,989	16,496
	20	鎮西唐津線	一般国道 204 号	*456*	*570*
主要地方道 23 号（勝本石田線）	21	郷ノ浦芦辺線	一般国道 382 号線	2,440	2,977
主要地方道 25 号（郷ノ浦港線）	22	－	一般国道 382 号	4,003	4,884
主要地方道 40 号（浜玉相知線）	23	鳥巣浜崎停車場線	一般国道 202 号	3,070	3,776
主要地方道 47 号（肥前呼子線）	24	切木唐津線	唐津市・玄海町境	1,044	1,242
	25	唐津市・玄海町境	玄海町町道	738	878
	26	玄海町町道	今村枝去木線	*3,614*	*4,445*
	27	今村枝去木線	玄海町町道	*516*	*635*
	28	玄海町町道	唐津呼子線	576	708
	29	唐津呼子線	鎮西唐津線	542	672
	30	鎮西唐津線	一般国道 204 号	*507*	*629*
主要地方道 59 号（郷ノ浦沼津勝本線）	31	一般国道 382 号	湯ノ本芦辺線	1,085	1,291
主要地方道 65 号（壱岐空港線）	32	－	勝本石田線	1,854	2,243
一般県道 109 号（鷹島肥前線）	33	鷹島肥前線	星賀港線	1,728	2,074
一般県道 158 号（鷹島線）	34	鷹島線	－	*1,741*	*2,107*
一般県道 173 号（郷ノ浦芦辺線）	35	一般国道 382 号	勝本石田線	3,323	4,087

表 3.2-13(2)　事業実施想定区域の周囲における主要な道路

路線名	番号	交通量観測地点		交通量（12 時間）	交通量（24 時間）
		始点	終点		
一般県道 175 号（渡良浦初瀬線）	36	－	郷ノ浦港線	*2,455*	*2,995*
	37	郷ノ浦港線	初瀬印通寺線	599	731
一般県道 176 号（初瀬印通寺線）	38	渡良浦初瀬線	一般国道 382 号	463	574
一般県道 216 号（唐津港線）	39	唐津呼子線	－	*1,881*	*2,276*
一般県道 217 号（星賀港線）	40	－	（肥前町星賀）	*1,942*	*2,369*
	41	（肥前町星賀）	一般国道 204 号	3,348	4,118
一般県道 236 号（唐津停車場線）	42	－	虹の松原線	4,646	5,761
一般県道 250 号（鏡山公園線）	43	一般国道 202 号	虹の松原線	265	310
一般県道 254 号（今村枝去木線）	44	一般国道 204 号	肥前呼子線	*4,247*	*5,266*
	45	肥前呼子線	玄海町・唐津市境	3,156	3,913
	46	玄海町・唐津市境	唐津呼子線	*4,247*	*5,266*
一般県道 265 号（切木唐津線）	47	肥前呼子線	一般国道 204 号	677	826
	48	一般国道 204 号	唐津呼子線	*852*	*1,039*
一般県道 292 号（加倉仮屋港線）	49	唐津呼子線	唐津市・玄海町境	*4362*	*5409*
	50	唐津市・玄海町境	一般国道 204 号	1,163	1,442
一般県道 301 号（波戸岬線）	51	－	一般国道 204 号	1,350	1.620
	52	波戸岬線	一般国道 204 号	－	－
一般県道 310 号（名護屋港線）	53	波戸岬線	一般国道 204 号	11,100	13,875
一般県道 317 号（納所入野線）	54	－	星賀港線	2,230	2,273
一般県道 340 号（鎮西唐津線）	55	肥前呼子線	唐津呼子線	3,572	4,252
	56	唐津呼子線	唐津肥前線	1,866	2,258
一般県道 347 号（虹の松原線）	57	唐津呼子線	一般国道 202 号	9,988	12,585
	58	一般国道 202 号	鏡山公園線	7,967	10,038

注：1. 表中の番号は、図 3.2-6 中の番号に対応する。
2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時
3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。
4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。
5.「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査集計表」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

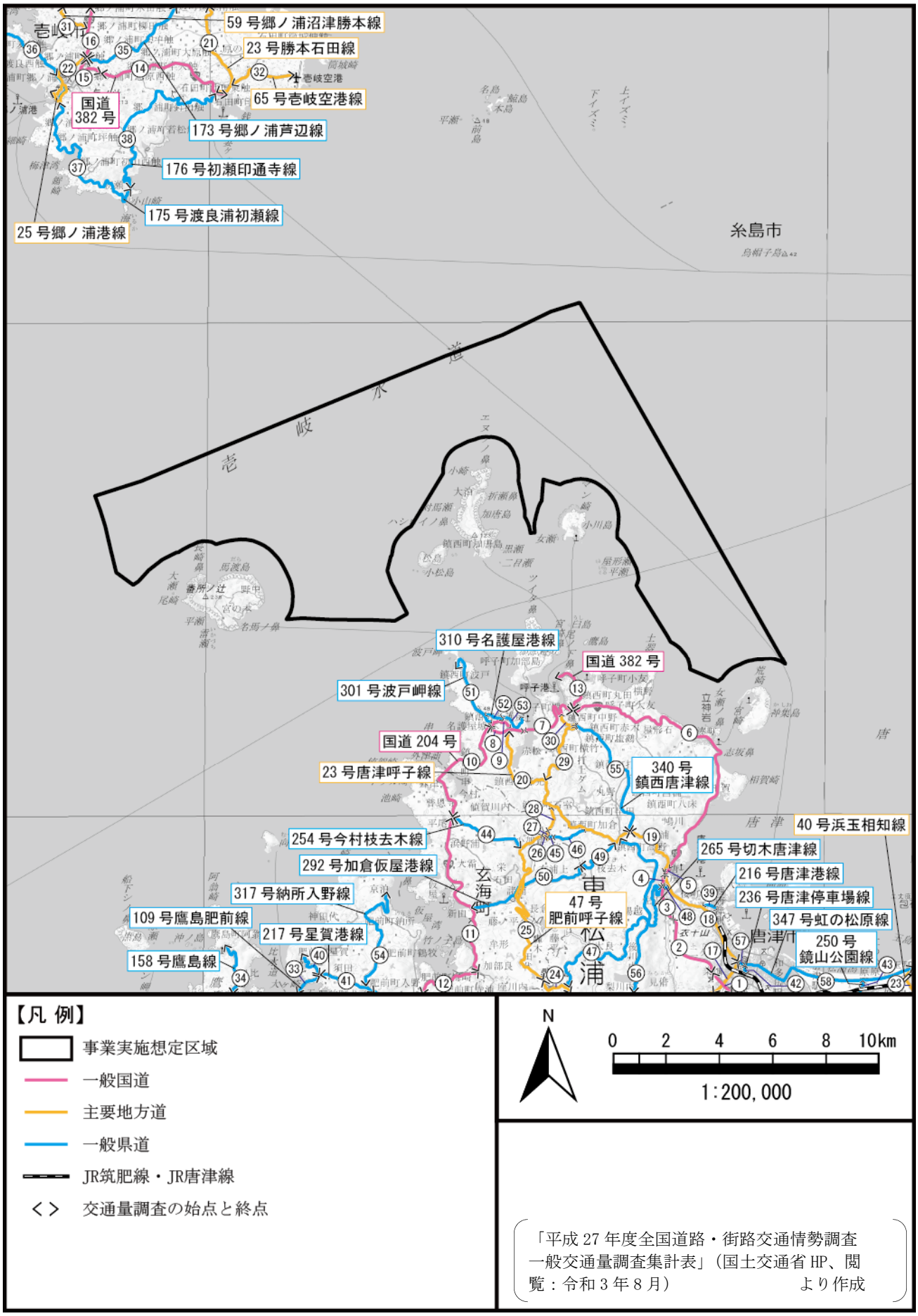

図 3.2-6　主要な道路の状況

2. 海上交通の状況

(1) 入港船舶状況

事業実施想定区域及びその周囲には、図 3.2-4 のとおり唐津港、呼子港等の港湾がある。入港船舶等の状況は表 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-14　入港船舶等の状況（令和元年）

県	港湾	入港船舶		海上出入貨物	
		隻数（隻）	総トン数（t）	移出（t）	移入（t）
佐賀県	唐津	4,348	4,404,044	600,183	1,642,789
	呼子	11,754	512,241	1,400	1,400
	仮屋	274	16,440	－	－
	星賀	4,898	145,949	－	－
長崎県	郷ノ浦	15,629	3,121,429	448,670	329,766
	印通寺	2,339	1,790,357	396,156	397,277

注：「－」は該当がないことを示す。

〔「港湾調査（年報）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

(2) 定期航路の状況

事業実施想定区域及びその周囲における定期航路の状況は、表 3.2-15 及び図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-15　定期航路の状況

番号	経　路	種　別
①	高島～唐津	定期船
②	神集島～湊	定期船
③	小川島～呼子	定期船
④	馬渡島～呼子	定期船
⑤	加唐島～呼子	定期船
⑥	向島～星賀	定期船
⑦	松島～呼子	定期船
⑧	博多～壱岐～対島	高速旅客船、フェリー、RORO 船
⑨	博多～青方～福江	フェリー
⑩	唐津～印通寺	フェリー
⑪	阿翁～御厨	フェリー

（「唐津地域公共交通網形成計画」（唐津市・玄海町、平成 27 年）
「航路情報」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成）

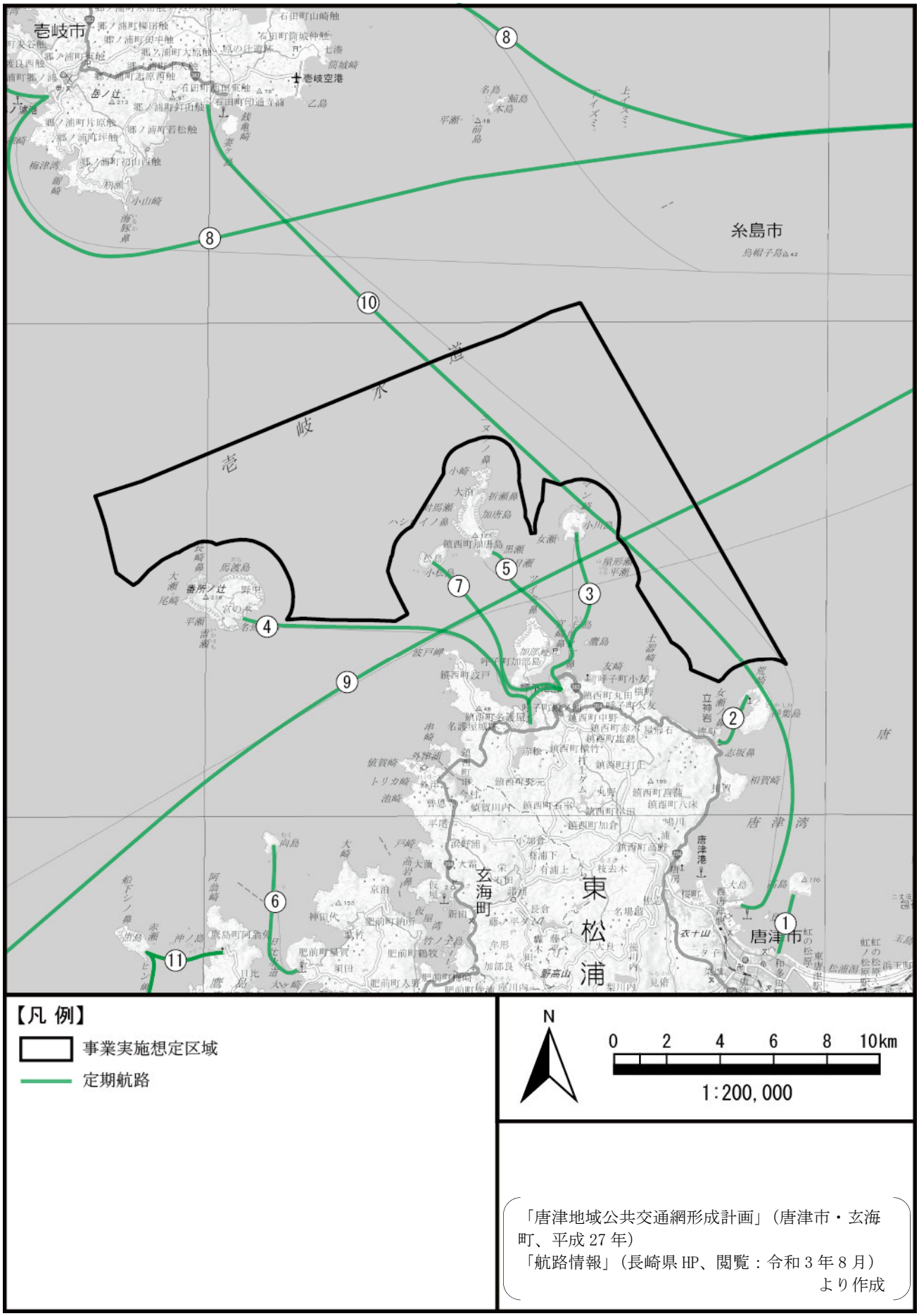

「唐津地域公共交通網形成計画」（唐津市・玄海町、平成 27 年）
「航路情報」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
より作成

図 3.2-7　定期航路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設の分布状況は図 3.2-8(1)のとおりであり、事業実施想定区域近傍の配慮が特に必要な施設は、表 3.2-16 及び図 3.2-8(2)～(5)のとおりである。

事業実施想定区域からの最寄りの配慮が特に必要な施設は神集島診療所で、距離は約 1.1km である。

また、住宅等の配置の概況は、図 3.2-8 のとおりであり、事業実施想定区域から最寄りの住宅等までの距離は約 1.0km である。

表 3.2-16　配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
小学校	湊小学校	唐津市湊町 1291-2
小中学校	馬渡小中学校	唐津市鎮西町馬渡島 41
	加唐小中学校	唐津市鎮西町加唐島 25
	小川小中学校	唐津市呼子町小川島 841
中学校	湊中学校	唐津市湊町 594
医療機関	馬渡島診療所	唐津市鎮西町馬渡島 24
	松島診療所	唐津市鎮西町松島 3487-1 （松島老人憩いの家）
	加唐島診療所	唐津市鎮西町加唐島 407
	小川島診療所	唐津市呼子町小川島 161-1
	神集島診療所	唐津市神集島 2782-3
	岸川内科	唐津市湊町 769-1
保育所・こども園	聖母保育園	唐津市鎮西町馬渡島 588
	加唐島保育所	唐津市鎮西町加唐島 382
	小川島保育園	唐津市呼子町小川島 279
	湊保育園	唐津市湊町 817
福祉施設	特別養護老人ホームみなと園	唐津市湊町 4290-1
	グループホーム　だんらん	唐津市湊町 1133-3

「施設案内」（唐津市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「99 さがネット」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「介護サービス事業所一覧（2021 年 7 月 1 日現在）」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

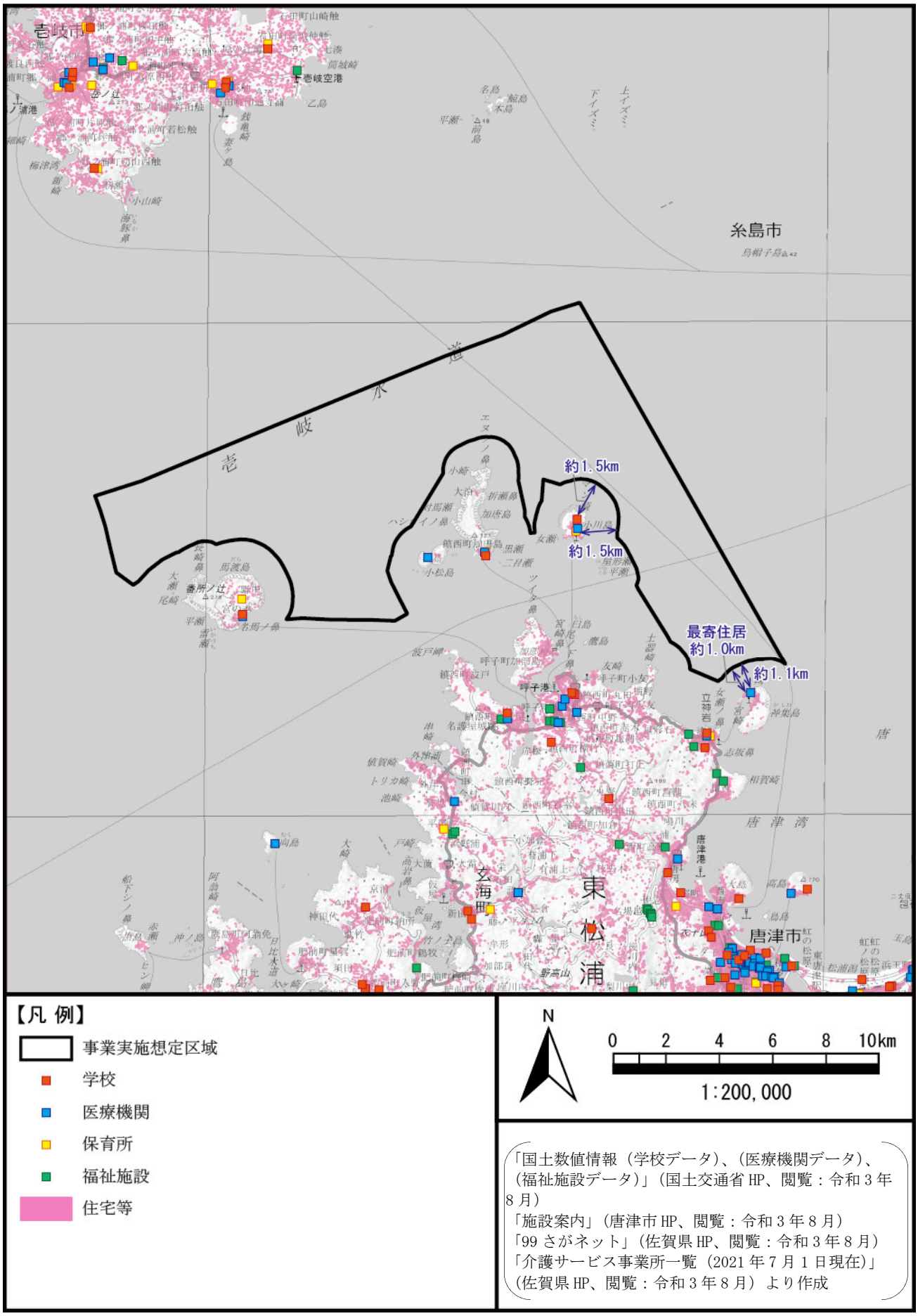

図 3.2-8(1)　配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概要

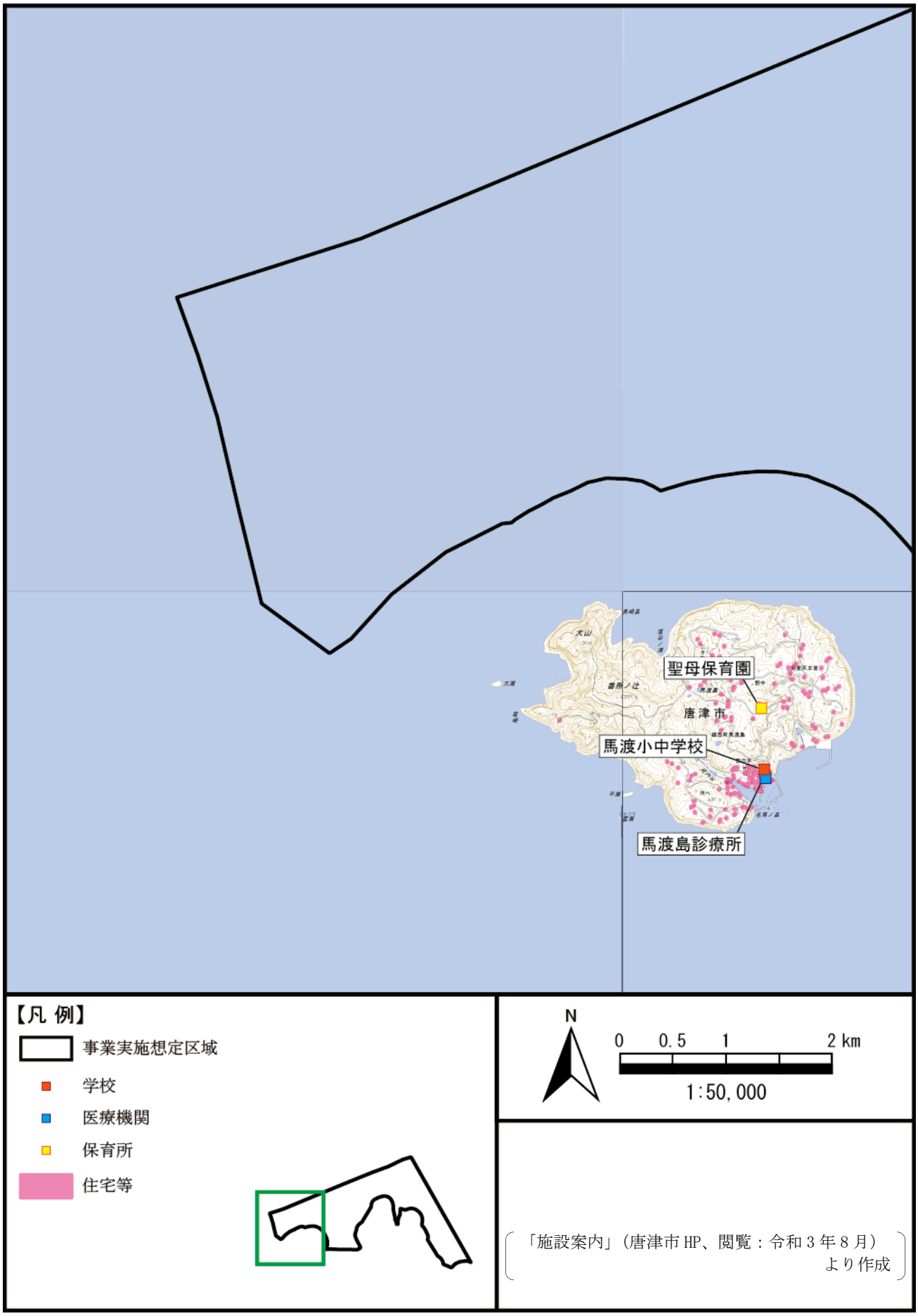

図 3.2-8(2)　配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概要（拡大図 1）

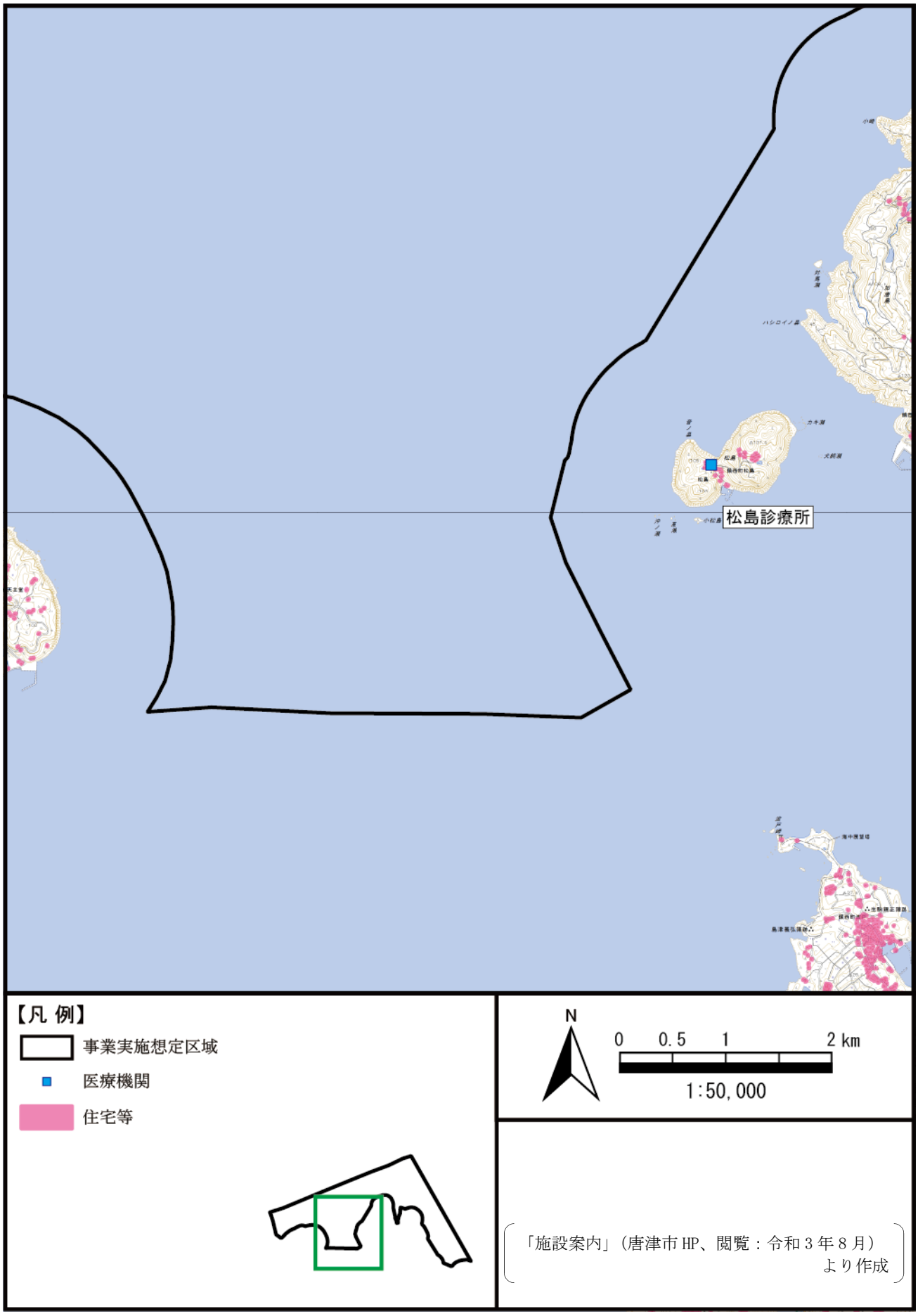

図 3.2-8(3)　配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概要（拡大図 2）

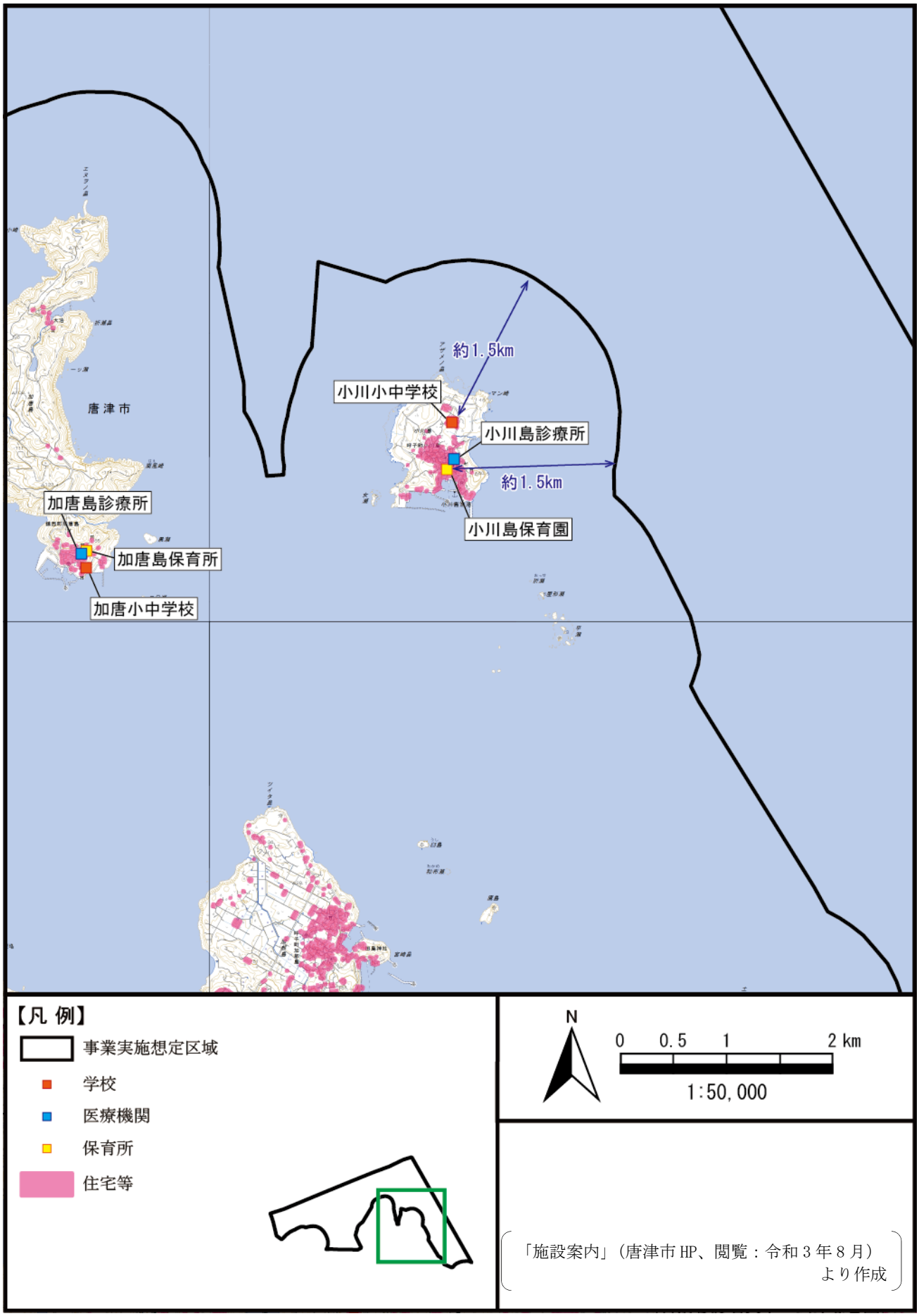

図 3.2-8(4)　配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概要（拡大図 3）

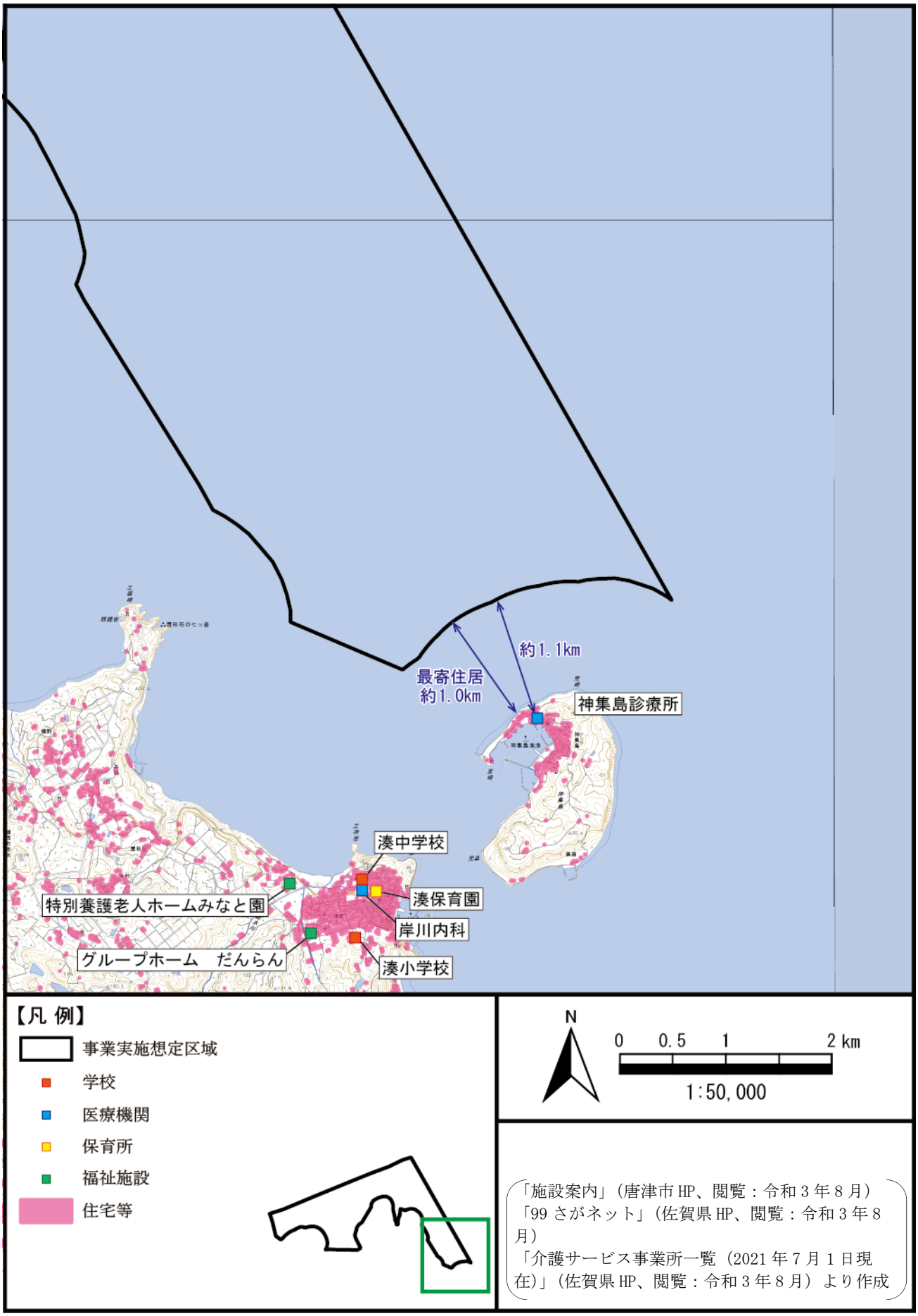

図 3.2-8(5)　配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概要（拡大図 4）

3.2.6 下水道の整備状況

洋上風力発電事業であることから記載しない。

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

事業実施想定区域及びその周囲の自治体における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-17 のとおりである。

令和元年度のごみ総排出量は、唐津市で 39,590t、玄海町で 1,505t、松浦市で 6,883t、壱岐市で 9,043t、糸島市で 34,764t となっている。

表 3.2-17(1)　一般廃棄物の処理状況（令和元年度）

区　分		唐津市	玄海町	佐賀県	松浦市
ごみ総排出量	計画収集量（t）	37,694	1,465	234,842	6,008
	直接搬入量（t）	1,531	18	32,480	560
	集団回収量（t）	365	22	4,079	315
	合計（t）	39,590	1,505	271,401	6,883
ごみ処理量	直接焼却量（t）	31,989	1,320	221,547	5,803
	直接最終処分量（t）	4	0	15	0
	焼却以外の中間処理量（t）	3,402	163	39,902	765
	直接資源化量（t）	3,830	0	5,870	0
	合計（t）	39,225	1,483	267,334	6,568
中間処理後再生利用量（t）		1,159	57	43,651	946
リサイクル率（%）		13.5	5.2	19.7	18.3
最終処分量（t）		4,712	221	10,735	263

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「一般廃棄物処理事業実態調査結果　令和元年度」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-17(2)　一般廃棄物の処理状況（令和元年度）

区　分		壱岐市	長崎県	糸島市	福岡県
ごみ総排出量	計画収集量（t）	5,978	390,470	28,132	1,386,692
	直接搬入量（t）	3,065	74,297	5,082	312,785
	集団回収量（t）	0	14,530	1,550	72,988
	合計（t）	9,043	479,297	34,764	1,772,465
ごみ処理量	直接焼却量（t）	6,920	401,651	28,329	1,369,950
	直接最終処分量（t）	0	9,722	0	14,873
	焼却以外の中間処理量（t）	0	43,806	4,885	285,817
	直接資源化量（t）	1,931	6,501	0	105,514
	合計（t）	8,851	461,680	33,214	1,776,154
中間処理後再生利用量（t）		880	54,369	7,028	209,444
リサイクル率（%）		31.8	15.8	24.7	21.0
最終処分量（t）		0	38,940	0	182,361

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「一般廃棄物処理事業実態調査結果　令和元年度」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

2. 産業廃棄物

佐賀県、長崎県及び福岡県における産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-18 のとおりである。佐賀県の平成 30 年度の排出量は 2,771 千ｔ、長崎県の令和元年度の排出量は 4,868 千ｔ、福岡県の平成 30 年度の排出量は 15,140 千ｔである。

また、事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-19、立地状況は図 3.2-9 のとおりであり、中間処理施設 242 か所、最終処分場 17 か所となっている。

表 3.2-18　産業廃棄物の処理状況

（単位：千ｔ）

県	発生量	有償物量	排出量				
			合計	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量
佐賀県	2,865	94	2,771	1,444	1,263	63	1
長崎県	5,025	158	4,868	3,117	1,527	224	0
福岡県	17,215	2,075	15,140	7,533	7,087	520	－

注：佐賀県及び福岡県は平成 30 年度、長崎県は令和元年度の値である。

（「第５次佐賀県廃棄物処理計画」（佐賀県、令和３年）
「第５次長崎県廃棄物処理計画」（長崎県、令和３年）
「令和２年度　環境白書」（福岡県、令和２年）より作成）

表 3.2-19　産業廃棄物処理施設数（平成 24 年）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場	県	市町村	中間処理施設	最終処分場
佐賀県	佐賀市	20	1	福岡県	福岡市	45	3
	唐津市	13	1		筑紫野市	1	0
	鳥栖市	3	0		春日市	1	0
	多久市	12	3		大野城市	9	0
	伊万里市	5	2		太宰府市	1	0
	武雄市	5	1		古賀市	8	0
	鹿島市	1	0		糸島市	12	1
	小城市	2	0		那珂川市	10	0
	嬉野市	2	0		宇美町	9	0
	神埼市	11	2		志免町	3	0
	吉野ヶ里町	3	0		須恵町	8	0
	みやき町	1	0		新宮町	11	0
	玄海町	0	1		久山町	1	0
	有田町	2	1		粕屋町	5	0
	江北町	1	0	合計		242	17
	白石町	2	1				
長崎県	佐世保市	23	0				
	平戸市	3	0				
	壱岐市	4	0				
	波佐見町	5	0				

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和３年８月）より作成〕

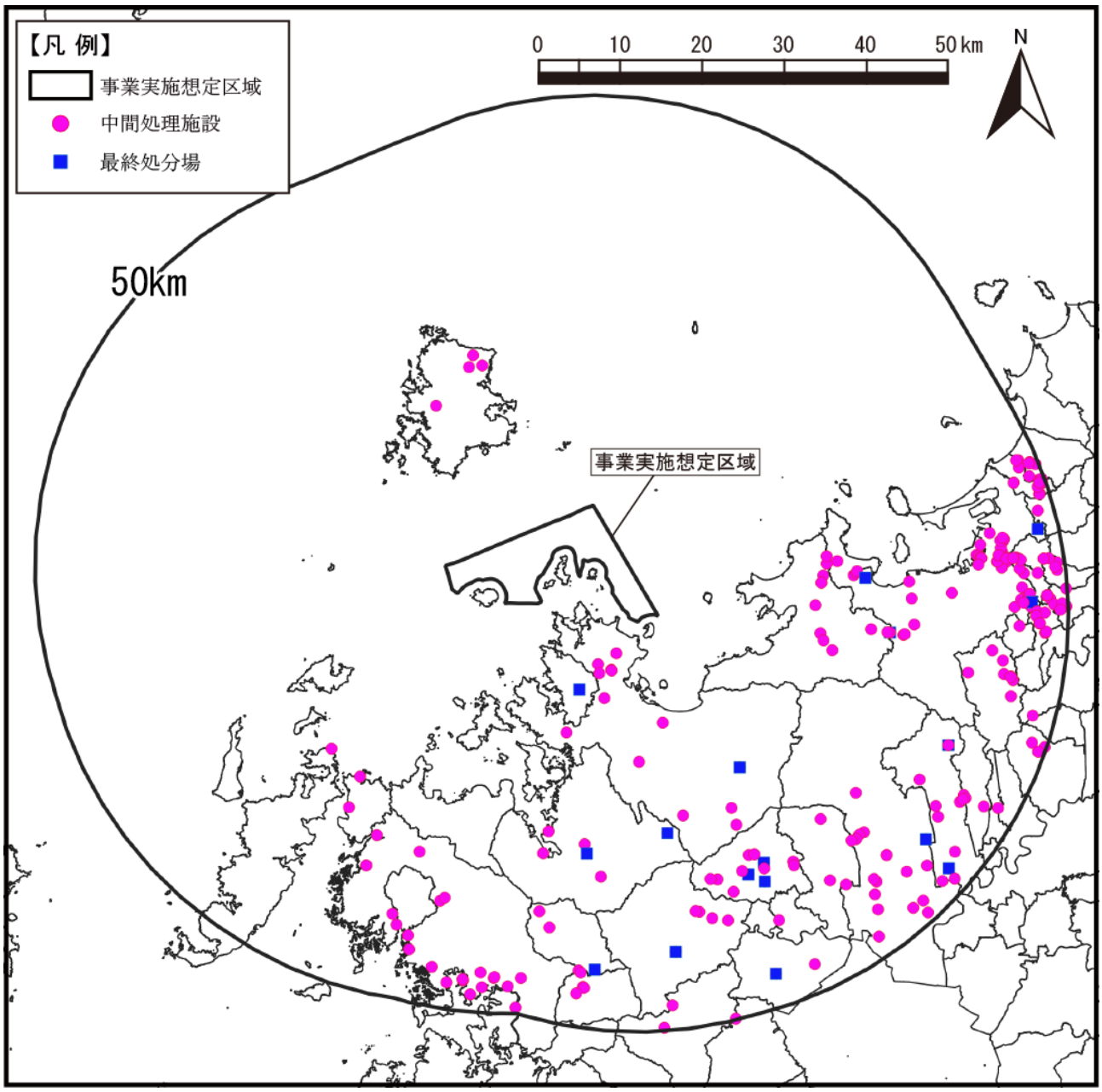

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

図 3.2-9　産業廃棄物処理施設の分布状況（50km）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1)環境基準

① 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は、表3.2-20(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-20(1)　大気の汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）　より作成

表3.2-20(2)　大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物　　質	環　境　上　の　条　件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき表 3.2-21 のとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周囲の騒音類型の指定の状況は図 3.2-10 のとおりである。

表 3.2-21(1)　騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基　準　値	
	昼　間 (6:00～22:00)	夜　間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：AA 地域：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A 地域：専ら住居の用に供される地域
B 地域：主として住居の用に供される地域
C 地域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(2)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼　間 (6:00～22:00)	夜　間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(3)　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼　間（6:00～22:00）	夜　間（22:00～6:00）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

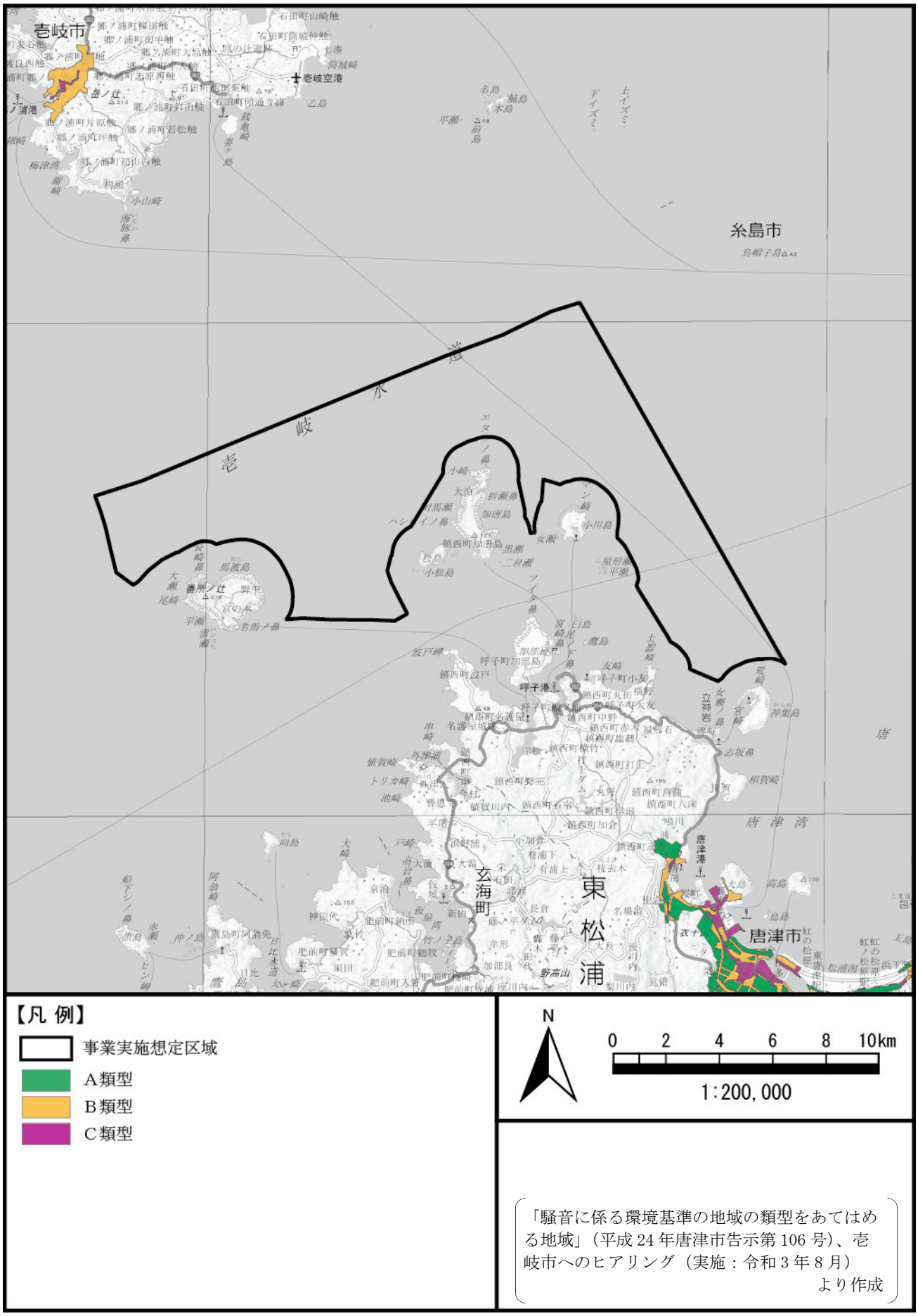

図 3.2-10　騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおり、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、図 3.2-11 のとおり、松浦川、町田川上流、佐志川上流、江頭川、有浦川及び幡鉾川が河川類型 A、町田川下流及び佐志川下流が河川 C 類型、玄海海域、松浦海域、壱岐海域及び唐津湾水域が海域 A 類型、唐津湾が海域 B 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-26 のとおりであり、すべての地下水について一律に定められている。

表 3.2-22　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-23(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道１級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道２級 水産１級 水　　浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道３級 水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産３級 工業用水１級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	―
D	工業用水２級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	―
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和２年３月 30 日）より作成〕

表 3.2-23(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg／L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg／L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg／L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg／L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和２年３月 30 日）より作成〕

表 3.2-24(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道１級 水産１級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2･3 級 水産２級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産３級 工業用水１級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	―
C	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2･3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-24(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1･2･3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-24(3)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-24(4)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-25(1)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産 1 級 水　　浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-25(2)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表 3.2-25(3)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表 3.2-25(4)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

「令和元年度（2019 年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和 3 年）
「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（長崎県、令和 2 年）
「令和元年度公共用水域水質測定結果」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）　より作成

図 3.2-11　水質汚濁に係る環境基準の BOD・COD 等に関する類型指定の状況

表 3.2-26　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-27 のとおりである。

表 3.2-27　土壌汚染に係る環境基準

項　　目	環　境　上　の　条　件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Ｌにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、表 3.2-28 のとおり定められている。

表 3.2-28　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　体	基　準　値
大　気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水　質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/ｇ以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/ｇ以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

（「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成）

(2)規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、唐津市、玄海町、松浦市、壱岐市及び糸島市は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。

騒音に関する規制基準は、表 3.2-29～表 3.2-31 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲における、騒音規制地域の状況は図 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-29(1)　特定工場等において発生する騒音の規制基準（唐津市、玄海町、糸島市）

時間の区分 / 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 4 年佐賀県告示第 399 号）
「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 107 号）
「環境基準及び騒音規制法の規制区域（特定工場等）」（糸島市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

表 3.2-29(2)　特定工場等において発生する騒音の規制基準（松浦市）

時間の区分 / 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～20:00)	夕 (20:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

〔「環境保全条例に係る協議等」（松浦市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成〕

表 3.2-30　特定建設作業の騒音の規制に関する基準

規制種別 / 区域の区分	騒音の大きさ	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85デシベル	19：00～7：00の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第2号区域		22：00～6：00の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

注：区域の区分については以下のとおりである。

第1号区域：次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域

イ　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

第2号区域：上記以外の地域

（「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）　より作成）

表 3.2-31　自動車騒音要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
a区域及びb区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
a区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下

備考

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

（「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日）　より作成）

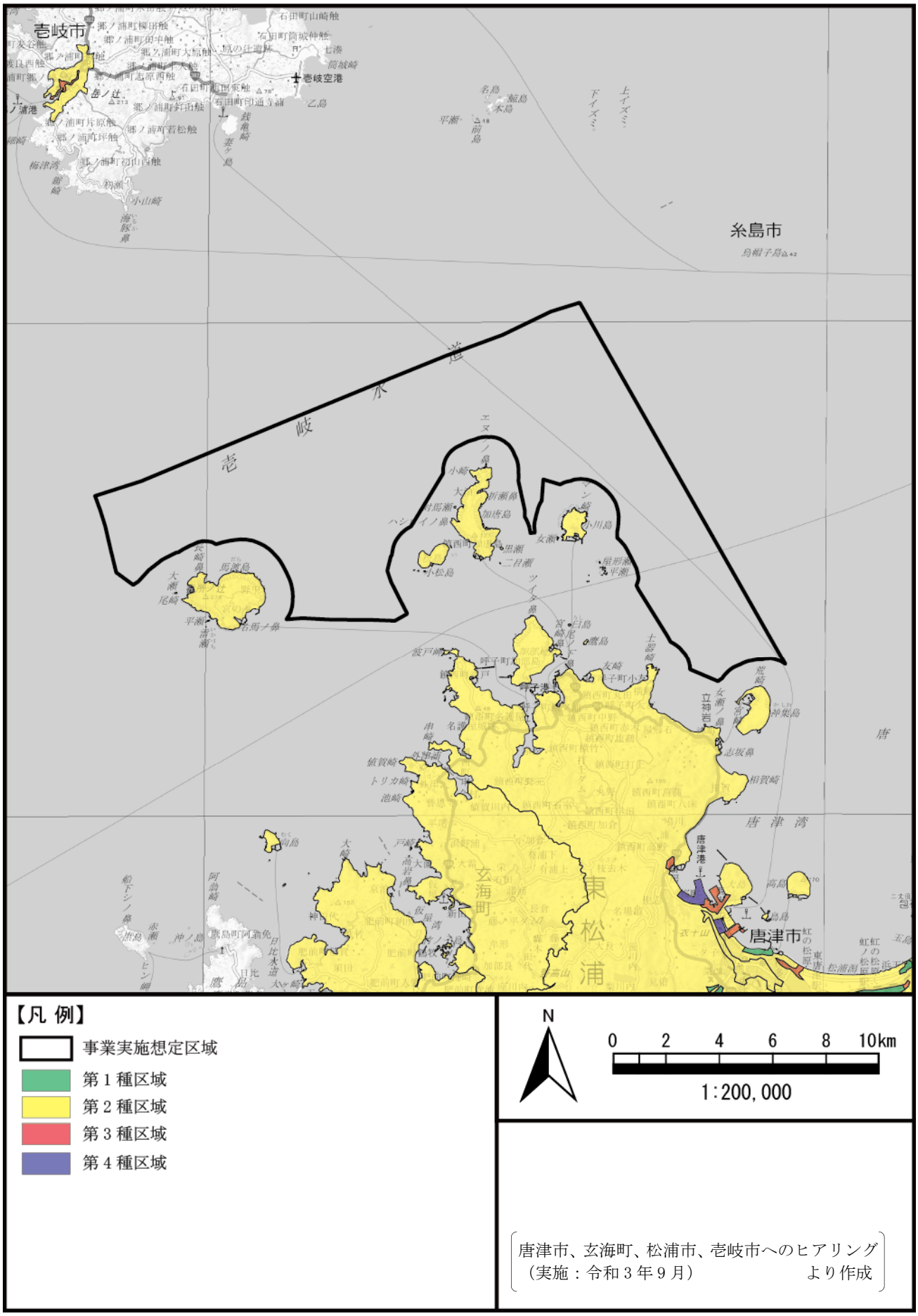

図 3.2-12　騒音に係る規制地域

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。

振動に関する規制基準は表 3.2-32～表 3.2-33 のとおりである。

事業実施想定区域の周囲における、振動規制地域の状況は図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-32　特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼 間 （8：00～19：00）	夜 間 （19：00～8：00）
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成 4 年佐賀県告示第 402 号）
「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 110 号）
「環境保全条例に係る協議等」（松浦市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「環境基準及び騒音規制法の規制区域（特定工場等）」（糸島市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
より作成

表 3.2-33　特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別 / 区域の区分	振動の大きさ	作業時刻	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	75 デシベル	19：00～7：00 の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
第 2 号区域		22：00～6：00 の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

注：区域の区分については以下のとおりである。

第 1 号区域：次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が指定した区域

イ　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内であること。

第 2 号区域：上記以外の地域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

表 3.2-34　道路交通振動の要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2. 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定めた時間をいう。
昼間：午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時まで
夜間：午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時まで

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

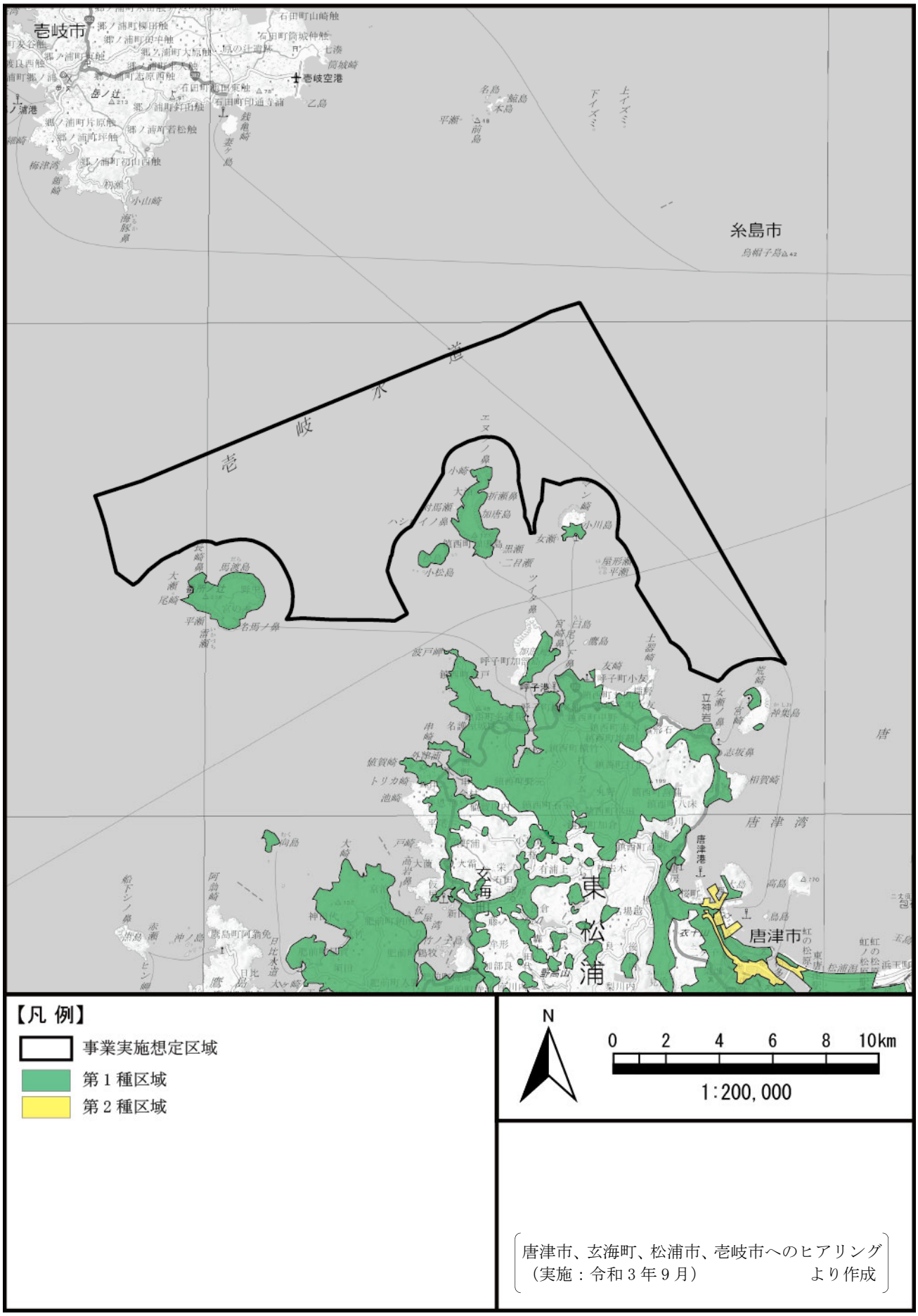

図 3.2-13　振動に係る規制地域

④ 水質汚濁

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が表 3.2-35 のとおり定められている。

また、佐賀県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年佐賀県条例 12 号）、長崎県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年長崎県条例第 64 号）、福岡県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年福岡県条例第 8 号）に基づき、上乗せ排水基準を定めているが、事業実施想定区域及びその周囲には設定された区域はない。

表 3.2-35(1)　水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(Vl)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域　230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域　15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（※）100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：1.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	

注：「(※)」は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日）より作成〕

表 3.2-35(2)　水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項　　目	許　容　限　度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm^3
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考

1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼※、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域※及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）
「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

⑤ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑥ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 3 年 6 月 2 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 第 4 期佐賀県環境基本計画

佐賀県では、「佐賀県環境基本条例」（平成 9 年佐賀県条例第 16 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として、「佐賀県環境基本計画」を策定している。環境保全の基本となる取組を着実に推進するとともに、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応していくため、令和 3 年 3 月に「第 4 期佐賀県環境基本計画」を策定し、県民、CSO（Slivil Society Organizations：市民社会組織）、事業者、行政等が相互に連携し、一体となって環境に関する様々な課題に取り組むことで、豊かな佐賀の環境を守り、次の世代に繋げていくことを目指すとしている。

計画期間は令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とし、施策の展開方向は、表 3.2-36 のとおりである。

表 3.2-36　施策の展開方向

施策展開方向		
1	地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	・地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ・気候変動の影響への適応 ・再生可能エネルギー等の推進
2	安全・安心で快適な生活環境の保全	・大気環境の保全 ・水環境・土壌環境の保全 ・玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ・化学物質等による環境リスクの低減
3	循環型社会の形成	・循環型社会の形成促進 ・安全・安心な廃棄物対策～まなぶ、つながる、ささえる～
4	多様な自然環境の保全・活用	・生物多様性の保全・活用 ・有明海の再生 ・地域環境の保全と再生 ・自然環境の利活用
5	環境を考えて行動する人づくり	・環境教育・環境学習等の推進 ・各主体のネットワークによる環境への取組の推進
6	環境負荷の少ない地域づくり	・環境情報の充実と発信 ・危機管理体制の充実 ・多様な環境保全の手法の活用 ・環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ・豊かで潤いのある地域づくり ・環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり ・広域的取組（共同調査研究など）

〔「第 4 期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、令和 3 年）より作成〕

② 第 2 次唐津市環境基本計画

唐津市では、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史・文化を守り、未来に引き継いでいくため、平成 19 年 3 月に「唐津市環境基本計画」を策定した。社会情勢などが変化したことに的確に対応するため、「第 2 次唐津市環境基本計画」（唐津市、平成 30 年）を策定し、唐津市が目指す望ましい環境像「海・山・川と人が響きあう唐津」の実現に向けて、市民、CSO、事業者と協力し、環境に関する施策に取り組んでいる。

計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間とし、5 つの環境の分野に沿って環境目標を設定し、総合的に施策を展開している。環境目標は表 3.2-37 のとおりである。

表 3.2-37　環境目標

望ましい環境像	環境目標	
海・山・川と人が響きあう唐津	地球環境	地球にやさしいまちを目指します
	自然環境	豊かな自然があふれるまちを目指します
	生活・快適環境	安心して健やかな暮らしが送れるまちを目指します
	資源循環	資源を大切にするまちを目指します
	環境教育・環境学習	環境への思いをつなぎ育てるまちを目指します

〔「第 2 次唐津市環境基本計画」（唐津市、平成 30 年）より作成〕

③ 第五次玄海町総合計画

玄海町では、環境や福祉、教育、まちの基盤整備などあらゆる分野の方針を定めた「第五次玄海町総合計画」（玄海町、平成 28 年）を策定している。

計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とし、目指すべき将来像を「人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町」としている。計画の基本目標は表 3.2-38 のとおりである。

表 3.2-38　計画の基本目標

目指すべき将来像	基本目標	
人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町	①環境分野	自然と共生するまち
	②産業分野	活力が向上するまち
	③教育分野	次代を育成するまち
	④健康分野	福祉が充実するまち
	⑤安全分野	安心を確保するまち
	⑥快適分野	ここちよい生活ができるまち
	⑦協働分野	住民が参画するまち

〔「第五次玄海町総合計画」（玄海町、平成 28 年）より作成〕

④ 第 4 次長崎県環境基本計画

長崎県では、「長崎県環境基本条例」（平成 9 年長崎県条例第 47 号）に掲げる基本理念の実現に向けた取組を推進するため、「第 4 次長崎県環境基本計画」を令和 3 年 3 月に策定した。地球温暖化対策、生物多様性の保全、循環型社会の構築等、重要で喫緊の課題を解決する取組を強力に推進することにより、長崎県のめざすべき環境像の実現に努めることとしている。

計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、めざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」としている。

めざすべき環境像の実現に向けた基本目標と施策の方向性は表 3.2-39 のとおりである。

表 3.2-39　基本目標と施策の方向性

めざすべき環境像	基本目標	施策の方向性
海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県	Ⅰ 脱炭素社会づくり	地球温暖化対策(緩和策)の推進 気候変動適応策の普及促進
	Ⅱ 人と自然が共生する地域づくり	生物多様性の保全 自然の恵みがもたらす地域資源の活用
	Ⅲ 循環型社会づくり	プラスチックごみ対策の推進 廃棄物の 4R と適正処理の推進
	Ⅳ 安全・安心で快適な環境づくり	大気環境の保全 水環境の保全 環境保健の推進 快適で美しいまちの保全
	環境保全のための共通的取組	行動と参画・協働の推進 各種施策の基盤となる施策の充実

〔「第 4 次長崎県環境基本計画」（長崎県、令和 3 年）より作成〕

⑤ 松浦市総合計画

松浦市では、市のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針となる「松浦市総合計画」（松浦市、令和 2 年）を策定した。

計画期間は 2020 年度から 2029 年度で、「育つ」「つながる」「根をおろす」を基本理念として、14 の方向性、6 つの将来像に基づき、市民の声を各施策へ反映している。

6 つの将来像は表 3.2-40 のとおりである。

表 3.2-40　6 つの将来像

将来像	
1	学び育てるまち
2	誇れるまち
3	仕事をつくるまち
4	未来へ続くまち
5	安心・幸せのまち
6	皆でチャレンジするまち

〔「松浦市総合計画」（松浦市、令和 2 年）より作成〕

⑥ 第 3 次壱岐市総合計画

壱岐市では、これからのまちづくりの指針となる、「第 3 次壱岐市総合計画（2020～2024)」（壱岐市、令和元年）を策定した。

計画期間は 2020 年度から 2024 年度までの 5 年間とし、基本理念として「誰一人取り残さない。」を掲げ、その実現を目指す基本的な考え方を「協働のまちづくり」としている。まちづくりの基本目標は表 3.2-41 のとおりである。

表 3.2-41　基本目標

基本理念	未来宣言	基本目標
誰一人取り残さない。 協働のまちづくり。	壱岐、誇り 我々が未来をつくる	希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
		結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
		地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
		自然と歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている
		関係人口を増やし、壱岐への新しい人の流れをつくる
		協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

〔「第 3 次壱岐市総合計画（2020～2024)」（壱岐市、令和元年）より作成〕

⑦ 福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）

福岡県では、「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画)」（福岡県、平成 30 年)を策定し、県民一人ひとりが幸福を実感できる福岡県を次世代に引き継いでいくことを目指して、地球温暖化対策を進める「低炭素社会の推進」や廃棄物の排出抑制や適正処理を進める「循環型社会の推進」、生物多様性の保全と持続可能な利用を進める「自然共生社会の推進」などの分野別施策と、環境関連産業支援や地域・人づくりなどの分野横断的な施策からなる 7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示している。

計画期間は平成 30 年度からの 5 年間とし、環境の将来像を「『豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県』～経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ～」としている。環境の視点から 7 つの柱を設定し、各柱の目指す姿は表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42　7 つの柱の目指す姿

7 つの柱	
1	低炭素社会の推進
2	循環型社会の推進
3	自然共生社会の推進
4	健康で快適に暮らせる生活環境の形成
5	国際環境協力の推進
6	経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
7	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

〔「福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画)」（福岡県、平成 30 年）より作成〕

⑧ 第 2 次糸島市長期総合計画

糸島市では、“新しい時代の糸島”を創っていくための市の最上位計画として、「第 2 次糸島市長期総合計画」（糸島市、令和 3 年）を策定した。

計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、10 年後のまちの姿として、『人とまちの魅力が輝く　豊かさ実感都市　いとしま』を将来像に設定している。まちづくりの基本目標は表 3.2-43 のとおりである。

表 3.2-43　まちづくりの基本目標

将来像	まちづくりの基本目標
人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市　いとしま	1.未来社会で輝く子どもを育むまちづくり
	2.人と人がつながり助け合うまちづくり
	3.みんなの命と暮らしを守るまちづくり
	4.健康で安心して暮らせるまちづくり
	5.ブランド糸島で活気あふれるまちづくり
	6.快適で住みよいまちづくり

〔「第 2 次糸島市長期総合計画」（糸島市、令和 3 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）、「佐賀県立自然公園条例」（昭和 33 年佐賀県条例第 50 号）、「長崎県立自然公園条例」（昭和 33 年長崎県条例第 21 号）及び「福岡県立自然公園条例」（昭和 38 年福岡県条例第 25 号）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-44 及び図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に「玄海国定公園」及び「壱岐対馬国定公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

海域公園地域：国立公園または国定公園内の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に設けられた地区。特に海産資源、海底地形などにおいて特に重要とされている地区で、海域公園の根幹を成す。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファーゾーン）。

表 3.2-44　自然公園の概要

名称	指定年月日	面積（ha）	関係自治体
玄海国定公園	昭和 31 年 6 月 1 日	10,151.9	佐賀県：唐津市、玄海町、伊万里市 長崎県：松浦市 福岡県：北九州市、宗像市、福津市、古賀市、福岡市、糸島市、岡垣町、新宮町、久山町
壱岐対馬国定公園	昭和 43 年 7 月 22 日	11.946	壱岐市、対馬市

「令和 2 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 3 年）
「長崎県の自然公園の一覧」（長崎県 HP、閲覧：令和 8 年 8 月）
「福岡県の自然公園」（福岡県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）より作成

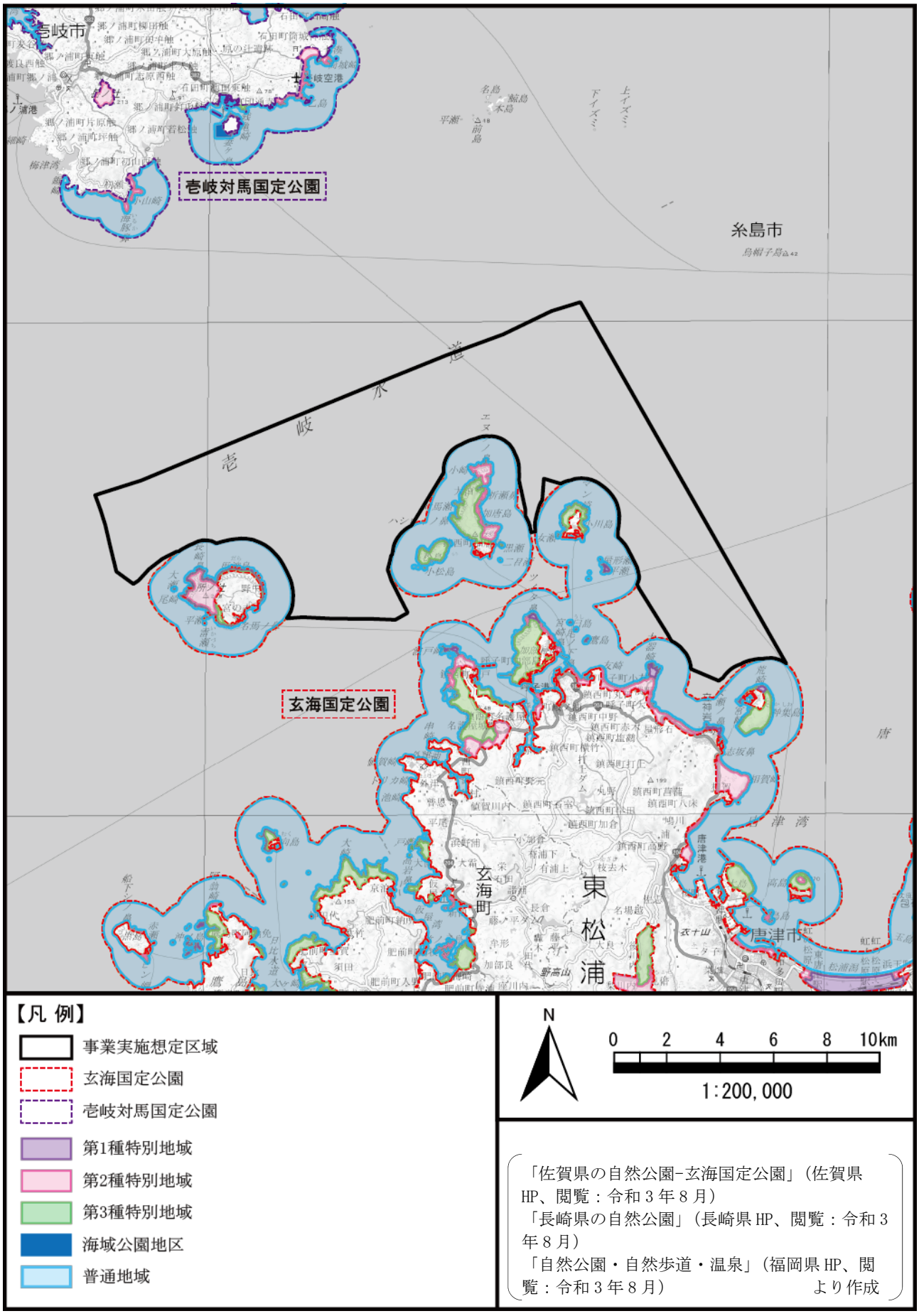

図 3.2-14　自然公園の指定状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域の周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」（平成 20 年長崎県条例第 15 号）及び「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年福岡県条例第 28 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく文化遺産及び自然遺産の区域

事業実施想定区域の周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づく世界遺産の指定はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区

事業実施想定区域の周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域の周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 3.2-45 及び図 3.2-15 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に鳥獣保護区が存在している。

表 3.2-45　鳥獣保護区の設定状況

名称	指定区分	面積（ha）	期間
加唐島鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護区	258	令和 10 年 10 月 31 日
小川島鳥獣保護区	集団渡来地の保護区	92	令和 10 年 10 月 31 日
松島鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護区	58	令和 10 年 10 月 31 日
馬渡島鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	400	令和 4 年 10 月 31 日
唐津鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	575	令和 3 年 10 月 31 日
玄海鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	1,202	令和 11 年 10 月 31 日
高島鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	62	令和 9 年 10 月 31 日
印通寺鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	19	令和 7 年 10 月 31 日
初山小学校愛護林鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	8	令和 5 年 10 月 31 日

「佐賀県鳥獣保護区等位置図」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「鳥獣保護区の指定」（昭和 33 年佐賀県告示第 84 号）
「長崎県鳥獣保護区等位置図　令和 2 年度」（長崎県、令和 2 年）より作成

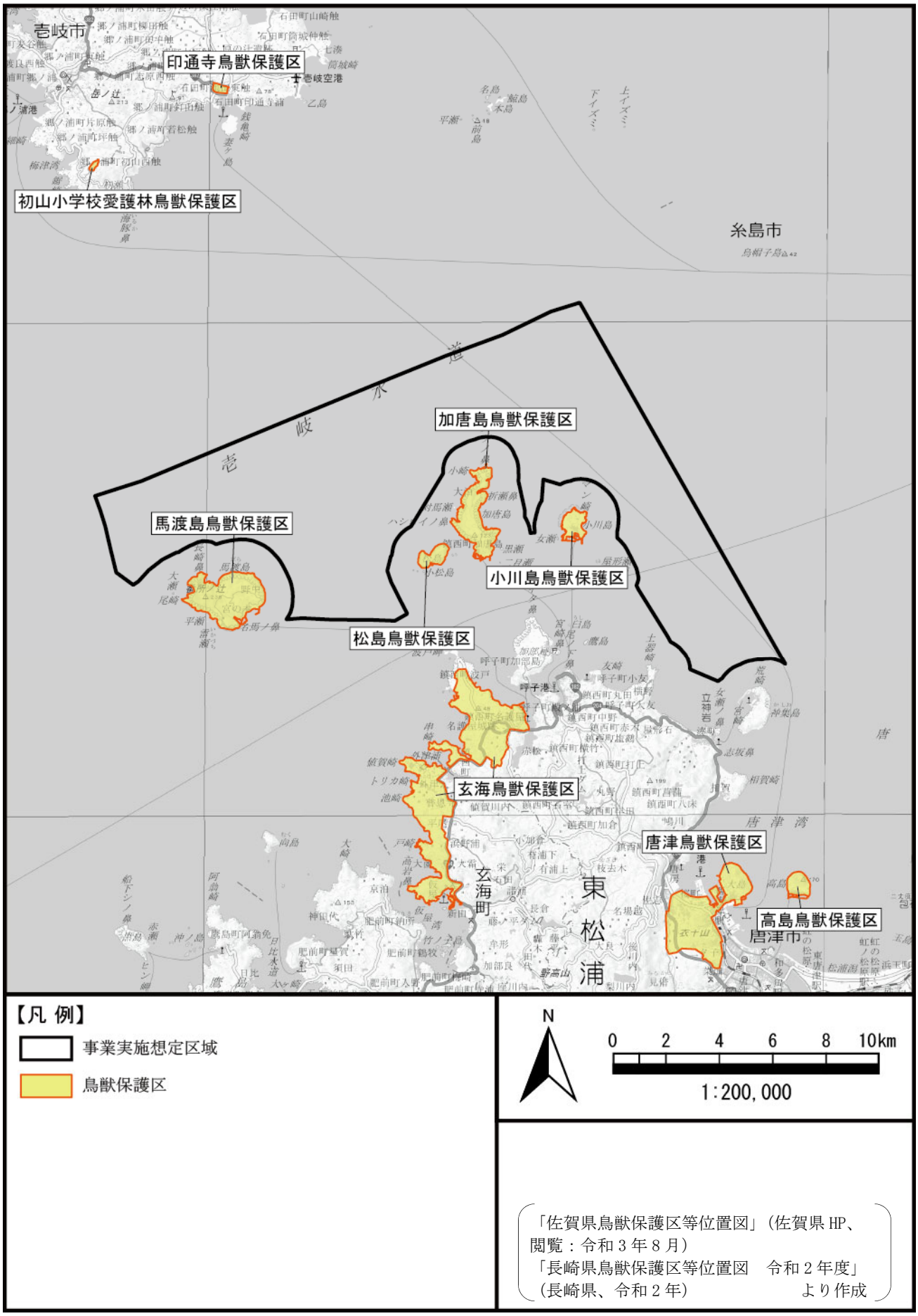

図 3.2-15　鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域の周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）第 36 条第 1 項に基づく生息地等保護区の指定はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の登録はない。

⑧ 水産資源保護法に基づく保護水面

事業実施想定区域及びその周囲における、「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく保護水面の指定はない。

(2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域の周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）に基づき指定された史跡・名勝・天然記念物の指定状況は、表 3.2-46 及び図 3.2-16 のとおりである。

表 3.2-46　史跡・天然記念物

指定	項目	番号	名称	所在地
国	特別史跡	1	名護屋城跡並陣跡	唐津市鎮西町・唐津市呼子町、東松浦郡玄海町
		2	原の辻遺跡	壱岐市芦辺町・石田町
	史跡	3	菜畑遺跡	唐津市菜畑字松円寺 3355-1
	天然記念物	4	屋形石の七ツ釜	唐津市湊大字屋形石
		5	カラスバト	唐津市、東松浦郡玄海町（地域を定めず指定）
		6	広沢寺のソテツ	唐津市鎮西町池の端
	特別名勝	7	虹ノ松原	唐津市（東唐津、鏡、浜玉町浜崎）
佐賀県	史跡	8	瓢塚古墳	唐津市呼子町加部島字鉢ノ底
	天然記念物	9	加部島暖地性植物群落	唐津市呼子町加部島
		10	弁天島の呼子岩脈群	唐津市呼子町殿ノ浦字辻 2040 番地 1 他
長崎県	史跡	11	亀丘城跡	壱岐市郷ノ浦町本村触字大里 683
		12	大塚山古墳	壱岐市芦辺町深江栄触
		13	壱岐国安国寺跡	壱岐市芦辺町深江栄触 546
	天然記念物	14	鷹島町住吉神社のアコウ	松浦市鷹島町里免 114
		15	壱岐白沙八幡神社社叢	壱岐市石田町筒城仲触 1010
		16	壱岐の鏡岳神社社叢	壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川 1587
		17	壱岐志原のスキヤクジャク群落	壱岐市郷ノ浦町志原大原触
		18	壱岐安国寺のスギ	壱岐市芦辺町深江栄触 564
		19	初瀬の岩脈	壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川 1586
唐津市	天然記念物	20	湊の立神岩	唐津市
		21	神集島のハマユウ群生地	唐津市
		22	舞鶴公園のフジ	唐津市
松浦市	史跡	23	龍面庵	松浦市鷹島町阿翁免
		24	元寇記念之碑	松浦市鷹島町阿翁免
壱岐市	史跡	25	大米古墳	壱岐市郷ノ浦町初山東触
		26	永田 12 号墳	壱岐市郷ノ浦町永田触
	天然記念物	27	重山塚	壱岐市石田町筒城西触
		28	村社津神社	壱岐市郷ノ浦町牛方触
		29	村社弥佐支刀神社	壱岐市郷ノ浦町大原触
		30	村社天手長比売神社跡	壱岐市郷ノ浦町田中触
		31	村社大国玉神社	壱岐市郷ノ浦町大原触
		32	村社国津意加美神社	壱岐市郷ノ浦町本村触
		33	大原天神の森一号墳・二号墳	壱岐市郷ノ浦町大原触
		34	平山古墳	壱岐市石田町石田東触
		35	山川家のエノキ	壱岐市郷ノ浦町平人触
		36	梅の老大木	壱岐市石田町池田西触
		37	大久保遺跡	壱岐市石田町筒城東触
		38	松尾古墳	壱岐市郷ノ浦町永田触
		39	大山祇神社の社叢	壱岐市
		40	初山海岸のホウライシダ群落	壱岐市郷ノ浦町坪触
		41	イヌガヤ(犬榧)	壱岐市石田町筒城仲触
		42	貞婦玉主売の墓	壱岐市芦辺町深江鶴亀触
		43	鳥山井	壱岐市郷ノ浦町大原触
		44	無格社見上神社	壱岐市郷ノ浦町若松触
		45	無格社物部布都神社跡	壱岐市郷ノ浦町田中触
		46	遣新羅使，雪連宅満の墓	壱岐市石田町池田東触

「佐賀県文化財データベース」（佐賀県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
「市内の指定文化財一覧」（松浦市 HP、閲覧：令和 3 年 8 月）
唐津市、壱岐市へのヒアリング（実施：令和 3 年 9 月）より作成

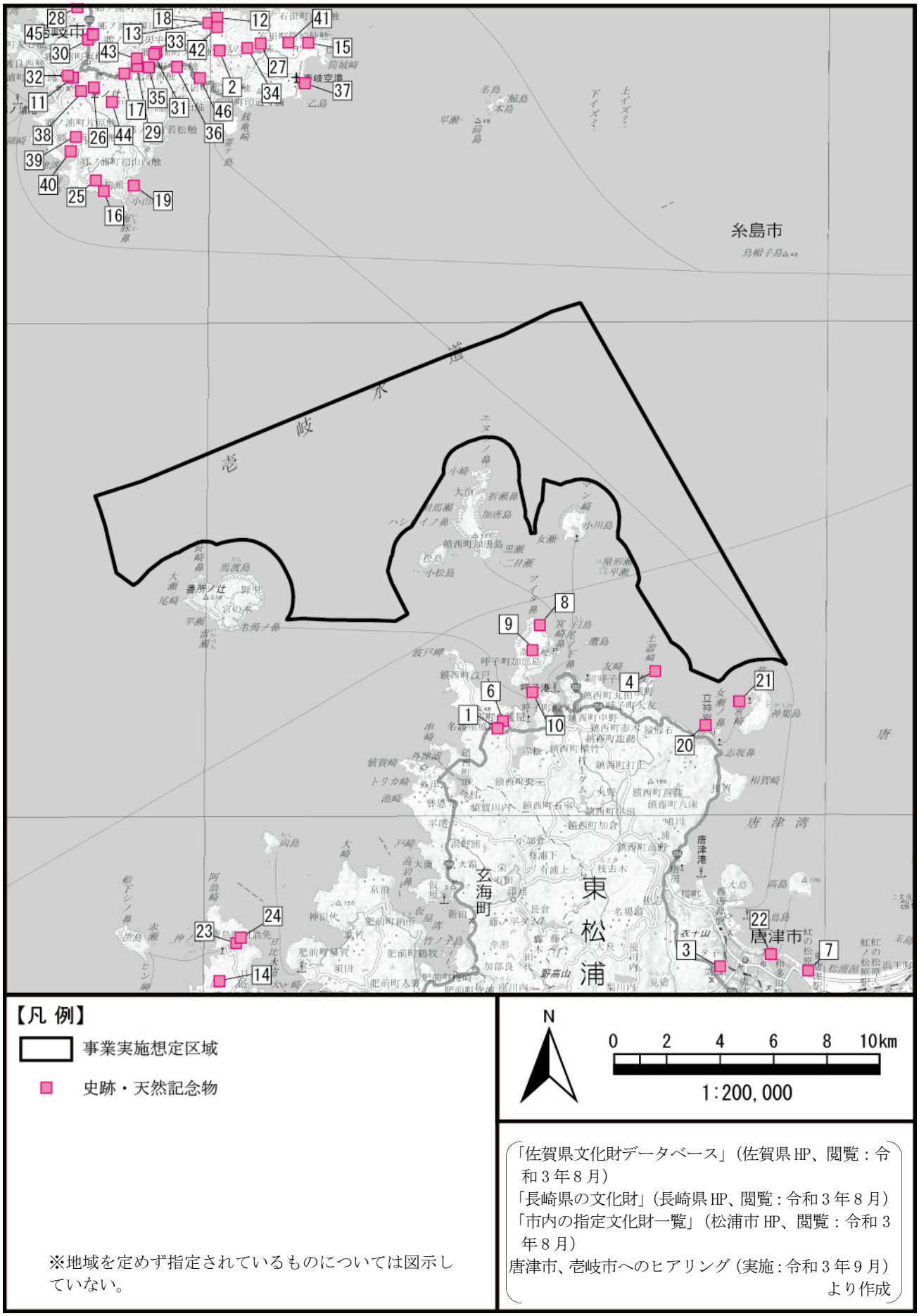

図 3.2-16　史跡・天然記念物の指定状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

事業実施想定区域の周囲における「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）に基づく景観計画区域について、唐津市、松浦市、壱岐市の全域が景観計画区域に指定されているが、事業実施想定区域は該当しない。

② 風致地区

事業実施想定区域の周囲おける、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく風致地区は、唐津市に「舞鶴公園風致地区」、「虹の松原風致地区」、「唐津ゴルフ場風致地区」の指定があり、位置は図 3.2-17 のとおりである。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域の周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-18 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に保安林がある。

② 海岸保全区域

事業実施想定区域の周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域は、図 3.2-19 のとおりである。

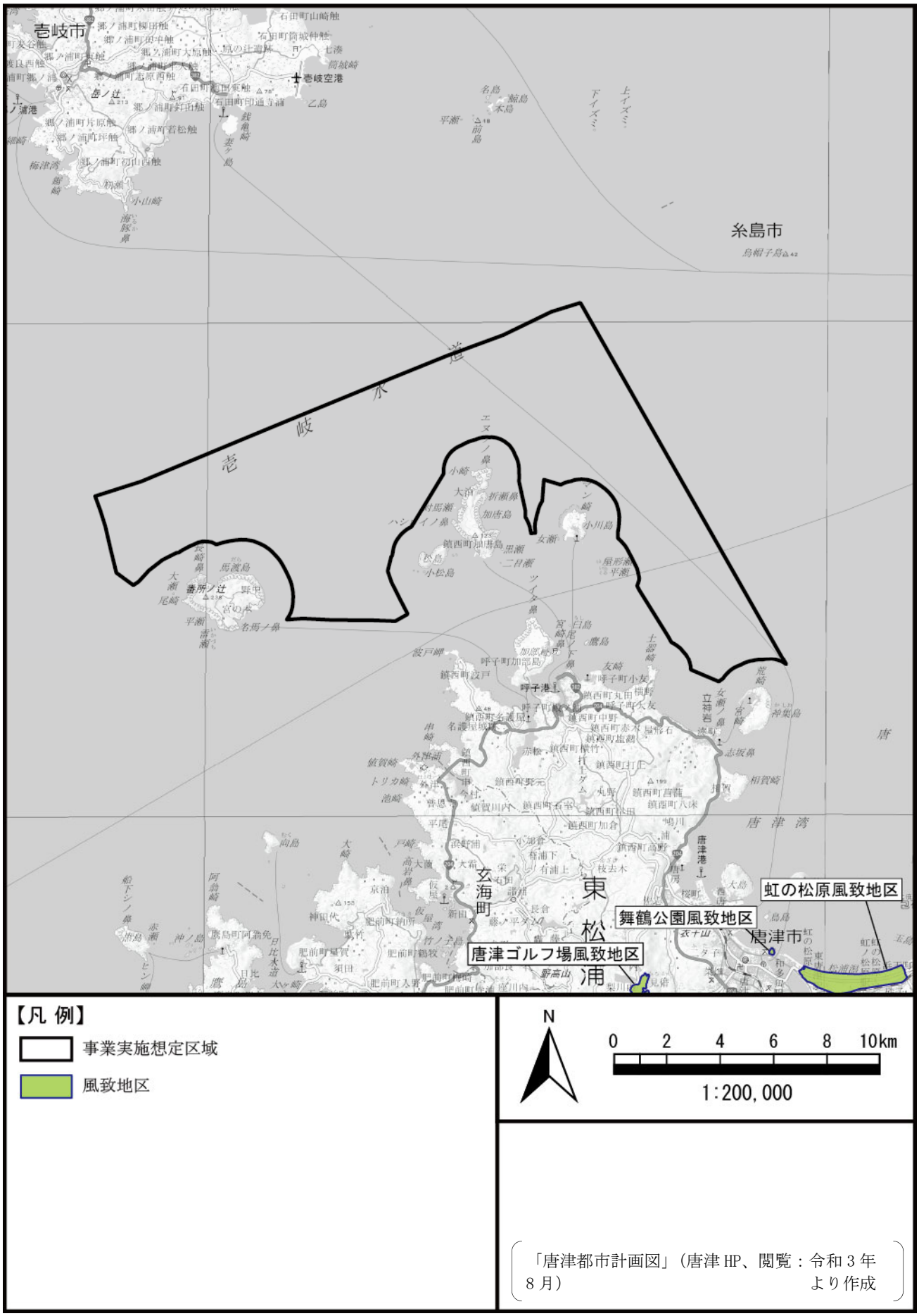

図 3.2-17　風致地区の指定状況

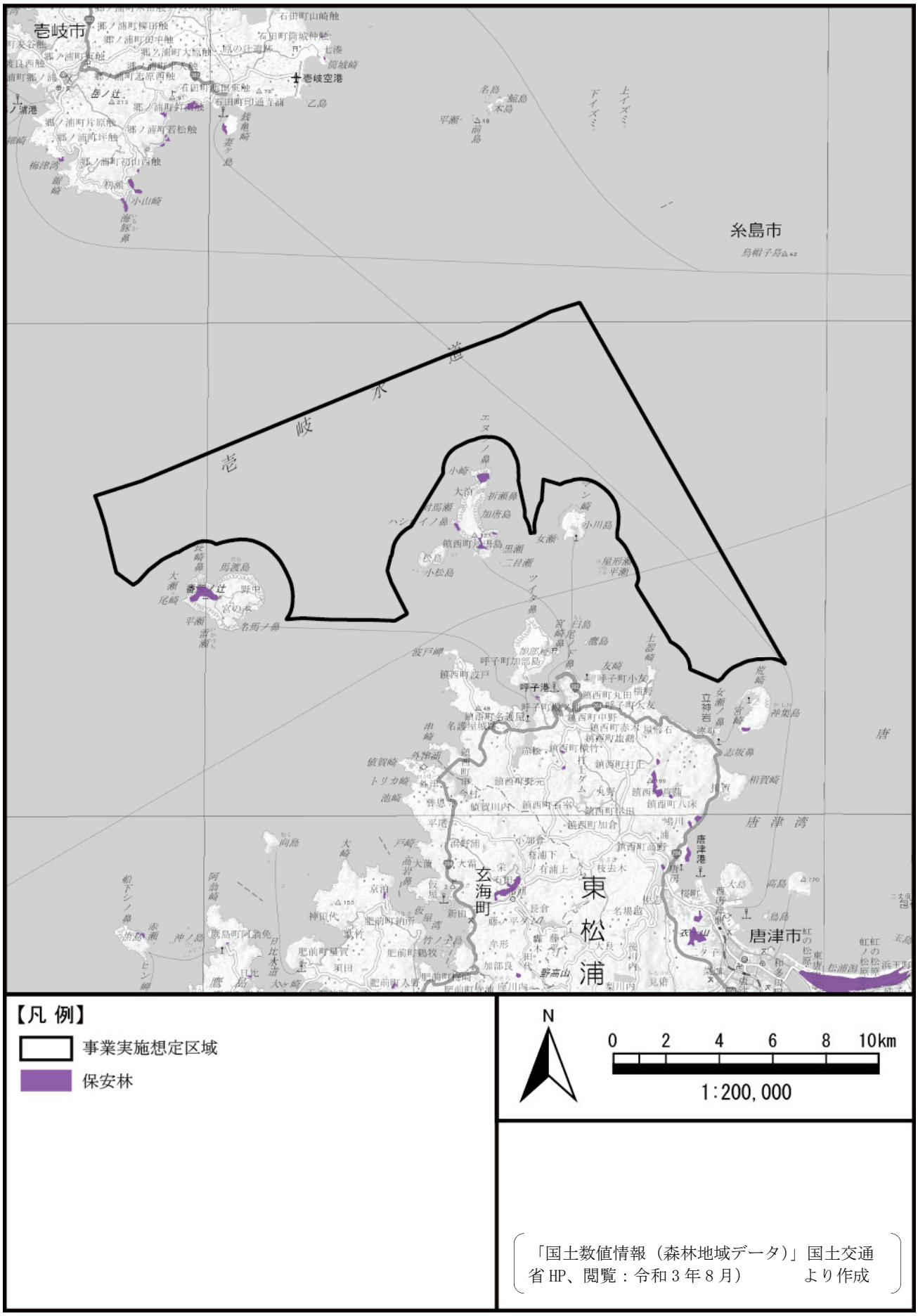

図 3.2-18　保安林の指定状況

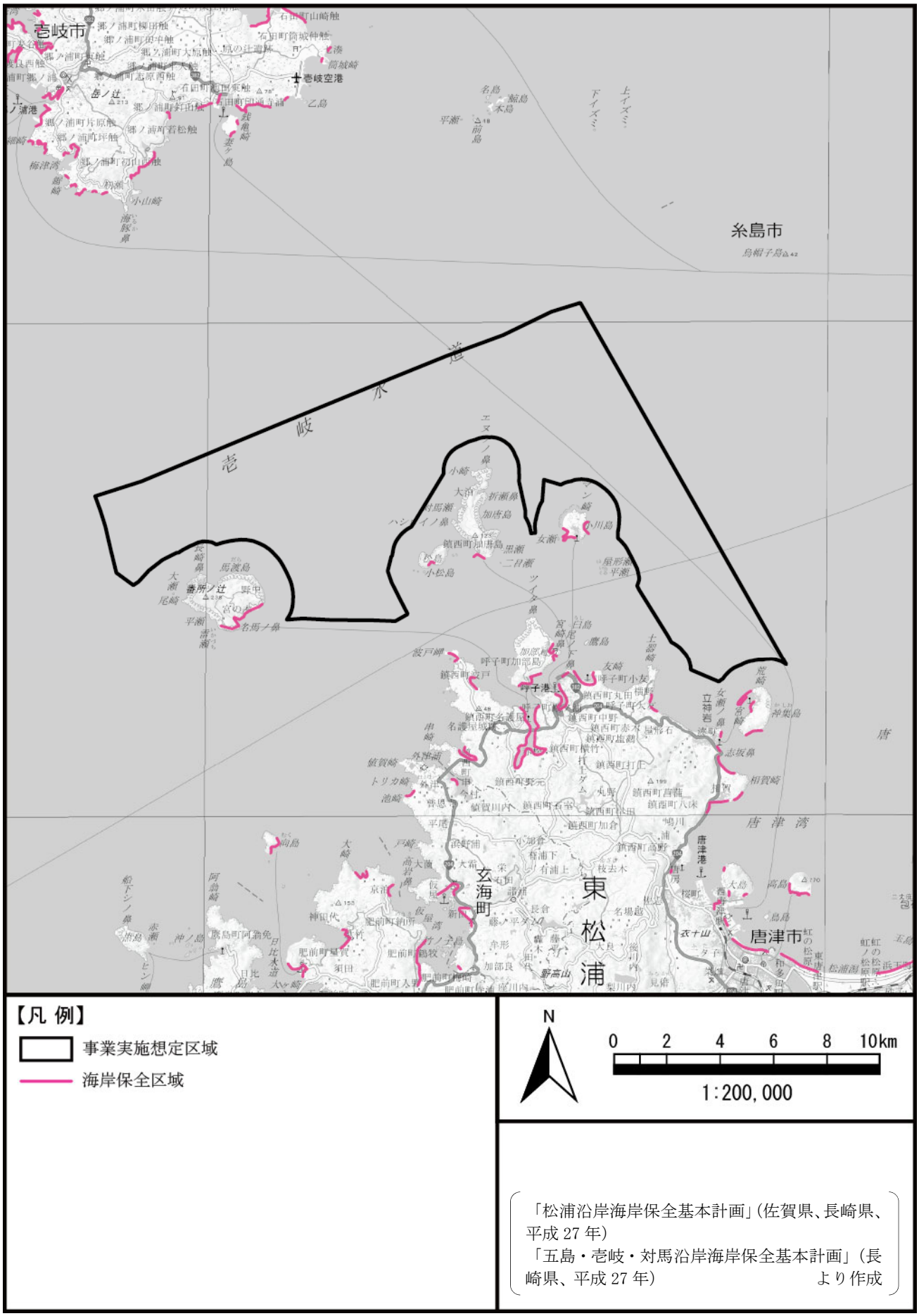

図 3.2-19　海岸保全区域の状況

3. 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-47 のとおりである。

表 3.2-47　関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無						
			唐津市	玄海町	松浦市	壱岐市	糸島市	事業実施想定区域の周囲	事業実施想定区域
土地	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	○	×	○	○	×
公害防止	環境基本法 環境基準	騒音類型指定	○	×	○	×	○	○	×
		水域類型指定	○	○	○	○	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	×	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	○	×	○	○	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○	○	○	×
	佐賀県立自然公園条例 長崎県立自然公園条例 福岡県立自然公園条例	県立自然公園	○	×	×	×	○	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
		自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産	×	×	×	×	×	×	×
		世界自然遺産	×	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地区・特別緑地保全地区	×	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	ラムサール条約登録湿地	×	×	×	×	×	×	×
	水産資源保護法	保護水面	×	×	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	○	○	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○	×	○	×
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×	×	○	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	○	○	×

注：「○」は指定あり、「×」は指定なし